



埼玉県報

第2170号

平成22年3月30日

火曜日

目次

条例

- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例\(改革推進課\)](#)
- [加須市の設置等に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [加須市の設置等に伴う関係条例の整備に関する条例\(地域政策課\)](#)
- [埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例\(市町村課\)](#)
- [職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の給与に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例のあらまし\(国際課\)](#)

- [埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例\(国際課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし\(青少年課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例\(青少年課\)](#)
- [埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県保健所使用料等条例等の一部を改正する条例のあらまし\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県保健所使用料等条例等の一部を改正する条例\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例のあらまし\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例のあらまし\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(産業支援課\)](#)
- [埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例\(産業支援課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(田園都市づくり課\)](#)
- [執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例のあらまし\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例のあらまし\(財務課\)](#)
- [埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例\(財務課\)](#)
- [埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)

- [○ 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [○ 埼玉県学校設置条例等の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [○ 埼玉県学校設置条例等の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [○ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [○ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [○ 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健体育課\)](#)
- [○ 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例\(保健体育課\)](#)
- [○ 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [○ 埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)

規則

- [○ 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [○ 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [○ 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [○ 知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [○ 知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則\(情報企画課\)](#)
- [○ 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(地域政策課\)](#)
- [○ 埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則\(市町村課\)](#)
- [○ 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則\(市町村課\)](#)
- [○ 埼玉県国土利用計画審議会規則の一部を改正する規則\(土地水政策課\)](#)
- [○ 埼玉県表彰規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)

- [地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部の施行に関する規則を廃止する規則\(人事課\)](#)
- [地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則\(職員健康支援課\)](#)
- [埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則\(管財課\)](#)
- [埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県消費生活協同組合施行細則の一部を改正する規則\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則\(青空再生課\)](#)
- [使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(青空再生課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則\(青空再生課\)](#)
- [埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正\(産業廃棄物指導課\)](#)
- [生活保護法施行細則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県介護保険審査会規則の一部を改正する規則\(介護保険課\)](#)
- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県立大学管理規則を廃止する規則\(保健医療政策課\)](#)

- [○ 衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [○ 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則\(医療整備課\)](#)
- [○ 埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)
- [○ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)
- [○ 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)
- [○ 埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則\(産業支援課\)](#)
- [○ 埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則\(経済流通課\)](#)
- [○ 水防に関する規則の一部を改正する規則\(河川砂防課\)](#)
- [○ 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則\(公園スタジアム課\)](#)
- [○ 埼玉県開発審査会規則の一部を改正する規則\(開発指導課\)](#)
- [○ 埼玉県宅地建物取引業審議会規則の一部を改正する規則\(開発指導課\)](#)
- [○ 埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則\(開発指導課\)](#)
- [○ 埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則\(開発指導課\)](#)
- [○ 建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則\(開発指導課\)](#)
- [○ エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)
- [○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [○ 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則\(政策調査課\)](#)
- [○ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [○ 埼玉県立高等学校通則等の一部を改正する規則\(財務課\)](#)
- [○ 埼玉県高等学校等奨学金に関する規則の一部を改正する規則\(財務課\)](#)
- [○ 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [○ 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [○ 学校職員の時間外勤務手当に関する規則\(教職員課\)](#)
- [○ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則\(情報管理課\)](#)
- [埼玉県人事委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [埼玉県緊急経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令\(計画調整課\)](#)
- [副知事の担当事務に関する訓令の一部を改正する訓令\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)

- [職員被服貸与規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令\(職員健康支援課\)](#)
- [埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県公印規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程の一部を改正する訓令\(青空再生課\)](#)
- [埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令\(農業支援課\)](#)
- [埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令\(危機管理課\)](#)
- [埼玉県危機対策本部設置規程\(危機管理課\)](#)
- [埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程を廃止する訓令\(みどり再生課\)](#)
- [埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程\(みどり再生課\)](#)
- [埼玉県新型インフルエンザ対策推進本部設置規程を廃止する訓令\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県新型インフルエンザ対策推進本部設置規程\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県議会公印規程の一部を改正する訓令\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [歴史的資料の保存及び利用に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(財務課\)](#)
- [埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

- [埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令\(教職員課\)](#)
- [埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令\(情報管理課\)](#)
- [埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

管理規程

- [埼玉県下水道局組織規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員就業規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員給与規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局公印規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局文書管理規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局公用車管理規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道事業管理者の職務を行う職員を指定する規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局人事事務取扱規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員倫理規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局の職務発明等に関する規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員被服貸与規程\(下水道課\)](#)
- [埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)

- [埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [公営企業管理者の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [テレビ等\(第5-1グループ\)の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等\(第5-2グループ\)の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等\(第5-3グループ\)の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等\(第7-1グループ\)の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等\(第7-2グループ\)の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等\(第7-3グループ\)の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)

- [テレビ等（第7-4グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第9-1グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第9-2グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第9-3グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第9-4グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第11-1グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第11-2グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第11-3グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第11-4グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第12-1グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第12-2グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第12-3グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第12-4グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [テレビ等（第12-5グループ）の購入に関する落札者の公示\(入札執行課\)](#)
- [埼玉県危機管理防災センター（仮称）映像設備に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [参議院議員通常選挙投票用紙の印刷業務に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針\(温暖化対策課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車\(青空再生課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車台数の割合\(青空再生課\)](#)
- [昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号の一部を改正する告示 \(水環境課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)

- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [手子林第二土地改良区の清算人退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [洪水予報を行う河川の指定\(河川砂防課\)](#)
- [水防警報をしなければならない河川の指定の一部改正\(河川砂防課\)](#)

- [川口都市計画川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [県営都市公園\(まつぶし緑の丘公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [新座都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(下水道課\)](#)
- [深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(下水道課\)](#)
- [寄居都市計画下水道事業\(深谷市\)の事業計画の変更認可\(下水道課\)](#)
- [蕨都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(下水道課\)](#)
- [児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(下水道課\)](#)
- [埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示\(開発指導課\)](#)
- [埼玉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示\(開発指導課\)](#)
- [埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示\(開発指導課\)](#)
- [県立学校総務事務システムソフトウェアの賃貸借に関する入札公告\(県立学校人事課\)](#)
- [県立学校総務事務システムに係るデータ入力及び審査確認業務委託に関する入札公告\(県立学校人事課\)](#)
- [県道根岸本町線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越新座線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道南古谷停車場線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越北環状線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越北環状線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道大野東松山線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道ときがわ熊谷線の道路区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道ときがわ熊谷線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の区域の決定\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [自転車専用道路等の指定\(熊谷県土整備事務所\)](#)

- [県道利根川自転車道線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道幸手停車場線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示\(政策調査課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し\(選挙管理委員会\)](#)
- [労働委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正の告示\(審査調整課\)](#)
- [埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の利用に関する規程の一部改正の告示\(内水面漁場管理委員会\)](#)

雑報

- [狭山環状有料道路外二路線の料金（障害者割引）の変更\(道路政策課\)](#)
- [さいたま市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [熊谷市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [越谷市営住宅及び共同住宅の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(財政課)

一 趣旨

土壤汚染対策法等の一部改正に伴い、汚染土壌処理業許可更新申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び病院開設許可手数料等の額の改定等をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 土壤汚染対策法等の一部改正に伴う手数料の新設

(例) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料 二十二万円

イ 医療法の規定に基づく許可等の手数料の改定

(例) 病院開設許可手数料

(現行) 四万二千円 (改正後) 五万円

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

(一)アのうち、汚染土壌処理業許可更新申請手数料等は証紙による収入の方法により徴収

三 施行期日

平成二十二年四月一日

ただし、一部は同年六月一日又は七月一日

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「含む。」の下に「、埼玉県選挙管理委員会」を加える。

別表企画財政部の項第二号中「(昭和二十三年法律第九十四号)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の十六第十項及び第十五項の規定に基づく少額領収書の写しの交付	少額領収用紙一枚につき	十円
--	-------------	----

別表環境部の項第三十四号中「土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)附則第二条第一項」を「土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項」に改め、同項中第五十号を第五十二号とし、第三十五号から第四十九号までを二号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の二号を加える。

三十五 土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	二十二万円
-------------------------------	------------------	-------

壊処理業の許可 の更新の申請に 対する審査	三十六 土壌汚染 汚染土壌 処理業の 条第一項の規定 に基づく汚染土 壊処理業の許可 に係る事項の変 更の許可の申請 に対する審査 申請手 料	二十二万円
-----------------------------	---	-------

別表保健医療部の項第七十一号中「四万二千元」を「五万円」に改め、同項第七十二号中「一万九千元」を「二万円」に改め、同項第七十三号中「一万三千元」を「一万四千元」に改め、同項第七十四号中「四万三千元」を「四万八千元」に、「一万円」を「一万二千元」に改め、同項第七十五号中「二万二千元」を「二万六千元」に、「六千元」を「七千元」に改め、同項第七十六号中「一万七千元」を「一万八千元」に、「四千元」を「六千元」に改める。

別表都市整備部の項第一号中「五千元」を「七千元」に、「九千元」を「一万四千元」に、「一万四千元」を「二万四千元」に、「一万九千元」を「三万千元」に、「三万四千元」を「五万八千元」に、「四万八千元」を「七万八千元」に、「十四万円」を「二十三万五千元」に、「二十四万円」を「四十二万円」に、「四十六万円」を「七十七万七千元」に改め、同項第二号及び第三号中「九千元」を「一万四千元」に、「四千元」を「五千元」に、「五千元」を「七千元」に、「三千元」を「四千元」に改め、同項第四号中「八千元」を「一万二千元」に、「四千元」を「五千元」に改め、同項第五号中「一万円」を「一万四千元」に、「一万二千元」を「一万七千元」に、「一万六千元」を「二万四千元」に、「二万二千元」を「三万五千元」に、「三万六千元」を「五万九千元」に、「五万円」を「八万二千元」に、「十二万円」を「二十万八千元」に、「十九万円」を「三十万千元」に、「三十八万円」を「六十六万六千元」に、「九千元」を「一万二千元」に、「一万千元」を「一万五千元」に、「一万五千元」を「二万三千元」に、「二万千元」を「三万三千元」に、「三万五千元」を「五万七千元」に、「四万七千元」を「七万七千元」に、「十一万円」を「十九万千元」に、「十八万円」を「三十一万五千元」に、「三十七万円」を「六十五万円」に改め、同項第六号

及び第七号中「一万三千元」を「一万七千元」に、「八千元」を「一万円」に、「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同項第八号中「九千元」を「一万二千元」に改め、同項第九号中「九千元」を「一万三千元」に、「一万円」を「一万七千元」に、「一万五千元」を「二万三千元」に、「二万円」を「三万円」に、「三万三千元」を「五万二千元」に、「四万五千元」を「七万二千元」に、「十万円」を「十六万五千元」に、「十六万円」を「二十六万千元」に、「三十万円」を「五十五万二千元」に改め、同項第十号及び第十一号中「一万二千元」を「一万六千元」に、「八千元」を「一万円」に改め、同項第十二号中「九千元」を「一万二千元」に改め、同項第百号中「五千元」を「七千元」に、「九千元」を「一万四千元」に、「一万四千元」を「二万四千元」に、「一万九千元」を「三万千元」に、「三万四千元」を「五万八千元」に、「四万八千元」を「七万八千元」に、「十四万円」を「二十三万五千元」に、「二十四万円」を「四十二万円」に、「四十六万円」を「七十七万七千元」に、「四千元」を「五千元」に、「三千元」を「四千元」に改める。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百五十六号を第三百五十八号とし、第百八号から第三百五十五号までを二号ずつ繰り下げ、第百七号の次に次の二号を加える。

百八	汚染土壌処理業許可更新申請手数料
百九	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料

附則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県手数料条例第二条の改正規定 公布の日

二 第一条中埼玉県手数料条例別表企画財政部の項の改正規定 平成二十二年六月一日

三 第一条中埼玉県手数料条例別表都市整備部の項の改正規定 平成二十二年七月一日

2 第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表保健医療部の項第七十一号から第七十六号までの規定は、平成二十二年四月一日以後にされる医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づく許可又は検査の申請(以下「許可等の申請」

という。()に係る手数料について適用し、同日前にされた許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

一 趣旨

公立大学法人埼玉県立大学の設立及び下水道事業管理者の設置に伴い職員の定数の区分を改めるとともに、事務事業の執行体制の見直し及び埼玉県立小児医療センターの看護体制の充実等を図るため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

(一) 知事の事務を補助する職員（一般職員）

七千二百七十六人 七千五人（二百七十一人）

* 定数削減は百七十人。下水道事業管理者を新設し、百一人を移管するため、改正数は合わせて二百七十一人。

* 公立大学法人埼玉県立大学の設立に伴い「大学の職員」の項目を削除

(二) 公営企業管理者の事務を補助する職員

四百二十八人 四百二十二（六人）

(三) 病院事業管理者の事務を補助する職員

千八百九人 千八百四十四人（+三十五人）

(四) 下水道事業管理者の事務を補助する職員

（新設）百一人

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 知 事

七千五人

第二条第一項第八号中「四百二十八人」を「四百二十二人」に改め、同項第九号中「千八百九人」を「千八百四十四人」に改め、同項に次の一号を加える。

十 下水道事業管理者

百一人

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

加須市の設置等に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第五号）（地域政策課）

一 趣旨

加須市の設置及び久喜市の字名の変更に伴い、関係十五条例を整備するための条例の制定

二 内容

(一) 加須市の設置に伴う行政機関の所管区域、公の施設的位置等の表示に係る規定の整備

(二) 久喜市の字名の変更に伴う公の施設的位置の表示に係る規定の整備

三 施行期日

公布の日

条 例

加須市の設置等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

加須市の設置等に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県税条例及び埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「北埼玉郡」を削る。

一 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)第四条第二項第五号の表

二 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例(昭和四十二年埼玉県条例第二十一号)第一条の表埼玉県熊谷家畜保健衛生所の項管轄区域の欄

(埼玉県保健所条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「北埼玉郡」を削る。

一 埼玉県保健所条例(昭和二十五年埼玉県条例第四十二号)第一項の表埼玉県加須保健所の項所管区域の欄

二 埼玉県税事務所設置条例(昭和三十年埼玉県条例第四号)本則の表埼玉県行田県税事務所の項所管区域の欄

三 埼玉県環境管理事務所設置条例(昭和六十二年埼玉県条例第四号)第二条の表埼玉県東部環境管理事務所の項所管区域の欄

四 埼玉県福祉保健総合センター設置条例(平成十年埼玉県条例第六十二号)第一条第三項の表埼玉県北埼玉福祉保健総合センターの項所管区域の欄

五 埼玉県児童相談所設置条例(平成十一年埼玉県条例第六十四号)本則の表埼玉県熊谷児童相談所の項所管区域の欄

六 埼玉県地域振興センター設置条例(平成十九年埼玉県条例第六十四号)第二条の表埼玉県利根地域振興センターの項所管区域の欄

七 埼玉県福祉事務所設置条例(平成二十一年埼玉県条例第十号)第二条の表埼玉県東部中央福祉事務所の項所管区域の欄

(埼玉県立図書館設置条例の一部改正)

第三条 埼玉県立図書館設置条例(昭和二十六年埼玉県条例第十九号)の一部を次

のように改正する。

第二条の表埼玉県立久喜図書館の項中「大字下早見」を「下早見」に改める。

(埼玉県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 埼玉県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表給水対象の欄中「、北埼玉郡騎西町、北川辺町及び大利根町」を削る。

(一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「久喜市及び北埼玉郡大利根町」を「加須市及び久喜市」に改める。

一 埼玉県流域下水道設置条例(昭和四十九年埼玉県条例第五十五号)第二項の表古利根川流域下水道の項

二 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号)第四条の表古利根川流域下水道の項

(埼玉県環境科学国際センター条例の一部改正)

第六条 埼玉県環境科学国際センター条例(平成十一年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「北埼玉郡騎西町」を「加須市」に改める。

(埼玉県保健所条例の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 埼玉県保健所条例の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一項の表の改正規定中「北埼玉郡」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(埼玉県条例第六号)(市町村課)

一 趣旨

県民の利便の増進と行政の合理化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別)の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものである。

二 内容

(一) 県の責務

本人確認情報の利用及び提供に関し、適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。

(二) 知事が本人確認情報を利用する事務

介護支援専門員の登録等における申請者等の確認、県税の賦課徴収(納税通知書が返戻された場合等)における納税義務者等の確認など二十一事務を規定。

(三) 知事以外の県の執行機関へ本人確認情報を提供する事務

住民監査請求における請求者の確認など三事務を規定。

(四) 市町村の執行機関へ本人確認情報を提供する事務

一般旅券の発給等における申請者の確認事務を規定。

(五) 本人確認情報の提供方法

知事以外の県の執行機関及び市町村の執行機関への本人確認情報の提供は、住基ネット又は磁気ディスク等により行う。

(六) 本人確認情報の利用及び提供状況の公表

本人確認情報の利用及び提供の状況について、毎年度公表する。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)(第三十条の七第三項の保存期間に係る本人確認情報(以下「保存期間に係る本人確認情報」という。))の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第二条 県は、保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(本人確認情報の提供に関する市町村の執行機関及び事務)

第三条 法第三十条の七第四項第二号の条例で定める区域内の市町村の執行機関(次条において「市町村の執行機関」という。)(及び事務は、別表第一のとおりとする。

(市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による保存期間に係る本人確認情報の市町村の執行機関への提供(同項第二号に掲げる場合における提供に限る。)(は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び第七条第一号において同じ。)(から電気通信回線を通じて市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第五条 法第三十条の八第一項第二号の条例で定める事務は、別表第二に掲げる事務とする。

(本人確認情報の提供に関する知事以外の執行機関及び事務)

第六条 法第三十条の八第二項の条例で定める知事以外の県の執行機関(次条において「知事以外の執行機関」という。)(及び事務は、別表第三のとおりとする。(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第七条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報
の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法

二 規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

（本人確認情報の利用及び提供の状況の公表）

第八条 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

市町村の執行機関	事 務
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）別表第三十一項市町村の欄に掲げる市町村の長	一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の一般旅券の発給の申請、同法第十条第一項ただし書の一般旅券の記載事項の訂正の申請若しくは同法第十二条第一項の一般旅券の査証欄の増補の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答 二 旅券法第十七条第一項の一般旅券の紛失若しくは焼失の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

別表第二（第五条関係）

一 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）及び死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）に基づく事務であつて次に掲げるもの

イ 死体解剖保存法施行令第一条第一項の規定により經由される死体解剖資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 死体解剖保存法施行令第五条第一項の住所の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）による県税（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十条の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。以下この号において同じ。）に係る地方団体の徴収金の賦課徴収（地方税法第四十八条第一項から第三項までの規定により徴収する市町村民税に係る地方団体の徴収金の徴収を含む。以下この号において同じ。）に関する事務であつて次に掲げるもの

イ 県税の賦課徴収に関する調査のために必要と認められる納税者その他の規則で定める者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

ロ 地方税法第四百四十四条の二十一第一項（同法附則第十二条の二の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する免税軽油使用者（その者が法人である場合にあつては、規則で定める者）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

ハ 過誤納金又は還付金に係る還付を受けるべき者その他の規則で定める者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

二 埼玉県税条例に基づく事務であつて次に掲げるもの

(1) 埼玉県税条例第三十一条の十三の個人の事業税の減免若しくは同条例第三十二条の十三の不動産取得税の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2) 埼玉県税条例第三十二条の二の住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の適用があるべき旨の申告、同条例第三十二条の五第一項の不動産の取得に係る申告若しくは同条例第三十二条の八第五項の既存住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の適用があるべき旨の申告の受理、それらの申告に係る事実についての審査又はそれらの申告に対する応答

(3) 埼玉県税条例第四十五条の三の自動車取得税の減免若しくは同条例第四十九条第三項から第五項までの自動車税の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 地方税法第二十条の四第一項の嘱託を受けた徴収金の徴収に関する調査のために必要と認められる納税者その他の規則で定める者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四 地方税法第七十一条、第七十一条の二十二、第七十一条の四十三、第七十一

条の六十三、第七十二条の七十三、第七十三条の四十一、第七十四条の三十、第九十七条、第三百三十九条、第四百四十四条の五十四、第七百七十四条、第二百五条又は第七百四十六条第一項の規定による県税に関する犯則事件（地方法人特別税等に関する暫定措置法第十九条の規定により法人の事業税に関する犯則事件とみなされる地方法人特別税に関する犯則事件を含む。）の調査に係る犯則嫌疑者（その者が法人である場合にあつては、規則で定める者）又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

五 埼玉県税条例第十四条第一項の証明書の交付の請求の受理又はその請求に対する応答

六 埼玉県税条例第十六条第一項、第三十一条の十二第一項、第三十二条の六第一項、第五十四条第一項、第六十一条第一項又は第七十四条の二第一項に規定する過料の処分の要件に該当すると認めるに足りる相当の理由がある者その他の規則で定める者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

七 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に係る過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に係る過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

九 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十一条の四第一項の養育医療の給付に要する費用の徴収に係る滞納者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）に基づく事務であつて次に掲げるもの

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条第一項の液化石油ガス販売事業の登録、同法第二十九条第一項の保安業務の認定若しくは同法第三十二条第一項の保安機関の認定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八条（同法第三十五条の四において準用する場合を含む。）の氏名等の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十一 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に基づく事務であつて次に掲げるもの

イ 電気工事業の業務の適正化に関する法律第十七条の二第一項、同条第四項

において準用する同法第十条第一項又は同法第三十四条第五項の自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始等の通知の受理

ロ 電気工事業の業務の適正化に関する法律第三十四条第四項の電気工事業の開始若しくは変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条の地方卸売市場の開設の許可若しくは同法第五十八条第一項の卸売業務の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）に基づく事務であつて次に掲げるもの

イ 介護保険法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録の申請、同法第六十九条の三の介護支援専門員の登録の移転の申請、同法第六十九条の六第一号の介護支援専門員の登録の削除の申請、同法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付の申請、同法第六十九条の八第一項の介護支援専門員証の有効期間の更新の申請若しくは介護保険法施行規則第一百三十九条の二十三第一項の介護支援専門員証の書換え交付の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答

ロ 介護保険法第六十九条の四の介護支援専門員の登録事項の変更の届出若しくは同法第六十九条の五の介護支援専門員の死亡等の届出の受理又はそれらの届出に係る事実についての審査

ハ 介護保険法第六十九条の五の規定による届出がない者で、同条各号のいずれかに該当すると認めるに足りる相当の理由があるものの生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

ニ 介護保険法第六十九条の三十一第一項に規定する合格の決定の取消しの要件に該当すると認めるに足りる相当の理由がある者の氏名又は住所の確認

十四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条第一項の所轄庁の事務であつて次に掲げるもの

イ 特定非営利活動促進法第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つていると認められる特定非営利活動法人の理事及び監事の住所の確認

ロ 特定非営利活動促進法第十四条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたと認められる特定非営利活動法人の理事及び監事の住所の確認

ハ 特定非営利活動促進法第二十三条第一項又は第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたと認められる特定非営利活動法

人の理事及び監事の住所の確認

二 特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたと認められる特定非営利活動法人の理事及び監事の住所の確認

ホ 特定非営利活動促進法第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠っていると認められる特定非営利活動法人の理事及び監事の住所の確認

ヘ 特定非営利活動促進法第三十一条の三第二項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしていないと認められる特定非営利活動法人の理事の住所の確認

ト 特定非営利活動促進法第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたと認められる特定非営利活動法人の理事及び監事の住所の確認

チ 特定非営利活動促進法第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反していると認められる特定非営利活動法人の理事及び監事の住所の確認

リ 特定非営利活動促進法第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと認められる特定非営利活動法人の理事及び監事の住所の確認

十五 埼玉県吏員恩給条例（昭和八年埼玉県条例第十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて次に掲げるもの

イ 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

ロ 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

ハ 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十六 埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第十条の料金の徴収に係る滞納者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十七 埼玉県卸売市場条例（昭和四十六年埼玉県条例第七十七号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務であつて次に掲げるもの

イ 条例第八条第一項の営業等の譲渡し及び譲受けの認可若しくは同条第二項の合併等の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 条例第十一条の氏名等の変更の届出、条例第十八条第一項の卸売のせり人

の届出若しくは条例第二十一条第一項若しくは第二項のその他の卸売市場の開設等の届出の受理又はそれらの届出に係る事実についての審査

十八 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）

以下この号において「条例」という。）に基づく事務であつて次に掲げるもの

イ 条例第二条第一項若しくは第三項の浄化槽保守点検業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 条例第六条第一項の氏名等の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

十九 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成十年埼玉県条例第十六号）による奨学金又は埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第十四号）附則第四項の規定によりその貸与及び返還についてなお従前の例によることとされた修学資金に関する事務であつて次に掲げるもの

イ 奨学金又は修学資金の返還金の徴収に係る被貸与者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

ロ 奨学金若しくは修学資金の被貸与決定者若しくは連帯保証人の異動の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二十 埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）第十六条第一項の開示請求書、同条例第三十条第一項の訂正請求書又は同条例第三十七条第一項の利用停止請求書の送付により行われた請求に係る事実についての審査

二十一 埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）による研修資金に関する事務であつて次に掲げるもの

イ 研修資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 研修資金の被貸与者若しくは連帯保証人の異動の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

別表第三（第六条関係）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	一 埼玉県立高等学校授業料等徴収条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）第二条の授業料又は同条例第六条第一項の入学料の徴収に係る滞納者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

<p>監査委員</p>	
<p>応答</p>	<p>二 埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりその貸与及び返還についてなお従前の例によることとされた奨学金の返還金の徴収に係る被貸与者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する</p>

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

一 趣旨

平成二十一年九月十五日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての報告を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合を改定するとともに、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、部長長級職員の管理職手当の減額の期間を延長するための改正

二 内容

- (一) 月六十時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引上げ
- (二) 部長長級職員の管理職手当の額の減額について、平成二十二年三月三十一日までとしている減額期間を平成二十三年三月三十一日まで延長

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

- 第十四条第三項中、「前二項の規定にかかわらず、」を削り、「勤務時間条例第五条」の下に、「又は学校職員勤務時間条例第六条」を、「若しくは第四条」の下に、「又は学校職員勤務時間条例第四条第二項若しくは第五条」を加え、「を超えて勤務することを命ぜられた職員又は学校職員勤務時間条例第六条の規定により、あらかじめ学校職員勤務時間条例第四条第二項若しくは第五条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間」を、「（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）」に、「それぞれ、その正規の勤務時間」を「割振り変更前の正規の勤務時間」に改め、「対して」の下に「、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、」を加え、同条に次の三項を加える。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち委員会規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（委員会規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十八条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第七条の二第一項又は学校職員勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に

係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十八条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十から第三項に規定する委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

附則第七項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（人事委員会への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、埼玉県人事委員会が定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表第十四条第一項の項の次に次のように加える。

第十四条第四項	第二項の	職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十五条の
第十四条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十八条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五

		<p>十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>

第二十六条の表第十四条第一項の項の次に次のように加える。

	第十四条第四項	
	第二項の	
	第十四条第五項	<p>要しない。ただし、当該時間が職員の子供休業等に関する条例第二十六条の規定により読み替えられた第一項に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十八条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>

本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法等の一部改正に伴い、時間外勤務代休時間制度を新設し、及び三歳に満たない子を養育する職員についてその請求により時間外勤務を免除する等するため、規定の整備を行うための改正

二 内容

- (一) 月六十時間を超える時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設
- (二) 公務の運営に支障がある場合を除き、三歳未満の子を養育する職員からの請求により、時間外勤務を免除する制度を新設

三 施行期日

平成二十二年四月一日から施行。ただし、二の(二)は同年六月三十日から施行。

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「勤務を除く」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条第三項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同条に次の一項を加える。

4 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

第七条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第七条の二 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第十四条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(次項及び第九条第一項において「時間外勤務代休時間」という。)として、委員会規則で定める期間内にある第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(第九条第一項において「勤務日等」という。)(次条第一項に規定する職員の休日及び第九条第一項に規定する代休日を除く。)(に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務
代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間
においても勤務することを要しない。

第九条第一項中「第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割
り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に
改め、「勤務日等（）」の下に「第七条の二第一項の規定により時間外勤務代休時
間が指定された勤務日等及び」を加える。

第十条第二項中「（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）」を削る。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五
号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第五条」の下に「、第七条の二」を加える。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の勤務
時間、休暇等に関する条例第七条の改正規定は、同年六月三十日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第九号)

(人事課)

一 趣旨

現下の厳しい経済情勢にかんがみ、知事等の期末手当の減額の期間を延長するための改正

二 内容

(一) 知事等特別職及び教育長の期末手当の額の減額について、平成二十二年三月三十一日までとしている減額期間を平成二十三年三月三十一日まで延長

(二) 平成二十二年四月一日から設置される下水道事業管理者について、減額の対象に追加

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の期末手当の特例に関する条例（平成十九年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「病院事業管理者」の下に「、下水道事業管理者」を、「平成二十一年四月一日」の下に「（下水道事業管理者にあつては、平成二十二年四月一日）」を加え、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第三条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第七項（見出しを含む。）中「平成二十一年十二月」の下に「並びに平成二十二年六月及び十二月」を加える。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例（埼

玉県条例第十号）（国際課）

一 趣旨

県と外国の州又は省との姉妹提携について、地方自治法第九十六条第二項の規定に基づき議会の議決事件として定めるための条例の制定

二 内容

(一) 姉妹提携についての議決

ア 知事は、県と外国の州又は省との姉妹提携を締結しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経ることとする。

イ 姉妹提携を解消しようとするときも、同様とする。

(二) 現に存する姉妹提携の取扱い

この条例の施行の際現に存する姉妹提携については、議会の議決を経たものとする。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十号

埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例
(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、県と外国の州又は省との姉妹提携(以下「姉妹提携」という。)について、その重要性にかんがみ、議会の議決事件として定めるものとする。

(姉妹提携についての議決)

第二条 知事は、姉妹提携を締結しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。姉妹提携を解消しようとするときも、同様とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する姉妹提携については、第二条前段の規定による議決を経たものとする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）（青少年課）

一 趣旨

青少年を取り巻く社会環境の浄化をより一層推進するため、携帯電話等によるインターネット上の有害情報の閲覧防止措置を講じるものである。

二 内容

(一) 保護者の義務

規則で定める正当な理由を携帯電話事業者に申し出なければ、フィルタリングを解除できない。

(二) 携帯電話事業者の義務

ア フィルタリングサービスに関する口頭説明や説明書の交付

イ 保護者から提出された書面の保存

(三) 立入調査、勧告・公表

ア 条例の遵守状況を確認するため、立入調査を実施

イ 遵守していない携帯電話事業者に対して勧告・公表

三 施行期日

平成二十二年十月一日

条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十一号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三中「情報」の下に「（次条第二項において「有害情報」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）

第二十一条の四 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第十七条第一項ただし書の規定によりフィルタリングサービス（同法第二十九条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット事業者（同条第八項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合

二 青少年を携帯電話端末又はPHS端末の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を保護者が締結する場合

2 携帯電話インターネット事業者は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約にあつては、同項の書面が提出される場合に限る。）を締結するに当たつては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付し

なければならぬ。

- 3 携帯電話インターネット事業者は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面若しくは規則で定める記録媒体を保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット事業者が前二項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提示を求めることができる。
- 6 知事は、第四項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者が当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 第二十五条第一項ただし書中「から第三号まで」を「、第二号、第四号又は第五号」に改め、同項第三号中「第十一条の二第二項」の下に「又は第二十一条の四第一項若しくは第二項」を加え、同項に次の一号を加える。
- 五 第二十一条の四第四項の規定により勧告をしようとするとき。
第二十五条第二項中「又は命令」を「、命令又は勧告」に改める。
- 第二十六条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
- 八 携帯電話インターネット事業者の営業所、事務所その他の事業場

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十一条の四第一項及び第二項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（保健医療政策課）

一 趣旨

国の定める水質基準の変更への対応を図るとともに、手数料の算定方法に関する規定を整備する。

二 内容

- (一) 水質基準の変更に伴う手数料の改定等
- (二) 手数料の算定方法に関する規定の整備

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ(2)中 「トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びシロエチレン

三項目につき

ス 一、二 ジクロ

「トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びにシロエチレン及びトランス

二万千八百円」

三項目につき

一、二 ジク

に、「十二項目につき

四万五千八百円」を「十一項目に

二万千八百円」

つき 四万五千六百円」に、「七項目につき

四万四千元」を「六

項目につき

四万三千八百円」に改め、同号八中

「浄水
原水

五十一項目につき

二十三万九千六百円

を「浄水

五

四十項目につき

二十一万七千七百円」

原水

三十

十項目につき

二十三万五千二百円

九項目につき

二十一万五千五百円」

に改め、同条第二項中「診療報酬の算定方

法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表又は別表第二歯科診療報酬点数表」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県保健所使用料等条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（保健医療政策課）

一 趣旨

国の定める診療報酬を使用料及び手数料の決定根拠としている関係六条例について、一括して根拠規定を整備する。

二 内容

使用料及び手数料の決定根拠となっている「診療報酬点数表」を引用するための規定を「厚生労働省告示」から「健康保険法第七十六条第二項」等に変更するなど、規定を整備する。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県保健所使用料等条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十三号

埼玉県保健所使用料等条例等の一部を改正する条例

(埼玉県保健所使用料等条例の一部改正)

第一条 埼玉県保健所使用料等条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表又は別表第二歯科診療報酬点数表(これらの表の基本診療料に係る部分を除く。)」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第四百四十九条において準用する場合を含む。)」の規定による定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(これらのうち初診料、再診料及び往診料に係るものを除く。)」に改める。

(埼玉県立嵐山郷条例の一部改正)

第二条 埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二診療及び検査の項第一号中「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一医科診療報酬点数表若しくは別表第二歯科診療報酬点数表又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)別表食事療養及び生活療養の費用額算定表」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第四百四十九条において準用する場合を含む。)」の規定による定め若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準又は健康保険法第八十五条第二項(同法第四百四十九条において準用する場合を含む。)」の規定による基準若しくは同法第八十五条の二第二項(同法第四百九十九条において準用する場合を含む。)」の規定による基準若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の規定による基準若しくは同法第七十五条第二項の規定による基準」に改め、同項第二号中「同号の」を「同号に規定す

る」に改め、同表身体検査（試験検査を除く。）の項利用料金の上限額の欄を次のように改める。

診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において知事が別に定める額
--

別表第二身体検査（試験検査を除く。）の項の次に次のように加える。

ツベルクリン反応検査 及び予防接種	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において知事が別に定める額
----------------------	---

（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第三条 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「身体検査」の下に、「ツベルクリン反応検査、予防接種」を加える。

別表第一診療及び検査の項第一号中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表若しくは別表第二歯科診療報酬点数表又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百九条において準用する場合を含む。）の規定による定め若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準又は健康保険法第八十五条第二項（同法第四百九条において準用する場合を含む。）の規定による基準若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の規定による基準」に改め、同項第四号中「第一号の」を「第一号に規定する」に改め、同表身体検査（試験検査を除く。）の項金額の欄を次のように改める。

診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において知事が別に定める額
--

別表第一身体検査（試験検査を除く。）の項の次に次のように加える。

ツベルクリン反応検査 及び予防接種	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において知事が別に定める額
----------------------	---

（埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部改正）

第四条 埼玉県立障害者歯科診療所条例（昭和五十七年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二歯科に係る診療及び検査の項第一号中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第二歯科診療報酬点数表」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に改め、同項第二号中「同号の」を「同号に規定する」に改め、同表歯科に係る身体検査（試験検査を除く。）の項利用料金の上限額の欄を次のように改める。

歯科に係る診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において知事が別に定める額

（精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第五条 精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

（埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正）

第六条 埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一診療及び検査の項中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表若しくは別表第二歯科診療報酬点数表又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に改め、同表身体検査（試験検査を除く。）の項金額の欄を次のように改める。

診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において知事が別に定める額

別表第一ツベルクリン反応検査の項を次のように改める。

ツベルクリン反応検査 診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た

及び予防接種	額及び実費相当額の合計額の範囲内において知事が別に定める額
--------	-------------------------------

別表第一 B C G 接種の項及び予防接種の項を削り、同表の備考を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十四号)
(医療整備課)

一 趣旨

看護師等に対する修学資金貸与制度を育英奨学金貸与制度に統合するとともに、奨学金の貸与の額の改定等を行うための改正

二 内容

- (一) 目的及び貸与の対象者の改正
- (二) 貸与の額・交付の方法の改正
- (三) 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の廃止

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十四号

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成十年埼玉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「者で」の下に「あつて、」を加え、「困難な」を「困難で、かつ、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする」に改め、「の養成」の下に「及び確保」を加える。

第二条中「養成所」の下に「（これらのうち授業料が徴収されないものを除く。）」を加える。

第三条に次の一号を加える。

四 看護師等養成施設を卒業した後、県内において看護師等の業務に従事することが確実であると認められる者であること。

第四条中「月額三万六千円」を「次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

区 分		貸与額（年額）
看護師等養成施設に在学する者 （次の項に該当する者を除く。）	地方公共団体又は独立行政法人国立病院機構が設置する看護師等養成施設	二十七万円
	地方公共団体又は独立行政法人国立病院機構以外の者が設置する看護師等養成施設	五十四万円
看護師等養成施設に在学する者（准看護師を養成する課程に在学する者に限る。）		三十六万円

第六条中「四月分から七月分まで、八月分から十一月分まで及び十二月分から翌年の三月分までをそれぞれ」を「その年額を」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 (埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の廃止)
(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例 (昭和三十八年埼玉県条例第五号) は、廃止する。
過措置)
- 4 前項の規定による廃止前の埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の規定に基づく貸与の決定を受けた者に係る修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）（医療整備課）

一 趣旨

地域枠医学生奨学金貸与事業及び臨床研修医研修資金貸与事業の開始に伴い、返還免除の要件等を改めるため、本条例の一部改正を行う。

二 内容

研修資金の貸与を受けた者が、地域枠医学生奨学金、臨床研修医研修資金又はこの条例に基づき研修資金の貸与を受けている場合においては、当該奨学金又は研修資金の返還の債務の免除を受けるために必要な勤務の期間は、研修資金の返還の債務の免除を受けるために必要な勤務の期間に含めないこととする。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十五号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例（平成二十一年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三年以内において」を削り、同条第一号中「とき」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 産科又は小児科に係る後期研修を受講しているとき。

第十条第一項中「者が、」の下に「当該研修資金の貸与に係る」を、「引き続き」の下に「当該」を加え、同条第二項中「受けたもの」の下に「（当該研修資金の貸与に係る後期研修に引き続き同号に規定する後期研修を受講した者に限る。）」「」を加え、同条第三項中「同条第三号」を「同条第二号又は第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 研修資金の貸与を受けた者が規則で定める奨学金又は研修資金の貸与を受けている場合においては、当該奨学金又は研修資金の返還の債務の免除を受けるために必要とされる勤務は、第一項及び第二項の勤務に含めないものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の埼玉県後期研修医研修資金貸与条例の規定に基づき貸与の決定がされた研修資金の返還については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（埼玉県条例第十六号）（医療整備課）

一 趣旨

県内の病院において、産科、小児科又は救命救急センターに勤務する医師を誘導し、定着を図るため、臨床研修を受講する医師に対し研修資金の貸与制度を設けるものである。

二 内容

(一) 貸与対象者

県内の臨床研修病院において臨床研修を受講する医師で、将来産科、小児科又は救命救急センターの医師になることを目指す者

(二) 貸与期間及び貸与額

臨床研修期間（二年間）以内において、月額十万円を上限に貸与する。

(三) 返還債務の履行猶予

ア 県内の病院で産科、小児科又は救命救急センターに医師として勤務している場合

イ 県内の病院で臨床研修を受講している場合

ウ 臨床研修修了後、産科、小児科又は救命医療に係る後期研修を受講している場合

エ 災害、疾病その他やむを得ない理由がある場合

(四) 返還債務の免除

臨床研修修了後、県内の病院において、産科、小児科又は救命救急センターに、医師として貸与期間の一・五倍に相当する期間（貸与期間二年の場合は三年）勤務した場合は、研修資金の返還を免除する。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県内の臨床研修病院において臨床研修を受講する医師に対し、予算の範囲内において研修資金を貸与することにより、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターに勤務する医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「臨床研修病院」とは、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項の医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院をいう。

2 この条例において「臨床研修」とは、医師法第十六条の二第一項の臨床研修をいう。

3 この条例において「産科」とは、診療科名中に産科を示す名称を有する診療科をいう。

4 この条例において「小児科」とは、診療科名中に小児科を示す名称（これに類するものとして規則で定めるものを含む。）を有する診療科をいう。

5 この条例において「救命救急センター」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の医療計画に基づき知事の要請を受けた病院の開設者が運営する救命救急センターをいう。

(貸与の対象者)

第三条 研修資金の貸与を受けることができる者は、県内の臨床研修病院において臨床研修を受講する医師で、当該臨床研修を修了した後、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターに勤務することが確実であると認められるものとする。

(貸与の額)

第四条 研修資金の貸与の額は、月額十万円以内において知事が定める額とする。

(貸与期間)

第五条 研修資金の貸与期間は、臨床研修の期間以内において知事が定める期間と

する。

(貸与の手続及び交付の方法)

第六条 研修資金の貸与の手続及び交付の方法は、規則で定める。

(貸与の取消し又は交付の停止)

第七条 知事は、研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が次のいずれかに該当するときは、研修資金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。

- 一 第三条に規定する者でなくなったとき。
- 二 心身の故障のため、臨床研修の受講の継続が困難と認められるに至ったとき。
- 三 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 四 その他研修資金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき。

(返還の方法)

第八条 貸与を受けた研修資金の返還の方法は、規則で定める。

(返還の債務の履行猶予)

第九条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間(第二号又は第三号に該当する場合にあっては、知事が定める期間)、研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- 一 県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しているとき(次号又は第三号に該当する場合を除く。)
- 二 県内の病院において臨床研修を受講しているとき。
- 三 産科、小児科又は救急医療に係る後期研修(埼玉県後期研修医研修資金貸与条例(平成二十一年埼玉県条例第十三号)第二条第五項の後期研修をいう。)を受講しているとき。

四 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

(返還の債務の当然免除)

第十条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が、当該研修資金の貸与に係る臨床研修を修了した後引き続き当該研修資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間、前条第一号に規定する勤務を引き続いたときは、研修資金の返還の債務を免除するものとする。

2 知事は、研修資金の貸与を受けた者で当該研修資金の貸与に係る臨床研修を修了した後引き続き前条第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けたものが、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて前項に規定する期間、同条第一号に規定する勤務を引き続いたときは、研修資金の返還の債務を免除す

るものとする。

3 研修資金の貸与を受けた者が、前条第一号に規定する勤務をした期間に引き続いて同条第三号又は第四号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受け、かつ、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて再び同条第一号に規定する勤務をすることとなった場合においては、その者を、先の勤務の期間と後の勤務の期間とを通じ、引き続き同号に規定する勤務をしている者とみなして前二項の規定を適用する。

4 研修資金の貸与を受けた者が規則で定める奨学金の貸与を受けている場合においては、当該奨学金の返還の債務の免除を受けるために必要とされる勤務は、第一項及び第二項の勤務に含めないものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第十一条 知事は、研修資金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は第九条第一号に規定する勤務に起因する心身の故障のため当該勤務を継続することができなくなったときは、研修資金の返還の債務(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第十二条 研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年十四・五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）
（産業支援課）

一 趣旨

新たに産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額を定める等するため改正

二 内容

- (一) 試験研究機器の追加
- (例) インクジェット式積層造形装置
- (二) 試験研究機器の廃止
- (例) 光造形装置

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十七号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項ナ中「光造形装置」を「インクジェット式積層造形装置」に、「二、四二〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表第二項中ヨをタとし、イからカまでをロからヨまでとし、同項にイとして次のように加える。

イ 集束イオンビーム加工観察装置	一時間	五、六六〇円
------------------	-----	--------

別表第一第一号の表第三項中ワをヨとし、ニからヲまでをへからカまでとし、ハをニとし、その次に次のように加える。

ホ 万能材料試験機（三〇〇キロニュートン）	一時間	七六〇円
-----------------------	-----	------

別表第一第一号の表第三項中ロをハとし、イをロとし、同項にイとして次のように加える。

イ 万能材料試験機（一〇キロニュートン）	一時間	三九〇円
----------------------	-----	------

別表第一第一号の表第四項ト中「精密投影機」を「画像測定機」に、「三七〇円」を「八〇〇円」に改め、同項中ルをヲとし、又の次に次のように加える。

ル 非接触微細形状測定機	一時間	一、五四〇円
--------------	-----	--------

別表第一第一号の表第七項中カをタとし、ワをヨとし、ヲをカとし、ルをヲとし、その次に次のように加える。

ワ 高速信号シリアルアナライザ	一時間	一、二五〇円
-----------------	-----	--------

別表第一第一号の表第七項中又をルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ マイクロ波ネットワークアナライザ測定システム	一時間	二、九五〇円
--------------------------	-----	--------

別表第一第一号の表第八項中カをヨとし、ニからワまでをホからカまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ ガス腐食試験機	一時間	七四〇円
-----------	-----	------

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）

（田園都市づくり課）

一 趣旨

埼玉県屋外広告物審議会を埼玉県景観審議会に統合するための統合

二 内容

埼玉県屋外広告物審議会を埼玉県景観審議会に統合

現 行	改 正 後
埼玉県屋外広告物審議会 （屋外広告物に関する調査審議等）	埼玉県景観審議会 （景観形成及び屋外広告物に関する調査審議）
埼玉県景観審議会 （景観形成に関する調査審議）	

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十八号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県屋外広告物審議会の項を削り、同表埼玉県景観審議会の項中「景観形成」の下に「及び屋外広告物」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年九月二日から施行する。

（埼玉県屋外広告物条例の一部改正）

2 埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「埼玉県屋外広告物審議会」を「埼玉県景観審議会」に改める。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（田園都市づくり課）

一 趣旨

屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を景観行政団体である新座市が処理することとするための改正

二 内容

景観行政団体である新座市が自ら条例を制定し処理することとする事務

（例）広告物の表示等に係る禁止地域の指定

三 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

条 例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「川口市」の下に「、新座市」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十号）（経営管理課）

一 趣旨

医療法施行令の一部改正に伴い県立病院の診療科目を変更するとともに、料金に関する規定を整備し、及び埼玉県立精神医療センターの病床数を変更するための改正

二 内容

(一) 診療科目の変更

(二) 料金に関する規定の整備

(三) 病床数の変更

三 施行期日

平成二十二年四月一日。ただし、(一)(三)は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日

条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項中「内科、呼吸器科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科」を「呼吸器内科、循環器内科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科」に改め、「放射線科」の下に「病理診断科」を加え、同表埼玉立がんセンターの項中「呼吸器科、消化器科、外科」を「呼吸器内科、消化器内科、血液内科、乳腺内科、緩和ケア内科、頭頸部外科、胸部外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科」に改め、「脳神経外科」及び「耳鼻いんこう科」を削り、「放射線科」の下に「病理診断科、精神腫瘍科」を加え、同表埼玉立小児医療センターの項中「精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科」を「心臓血管外科、脳神経外科」に、「脳神経外科、心臓血管外科」を「精神科、アレルギー科」に改め、「放射線科」の下に「病理診断科」を加え、同表埼玉立精神医療センターの項中「内科、小児科、外科」を「児童・思春期精神科、内科、外科、小児科」に、「二百床」を「百八十三床」に改める。

別表診療及び検査の項第一号中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表若しくは別表第二歯科診療報酬点数表又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による定め若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準又は健康保険法第八十五条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による基準若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の規定による基準」に改め、同項第三号中「非紹介患者」の下に「（他の病院又は診療所からの

文書による紹介がない者をいう。」を加え、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号に規定する初診をいう」を「緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く」に改め、同項第五号中「第一号の」を「第一号に規定する」に改め、同表身体検査（試験検査を除く。）の項金額の欄を次のように改める。

診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において病院事業管理者が定める額

別表ツベルクリン反応検査の項を次のように改める。

ツベルクリン反応検査及び予防接種	診療及び検査の項第一号に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において病院事業管理者が定める額
------------------	--

別表BCG接種の項及び予防接種の項を削り、同表の備考を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の表埼玉県立精神医療センターの項の改正規定（「二百床」を「百八十三床」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十一号）（教委・総務課）

一 趣旨

事務事業の執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百七十二人 七百六十一人（十一人）

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百七十二人」を「七百六十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十二号）（財務課）

一 趣旨

公立高等学校の授業料無償化に対応するため、県立高等学校の授業料を徴収しないこととし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 題名の改正

現 行 埼玉県立高等学校授業料等徴収条例

改正後 埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例

(二) 授業料の不徴収及び徴収

授業料無償化に対応するため、県立高等学校の生徒については、授業料を徴収しない。ただし、次のいずれかに該当する生徒については、授業料を徴収する。

ア 専攻科の生徒

イ 授業料を徴収しないことが県立の高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると知事が認める生徒

(三) 授業料等の徴収猶予

特別の事情のある者については、授業料等の徴収を猶予することができることとする。

三 施行期日等

(一) 施行期日

規則で定める日。ただし、二（三）は、平成二十二年四月一日

(二) 経過措置

この条例の施行の日前の在学に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県立高等学校授業料等徴収条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、県立の高等学校の生徒に係る授業料（通信制の課程の生徒については受講料をいう。以下同じ。）及び入学料並びに県立の高等学校の単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者に係る聴講料に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出しを「（授業料の不徴収又は徴収）」に改め、同条第二項中「課程の」を「課程について第一項ただし書の規定により徴収する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「授業料」を「前項ただし書の規定により徴収する授業料」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県立の高等学校の生徒については、授業料を徴収しない。ただし、次のいずれかに該当する生徒については、授業料を徴収する。

一 専攻科の生徒

二 授業料を徴収しないことが県立の高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある
と知事が認める生徒

第三条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号」を「前条第二項第二号」に改め、同条第三項中「前条第一項第三号」を「前条第二項第三号」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第四条中「休学」を「第二条第一項ただし書の場合において、休学」に、「場合」を「とき」に改める。

第五条中「学年の途中」を「第二条第一項ただし書の場合において、学年の途中」

に、「場合」を「とき」に改める。

第六条の見出しを「（入学金の徴収）」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県立の高等学校の生徒については、入学金を徴収する。

第七条の見出しを「（聴講料の徴収）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県立の高等学校の単位制による課程の聴講生として特定の科目を履修する者については、聴講料を徴収する。

第八条の見出し中「減免」の下に「又は徴収猶予」を加え、同条中「授業料又は」を「授業料若しくは」に、「又は免除する」を「若しくは免除し、又はそれらの徴収を猶予する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の在学に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

3 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三教育委員会の項第一号中「埼玉県立高等学校授業料等徴収条例」を「埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例」に、「第二条」を「第二条第二項若しくは第三項」に、「又は同条例第六条第一項」を「若しくは同条例第六条第二項」に改め、「入学金」の下に「又は埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第二十二号）附則第二項の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた授業料」を加える。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（県立
学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程）	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一〇九 人
一、六四〇 人	県立及び市町村立の特別支援学校		三、二二八 人
四七三 人	県立及び市町村立の中学校		一一、三一三 人
六〇四 人	市町村立小学校		一九、二九〇 人
一、二〇〇 人			

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一〇九人」とあるのは「八、一八五人」と、「一一、三一三人」とあるのは「一一、四二四人」とする。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十四号）（県立学校人事課）

一 趣旨

県立高等学校一校を廃止し、並びに県立高等学校七校及び県立特別支援学校二校の位置の表示を変更するための改正

二 内容

- (一) 県立川本高等学校の廃止
- (二) 久喜市及び加須市の設置に伴う位置の表示の変更

三 施行期日

平成二十二年四月一日

ただし、二(二)については公布の日

条 例

埼玉県学校設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

埼玉県学校設置条例等の一部を改正する条例

(埼玉県学校設置条例の一部改正)

第一条 埼玉県学校設置条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立久喜工業高等学校の項中「大字野久喜」を「野久喜」に改め、同表埼玉県立菖蒲高等学校の項中「大字菖蒲」を「菖蒲町菖蒲」に改め、同表埼玉県立北川辺高等学校の項中「北埼玉郡北川辺町」を「加須市」に改め、同表埼玉県立栗橋高等学校の項中「大字伊坂」を「伊坂」に改め、同表埼玉県立川本高等学校の項を削り、同表埼玉県立鷺宮高等学校の項中「大字中妻」を「中妻」に改め、同表埼玉県立久喜北陽高等学校の項中「大字久喜本」を「久喜本」に改める。

第三号の表埼玉県立久喜特別支援学校の項中「大字上清久」を「上清久」に改め、同表埼玉県立騎西特別支援学校の項中「北埼玉郡騎西町」を「加須市」に改める。

(埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例(平成二十一年埼玉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二号の表の改正規定中「大字菖蒲」を「菖蒲町菖蒲」に、「北埼玉郡北川辺町」を「加須市」に、「大字伊坂」を「伊坂」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定(埼玉県学校設置条例第二号の表の改正規定中埼玉県立川本高等学校の項を削る部分に限る。) 平成二十二年四月一日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（県立学校人事課）

一 趣旨

地方公務員法等の一部改正に伴い、時間外勤務代休時間制度を新設し、及び三歳に満たない子を養育する学校職員についてその請求により時間外勤務を免除等するための改正

二 内容

- (一) 月六十時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定できる制度を新設
- (二) 三歳に満たない子を養育する学校職員からの請求があったときの時間外勤務の免除を制度化
- (三) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する学校職員について時間外勤務を制限する制度の対象となる学校職員の範囲を拡大

三 施行期日

平成二十二年四月一日

ただし、二(二)及び三(三)は同年六月三十日

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中、「（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして県教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「勤務を除く」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条第三項中「（学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして県教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

4 教育委員会は、三歳に満たない子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

第九条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第九条の二 教育委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第十四条第四項（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第十条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、県教育委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項及び第十一条第一項において「時間外勤務代休時間」という。）として、県教育委員会規則で定める期間内にある第四条第二項、第五条又は第六条の規定により勤務時間が割り振られた日（第十一条第一項において「勤務日等」という。）（次条第一項に規定する学校職員の休日及び第十一条第一項に規定する代休を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された学校職員は、当該時間外勤

務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十一条第一項中「第四条第二項、第五条又は第六条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改め、「勤務日等（）」の下に「第九条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第十二条第二項中「（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）」及び「（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、同年六月三十日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十六号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するための改正

二 内容

補償基礎額を改定

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十六号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の補償基礎額の項中「六、三六八円」を「六、三五八円」に、「七、四四三元」を「七、四三〇円」に、「八、四九三元」を「八、四七八円」に、「九、二八五円」を「九、二六八円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十七号）（警務課）

一 趣旨

平成二十二年度における警察官九十一人の増員に伴い、警察官の階級別定数を改定するための改正

二 内容

平成二十二年度における警察官九十一人の増員に伴い、警視の定数「二百六十六人」を「二百六十七人」に、警部の定数「六百十三人」を「六百十七人」に、警部補及び巡査部長の定数「六千七百二十人」を「六千七百七十六人」に、巡査の定数「三千五百十八人」を「三千五百四十八人」に改める。

三 施行期日

平成二十二年四月一日

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百六十六人」を「二百六十七人」に、「六百十三人」を「六百十七人」に、「六千七百二十人」を「六千七百七十六人」に、「三千五百十八人」を「三千五百四十八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表埼玉県利根地域振興センターの項中「、北埼玉郡」を削る。

第十七条の表埼玉県行田県税事務所の中「、北埼玉郡」を削り、同表埼玉県

春日部県税事務所の中「栗橋町、」及び「、鷲宮町」を削る。

第十九条の二の表埼玉県東部環境管理事務所の項及び第二十条の表埼玉県熊谷児童相談所の項中「、北埼玉郡」を削る。

第二十二条の表埼玉県北埼玉福祉保健総合センターの項中「、北埼玉郡」を削り、同表埼玉県葛北福祉保健総合センターの項中「栗橋町、鷲宮町、」を削る。

第二十三条の三第二項の表埼玉県北埼玉福祉保健総合センターの項を削り、同表埼玉県葛北福祉保健総合センターの項中「栗橋町、鷲宮町、」を削る。

第二十五条の表埼玉県加須保健所の項中「、北埼玉郡」を削り、同表埼玉県幸手保健所の項中「栗橋町、」及び「、鷲宮町」を削る。

第二十八条の表埼玉県熊谷保健所の項、第三十七条の表埼玉県熊谷家畜保健衛生所の項及び第五十三条第二項の表中「、北埼玉郡」を削る。

第五十三条の四第二項の表中「、北埼玉郡、南埼玉郡のうち菖蒲町」を削る。
第六十六条第二項の表埼玉県加須農林振興センターの項、第九十九条第二項の表、

第一百八条第二項の表埼玉県行田県土整備事務所の項及び第一百三十一条の十四第二項の表埼玉県熊谷建築安全センターの項中「、北埼玉郡」を削る。

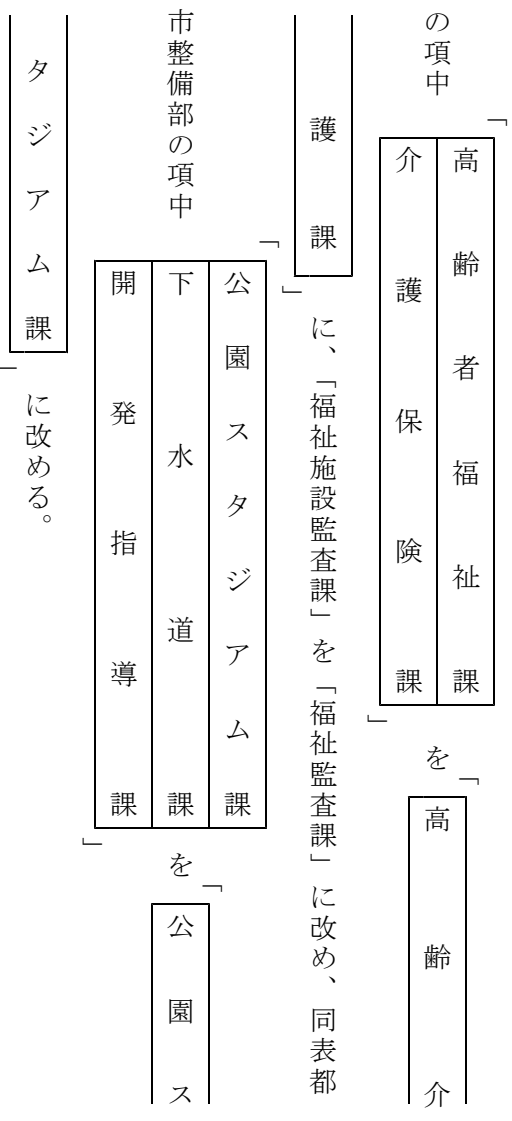
第一百三十六条の四第一項の表中「北埼玉郡騎西町」を「加須市」に改める。
第二条 埼玉県行政組織規則の一部を次のように改正する。

目次中「第一款の三 環境管理事務所（第十九条の二・第十九条の三）」を
「第一款の三 環境管理事務所（第十九条の二・第十九条の三）」に、「第二

第一款の四 福祉事務所（第十九条の四―第十九条の六）」に、「第二十二
十一条」を「―第二十一条の二」に、「第三款 福祉保健総合センター（第二十二

条―第二十四条)」を「第三款 削除」に、「第三十七款 下水道事務所（第三百三十一條の十一―第三百三十一條の十三）」を「第三十七款 削除」に、「第十一款 県立大学（第五百五十一條・第五百五十一條の二）」を「第十一款 削除」に改める。

第三条の表環境部の項中「青空再生課」を「大気環境課」に改め、同表福祉部



第六条の二企画総務課の項第一号中「八都県市首脳会議」を「九都県市首脳会議」に改め、同項第六号中「地方分権」を「地域主権改革」に改め、同条情報企画課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 住民基本台帳法の施行（本人確認情報の処理及び利用等に係るものに限る。）に関すること。

第六条の二地域政策課の項第二号中「地方分権」を「地域主権改革」に、「他の機関」を「企画総務課」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 市町村の広域行政に関すること。

第六条の二市町村課の項第四号中「施行」の下に「（情報企画課において所掌するものを除く。）」を加え、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条土地水政策課の項第二号中「（開発指導課において所掌するものを除く。）」を削り、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 地価調査に関すること。

五 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関すること。

第六条の二土地水政策課の項第七号中「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号中「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一

号を加える。

六 租税特別措置法施行令に基づく土地に係る譲渡予定価額についての申出の処理等に関すること。

第六条の二土地水政策課の項に次の二号を加える。

九 水資源開発事業の促進に関すること。

十 水源地域対策特別措置法の施行に関すること。

第七条学事課の項第三号中「県立大学」を「公立大学法人埼玉県立大学」に改め、同条税務課の項第六号中「、県税事務所等」を「及び県税事務所」に改め、同項第七号中「税務局長等」を「税務局長」に改める。

第七条の二文化振興課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 埼玉県文化振興基金条例の施行に関すること。

第七条の四環境政策課の項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 エネルギーの有効利用に係る総合的企画及び調査研究に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項第三号及び第四号中「青空再生課」を「大気環境課」に改め、同項第五号中「有効利用」の下に「環境政策課において所掌するものを除く。」を加え、同条青空再生課の項第十一号中「抑制」の下に「(他の機関において所掌するものを除く。)」を加え、同項を同条大気環境課の項とし、同条水環境課の項及び資源循環推進課の項第五号中「青空再生課」を「大気環境課」に改め、同条自然環境課の項中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同条みどり再生課の項第三号中「自然環境課及び」を削る。

第八条福祉政策課の項第五号中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に改め、「(福祉部に係る事務に限る。)」を削り、同条高齢者福祉課の項第四号中「介護保険事業支援計画等の策定及び進行管理並びに介護老人保健施設及び訪問看護事業所の整備等に関することに限る」を「他の機関において所掌するものを除く」に改め、同項を同条高齢介護課の項とし、同条介護保険課の項を削り、同条障害者自立支援課の項第三号中「に基づく障害児の福祉」を「の施行(障害児施設給付費の支給、知的障害児施設の指定等に関することに限る。)」に改め、同条福祉施設監査課の項を次のように改める。

福祉監査課

一 社会福祉法人及び社会福祉施設の運営の監査並びに社会福祉施設の検査に関すること。

二 介護保険法の施行（居宅サービス事業等の人員、設備及び運営の内容並びに介護給付費等の請求に係る指導及び検査に関することに限る。）に関すること。

三 障害者自立支援法の施行（障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の内容並びに介護給付費等の請求に係る指導及び検査に関することに限る。）に関すること。

四 児童福祉法の施行（知的障害児施設等の人員、設備及び運営の内容並びに障害児施設給付費の請求に係る指導及び検査に関することに限る。）に関すること。

第八条少子政策課の項第四号中「及び放課後児童健全育成事業」を「、放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業」に改める。

第九条保健医療政策課の項第九号中「福祉保健総合センターとの連絡調整（福祉部に係る事務を除く。）並びに」を削り、「、衛生研究所及び県立大学」を「及び衛生研究所」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 公立大学法人埼玉県立大学に関すること。

第九条薬務課の項第十二号中「医薬分業体制の整備」を「医薬分業」に改め、同項に次の一号を加える。

十三 自動体外式除細動器（AED）の普及推進に関すること。

第十条産業労働政策課の項第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 姉妹友好州省とのインターンシップに関すること。

第十条産業支援課の項第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 株式会社企業再生支援機構法の施行に関すること。

第十条勤労者福祉課の項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条農業政策課の項第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 国際農業交流（農業支援課において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条農産物安全課の項第十一号を第十二号とし、同項第十号中「品質・安全性」を「安全性の確保」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「有機農産物の生産」を「有機農業」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中

「(他の機関において所掌するものを除く。)」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行(他の機関において所掌するものを除く。)に関すること。

第十一条農業支援課の項第十一号中「国際農業交流」の下に「協同農業普及事業に係るものに限る。」を加え、同条生産振興課の項第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関すること。

第十二条建設管理課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行(建設業者の届出等の受理に関することに限る。)に関すること。

第十三条都市計画課の項中第十六号を第二十三号とし、第十五号を第二十二号とし、第十四号の次に次の七号を加える。

十五 流域別下水道整備総合計画の策定に関すること。

十六 市町村下水道の事業計画の認可及び建設の支援に関すること。

十七 終末処理場の維持管理に係る措置勧告に関すること。

十八 都市計画法に基づく開発行為等の規制に係る指導調整に関すること。

十九 都市計画法施行法第七条の規定に基づく事務に関すること。

二十 租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に係る指導に関すること。

二十一 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく融資宅地造成工事の設計審査及び現場審査に係る指導調整に関すること。

第十三条市街地整備課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 伊奈特定土地区画整理事業の施行に関すること。

第十三条下水道課の項及び開発指導課の項を削り、同条建築安全課の項中第十一号を第十五号とし、第十号の次に次の四号を加える。

十一 宅地建物取引業法の施行に関すること。

十二 積立式宅地建物販売業法の施行に関すること。

十三 不動産特定共同事業法の施行に関すること。

十四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行(宅地建物取引業者の届出等の受理に関することに限る。)に関すること。

第十三条住宅課の項第十五号中「施行」の下に「(他の機関において所掌するものを除く。)」を加え、同項第十六号中「施行」の下に「(建設管理課及び建築安全課において所掌するものを除く。)」を加える。

第十五条出納総務課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 支出負担行為に関する確認(所轄所に係るものに限る。)に関する事
 第十六条の二第二項第六号中「地方分権」を「地域主権改革」に改める。

第十八条第一項第一号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同条第三項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 自動車取得税の賦課徴収に関する事

第十八条第三項第三号及び第五号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第十九条の三第一項第二十四号中「報告」の下に「、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する事(大気環境課において所掌するものを除く。)」を加える。

第三章第一節第一款の三の次に次の一款を加える。

第一款の四 福祉事務所

(名称、位置及び所管区域)

第十九条の四 埼玉県福祉事務所設置条例(平成二十一年埼玉県条例第十号)により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
埼玉県東部中央福祉事務所	春日部市	北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡
埼玉県西部福祉事務所	坂戸市	入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県北部福祉事務所	本庄市	児玉郡、大里郡
埼玉県秩父福祉事務所	秩父市	秩父郡(東秩父村を除く。)

(事務)

第十九条の五 福祉事務所においては、次の事務を所掌する。

- 一 生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に定める援護、育成及び更生の措置(次条第一項第六号に掲げるものを除く。)に関する事

- 二 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当及び児童扶養手当の支給に関する事

ること。

三 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

四 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関すること。

(他の所掌事務及びその所管区域)

第十九条の六 福祉事務所においては、前条各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 地域社会福祉事業の振興に関すること。
- 二 民生委員及び児童委員に関すること。
- 三 家庭児童の相談指導に関すること。
- 四 婦人、老人並びに心身障害者及び心身障害児の福祉に関すること。
- 五 老人福祉施設、心身障害者施設等の整備及び運営指導に関すること。
- 六 母子及び寡婦福祉法に定める資金の貸付けに関すること。
- 七 地域高齢社会対策の推進に関すること。
- 八 介護保険事務の推進に関すること。
- 九 市町村への助言及び援助並びに市町村との連絡調整に関すること。
- 十 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者の援護に関すること。

2 前項各号に掲げる事務の所管区域は、次のとおりとする。

福祉事務所名	所管区域
埼玉県東部中央福祉事務所	さいたま市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、北足立郡、北葛飾郡、南埼玉郡
埼玉県西部福祉事務所	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、入間郡、比企郡、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県北部福祉事務所	熊谷市、本庄市、深谷市、児玉郡、大里郡
埼玉県秩父福祉事務所	秩父市、秩父郡（東秩父村を除く。）

第三章第一節第二款第二十一条の次に次の一条を加える。

(支所)

第二十一条の二 埼玉県越谷児童相談所に、その所掌事務の一部を処理させるため、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名		称	位置
埼玉県越谷児童相談所草加支所			草加市

第三章第一節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第二十二條から第二十四條まで 削除

第二十五條の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
埼玉県春日部保健所	春日部市	春日部市、越谷市、北葛飾郡のうち松伏町
埼玉県草加保健所	草加市	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
埼玉県鴻巣保健所	鴻巣市	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
埼玉県東松山保健所	東松山市	東松山市、比企郡（鳩山町を除く。）、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県坂戸保健所	坂戸市	坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡（三芳町を除く。）、比企郡のうち鳩山町
埼玉県狭山保健所	狭山市	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
埼玉県加須保健所	加須市	行田市、加須市、羽生市
埼玉県幸手保健所	幸手市	久喜市、蓮田市、幸手市、南埼玉郡、北葛飾郡のうち杉戸町
埼玉県熊谷保健所	熊谷市	熊谷市、深谷市、大里郡
埼玉県本庄保健所	本庄市	本庄市、児玉郡
埼玉県秩父保健所	秩父市	秩父市、秩父郡（東秩父村を除く。）、

第二十五條の二第二項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 クリーニング師、調理師、製菓衛生師及び准看護師の試験及び免許、登録

販売者の試験及び登録、歯科技工士及び毒物劇物取扱者の試験並びに栄養士及び診療エックス線技師の免許に関すること（試験にあつては合格証明書の交付に係るもの、免許にあつては登録並びに免許証の交付及び書換えに係るもの、登録にあつては登録並びに登録証の交付及び書換えに係るものに限る。）。

第二十五条の二第二項を削り、同条第三項中「前項の」を「前項第十五号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務のほか、埼玉県草加保健所においては草加保健所及び越谷児童相談所草加支所の庁舎の管理、埼玉県坂戸保健所においては坂戸保健所及び西部福祉事務所の庁舎の管理、埼玉県本庄保健所においては本庄保健所及び北部福祉事務所の庁舎の管理、埼玉県秩父保健所においては秩父保健所及び秩父福祉事務所の庁舎の管理に関する事務を所掌する。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十八条の表を次のように改める。

保 健 所 名	所 掌 区 域
埼玉県川口保健所	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町
埼玉県春日部保健所	行田市、加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、南埼玉郡、北葛飾郡
埼玉県狭山保健所	所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡（三芳町を除く。）、比企郡、秩父郡のうち東秩父村
埼玉県熊谷保健所	熊谷市、秩父市、本庄市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡、秩父郡（東秩父村を除く。）、児玉郡、大里郡

第二十八条の二第二項中「埼玉県所沢保健所」を「埼玉県坂戸保健所」に改める。

第三十三条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 肥料取締法に基づく検査等に関すること。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく検査を行うこと。

第五十条第三号中「係る」の下に「工事及び」を加える。

第五十三条第二項の表中「、行田市」及び「、加須市」を削り、「羽生市」を「鴻巣市」に、「横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町」を「上尾市、桶川市、北本市、北足立郡、秩父郡（東秩父村を除く。）」に改める。

第六十六条第三項中「ついては」の下に「、埼玉県東松山農林振興センターの所管区域は、前項に規定する埼玉県東松山農林振興センターの所管区域に同項に規定する埼玉県川越農林振興センターの所管区域を加えた区域とし」を加え、「前項に」を「同項に」に、「、同項」を「同項」に改める。

第六十七条第一項に次の四号を加える。

三十三 有機農業の推進に関すること。

三十四 農産物の安全性の確保に関すること。

三十五 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく事務に関すること。

三十六 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく事務に関すること。

第六十七条第四項中「、春日部農林振興センターにおいては春日部農林振興センター久喜農業支援部の庁舎の管理に関する事務を」を削る。

第六十八条の表中「埼玉県加須農林振興センター」を「埼玉県加須農林振興センター」に改め、「埼玉県川越農林振興センター」を

「埼玉県川越農林振興センター」に改め、「飯能農業支援部」を削り、同表埼玉県秩父農林振興センターの項及び埼玉県春日部農林振興センターの項を削る。

第七十四条の二第二項の表中「茶業特産研究所」を「茶業研究所」に改める。

第七十四条の三第一項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「茶業特産研究所」を「茶業研究所」に改め、同項第一号及び第二号中「特産作物の」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、「の特産物」を削り、同号を同項第三号とする。

第二百二十条の表埼玉県朝霞県土整備事務所の項中「道路公園河川部」を「道路公園部」に改める。

第三百三十一条の八第二項の表埼玉県伊奈新都市建設事務所の項を削る。

第三百三十一条の九第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三章第二節第三十七款を次のように改める。

第三十七款 削除

第三百三十一条の十一から第三百三十一条の十三まで 削除

第三百三十一条の十五第十二号を次のように改める。

十二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計

画の認定、地位の承継、報告の受理及び措置命令等に関すること。

第三百三十六条の五中「研究企画室」の下に「及び研究推進室」を加える。

第三章第三節第十一款を次のように改める。

第十一款 削除

第五百五十一条及び第五百五十一条の二 削除

第六百六十一条を次のように改める。

(組織)

第六百六十一条 埼玉県産業技術総合センターに、次に掲げる室を置く。

総務・企画室

試験研究室

技術革新支援室

第八百八十六条中「(埼玉県立大学にあつては、学長)」を削る。

第八百八十七条の表埼玉県市町村合併推進審議会の項から埼玉県国土利用計画審議会の項までを次のように改める。

埼玉県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法第三十条の九第二項の規定による本人確認情報の保護その他同法によりその権限に属する事項の調査審議及びその建議に関する事務	課 企 画 情 報
埼玉県固定資産評価審議会	地方税法第四百一条の二第二項の規定による固定資産の評価に関する事項を調査審議する。	課 村 町 市
埼玉県国土利用計画審議会	国土利用計画法の規定によりその権限に属する県計画、市町村計画及び土地利用基本計画の制定及び変更に対する意見の答申、知事の諮問に応じ県の区域における国土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関する重要事項の調査審議並びに国土調査法に基づく国土調査に関する重要事項の調査審議に関する事務	課 策 政

「埼玉県土地利用審査会」	国土利用計画法の規定によりその権限に属する規制区域の指定及びその解除並びに規制区域の減少についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び届出地並びに遊休土地に係る計画の届出に対する意見の答申並びに同法の規定による審査請求に関する事務	水
--------------	---	---

第百八十七条の表埼玉県自動車排出素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中「~~埼玉県草加保健所~~」を「~~埼玉県草加保健所~~」に改め、同表埼玉県介護保険審査会の項中「~~埼玉県鴻巣保健所~~」を「~~埼玉県鴻巣保健所~~」に改め、同表埼玉県鴻巣保健所感染症診療査協議会の項中「埼玉県鴻巣保健所感染症診療査協議会」を「埼玉県春日部保健所感染症診療査協議会」に、「埼玉県鴻巣保健所の」を「埼玉県春日部保健所の」に、「埼玉県鴻巣保健所」を「埼玉県春日部保健所」に改め、同表埼玉県坂戸保健所感染症診療査協議会の項中「埼玉県坂戸保健所感染症診療査協議会」を「埼玉県草加保健所の」に、「埼玉県坂戸保健所」を「埼玉県草加保健所の」に改め、同表埼玉県所沢保健所感染症診療査協議会を「埼玉県鴻巣保健所感染症診療査協議会」に、「埼玉県所沢保健所の」を「埼玉県鴻巣保健所の」に、「埼玉県所沢保健所」を「埼玉県鴻巣保健所」に改め、同表埼玉県狭山保健所感染症診療査協議会を「埼玉県狭山保健所の」に、「埼玉県狭山保健所」を「埼玉県狭山保健所の」に改め、同表埼玉県熊谷保健所感染症診療査協議会の項中「埼玉県熊谷保健所感染症診療査協議会」を「埼玉県加須保健所感染症診療査協議会」に、「埼玉県熊谷保健所の」を「埼玉県加須保健所の」に、「埼玉県熊谷保健所」を「埼玉県加須保健所」に改め、同表埼玉県春日部保健所感染症診療査協議会の項中「埼玉県春日部保健所感染症診療査協議会」を「埼玉県熊谷保健所の」に、「埼玉県春日部保健所の」を「埼玉県熊谷保健所の」に改め、「埼玉県春日部保健所」を「埼玉県熊谷保健所」に改め、「埼玉県越谷保健所感染症診療査協議会の項中「埼玉県越谷保健所」」に改め、同表埼玉県越谷保健所

健所感染症診査協議会」を「埼玉県本庄保健所感染症診査協議会」に、「埼玉県越谷保健所の」を「埼玉県本庄保健所の」に、「~~埼玉県和光市~~」を「~~埼玉県和光市~~」に改め、「埼玉県秩父保健所の」に、「~~埼玉県秩父保健所~~」を「埼玉県秩父保健所感染症診査協議会」の項中「埼玉県幸手保健所感染症診査協議会」を「埼玉県秩父保健所の」に、「~~埼玉県秩父保健所~~」を「埼玉県幸手保健所の」に改め、同表埼玉県都市計画審議会の項を次のように改める。

埼玉県都市計画審議会	都市計画法の規定によりその権限に属する都市計画区域及び準都市計画区域の指定、変更及び廃止並びに都市計画の決定及び変更についての調査審議、知事が諮問する都市計画に関する事項についての調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議並びに建築基準法及び土地区画整理法の規定によりその権限に属する事項に関する事務	都市計画法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属する事項に関する事務	都市計画課
------------	---	---	-------

第百八十七条の表中

埼玉県土地利用審査会	国土利用計画法の規定によりその権限に属する規制区域の指定及びその解除並びに規制区域の減少についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び届出並びに遊休土地に係る計画の届出に対する意見の答申並びに同法の規定による審査請求に関する事務	埼玉県開発審査会	都市計画法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属する事項に関する事務	指導課
埼玉県宅地建物取引業審議会	知事の諮問に応じ、宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議する。	埼玉県建築審査会	建築基準法第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分等に対する審査請求の裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	開発課
埼玉県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による建築士試験に関する事務及び同法の規定によりその権限に属させられた事務			建築課

を

項を処理する事務

埼玉県建築審査会	建築基準法第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分等に対する審査請求の裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	課
埼玉県建築士審査会	建築士法第二十八条の規定による建築士試験に関する事務及び同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する事務	安
埼玉県宅地建物取引業審議会	知事の諮問に応じ、宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議する。	建

改め、同表上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会の項中「審査審議部」を「庶務課」に改める。

第百八十八条第三項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	特別参与	知事室長の命を受け、特に指定された重要事項を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理するとともに、当該指定事項について、総合調整幹を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副総合調整幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、総合調整幹を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副報道長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、報道長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	室長付	上司の命を受け、上司の所掌する職務のうち、特定事務に従事する。
	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項

		を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
会計管理者付		上司の命を受け、会計管理者の特定事務に従事する。

第百八十八条第三項の表職員健康支援課及び医療整備課の項の次に次のように加える。

企画総務課	政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-------	-----	--

第百八十八条第三項の表福祉施設監査課の項中「福祉施設監査課」を「福祉監査課」に改め、同表健康づくり支援課の項中「健康づくり支援課」の下に「及び疾病対策課」を加え、同表に次のように加える。

出納総務課	出納審査幹	上司の命を受け、所轄所の会計事務の指導に関する事務を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-------	-------	--

第百九十一条中「学長、教員、事務職員及び技術職員（第百九十五条において「学長等」という。）以外の」を削る。

第百九十二条第一項中「（埼玉県立大学を除く。以下同じ。）」を削り、同項の表地域機関の項中「及び埼玉県産業技術総合センター」を削り、「及び埼玉県立精神保健福祉センター」を、「埼玉県立精神保健福祉センター及び埼玉県産業技術総合センター」に、「以下この表及び次項」を「次項及び第三項」に改め、同表支所の項中「茶業特産研究所」を「茶業研究所」に、「第三項」に改め、同表埼玉県環境科学国際センター及び埼玉県産業技術総合センターの項中「及び埼玉県産業技術総合センター」を削り、同表県土整備事務所の項を次のように改める。

県土整備事務所	技術管理主幹	上司の命を受け、特に指定された土木に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
---------	--------	--

第百九十二条第三項の表地域機関の項中「副園長、埼玉県立精神保健福祉セン

ター」の下に「及び埼玉県産業技術総合センター」を加え、「。以下この項において「副所長」という。」を削り、同表支所の項中「茶業特産研究所」を「茶業研究所」に改め、同表埼玉県衛生研究所、埼玉県農林総合研究センター及び埼玉県立精神保健福祉センターの項中「埼玉県衛生研究所、」を削り、同表埼玉県環境科学国際センター及び埼玉県産業技術総合センターの項の次に次のように加える。

埼玉県衛生研究所			
地域保健企画室長	上司の命を受け、特に指定された極めて高度の事項を処理するとともに、当該事項について、所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。		
微生物・ウイルス感染症室長			
食品媒介感染症室長			
化学検査室長			

第九十二条第三項の表埼玉県産業技術総合センターの項を次のように改める。

埼玉県産業技術総合センター	技術支援交流室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、北部研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
---------------	----------	--

第九十二条第三項の表児童相談所、福祉保健総合センター、保健所及び埼玉県衛生研究所の項中「福祉保健総合センター」を削り、同表福祉保健総合センター、保健所、埼玉県衛生研究所、埼玉県総合リハビリテーションセンター及び埼玉県立精神保健福祉センターの項中「福祉保健総合センター、」を削る。

第九十五条中「学長等以外の」を削る。
 第九十六条から第九十八条までを次のように改める。

第九十六条から第九十八条まで 削除

第三条 埼玉県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第八十七条の表中

埼玉県景観審議会	知事の諮問に応じ、景観形成に関する重要事項を調査審議する。	課
埼玉県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議し及びその建議に関する事務を行う。	市を

	田園都

	埼玉県景観審議会 知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
田園都市づくり課	
	に

改める。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 平成二十二年九月二日
- 三 第二条中埼玉県行政組織規則第十一条農産物安全課の項の改正規定（同項第八号の改正規定（「（他の機関において所掌するものを除く。）」を削る部分に限る。）、「同項第九号の改正規定（「有機農産物の生産」を「有機農業」に改める部分に限る。）及び同項第十号の改正規定（「品質・安全性」を「安全性の確保」に改める部分に限る。）を除く。）及び同規則第六十七条第一項に四号を加える改正規定（第三十六号に係る部分に限る。） 平成二十二年十月一日
- 2 この規則の施行の際、環境部青空再生課に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により、環境部大気環境課に勤務を命ぜられたものとする。
- 3 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関の職を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関の職を命ぜられたものとする。

農林総合研究センター茶業特産研究所長	農林総合研究センター茶業研究所長
所長	
農林総合研究センター茶業特産研究所次長	農林総合研究センター茶業研究所次長
所次長	

規 則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「及び主任協同組合検査員」を「主任協同組合検査員及び出納審査幹」に改める。

別表第一県民生活部県政情報センター所長の項の前に次のように加える。

企画財政 部土地水 政策課長	不動産鑑定業者の登録の 証明等に関する事務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十四条の規定による不動産鑑定業者の登録の証明又は確認を行うこと。
----------------------	--------------------------	---

別表第一都市整備部開発指導課長の項を削り、同表都市整備部建築安全課長の項を次のように改める。

都市整備 部建築安 全課長	一 二級建築士若しくは木 造建築士の免許の登録又 は建築士事務所の登録の 証明等に関する事務	1 建築士法（昭和二十五年法律第 二百二号）第五条第一項の規定に よる二級建築士又は木造建築士の 免許の登録の証明又は確認を行う こと。 2 建築士法第二十三条の三第一項 の規定による建築士事務所の登録 の証明又は確認を行うこと。
	二 宅地建物取引業者等の 免許証明等に関する事務	1 宅地建物取引業法（昭和二十七 年法律第七十六号。次の2から 6までにおいて「法」という。） 第三条第一項の規定による宅地建 物取引業者免許（次の2、6及び 7において「免許」という。）を

-
-
- 2 法第三条第二項又は第十一条第二項の規定により免許が効力を失ったことを証明すること。
 - 3 法第十一条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたことを証明すること。
 - 4 法第十六条第一項の規定による宅地建物取引主任者資格試験に合格したことを証明すること。
 - 5 法第二十二条の二第二項（法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が指定した講習を受講することを承認すること。
 - 6 法第二十五条第七項、第六十六条又は第六十七条第一項の規定により免許が取り消されたことを証明すること。
 - 7 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第四条の五の規定により、免許換えを通知すること。
 - 8 宅地建物取引業法施行規則第十四条の六の規定により、宅地建物取引主任者の登録の移転を通知すること。
 - 9 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和三十二年法務省・建設省令第一号）第九条第一項の規定により、営業保証金について債権の弁済を受ける権利の申出書の提出がない旨の証明書を交付すること。
 - 10 宅地建物取引業者営業保証金規

則第九条第二項の規定により、営業保証金について債権の弁済を受ける権利の申出書に係る債権の総額に関する証明書を交付すること。

別表第二第四号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄並びに第八号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3及び4中「行なう」を「行う」に改める。
別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄18中「代休日」の下に「及び時間外勤務代休時間」を加える。

別表第四企画財政部の表情報企画課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

<p>二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>法第三十条の十第一項の規定に基づき、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせること。</p>	<p>1 法第三十条の十第五項の規定に基づき、指定情報処理機関に対し、情報提供手数料の額について承認をすること。 2 法第三十条の二十二第二項の規定に基づき、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示すること。 3 法第三十条の二十三第二項の規定に基づき、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は職員に、本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。 4 法第三十条の四十三第四項の規定に基づき、同条第二項又は第三項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべき</p>
---	--	--

		<p>ことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>5 法第三十条の四十三第五項の規定に基づき、同条第四項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときに、本人確認情報保護審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずること。</p> <p>6 法第三十四条の二第一項の規定に基づき、法第三十条の四十三第二項又は第三項の規定に違反していることと認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させること。</p>
--	--	---

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号事務の種類欄中「地方自治法施行令」の下に「(以下この項において「施行令」という。)」を加え、同号知事決裁事項の欄中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、その次に次のように加える。

7 法第二百八十五条の二第一項の規定に基づき、関係のある市町村に対し、広域連合を設けるべきことを勧告すること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号知事決裁事項の欄8中「地方自治法施行令」を「施行令」に改め、同号部長専決事項の欄5を次のように改める。

5 法第二百五十二条の二第四項の規定に基づき、市町村の協議会(特例法第三条第一項に規定する合併協議会を除く。)の設置について、関係のある市町村に勧告すること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号部長専決事項の欄中6から9まで

を削り、10を6とし、同欄に次のように加える。

7 法第二百八十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定に基づき、一部事務組合等の設立を許可すること。

8 法第二百八十五条の二第一項の規定に基づき、関係のある市町村に対し、一部事務組合を設けるべきことを勧告すること。

9 法第二百八十五条の二第二項の規定に基づき、広域連合の設立を許可した旨を公表するとともに、総務大臣に報告し、広域連合を設けるべきことを勧告した旨を総務大臣に報告すること。

10 法第二百八十六条第一項の規定に基づき、一部事務組合の組織団体数の増減、共同処理する事務の変更又は規約の変更を許可すること。

11 法第二百九十一条の三第一項及び第五項（特例法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広域連合の組織団体数の増減、事務の変更又は規約の変更を許可し、その旨を公表するとともに、総務大臣に報告すること。

12 法第二百九十一条の十第一項及び第三項の規定に基づき、広域連合の解散を許可し、その旨を公表するとともに、総務大臣に報告すること。

13 法第二百九十一条の十四第一項及び第三項の規定に基づき、全部事務組合の組織団体数の増減、規約の変更又は解散を許可すること。

14 法第二百九十一条の十五第四項において準用する法第二百八十六条第一項の規定に基づき、役場事務組合の組織団体数の増減、事務の変更又は規約の変更を許可すること。

15 法第二百九十三条第一項の規定に基づき、数都道府県にわたる一部事務組合に係る許可及び勧告について総務大臣に対し意見を申し出ること。

16 法第二百九十五条の規定に基づき、市町村の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて、財産区に関し市町村の議会の議決すべき事項を議決させること。

17 法第二百九十六条の五第二項の規定に基づき、財産区の財産又は公の施設の一部又は一部の処分又は廃止に関し、施行令第二百十九条に定める基準に反するものについて財産区からの協議を受けること。

18 法第二百九十六条の五第五項の規定に基づき、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をする場合、財産区からの協議を受けること。

19 法第二百九十六条の六第二項の規定に基づき、財産区の事務に関する紛争を裁定すること。

20 法第二百九十八条第二項の規定に基づき、地方開発事業団の設置、設置団体の増減又は規約の変更を認可すること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第六号知事決裁事項の欄中3から6までを削り、7を3とし、同号部長専決事項の欄中7から13までを削り、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第十三条第一項の規定に基づき、一部事務組合又は広域連合の組織団体数の減少、共同処理し若しくは処理する事務の変更又は規約の変更を許可すること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項に次の一号を加える。

<p>七 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）の施行に関する事務</p>		<p>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第六十条第五項の規定に基づき、同法第二十三条に規定する事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合（次の2において「教育組合」という。）の設置について県教育委員会の意見を聴くこと。</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第十一条の規定に基づき、教育組合に対し規約変更等の許可の処分をすることについて県教育委員会の意見を聴くこと。</p>
---	--	--

別表第四企画財政部の表市町村課の項第一号知事決裁事項の欄中10を削り、11を10とし、同号部長専決事項の欄7中「第九条の三第六項」を「法第九条の三第六項」に改め、同欄中16を削り、17を16とし、18から20までを17から19までとし、21から34までを削り、35を20とし、36から39までを21から24までとし、同項第二号部長専決事項の欄2中「第四項」の下に、「第三十三条の五の七第二項」を加え、同項第四号を次のように改める。

<p>四 住民基本台帳法の施行に関する事務</p>		<p>住民基本台帳法第三十三条第二項及び第三項の規定に基づき、住所の認定について決定し、その決定を関係市町村長に通知すること。</p>
---------------------------	--	---

別表第四企画財政部の表市町村課の項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号

を第十三号とし、同表土地水政策課の項第二号事務の種類の欄中「昭和四十九年政令第三百八十七号」の下に「。以下この項において「施行令」という。」を加え、同号知事決裁事項の欄3中「場合」の下に「(同条第二項に定める地域の変更を行う場合を除く。)」を加え、同欄に次のように加える。

6 法第十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の請求に係る土地に関する権利の買取りについて決定すること。

7 法第二十七条の三第一項及び同条第三項において準用する法第十二条第十一項の規定に基づき、注視区域の指定を行うこと。

8 法第二十七条の三第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第十二条第十二項の規定に基づき、注視区域の指定を解除すること。

9 法第二十七条の六第一項及び同条第三項において準用する法第十二条第十一項の規定に基づき、監視区域の指定を行うこと。

10 法第二十七条の六第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第十二条第十二項の規定に基づき、監視区域の指定を解除すること。

11 施行令第九条の規定に基づき、基準地を選定し、標準価格を判定すること。
別表第四企画財政部の表土地水政策課の項第二号部長専決事項の欄7中「国土利用計画法施行令」を「施行令」に改め、同欄7を同欄16とし、同欄中6を7とし、その次に次のように加える。

8 法第十四条第一項の規定に基づき、土地売買等の契約(当該契約に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が法第十六条第一項第二号ホ又はへに該当するものに限る。)を許可すること。

9 法第十八条の規定に基づき、国等の機関と協議すること。

10 法第二十四条第一項の規定に基づき、土地売買等の契約の届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告すること。

11 法第二十六条(法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表すること。

12 法第二十七条(法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の措置を講ずること。

13 法第二十七条の三第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第十二条第五項の規定に基づき、注視区域、期間そ

他の事項を国土交通大臣に報告し、関係市町村長に通知し、及び当該事項を周知させるため必要な措置を講ずること。

14 法第二十七条の五第一項又は第二十七条の八第一項の規定に基づき、土地売買等の契約の締結を中止すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

15 法第二十七条の六第三項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第十二条第五項の規定に基づき、監視区域、期間その他の事項を国土交通大臣に報告し、関係市町村長に通知し、及び当該事項を周知させるため必要な措置を講ずること。

別表第四企画財政部の表土地水政策課の項第二号部長専決事項の欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第九条第十四項において準用する同条第十項の規定に基づき、土地利用基本計画の変更（同条第二項に定める地域の変更に限る。）を行うに当たり、国土交通大臣に協議すること。

別表第四企画財政部の表土地水政策課の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号事務の種類欄中「昭和三十九年法律第六十七号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号知事決裁事項の欄中「河川法」を「法」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

法第十四条第二項の規定に基づき、河川管理施設（本県の利水に関する施設に限る。）の操作規則の制定又は変更について、国土交通大臣に意見を述べること。
--

別表第四企画財政部の表土地水政策課の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関する事務	不動産の鑑定評価に関する法律第四十一条の規定に基づき、不動産鑑定業者の業務の停止を命じ、又はその登録を消除すること。
---------------------------	--

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄5中「大学職給料表の職員及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同欄6中「第二十八条の四第二項（」の下に「地公法」を加え、同号部長専決事項の欄6中「大学職給料表の一級の職員、」を削り、同欄7中「第二十八条の四第二項（」の下に「地公法」を加え、同欄9中「第十一条」を「第三十八条」に、「第十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第二号事務の種類欄中「、教育公務員特例法（昭和二十四年

法律第一号)を削り、同号部長専決事項の欄中7を削り、8を7とし、同欄9中「8」を「7」に改め、同欄9を同欄8とし、同欄中10を9とし、同欄11中「10」を「9」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄中12から16までを11から15までとし、同表税務課の項第一号部長専決事項の欄1中「第八条第一項」の下に「(法第八条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第八条の四第一項の規定に基づき、地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継について、関係都道府県と協議すること。

別表第四総務部の表税務課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 地方自治法施行令の施行に関する事務		地方自治法施行令第百五十八条の二第一項の規定に基づき、地方税の収納の事務を委託すること。
---------------------	--	--

別表第四環境部の表温暖化対策課の項第二号事務の種類欄中「(以下この項において「条例」という。)」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

埼玉県生活環境保全条例第六条の規定に基づき、環境への負荷の低減に關する教育及び学習の指針を定めること。

別表第四環境部の表青空再生課の項機関名の欄中「トキ」を「トキ」に改め、同表水環境課の項第三号事務の種類欄中「トキ」の下に「及び汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)」を加え、同号部長専決事項の欄1中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同欄2中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「汚染されている区域」を「要措置区域」に改め、同欄3中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「汚染されている区域」を「要措置区域」に改め、同欄4中「第五条第四項」を「第六条第四項」に、「指定区域」を「要措置区域」に改め、同欄5中「第五条第五項」を「第六条第五項」に、「指定区域」を「要措置区域」に改め、同欄6中「第七条第三項において準用する法第四十二条第二項」を「第七条第五項」に、「汚染の除去等の措置」を「指示措置」に、「行い」を「講じ」に改め、同欄に次のように加える。

7 法第十一条第一項の規定に基づき、土地の区域を形質変更時要届出区域として指定すること。

8 法第十一条第二項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の全部又は一部について指定を解除すること。

9 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定をするとき又は全部若しくは一部について指定を解除す

- るときに、その旨を公示すること。
- 10 法第十四条第三項の規定に基づき、同条第一項の申請があつた土地について、法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすること。
- 11 法第二十二條第一項の規定に基づき、汚染土壌の処理を業として行うことを許可すること。
- 12 法第二十三條第一項の規定に基づき、汚染土壌の処理の事業の許可に係る事項の変更を許可すること。
- 13 法第二十五條の規定に基づき、汚染土壌の処理の事業の許可を取り消すこと。
- 14 汚染土壌処理業に関する省令第十三條第四項の規定に基づき、同条第三項の報告があつた土地について、法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすること。

別表第四環境部の表自然環境課の項第一号部長専決事項の欄1中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同欄2中「第四十六条」を「第五十八条」に改め、同欄3中「第四十七条」を「第五十九条」に改め、同欄4中「第五十二条第五項」を「第六十四条第五項」に改め、同欄5中「第六十六条第一項」を「第七十九条第一項」に改める。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項機関名の欄中「~~社~~」を「~~社~~」に改め、同項第二号部長専決事項の欄中「第十五条第二項」を「法第十五条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>五 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。)及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下この項において「施行令」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六十九条の二十七第一項の規定に基づき、指定試験実施機関を指定すること。</p> <p>2 法第六十九条の三十一第一項の規定に基づき、不正の手段によつて介護支援専門員実務研修受講試験を受け、又は受けようとした者に対し、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止すること。</p> <p>3 法第六十九条の三十三第一項の規定に基づき、指定研修実施機関を指定すること。</p> <p>4 法第六十九条の三十八第三項の規定に基づき、介護支援専門員に</p>
--	--

-
-
- 5 法第六十九条の三十九第一項から第三項までの規定に基づき、介護支援専門員の登録を消除すること。
 - 6 法第七十六条の二第三項及び第四項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。
 - 7 法第七十七条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
 - 8 法第八十三条の二第三項及び第四項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。
 - 9 法第八十四条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
 - 10 法第九十一条の二第三項及び第四項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の開設者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。
 - 11 法第九十二条第一項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
 - 12 法第一百一条の規定に基づき、介

-
-
- 12 護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずること。
- 13 法第百二条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、管理者の変更を命ずること。
- 14 法第百三条第三項及び第四項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。
- 15 法第百四条第一項の規定に基づき、介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 16 法第百十三条の二第三項及び第四項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。
- 17 法第百十四条第一項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 18 法第百十五条の八第三項及び第四項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。
- 19 法第百十五条の九第一項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又は期

-
-
- 間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 20 法第百十五条の三十四第三項及び第四項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。
- 21 法第百十五条の三十五第六項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等の指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 22 法第百十五条の三十六第二項の規定に基づき、指定調査機関の指定を行うこと。
- 23 法第百十五条の四十一の規定に基づき、指定調査機関の休止又は廃止の許可をすること。
- 24 法第百十五条の四十二第二項の規定に基づき、指定情報公表センターの指定を行うこと。
- 25 法第百十五条の四十二第三項において準用する法第百十五条の四十一の規定に基づき、指定情報公表センターの休止又は廃止の許可をすること。
- 26 施行令第三十七条の十第一項の規定に基づき、指定調査機関の指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 27 施行令第三十七条の十一において準用する施行令第三十七の十第一項の規定に基づき、指定情報公

表センターの指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第四福祉部の表介護保険課の項を削り、同表障害者自立支援課の項第一号部長専決事項の欄中4を6とし、3を5とし、2を4とし、同欄1中「2及び3」を「4及び5」に改め、「勧告し、又は」を削り、同欄1を同欄3とし、同欄に1及び2として次のように加える。

- 1 法第二十四条の十六第三項及び第四項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者に対し、命令し、及びその旨を公示すること。
- 2 法第二十四条の十七の規定に基づき、指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第四福祉部の表障害者自立支援課の項第三号部長専決事項の欄1を削り、同欄2中「第四十九条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「勧告に係る措置をとるべきことを命ずる」を「指定障害福祉サービス事業者等に対し、命令し、及びその旨を公示する」に改め、同欄2を同欄1とし、同欄中3から5までを2から4までとし、同項の次に次のように加える。

課 一 介護保険法 (以下この項 において「法」 という。)の 施行に関する 事務	
<ol style="list-style-type: none"> 1 法第七十六条の二第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。 2 法第七十六条の二第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。 3 法第八十三条の二第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。 4 法第八十三条の二第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。 5 法第九十一条の二第一項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設 	

-
-
-
- 6 法第九十一条の二第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。
 - 7 法第百三条第一項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
 - 8 法第百三条第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。
 - 9 法第百十三条の二第一項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
 - 10 法第百十三条の二第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。
 - 11 法第百十五条の八第一項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
 - 12 法第百十五条の八第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかつた旨を公表すること。
 - 13 法第百十五条の三十四第一項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを

<p>二 児童福祉法 (以下この項 において「法」 という)の施 行に関する事 務</p>		<p>14 法第百十五条の三十四第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかった旨を公表すること。</p>
		<p>1 法第二十四条の十六第一項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>2 法第二十四条の十六第二項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>3 法第四十六条第三項の規定に基づき、児童福祉施設（法第四十二条から第四十三条の四までに規定するものに限る。）の設置者に対し、必要な改善を勧告すること。</p>
<p>三 障害者自立 支援法（以下 この項におい て「法」とい う。）の施行 に関する事務</p>		<p>1 法第四十九条第一項から第三項までの規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告すること。</p> <p>2 法第四十九条第四項の規定に基づき、期限内に勧告に従わなかった旨を公表すること。</p>

別表第四保健医療部の表国保医療課の項第一号部長専決事項の欄2中「第八十六条」を「法第八十六条」に改め、同欄中10を削り、11を10とし、12から14までを11から13までとし、同表食品安全課の項第一号部長専決事項の欄中2を5とし、同欄1中「第六十二条第一項」を「法第六十二条第一項」に改め、同欄1を同欄4とし、同欄に1から3までとして次のように加える。

- 1 法第二十四条第一項の規定に基づき、監視指導の実施に関する計画（次の2、3及び7において「食品衛生監視指導計画」という。）を定めること。
- 2 法第二十四条第四項の規定に基づき、食品衛生監視指導計画を公表すること。
- 3 法第二十四条第五項の規定に基づき、食品衛生監視指導計画の実施状況につ

いて、公表すること。

別表第四保健医療部の表食品安全課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

6 法第六十三条の規定に基づき、法又は法に基づく処分違反した者の名称等を公表すること。

7 法第六十四条第二項の規定に基づき、食品衛生監視指導計画を定め、又は変更するに当たり、必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めること。

8 法第六十五条の規定に基づき、食品衛生に関する施策の実施状況を公表するとともに、広く住民の意見を求めること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第三号部長専決事項の欄1中「聴き」を「聴いて」に改め、同欄2中「聴き」を「聴いて」に、「供するため」を「供するための」に、「を農地以外のものにするため、所有権等の権利を設定し、又は移転すること」を「又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転」に改め、同欄3中「農地転用許可に係る」を「農地に係る法第四条に基づく許可及び二ヘクタールを超える農地又は採草放牧地に係る法第五条に基づく」に改め、同表農地活用推進課の項第二号部長専決事項の欄中「都道府県農業会議等」を「県農業会議等」に改め、同表農産物安全課の項第五号事務の種類の欄中「昭和二十五年法律第七十五号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第十九条の十四第一項及び第二項の規定に基づき、製造業者等に対し、品質に関する表示の基準を守るべき旨の指示をすること。
- 2 法第十九条の十四第四項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定による指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 3 法第十九条の十四の二の規定に基づき、法第十九条の十四第一項及び第二項の規定による指示又は命令を行うときに、これと併せて公表すること。

別表第四農林部の表生産振興課の項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

<p>三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下この項において「法」という。）</p>	<ol style="list-style-type: none">1 法第七条の三第一項の規定に基づき、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その業務方法を改善すべきことを勧告すること。2 法第七条の三第二項の規定に基づき、同条第一項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
---	--

の施行に関する事務	
-----------	--

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第一号部長専決事項の欄中6を10とし、5の次に次のように加える。

- 6 法第五十九条第一項の規定に基づき、市町村の都市計画事業を認可すること。
- 7 法第五十九条第二項の規定に基づき、特別な事情がある場合において、国土交通大臣の認可を受けて都市計画事業を施行すること。
- 8 法第五十九条第四項の規定に基づき、国の機関、都道府県及び市町村以外の者の都市計画事業を認可すること。
- 9 法第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可し、又は国土交通大臣に認可を申請すること。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 下水道法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第二条の二第一項の規定に基づき、流域別下水道整備総合計画を定めること。 2 法第三条第二項の規定に基づき、公共下水道の設置等を行うこと。 3 法第二十六条第二項の規定に基づき、都市下水路の設置等を行うこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第二条の二第九項の規定に基づき、流域別下水道整備総合計画を変更すること。 2 法第四条第一項の規定に基づき、公共下水道の設置に係る事業計画若しくは事業計画の変更を認可し、又は国土交通大臣に認可を申請すること。 3 法第二十七条第一項の規定に基づき、都市下水路の指定をすること。 4 法第三十七条の規定に基づき、公共下水道管理者又は都市下水道管理者に対し、工事又は維持管理に関して必要な指示をすること。
七 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）の施	1 法第三条第一項の規定に基づき、宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある土地の区域を工事	

<p>行に関する事務</p>	<p>規制区域として指定すること。</p> <p>2 法第二十条第一項及び第二項の規定に基づき、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、及びその指定を解除すること。</p>	
<p>八 埼玉県都市計画画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の区域を指定し、又は指定の変更若しくは廃止をすること。</p> <p>2 条例第五条第一項ただし書（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定建築物等の用途を別に指定し、又はその指定の変更若しくは廃止をすること。</p> <p>3 条例第六条第一項第一号及び第四</p>	<p>条例第三条第二項の規定に基づき、最低敷地面積を条例で定めた市町村とするための指定をすること。</p>

	<p>項の規定に基づき、予定建築物の用途を限り土地の区域を指定し、又はその指定の変更若しくは廃止をすること。</p> <p>4 条例第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、既存の集落を指定し、又はその指定の変更若しくは廃止をすること。</p>
<p>九 宅地建物取引業法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第十六条の二第一項の規定に基づき、指定試験機関に宅地建物取引主任者資格試験事務を行わせること。</p> <p>2 法第十七条の規定に基づき、合格の決定の取消し等を行うこと。</p> <p>3 法第六十五条から第六十七条までの規定に基づき、宅地建物取引業者に対し、必要な指示をし、業務の停止を命じ、又は当該免許を取り消すこと。</p> <p>4 法第六十八条の規定に基づき、取引主任者に対し、必要な指示をし、又は取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止すること。</p> <p>5 法第六十八条の二の規定に基づ</p>	

別表第四都市整備部の表下水道課の項及び開発指導課の項を削り、同表建築安全課の項に次の二号を加える。

<p>十 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第三十四条第一項及び第二項の規定に基づき、不動産特定共同事業者に対し、必要な指示をすること。</p> <p>2 法第三十五条第一項及び第二項の規定に基づき、不動産特定共同事業者に対し、業務の停止を命ずること。</p> <p>3 法第三十六条の規定に基づき、不動産特定共同事業者に対し、当該許可を取り消すこと。</p> <p>4 法第三十七条第一項及び第二項の規定に基づき、不動産特定共同事業者に対し、業務管理者の解任を命ずること。</p>	<p>き、取引主任者資格の登録を消除すること。</p>

別表第四都市整備部の表住宅課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、用地主幹」を削り、「、副室長」の下に「、地域保健企画室長、微生物・ウイルス感染症室長、食品媒介感染症室長、化学検査室長」を加え、「試験研究室長」を「技術支援交流室長」に、「、大学経営改革室長及び大学経営改革副室長、副学長、大学院研究科長並びに埼玉県産業技術総合センター北部研究所及び埼玉立大学」を「及び埼玉県産業技術総合センター北部研究所」に改める。

第十条第一項中「副校長」の下に「、副センター長」を加え、「主務部長、」を「主務部長及び」に改め、「並びに埼玉立大学の所長」を削り、同条第三項の表埼玉県自動車税事務所の支所長の項中「担当課長」を「担当部長」に改め、同表に次のように加える。

埼玉県産業技術総合センター北部研究 究所長	埼玉県産業技術総合センター北部研究 所の担当部長
--------------------------	-----------------------------

別表第一専決事項の欄第十二号中「代休日」の下に「及び時間外勤務代休時間」を加える。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号事務の種類の中「（といふ。）」の下に「、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この項において「施行規則」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号。以下この項において「処理業省令」という。）」を加え、同号委任事務の欄7中「委任された事務又は専決することができる事項に関し、法第二十九条第一項」を「法第五十四条第一項」に改め、同欄7を同欄18とし、同欄6中「第九条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同欄6を同欄11とし、その次に次のように加える。

12 法第十四条第一項の規定に基づき、指定の申請書を受理すること。

13 法第十四条第四項の規定に基づき、申請者に対し報告若しくは資料の提出を

- 求め、又は職員に立入検査をさせること。
- 14 法第十六条第一項の規定に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合すると認め、又は汚染土壌の搬出の届出を受理すること。
- 15 法第十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の届出事項の変更の届出を受理すること。
- 16 法第十六条第三項の規定に基づき、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を搬出した旨の届出を受理すること。
- 17 法第二十条第六項の規定に基づき、汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出を受理すること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄5中「第九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄5を同欄10とし、同欄4中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同欄4を同欄9とし、同欄3中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同欄3を同欄7とし、その次に次のように加える。
- 8 法第七条第一項の規定に基づき、土地の所有者等又は汚染を生じさせた者に對し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄2の次に次のように加える。
- 3 法第三条第四項の規定に基づき、同条第一項ただし書の確認を受けた土地の利用方法の変更の届出を受理すること。
- 4 法第三条第五項の規定に基づき、同条第一項ただし書の確認を取り消すこと。
- 5 法第四条第一項の規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。
- 6 法第四条第二項の規定に基づき、汚染の状況の調査結果の報告を受理すること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄に次のように加える。
- 19 法第五十四条第三項の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- 20 委任された事務又は専決することができる事項に関し、法第五十四条第四項の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。
- 21 施行規則第一条第一項の規定に基づき、法第三条第一項本文の報告の期限を延長すること。
- 22 施行規則第三条第三項の規定に基づき、特定有害物質の種類を通知すること。
- 23 施行規則第十六条第四項の規定に基づき、法第三条第一項ただし書の確認を

- 受けた土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。
- 24 施行規則第四十三条第一号ロ（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、帯水層の深さに係る確認をすること。
- 25 施行規則第四十三条第二号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の形質の変更の施行方法に係る確認をすること。
- 26 施行規則第四十三条第三号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地の形質の変更の施行方法に係る確認をすること。
- 27 施行規則第四十四条第五項（施行規則第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、帯水層の深さに係る確認を取り消し、その旨を通知をすること。
- 28 施行規則別表第六の一の項の下欄口の規定に基づき、地下水の水質の測定結果の報告を受理すること。
- 29 施行規則別表第六の四の項の下欄一号ニ又は二号ハの規定に基づき、地下水の水質の測定結果の報告を受理すること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄3を削り、同欄2中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。
- 2 法第四条第二項の規定に基づき、汚染の状況について調査させて、その結果を報告すべきことを命ずること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄4を次のように改める。
- 4 法第七条第四項の規定に基づき、同条第一項の指示を受けた者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄5中「第九条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同欄8中「法第三十一条第二項」を「委任された事務又は専決することができる事項に関して法第五十六条第二項」に改め、同欄8を同欄16とし、同欄7中「第三十条」を「第五十五条」に改め、同欄7を同欄15とし、同欄6中「第二十九条第四項」を「第五十四条第六項」に改め、同欄6を同欄14とし、同欄5の次に次のように加える。
- 6 法第十六条第四項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の届出をした者に対し、汚染土壌の運搬の方法の変更又は汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託することを命ずること。
- 7 法第十九条の規定に基づき、同条各号に定める者に対し、適正な運搬及び処理のための必要な措置を講ずべきことを命ずること。

- 8 法第二十二條第九項の規定に基づき、汚染土壌又は当該処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散等した旨の届出を受理すること。
- 9 法第二十三條第三項の規定に基づき、汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出を受理すること。
- 10 法第二十三條第四項の規定に基づき、汚染土壌の処理の事業の休止若しくは廃止又は休止した事業の再開の届出を受理すること。
- 11 法第二十四條の規定に基づき、汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌の処理の方法の変更等を命ずること。
- 12 法第二十五條の規定に基づき、汚染土壌処理業者に対し、事業の停止を命ずること。
- 13 法第二十七條第二項の規定に基づき、同條第一項に規定する汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、汚染の除去等を命ずること。
別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄に次のように加える。
- 17 処理業省令第五条第十五号ただし書の規定に基づき、地下水の水質が地下水基準に一年間継続して適合している旨を確認すること。
- 18 処理業省令第五条第十六号ロの規定に基づき、一年間継続して同号イの規定に従つて大気有害物質を排出している旨を確認すること。
- 19 処理業省令第十三條第三項の規定に基づき、措置を講じた結果の報告書を受理すること。
- 20 処理業省令第十四條第二項の規定に基づき、汚染土壌処理業の許可証の書換え又は再交付をすること。
別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄27中「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬（処分）」を「産業廃棄物等の運搬（積替え又は保管を行うものに限る。）又は処分に關する」に改め、同号専決事項の欄8中「保管及び積替えを行うもの（同項の許可を受けた者が当該許可の期限の到来後引き続き当該許可に係る業を行うために受ける同項の許可（次の9において「産業廃棄物許可の更新」という。）に係るものを除く。）を除く」を「積替え又は保管を行うものに限る」に、「許可する」を「許可（更新の許可に限る。）をする」に改め、同欄9中「（産業廃棄物許可の更新に係る中間処分に限る。）を削り、「許可する」を「許可（中間処分に係る更新の許可に限る。）をする」に改め、同欄10を削り、同欄11中「運搬」の下に「（積替え又は保管を行うものに限る。）」を加え、同欄11を同欄10とし、その次に次のように加える。
- 11 産業廃棄物の収集又は運搬（積替え又は保管を行うものを除く。）及び産業廃

棄物の処分を業として行う者から、法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項に規定する住所又は施行規則第十条の十第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号専決事項の欄12中「産業廃棄物収集運搬業者」の下に「(積替え又は保管を行う者に限る。)」を加え、同欄13中「産業廃棄物の収集、運搬又は処分」を「産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)」又は「産業廃棄物処分業者」に改め、同欄14を削り、同欄15中「保管及び積替えを行うもの(同項の許可を受けた者が当該許可の期限の到来後引き続き当該許可に係る業を行うために受ける同項の許可(次の16において「特別管理産業廃棄物許可の更新」という。)に係るものを除く。)」を除くを「積替え又は保管を行うものに限る」に、「許可する」を「許可(更新の許可に限る。)」を「する」に改め、同欄15を同欄14とし、同欄16中「(特別管理産業廃棄物許可の更新に係る中間処分に限る。)」を削り、「許可する」を「許可(中間処分に係る更新の許可に限る。)」を削り、同欄16を同欄15とし、同欄17を削り、同欄18中「運搬」の下に「(積替え又は保管を行うものに限る。)」を加え、同欄18を同欄16とし、その次に次のように加える。

17 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬(積替え又は保管を行うものを除く。)及び産業廃棄物の処分を業として行う者から、法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項に規定する住所又は施行規則第十条の二十三第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号専決事項の欄19中「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」の下に「(積替え又は保管を行う者に限る。)」を加え、同欄19を同欄18とし、同欄20中「特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分」を「特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え又は保管を行う者に限る。)」又は「特別管理産業廃棄物処分業者」に改め、同欄20を同欄19とし、同欄中21を削り、22を20とし、23から28までを21から26までとし、29を削り、同項第二十八号委任事務の欄4中「販売業者」の下に「、条例第三十条第一項に規定する事業者」を加え、同欄4を同欄9とし、同欄3中「販売業者」の下に「、条例第三十条第一項に規定する事業者」を加え、同欄3を同欄8とし、同欄中2を7とし、1の次に次のように加える。

2 条例第三十条第一項並びに第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、自動車地球温暖化対策計画及び変更後の同計画を受理すること。

3 条例第三十一条第三項の規定に基づき、自動車地球温暖化対策計画の廃止の報告を受理すること。

4 条例第三十二条第一項の規定に基づき、自動車地球温暖化対策実施状況報告

書を受理すること。

5 条例第三十三条第二項の規定に基づき、エコドライブ推進者の選任等の届出を受理すること。

6 条例第三十八条の規定に基づき、自動車地球温暖化対策計画及び自動車地球温暖化対策実施状況報告書について公表すること。

別表第二地方行政機関の表秩父環境管理事務所長の項委任事務の欄1中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第七号、第十一号及び第十三号」を「第四号、第五号及び第九号」に改め、同欄2中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、「同項各号」の下に「(第二号、第四号及び第七号を除く。)」を加え、同欄3中「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同欄4中「第二十六条第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同欄5中「第二十六条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同欄6中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同欄7中「第二十八条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同項専決事項の欄中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

長一 生活保護法 (昭和二十五年法律第四百十四号。以下この項において「法」という。)及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の施行に関する事務	1 法第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを申請者に通知すること。	法第二十八条第二項の規定による身分を示す証票を交付すること。
2 法第二十五条第一項の規定に基づき、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始すること。		
3 法第二十五条第二項の規定に基づき、被保護者の生活状態を調査し、職権をもつて保護の変更の決定及びその		

-
-
- 4 法第二十六条第一項の規定に基づき、保護の停止又は廃止の決定及びその通知をすること。
 - 5 法第二十七条第一項の規定に基づき、被保護者に対して指導又は指示をすること。
 - 6 法第二十七条の二の規定に基づき、要保護者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。
 - 7 法第二十八条第一項の規定に基づき、要保護者の資産状況等を調査させ、及び検診を受けらるべき旨を命ずること。
 - 8 法第二十八条第四項の規定に基づき、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。
 - 9 法第三十条第三項の規定に基づき、同条第一項ただし書の措置について家庭裁判所の許可を得ること。
 - 10 法第三十七条の二の規定に基づき、被保護者が支払うべき費用を
-

-
-
- 被保護者に代わり支払うこと。
- 11 法第四十八条第四項の規定に基づき、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由の届出を受理すること。
- 12 法第四十九条（法第五十五条において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第一項の規定による指定に係る書類を受理すること。
- 13 法第五十条の二（法第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- 14 法第五十一条第一項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退に係る書類を受理すること。
- 15 法第六十二条第三項及び第四項の規定に基づき、保護の変更、停止又は廃止をし、この場合においてその処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び
-

<p>16 場所を通知すること。 法第六十三条の規定に基づき、被保護者の返還すべき金額を決定すること。</p>	<p>17 法第七十六条第一項の規定に基づき、遺留の金銭を保護費に充て、又は遺留の物品を売却してその代金を保護費に充てること。</p>	<p>18 法第七十七条第一項及び第二項の規定に基づき、扶養義務者からの徴収を決定し、又は扶養義務者の負担すべき額の決定を家庭裁判所に申し立てること。</p>	<p>19 法第七十八条の規定に基づき、不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者からの徴収を決定すること。</p>	<p>20 法第八十条の規定に基づき、保護金品の返還を免除すること。</p> <p>21 法第八十一条の規定に基づき、後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。</p>	<p>22 生活保護法施行規則第十四条第三項の規定による届出を受理すること。</p>
---	---	---	---	---	--

<p>二 児童福祉法 (昭和二十二年法律第六百六十四号。以下この項において「法」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第二十二條の規定に基づき、妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせること。 2 法第二十三條の規定に基づき、保護者及び児童を母子生活支援施設へ入所させて保護すること等適切な保護を加えること。 3 法第三十一條第一項の規定に基づき、在所を延長し、委託を継続し、又は措置を変更すること。</p>	<p>1 法第三十五條第三項の規定に基づき、市町村の児童福祉施設(法第四十二條から第四十三條の四までに規定するものに限る。次の2から6までにおいて同じ。)の設置の届出を受理すること。 2 法第三十五條第四項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。 3 法第三十五條第六項の規定に基づき、市町村の児童福祉施設の廃止又は休止の届出を受理すること。 4 法第三十五條第七項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。 5 法第四十六條第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者及び児童福祉施設の長に対し、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。 6 児童福祉法施行規則第三十七條第四項、第五項又は第六項の規定に基づき、児童福祉施設の変更の届出を受理すること。</p>
<p>三 老人福祉法 (昭和三十八</p>	<p>法第六條の二第二項の規定に基づき、市町村に</p>	<p>1 法第十四條、第十四條の二及び第十四條の三の規定に基</p>

年法律第百三十三号。以下この項において「法」という。の施行に関する事務

づき、老人居宅生活支援事業の開始、変更、廃止又は休止の届出を受理すること。

2 法第十五条第二項の規定に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出を受理すること。

3 法第十五条第三項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出を受理すること。

4 法第十五条第四項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。

5 法第十五条の二第一項の規定に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの変更の届出を受理すること。

6 法第十五条の二第二項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出を受理すること。

7 法第十六条第一項の規定に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの廃止又は休止の届出を受理すること。

8 法第十六条第二項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止、

休止若しくは入所定員の減少
又は入所定員の増加の届出を
受理すること。

9 法第十六条第三項の規定に
基づき、養護老人ホーム又は
特別養護老人ホームの廃止、
休止若しくは入所定員の減少
の時期又は入所定員の増加の
時期を認可すること。

10 法第十八条第一項の規定に
基づき、老人居宅生活支援事
業を行う者又は老人デイサー
ビスセンター、老人短期入所
施設若しくは老人介護支援セ
ンターの設置者に対し、必要
と認める事項の報告を求め、
又は当該職員に係者に対し
て質問させ、若しくはその事
務所若しくは施設に立ち入り、
設備、帳簿書類その他の物件
を検査させること（事案の内
容が特に重要又は異例なもの
を除く。）。

11 法第十八条第二項の規定に
基づき、養護老人ホーム又は
特別養護老人ホームの長に対
して、必要と認める事項の報
告を求め、又は当該職員に関
係者に対して質問させ、若し
くはその施設に立ち入り、設
備、帳簿書類その他の物件を
検査させること（事案の内容
が特に重要又は異例なもの
を除く。）。

四 身体障害者
福祉法（昭和
二十四年法律
第二百八十三
号。以下この
項において
「法」という。）
及び身体障害
者福祉法施行
令（昭和二十
五年政令第七
十八号。以下
この項におい
て「施行令」
という。）の
施行に関する
事務

- 1 法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等の開始、変更、廃止又は休止の届出を受理すること。
- 2 法第二十八条第二項の規定に基づき、市町村の身体障害者社会参加支援施設の設置の届出を受理すること。
- 3 法第二十八条第四項ただし書の規定に基づき、市町村が設置する養成施設の附置の届出を受理すること。
- 4 法第三十九条第一項の規定に基づき、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。
- 5 法第三十九条第二項の規定に基づき、市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設の長に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。
- 6 施行令第二十八条第一項の規定に基づき、市町村から、身体障害者社会参加支援施設

<p>五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号。以下この項において「法」という。）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和三十九年厚生省令第三十四号。以下この項において「省令」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四</p>	<p>1 法第十七条の規定に基づき、重度障害児に対し、障害児福祉手当を支給すること。</p> <p>2 法第十九条の規定に基づき、障害児福祉手当の受給資格について認定を行うこと。</p> <p>3 法第二十四条第一項の規定に基づき、偽りその他不正の手段により障害児福祉手当の支給を受けた者から、その金額の全部又は一部を徴収することを決定すること。</p> <p>4 法第二十六条において準用する法第五条第二項の規定に基づき、障害児福祉手当の受給資格について認定を行うこと。</p> <p>5 法第二十六条において準用する法第十一条</p>	<p>の種類の変更又は施設の休止若しくは廃止及び養成施設の休止又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>7 施行令第二十八条第二項の規定に基づき、市町村長から、6の施設の名称若しくは所在地の変更又はその建物、設備若しくは事業内容の重大な変更の報告を受理すること。</p> <p>法第三十六条第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること。</p>
--	---	---

号)の施行に
関する事務

(第三号を除く。)の
規定に基づき、障害児
福祉手当の額の一部又
は一部を支給しないこ
と。

6 法第二十六条におい
て準用する法第十二条
の規定に基づき、障害
児福祉手当の支払を一
時差し止めること。

7 法第二十六条の二の
規定に基づき、特別障
害者に対し、特別障害
者手当を支給すること。

8 法第二十六条の五に
おいて準用する法第五
条第二項の規定に基づ
き、特別障害者手当の
受給資格について認定
を行うこと。

9 法第二十六条の五に
おいて準用する法第十
一条(第三号を除く。)の
規定に基づき、特別
障害者手当の額の一部
又は一部を支給しない
こと。

10 法第二十六条の五に
おいて準用する法第十
二条の規定に基づき、
特別障害者手当の支払
を一時差し止めること。

11 法第二十六条の五に
おいて準用する法第十

九条の規定に基づき、特別障害者手当の受給資格について認定を行うこと。

12 法第二十六条の五において準用する法第二十四条第一項の規定に基づき、偽りその他不正の手段により特別障害者手当の支給を受けた者から、その金額の全部又は一部を徴収することを決定すること。

13 法第三十五条の規定に基づき、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている者等からの届出又は書類等を受理すること。

14 法第三十六条第一項の規定に基づき、障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格者に対し、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類等を提出すべきことを命じ、又は職員にこれらの事項に関し、受給資格者その他の関係者に質問させること。

15 法第三十六条第二項の規定に基づき、重度

障害児若しくは特別障害者に対し、医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は職員にこれらの者の障害の状態を診断させること。

16 法第三十七条の規定に基づき、障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格者等の資産若しくは収入の状況等について、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行等若しくは受給資格者の雇用主等に対し、必要な事項の報告を求めること。

17 省令第六条の規定に基づき、障害児福祉手当を支給しない旨を当該受給資格者に通知すること。

18 省令第十一条の規定に基づき、障害児福祉手当の受給資格が消滅した旨を当該受給者に通知すること。

19 省令第十六条において準用する省令第六条の規定に基づき、特別障害者手当を支給しな

<p>六 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三</p>	<p>1 法第十三条又は法第三十二条において準用する法第十三条第一項及び第三項の規定に基づき、母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付を決定すること。</p> <p>2 法第十七条の規定に基づき、配偶者のない者で現に児童を扶養し</p>	<p>1 施行令第十三条又は施行令第三十八条において準用する法第十三条の規定に基づき、児童福祉審議会の意見を聴いて、資金の貸付けをやめること（母子福祉団体に係るものを除く。）。</p> <p>2 施行令第十六条又は施行令第三十八条において準用する施行令第十六条の規定に基づ</p>
	<p>22 国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定に基づき、同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七十七条の規定による福祉手当を従前の例により支給すること。</p>	
	<p>21 省令第十七条第一項の規定に基づき、請求者又は届出者の口頭による陳述を職員に聴取させ、及び必要な措置を採ること。</p>	
	<p>20 省令第十六条において準用する省令第十一条の規定に基づき、特別障害者手当の受給資格が消滅した旨を当該受給者に通知すること。</p>	

十九年政令第
二百二十四号。
以下この項に
おいて「施行
令」という。）
の施行に關す
る事務

ているものにつき、そ
の者の居宅等において
日常生活を営むのに必
要な便宜を供与し、又
は県以外の者に当該便
宜を供与することを委
託する措置を採ること。

3 法第三十三条第一項
の規定に基づき、寡婦
につき、その者の居宅
等において日常生活を
営むのに必要な便宜を
供与し、又は県以外の
者に当該便宜を供与す
ることを委託する措置
を採ること。

4 施行令第八条第四項
若しくは第九条第一項
又は施行令第三十八条
において準用する施行
令第九条第一項若しく
は第二項に規定する保
証人の変更を承認する
こと。

5 施行令第八条第五項
又は施行令第三十七条
第二項において準用す
る施行令第八条第五項
の規定に基づき、母子
福祉資金又は寡婦福祉
資金の貸付けに係る据
置期間を延長すること。

6 施行令第十一条又は
施行令第三十八条にお

き、貸付金の全部又は一部に
ついて一時償還を請求するこ
と（母子福祉団体に係るもの
を除く。）。

<p>七 民生委員法 (昭和二十三年法律第百九十八号)の施行に関する事務</p>	
<p>民生委員法の第十八条の規定に基づき、知事定める民生委員の指導訓練計画に従い、民生委員の指導訓練を実施すること。</p>	<p>7 施行令第十二条又は施行令第三十八条において準用する施行令第十二条の規定に基づき、修学資金、技能習得資金、生活資金及び修業資金の貸付けをやめること。</p> <p>8 施行令第十七条ただし書又は施行令第三十八条において準用する施行令第十七条ただし書の規定に基づき、違約金を免除すること(母子福祉団体に係るものを除く)。</p> <p>9 施行令第十九条又は施行令第三十八条において準用する施行令第十九条の規定に基づき、償還金の支払を猶予すること(母子福祉団体に係るものを除く)。</p>

<p>八 公職選挙法 施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の施行に関する事務</p>	<p>公職選挙法施行令第五十九条の二の規定に基づき、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者について、両下肢等の障害の程度を証明すること。</p>
<p>九 社会福祉法 （昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第四十三条第二項において準用する法第三十二条の規定に基づき、社会福祉法人（主として老人福祉施設及び障害者施設を運営する法人に限る。次の2において同じ。）の定款の変更の認可を決定すること。</p> <p>2 法第四十三条第三項の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更の届出を受理すること。</p> <p>3 法第六十二条第一項の規定に基づき、第一種社会福祉事業（軽費老人ホーム、障害者支援施設又は法第二条第二項第七号の授産施設の経営の事業に限る。次の4において同じ。）の経営の届出を受理すること。</p> <p>4 法第六十二条第二項の規定に基づき、第一種社会福祉事業の経営を許可すること。</p> <p>5 法第六十三条第一項の規定に基づき、第一種社会福祉事業（軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身</p>

体障害者授産施設、知的障害者援護施設又は法第二条第二項第七号の授産施設の経営の事業に限る。次の6及び7において同じ。）の変更の届出を受理すること。

6 法第六十三条第二項の規定に基づき、第一種社会福祉事業の変更を許可すること。

7 法第六十四条の規定に基づき、第一種社会福祉事業の廃止の届出を受理すること。

8 法第六十九条第一項及び第二項の規定に基づき、第二種社会福祉事業（手話通訳事業、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設の経営の事業又は身体障害者若しくは知的障害者の更生相談に应ずる事業に限る。）の開始、変更又は廃止の届出を受理すること。

9 法第七十条の規定に基づき、社会福祉事業（軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、福祉ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設若しくは法第二条第二項第七号の授産施設の経営の事業、障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援

<p>十 介護保険法 （平成九年法律第二百三十三号。以下この項において「法」という。） 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下この項において「施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する事務</p>	
<p>1 法第二十四条第一項の規定に基づき、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、報告若しくは記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させること。</p> <p>2 法第二十四条第二項の規定に基づき、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させること。</p> <p>3 法第二十四条第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること。</p> <p>4 法第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を行うこと。</p> <p>5 法第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定を行うこと。</p> <p>6 法第四十八条第一項第一号の規定に基づき、指定介護老</p>	<p>及び就労継続支援に限る。）又は身体障害者若しくは知的障害者の更生相談に応ずる事業に限る。）を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させること。</p>

-
-
-
- 7 人福祉施設の指定を行うこと。
法第四十八条第一項第三号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を行うこと。
 - 8 法第五十三条第一項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を行うこと。
 - 9 法第七十条第五項の規定に基づき、関係市町村長に対し通知し、意見を求めること。
 - 10 法第七十条の二第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定の更新を行うこと。
 - 11 法第七十一条第一項ただし書の規定に基づき、別段の申出を受理すること。
 - 12 法第七十二条第一項ただし書の規定に基づき、別段の申出を受理すること。
 - 13 法第七十五条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定に係る事項の変更等の届出を受理すること。
 - 14 法第七十八条の二第二項の規定に基づき、市町村長から指定地域密着型介護サービス事業者の指定に係る届出を受理すること。
 - 15 法第七十八条の二第三項の規定に基づき、市町村長に必要な助言又は勧告をすること。
 - 16 法第七十九条の二第一項の

-
-
-
- 規定に基づき、指定居宅介護
支援事業者の指定の更新を行
うこと。
- 17 法第八十二条の規定に基づ
き、指定居宅介護支援事業者
の指定に係る事項の変更等の
届出を受理すること。
- 18 法第八十六条第三項の規定
に基づき、関係市町村長に対
し通知し、意見を求めること。
- 19 法第八十六条の二第一項の
規定に基づき、指定介護老人
福祉施設の指定の更新を行う
こと。
- 20 法第八十九条の規定に基づ
き、指定介護老人福祉施設の
開設者の住所等の変更の届出
を受理すること。
- 21 法第九十四条第一項の規定
に基づき、介護老人保健施設
の開設を許可すること。
- 22 法第九十四条第二項の規定
に基づき、介護老人保健施設
の変更許可をすること。
- 23 法第九十四条第六項の規定
に基づき、関係市町村長に対
し通知し、意見を求めること。
- 24 法第九十四条の二第一項の
規定に基づき、介護老人保健
施設の許可の更新を行うこと。
- 25 法第九十五条第一項の規定
に基づき、介護老人保健施設
の管理者となる医師の承認を
すること。

26	法第九十五条第二項の規定に基づき、医師以外の者に介護老人保健施設を管理させることの承認をすること。
27	法第九十九条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者の住所等の変更等の届出を受理すること。
28	法第七十五条第五項の規定に基づき、関係市町村長に対し通知し、意見を求めること。
29	法第七十条の二第一項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の更新を行うこと。
30	法第一百一十一条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出を受理すること。
31	法第一百五十五条の五の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の変更等の届出を受理すること。
32	法第一百五十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の更新を行うこと。
33	法第一百五十五条の三十二第二項第一号、第三項又は第四項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する事項等の届出を受理すること。
34	施行令第三条第一項の規定

<p>十三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国</p>	<p>十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の施行に関する事務</p>	<p>十一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の施行に関する事務</p>	
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律第十四条第一項及</p>			
	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二十二條第一項の規定に基づき、市町村からの報告を受け受理すること。</p>	<p>障害者自立支援法第七十九条第二項から第四項までの規定に基づき、障害福祉サービス事業等（施設において実施するものに限る。）の開始、変更、廃止又は休止の届出を受理すること。</p>	<p>に基づき、介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定をすること。</p> <p>35 施行令第三条第三項の規定に基づき、介護員養成研修事業に係る指定を取り消すこと。</p> <p>36 施行規則第二十二條の二十九の規定に基づき、介護員養成研修事業者の指定に係る事項の変更等の届出を受理すること。</p> <p>37 施行規則第二十二條の三十の規定に基づき、名簿及び事業報告書を受理すること。</p>

<p>後の自立の支 援に関する法 律（平成六年 法律第三十号） の施行に關す る事務</p>	<p>び第三項の規定に基づき、 支援給付を行うこと。</p>	
--	------------------------------------	--

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号事務の種類欄中「昭和二十二年法律第六十四号。」を削り、同号委任事務の欄17中「第三十一条第一項及び第二項」を「第三十一条第二項及び第三項」に改め、同表福祉保健総合センター所長の項を削り、同表保健所長の項第四号事務の種類欄中「診療放射線技師法」の下に「（昭和二十六年法律第二百二十六号）」を加え、同号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五十八年法律第八十三号）附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（以下この項において「旧法」という。）第七条の規定に基づき、診療エックス線技師籍を備え、免許に関する事項を登録すること。
- 2 旧法第八条第二項の規定に基づき、診療エックス線技師免許証を再交付すること。
- 3 旧法第八条第三項の規定に基づき、診療エックス線技師免許証の返納を受けること。
- 4 旧法第九条第四項の規定に基づき、診療エックス線技師の再免許を与えること。
- 5 旧法第二十七条第二項の規定に基づき、診療放射線技師又は診療エックス線技師に対し、照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させること。
- 6 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和五十九年政令第二百八十六号）附則第三項の規定により、なおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（次の7及び8において「旧施行令」という。）第一条の三第一項の規定に基づき、診療エックス線技師籍の訂正を行うこと。
- 7 旧施行令第二条第一項及び第二項の規定に基づき、診療エックス線技師免許証の返納を受け、診療エックス線技師籍の登録の消除を行うこと。
- 8 旧施行令第三条第一項の規定に基づき、診療エックス線技師免許証を書

換え交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第五号事務の種類の欄中「昭和三十年法律第六十八号」の下に「。以下この項において「法」という。」及び歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）を加え、同号専決事項の欄を次のように改める。

1 法第二十七条第一項の規定に基づき、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、歯科技工所に立ち入り、清潔の保持の状況等を検査させること。

2 歯科技工士法施行規則第十条の規定に基づき、歯科技工士国家試験合格証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号委任事務の欄1中「第六十二条第一項」を「法第六十二条第一項」に改め、同欄中23を24とし、20から22までを21から23までとし、同欄19中「20、22及び23」を「21、23及び24」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄中18を19とし、17の次に次のように加える。

18 施行条例別表第一第一号イ(6)(二)の規定に基づき、報告を受領すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号専決事項の欄1、2及び6から9までの規定中「第六十二条第一項」を「法第六十二条第一項」に改め、同項第十一号事務の種類の欄中「狂犬病予防法」の下に「昭和二十五年法律第二百四十七号。」を加え、同号委任事務の欄1中「第五項」の下に「法」を加え、同号専決事項の欄を次のように改める。

法第三条第二項に規定する身分を示す証票を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号事務の種類の欄中「動物の愛護及び管理に関する法律」の下に「昭和四十八年法律第五号。」を、「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」の下に「平成十年埼玉県条例第十九号。」を加え、同号専決事項の欄中15を17とし、14を16とし、13を14とし、その次に次のように加える。

15 条例第九条第四項及び第十七条第二項に規定する証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号専決事項の欄中12を13とし、3から11までを4から12までとし、2の次に次のように加える。

3 法第二十四条第二項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十七号事務の種類の欄中「埼玉県自家水道条例（）」の下に「昭和三十二年埼玉県条例第二号。」を加え、同号委任事務の欄1中「第三十一条」を「法第三十一条」に、「第三十四条」を「法第三十四条」に

改め、同号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第三十九条第一項、第二項又は第三項の規定に基づき、水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者又は簡易専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は当該職員に、水道の工事現場等に立ち入り、検査させること。

2 条例第九条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十八号事務の種類欄中「理容師法」の下に「昭和二十二年法律第二百三十四号。」を加え、同号専決事項の欄を次のように改める。

法第十三条第二項において準用する法第四条の十三第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十九号事務の種類欄中「美容師法」の下に「昭和三十三年法律第六十三号。」を加え、同号専決事項の欄を次のように改める。

法第十四条第二項において準用する法第四条の十三第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十号事務の種類欄中「クリーニング業法（）」の下に「昭和二十五年法律第二百七号。」を、「と（）」の下に「、クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号。以下この項において「施行令」という。）、クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、同号専決事項の欄中7を10とし、6を9とし、5を7として、その次に次のように加える。

8 法第十条第二項において準用する法第七条の十三第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十号専決事項の欄中4を6とし、3の次に次のように加える。

4 法第六条の規定に基づき、クリーニング師の免許を与えること。

5 法第八条第一項の規定に基づき、原簿を備えクリーニング師の免許に関する事項を登録すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十号専決事項の欄に次のように加える。

11 施行令第一条第一項の規定に基づき、クリーニング師免許証を交付すること。

12 施行令第一条第二項の規定に基づき、クリーニング師免許証を訂正して交付すること。

<p>21 調理師法 (昭和三十三年 法律第四百十七 号。以下この項 において「法」 という。)、調理 師法施行令(昭 和三十三年政令 第三百三号。以 下この項におい て「施行令」と いう。)及び調理 師法施行細則(昭 和四十一年埼玉 県規則第八号) の施行に関する 事務</p>	<p>13 施行令第一条第三項の規定に基づき、クリーニング師免許証を再交付すること。</p> <p>14 施行規則第六条第二項又は第十条第二項の規定に基づき、クリーニング師免許証の返納を受けること。</p> <p>15 施行規則第十条第一項の規定に基づき、クリーニング師免許証の返納を受け、登録を抹消すること。</p> <p>別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十一号を次のように改める。</p>
<p>9 調理師法施行細則第六条の規定に基づき、調理師試験の</p>	<p>1 法第三条第一項の規定に基づき、調理師免許を与えること。</p> <p>2 法第五条第一項の規定に基づき、調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録すること。</p> <p>3 法第五条第三項の規定に基づき、調理師免許証を交付すること。</p> <p>4 施行令第十一条第一項の規定に基づき、名簿の訂正を行うこと。</p> <p>5 施行令第十二条の規定に基づき、登録を消除すること。</p> <p>6 施行令第十三条第一項の規定に基づき、調理師免許証を書換え交付すること。</p> <p>7 施行令第十四条第一項の規定に基づき、調理師免許証を再交付すること。</p> <p>8 施行令第十四条第四項又は第十五条第一項の規定に基づき、調理師免許証の返納を受け、登録を抹消すること。</p>

別表第二地方行政機関の表保健所長の項中第三十九号を第四十二号とし、第三十八号を第四十一号とし、第三十七号を第四十号とし、同項第三十六号事務の種類の欄中「覚せい剤取締法（）」の下に「昭和二十六年法律第二百五十二号。」を加え、同号専決事項の欄に次のように加え、同号を同項第三十九号とする。

4 法第三十三条第三項に規定する身分を示す証票を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項中第三十五号を第三十八号とし、第三十四号を第三十七号とし、第三十三号を第三十六号とし、同項第三十二号事務の種類欄中「毒物及び劇物取締法（）」の下に「昭和二十五年法律第三百三号。」を加え、「及び毒物及び劇物取締法施行令」を「毒物及び劇物取締法施行令」に改め、「施行令」という。）の下に「及び毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）」を加え、同号専決事項の欄中13を14とし、4から12までを5から13までとし、3の次に次のように加える。

4 法第十七条第四項に規定する身分を示す証票を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十二号専決事項の欄に次のように加える。

15 毒物及び劇物取締法施行細則第十三条の規定に基づき、毒物劇物取扱者試験の合格証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十二号を同項第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>三十五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下この項において「法」という。） 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項において「施行令」という。）及び保健師助産師看</p>	<p>1 法第八条（法第五十三条第二項（法第六十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、准看護師の免許を与えること。 2 法第十一条（法第五十三条第二項（法第六十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、准看護師籍を備え、准看護師免許に関する事項を登録すること。 3 法第十二条第五項（法第五</p>
--	---

護師法施行規則
(昭和二十六年
厚生省令第三十
四号)の施行に
関する事務

- 十三条第二項（法第六十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、准看護師免許証を交付すること。
- 4 法第十四条（法第五十三条第二項（法第六十条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、准看護師免許証を交付すること。
- 5 施行令第三条第三項の規定に基づき、准看護師籍の訂正を行うこと。
- 6 施行令第四条第二項又は第五条第一項の規定に基づき、准看護師籍の登録の抹消を行うこと。
- 7 施行令第六条第二項の規定に基づき、准看護師免許証を書換え交付すること。
- 8 施行令第七条第二項の規定に基づき、准看護師免許証を再交付すること。
- 9 施行令第七条第五項又は第八条第二項の規定に基づき、准看護師免許証の返納を受けること。
- 10 施行令附則第二項において準用する施行令第二条第二項の規定に基づき、保健師籍に保健師免許に関する事項を登録すること。
- 11 施行令附則第二項において

-
-
- 12 准用する施行令第二条第二項の規定に基づき、助産師名簿に助産師の登録に関する事項を登録すること。
- 13 施行令附則第二項において准用する施行令第二条第二項の規定に基づき、看護師籍に看護師免許に関する事項を登録すること。
- 14 施行令附則第二項において准用する施行令第四条第二項又は第五条第一項の規定に基づき、保健師籍、助産師名簿又は看護師籍の登録を抹消すること。
- 15 施行令附則第二項において准用する施行令第六条第二項の規定に基づき、保健婦免状又は看護婦免状を書換え交付すること。
- 16 施行令附則第二項において准用する施行令第七条第二項の規定に基づき、保健婦免状又は看護婦免状を再交付すること。
- 17 施行令附則第二項において准用する施行令第七条第五項又は第八条第二項の規定に基づき、保健婦免状又は看護婦

		<p>18 免状の返納を受けること。 保健師助産師看護師法施行規則第三十条第一項の規定に基づき、准看護師試験合格証明書を交付すること。</p>
--	--	---

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号事務の種類の中「薬事法施行規則（）」の下に「昭和三十六年厚生省令第一号。」を加え、「及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」に改め、「改正省令」という。）の下に「及び薬事法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第三十四号）」を加え、同号専決事項の欄に次のように加え、同号を同項第三十三号とする。

- 20 施行規則第五百九条の八第一項の規定に基づき、登録販売者名簿を備え、販売従事登録をすること。
 - 21 施行規則第五百九条の八第二項の規定に基づき、販売従事登録証を交付すること。
 - 22 施行規則第五百九条の九第一項の規定に基づき、登録事項の訂正を行うこと。
 - 23 施行規則第五百九条の十第四項の規定に基づき、登録を消除すること。
 - 24 施行規則第五百九条の十一第一項の規定に基づき、販売従事登録証を書換え交付すること。
 - 25 施行規則第五百九条の十二第一項の規定に基づき、販売従事登録証を再交付すること。
 - 26 施行規則第五百九条の十二第四項又は第五百九条の十三の規定に基づき、販売従事登録証の返納を受けること。
 - 27 薬事法施行細則第九条の規定に基づき、合格証書を再交付すること。
- 別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十号事務の種類の中「健康増進法（）」の下に「平成十四年法律第百三号。」を加え、同号専決事項の欄中4を5とし、3の次に次のように加える。
- 4 法第二十四条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十号を同項第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>三十二 栄養士法 (昭和二十二年 法律第二百四十</p>		<p>1 栄養士法第四条第一項及び第二項の規定に基づき、栄養士免許証を交付すること。</p>
---	--	--

五号) 及び栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号。以下この項において「施行令」という。)の施行に関する事務

- 2 施行令第二条の規定に基づき、栄養士名簿を作成すること。
- 3 施行令第四条第一項又は第三項の規定に基づき、栄養士名簿の登録を抹消すること。
- 4 施行令第五条第一項の規定に基づき、栄養士免許証を訂正して交付すること。
- 5 施行令第六条第一項の規定に基づき、栄養士免許証を再交付すること。
- 6 施行令第六条第五項又は第八条第一項若しくは第三項の規定に基づき、栄養士免許証の返納を受けること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十九号専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第三十号とする。

法第二十一条の五の規定に基づき、小児慢性特定疾患医療の給付のうち、同条の医療の給付の決定を受けている者に引き続き当該医療の給付(疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であることが明白な場合に限り。)を決定すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、同項第二十五号事務の種類欄中「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(」の下に「昭和四十五年法律第二十号。」を加え、同号専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加え、同号を同項第二十六号とする。

1 法第十一条第二項(法第十二条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、同項第二十二号事務の種類欄中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(」の下に「平成十年法律百十四号。」を加え、同号専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第二十三号とする。

1 法第二十四条第五項の規定に基づき、感染症診査協議会の委員を任命す

ること。

2 法第三十五条第二項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十一号の次に次の一号を加える。

<p>二十二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下この項において「法」という。）、製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下この項において「施行令」という。）及び製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）の施行に関する事務</p>		<ol style="list-style-type: none">1 法第三条の規定に基づき、製菓衛生師免許を与えること。2 法第七条第一項の規定に基づき、製菓衛生師名簿を備え、免許に関する事項を登録すること。3 法第七条第三項の規定に基づき、製菓衛生師免許証を交付すること。4 施行令第三条第一項の規定に基づき、名簿の訂正を行うこと。5 施行令第四条の規定に基づき、登録の消除を行うこと。6 施行令第五条第一項の規定に基づき、製菓衛生師免許証を書換え交付すること。7 施行令第六条第一項の規定に基づき、製菓衛生師免許証を再交付すること。8 施行令第六条第四項又は第七条第一項の規定に基づき、製菓衛生師免許証の返納を受けること。9 製菓衛生師法施行細則第四条の規定に基づき、製菓衛生師試験の合格証明書を交付すること。
--	--	---

別表第二地方行政機関の表川口保健所長、朝霞保健所長及び越谷保健所長の項を削り、同表川口保健所長、坂戸保健所長、熊谷保健所長及び春日部保健所長の項地

域機関の長の欄中「坂戸保健所長、熊谷保健所長及び春日部保健所長」を「春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長」に改め、同項専決事項の欄1から4までの規定中「第六十二条第一項」を「法第六十二条第一項」に改め、同表病虫害防除所長の項を次のように改める。

病虫害防除所長	長一 農薬取締法 (昭和二十三年法律第八十号)の施行に関する事務	1 法第十六条第四項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定により公告した事項を農林水産大臣及び都道府県知事に通知すること。	農薬取締法第八条第一項又は第二項の規定に基づき、販売者からの届出を受理すること。
<p>二 肥料取締法 (昭和二十五年法律第二百一十七号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十六条第四項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定により公告した事項を農林水産大臣及び都道府県知事に通知すること。</p> <p>2 法第二十一条の規定に基づき、普通肥料又は指定配合肥料の生産業者又は輸入業者に対し、必要な事項を表示すべき旨を命ずること。</p> <p>3 法第二十九条第一項の規定に基づき、肥料の生産業者等からその業務又は肥料の施用に関する報告を徴すること。</p> <p>4 法第二十九条第三項の規定に基づき、販売業者からその業務に関する報告を徴すること。</p> <p>5 法第三十条第一項又は第三項の規定に基づき、職員に生産業者等</p>	<p>1 法に基づき、生産業者等からの届出書及び申請書を受理すること。</p> <p>2 法第七条第一項の規定に基づき、職員に申請書の記載事項及び肥料の見本について調査させ、肥料の登録をすること。</p> <p>3 法第十条の規定に基づき、登録を受けた者に登録証を交付すること。</p> <p>4 法第十二条第二項の規定に基づき、登録の有効期間を更新すること。</p> <p>5 法第十六条第一項又は第二項の規定に基づき、登録番号等を公告すること。</p> <p>6 法第十九条第二項の規定に基づき、肥料の譲渡を許可すること。</p>	

<p>又は販売業者の事業場又は倉庫等に立入検査をさせ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を収去させること。</p>	<p>又は販売業者の事業場又は倉庫等に立入検査をさせ、関係者に質問させ、又は肥料若しくはその原料を収去させること。</p>	
<p>三 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十三条第一項の規定に基づき、製造業者等に対して表示事項の表示又は遵守事項の遵守を指示すること。</p> <p>2 法第五十五条第一項又は第二項の規定に基づき、製造業者等又は販売業者からその業務に関して報告を徴すること。</p> <p>3 法第五十五条第三項の規定に基づき、飼料の使用から飼料の使用に関して報告を徴すること。</p> <p>4 法第五十六条第一項又は第二項の規定に基づき、職員に製造業者等又は販売業者の事業等に立入検査をさせ、関係者に質問させ、又は飼料等を収去させること。</p>	

	<p>5 法第五十六条第三項の規定に基づき、職員に飼料の使用者の畜舎等に立入検査をさせ、関係者に質問させ、又は飼料等を収去させること。</p> <p>6 法第五十六条第七項の規定に基づき、飼料等の試験の結果の概要を公表すること。</p>	
--	--	--

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄中9を11とし、5から8までを7から10までとし、4を5とし、その次に次のように加える。

6 法第三十九条第四項の規定に基づき、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可を更新すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄3中「休廃止」を「休廃止等」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 法第三十四条第一項の規定に基づき、卸売販売業の許可をすること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号専決事項の欄1中「当該職員」を「薬事監視員」に改め、同欄2中「検定申請書」を「申請書」に改め、同欄3中「採取させ申請書とともに」を「採取させ、」に改める。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第四号事務の種類欄中「農地施行法（昭和二十八年法律第二百三十号）及び農地法により買収又は売渡をする場合の登記の特例に関する政令（昭和二十八年政令第七十三号）」を削り、同号専決事項の欄5中「聞いて」を「聴いて」に改め、「同一の」の下に「事業の」を加え、同欄6中「聞いて」を「聴いて」に、「供するため」を「供するための」に、「ついで権利を設定し、又は移転すること」を「係る権利の設定又は移転」に改め、同欄7中「聞いて」を「聴いて」に改め、同欄8を削り、同欄9中「10及び11」を「9及び10」に改め、同欄9を同欄8とし、同欄10を同欄9とし、同欄11中「農地転用許可に係る許可の取消」を「農地に係る法第四条に基づく許可及び二ヘクター以下の農地又は採草放牧地に係る法第五条に基づく許可の取消し」に改め、同欄11を同欄10とし、同欄12及び13を削り、同項第十一号専決事項の欄を次のように改める。

1 法第二十条第三項の規定に基づき、農林物資の製造業者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場等に立ち入り、品質に

- 関する表示の状況等を検査させること。
- 2 法第二十一条の二第一項の規定に基づき、申出を受理すること。
 - 3 法第二十一条の二第二項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項中第十九号を第二十一号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十四号専決事項の欄に次のように加え、同号を同項第十六号とする。

37 法第三百三十二条第一項の規定に基づき、土地改良区等からその事業に関し報告を徴し、又はこれらの者の業務等の状況を検査すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十三号委任事務の欄中「法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づき、導入計画を認定し、又は変更の認定をすること。」を削り、同号専決事項の欄1中「導入計画を」の下に「認定し、又は変更を」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>十四 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の施行に関する事務</p>		<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第五十二条第一項の規定（同法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）に基づき、主要食糧出荷等事業者に対し、その業務等に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所等に立ち入り、業務の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p>
--	--	--

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十一号の次に次の一号を加える。

<p>十二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務</p>		<p>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定に基づき、米穀事業者等に対し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所等に立ち入り、業務の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p>
--	--	--

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項に次の一号を加える。

二十二 不動産の登記に関する事務	<p>1 土地改良財産の処分等に伴う登記を嘱託すること。</p> <p>2 土地改良財産の境界を確認し、又はその隣接する土地の地積訂正について承諾すること。</p>
------------------	--

別表第二地方機関の表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長を除く。）の項第二号専決事項の欄中6を8とし、5を7とし、4を5とし、その次に次のように加える。

6 法第百十四条の規定に基づき、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長を除く。）の項第二号専決事項の欄3の次に次のように加える。

4 法第八十九条の第二号第十項において準用する法第五十五条の規定に基づき、換地計画に係る土地及び建物について登記を申請し、又は嘱託すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長を除く。）の項に次の二号を加える。

<p>三 土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六号。以下この項において「令」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 令第二条の規定に基づき、代位登記を申請し、又は嘱託すること。</p> <p>2 令第二十条の規定に基づき、土地の表題部の登記事項に関する変更の登記を申請し、又は嘱託すること。</p> <p>3 令第二十一条の規定に基づき、所有権の移転を登記を申請し、又は嘱託すること。</p> <p>4 令第三十六条の規定に基づき、埋立地の表題登記を嘱託すること。</p>
<p>四 埼玉県営土地改良事業に関する</p>	<p>県営土地改良事業により生じた土地改良施設（管</p>

る事務	理委託したものに限る。） の管理及び工事に関する 協定を締結すること。
-----	---

別表第二地方機関の表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長を除く。）の項地域機関の長の欄中「さいたま農林総合研究センター所長の項を削り、同表農林総合研究センター所長の項第一号委任事務の欄中2及び3を削り、同欄4中「第九十一条第四項」を「法第九十一条第四項」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄中5を3とし、6を4とし、同号専決事項の欄中1から5までを削り、6を1とし、7を2とし、同項第二号事務の種類の欄中「昭和三十年埼玉県条例第十三号。」を削り、同表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄10、13、15から17までの規定、19及び21から26までの規定中「第九十一条第二項」を「法第九十一条第二項」に改め、同欄28中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第四十七条第三項」を削り、同欄中30から33までを削り、34を30とし、35から64までを31から60までとし、同欄65中「第九十一条第四項」を「法第九十一条第四項」に改め、同欄65を同欄61とし、同欄66を同欄62とし、同欄67中「第九十一条第二項」を「法第九十一条第二項」に、「第二十四条」を「法第二十四条」に改め、同欄67を同欄63とし、同欄68を同欄64とし、同欄69中「第九十一条第二項」を「法第九十一条第二項」に改め、同欄69を同欄65とし、同欄70中「第九十一条第二項」を「法第九十一条第二項」に改め、同欄70を同欄66とし、同欄中71を67とし、72から82までを68から78までとし、同表朝霞県土整備事務所長、北本県土整備事務所長、川越県土整備事務所長、飯能県土整備事務所長、東松山県土整備事務所長、秩父県土整備事務所長、熊谷県土整備事務所長、行田県土整備事務所長及び杉戸県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄1及び3から6までの規定並びに第二号委任事務の欄1、2及び4中「（和光樹林公園及び新座緑道に係るものを除く。）」を削り、同表新都市建設事務所長の項地域機関の長の欄中「埼玉県建設事務所」を「埼玉県建設事務所」に改め、同項事務の種類の欄中「都市計画法及び」を削り、同項委任事務の欄中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとし、同欄6中「及び第五項」を削り、同欄6を同欄5とし、同欄中7を6とし、8から16までを7から15までとし、同表下水道事務所長の項を削り、同表建築安全センター所長の項第六号を削り、同項第七号事務の種類の欄中「施行令」という。）の下に「、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄中41を54とし、40を51とし、その次に次のように加える。

52 施行細則第十五条の二の規定に基づき、建築協定に加わろうとする者から加

入届等を受理すること。

53 施行細則第十五条の三の規定に基づき、建築協定を定めた者から届出等を受理すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第七号委任事務の欄中39を50とし、36から38までを47から49までとし、35を44とし、その次に次のように加える。

45 施行規則第十条第一項の規定に基づき、法第四十二条第一項第四号又は第五号の指定に係る道路の位置等を公告すること。

46 施行規則第十条第三項の規定に基づき、道路の位置を指定した旨を申請者に通知すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第七号委任事務の欄中34を43とし、25から33までを34から42までとし、同欄24中「第八十六条の五第二項」の下に「及び第四項」を加え、「取り消す」を「取り消し、及びその旨を公告する」に改め、同欄24を同欄33とし、同欄中23を31とし、その次に次のように加える。

32 法第八十六条の二第六項の規定に基づき、同条第一項の規定による認定をした旨を公告するとともに、法第八十六条第八項の図書の表示する事項について所要の変更をすること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第七号委任事務の欄中22を29とし、その次に次のように加える。

30 法第八十六条第八項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定による認定に係る対象区域等を公告するとともに、対象区域等を表示した図書を縦覧に供すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第七号委任事務の欄中21を28とし、17から20までを24から27までとし、16の次に次のように加える。

17 法第七十三条第二項（法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築協定の認可又は変更の認可をした旨を公告し、及び建築協定書の写しを市町村の長に送付すること。

18 法第七十四条の二第四項の規定に基づき、建築協定区域内の土地が当該建築協定区域から除かれた旨を公告すること。

19 法第七十五条の二第四項において準用する法第七十三条第二項の規定に基づき、法第七十五条の二第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた旨を公告し、及び建築協定書の写しを市町村の長に送付すること。

20 法第七十六条第二項の規定に基づき、建築協定の廃止を認可した旨を公告すること。

21 法第七十六条の三第二項又は同条第六項において準用する法第七十四条第一

項若しくは第七十六条第一項の規定に基づき、法第七十六条の三第一項の規定による建築協定を認可し、又はその変更若しくは廃止を認可すること。

22 法第七十六条の三第四項において準用する法第七十三条第二項又は法第七十六条の三第六項において準用する法第七十四条第二項において準用する法第七十三条第二項の規定に基づき、法第七十六条の三第一項の規定による建築協定の認可又は変更の認可をした旨を公告し、及び建築協定書の写しを市町村の長に送付すること。

23 法第七十六条の三第六項において準用する法第七十六条第二項の規定に基づき、法第七十六条の三第一項の規定による建築協定の廃止を認可した旨を公告すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項中第七号を第六号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十六号委任事務の欄2中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等」に改め、同欄8中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等、第二種特定建築主」に改め、「第七十五条第五項」の下に「若しくは第七十五条の二第三項」を加え、同欄8を同欄13とし、同欄7の次に次のように加える。

8 法第七十五条の二第一項の規定に基づき、第二種特定建築主からのエネルギーの効率的利用のための措置に係る届出を受理すること。

9 法第七十五条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出をした者に対し、届出に係る事項に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

10 法第七十五条の二第三項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出をした者等からの維持保全の状況についての報告を受理すること。

11 法第七十五条の二第四項において準用する法第七十五条第六項の規定に基づき、法第七十五条の二第三項の規定による報告をした者に対し、エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすること。

12 法第七十六条第三項の規定に基づき、登録建築物調査機関からの報告を受理すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十六号委任事務の欄に次のように加え、同号を同項第十五号とする。

14 法第八十七条第十四項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十七号を同項第十六号とし、同項に次の一号を加える。

十七 長期優良住宅の普及の促進	1 法第五条第一項から第三項までの規定（法	1 法第十三条の規定に基づき、認定計画実施者に対し、
-----------------	-----------------------	----------------------------

<p>に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年埼玉県規則第七十六号）の施行に関する事務</p>	<p>第八条第二項において準用する場合を含む。）による認定及び法第十条の承認の申請を受理し、当該申請の取下げを受けること。</p> <p>2 法第六条第一項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をすること。</p> <p>3 法第六条第二項及び第三項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画に係る申出を受理し、及び当該申出に係る長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知すること。</p> <p>4 法第七条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を認定した旨を認定を受けた者に通知すること。</p> <p>5 法第九条第一項の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出を受理</p>	<p>改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>2 法第十四条第一項の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。</p> <p>3 法第十四条第二項の規定に基づき、計画の認定を取り消した旨を通知すること。</p>
---	---	---

	<p>6 法第十条の規定に基づき、認定計画実施者が有していた計画の認定に基づく地位の承継を承認すること。</p> <p>7 法第十一条第二項の規定に基づき、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録の作成及び保存を容易にするための必要な援助を行うこと。</p> <p>8 法第十二条の規定に基づき、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めること。</p> <p>9 法第十五条の規定に基づき、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うこと。</p> <p>10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第四条第三号ただし書の規定に基づき、建築物が長期にわたり存することに支障がないと認めること。</p>	
--	---	--

別表第二公の施設の表埼玉県立大学学長の項を削り、同表産業技術総合センター

総長の項地域機関の長の欄中「産業技術総合センター総長」を「産業技術総合センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十一号の次に一号を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

規 則

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

第一条 知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三号中「授業料又は」を「授業料若しくは」に、「又は免除する」を「若しくは免除し、又はそれらの徴収を猶予する」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を次のように改正する。

第三号を次のように改める。

三 埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和五十一年埼玉県条例第三十四号）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの

イ 第二条第一項第二号の規定により、県立の高等学校の生徒について、授業料を徴収しないことが相当でないと認められる特別の事由があると認めるところ。

ロ 第八条の規定により、授業料若しくは入学金を減額し、若しくは免除し、又はそれらの徴収を猶予すること。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第二十二号）の施行の日から施行する。

規 則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年 三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十六号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条、第四条第二項ただし書及び第五条第二項ただし書中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十七号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する

事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第四十六項第二号2」を「、第四十六項第三号2」に、並びに第六項第九号9」を「、第三項7並びに第七項第九号9」に改め、同条の表第五号上欄中「第四十六項第二号2」を「第四十六項第三号2」に改め、同号下欄中「第十二条」を「第九条」に改め、同表第十六号上欄中「第六項第十号11」を「第七項第十号11」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十五号上欄中「第六項第九号9」を「第七項第九号9」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十四号の次に次の一号を加える。

十五 条例別表第百三項7に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	埼玉県土採取条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第四十三号）第四条第二項第八号の規定による認定
---	---

第四条中「第六項第一号6及び7、」を「第七項第一号6及び7、」に改め、同条の表第一号上欄中「第六項第一号6」を「第七項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「第六項第二号6」を「第七項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「第六項第三号7」を「第七項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「第六項第四号7」を「第七項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「第六項第五号6」を「第七項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「第六項第六号13」を「第七項第六号13」に改め、同表第七号上欄中「第六項第十号11」を「第七項第十号11」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県本人確認情報保護審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県本人確認情報保護審議会規則（平成十四年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（議事録）

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名しなければならない。

（庶務）

第八条 審議会の庶務は、企画財政部情報企画課において処理する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第一条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。)第四条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号。次条において「総務省告示」という。)によるものとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第二条 条例第七条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務省告示によるものとする。

(条例別表第二の規則で定める者)

第三条 条例別表第二第二号イの規則で定める者は、次に掲げる者(第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる者が法人である場合にあつてはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄又は社員に関する事項の欄に記載されている者、これらの規定に掲げる者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつては当該代表者又は管理人)のうち、県税の賦課徴収に関する調査のためにその生存の事実又は氏名若しくは住所の確認が必要と認められるものとする。

一 納税者又は第二次納税義務者(第二次納税義務があると認められる者を含む。)

二 次に掲げる者

イ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十六条第一項各号、第七十二条の七第一項各号、第七十三条の八第一項各号、第七十四条の七第一

- 項各号、第七十七条第一項各号、第一百六条第一項各号、第一百四十四条の十
- 一 第一項各号若しくは第五百五十五条第一項各号若しくは同法第七百四十五条第一項において準用する同法第三百五十三条第一項各号に掲げる者又は同法第百八十八条第一項若しくは第七百条の五十九第一項の納税義務者若しくは納税義務があると認められる者
- ロ 地方税法第七十二条の七第二項、第七十三条の八第二項、第七十四条の七第二項、第七十七条第二項、第一百六条第二項、第四百四十四条の十一第二項若しくは第五百五十五条第二項又は同法第七百四十五条第一項において準用する同法第三百五十三条第二項の規定の適用を受ける分割承継法人又は分割法人
- 三 第一号に掲げる者、納税義務者（納税義務があると認められる者を含む。）又は特別徴収義務者の相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）又は包括受遺者
- 四 地方税法第十四条の十八第二項の譲渡担保権者又は同条第六項若しくは第七項の規定による通知を受けるべき者
- 五 地方税法第十六条第一項第一号から第五号までに掲げる担保を提供した者又は同項第六号の保証人
- 六 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四百十一条各号に掲げる者
- 七 国税徴収法第四百二十二条第二項各号に規定する者
- 八 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第四十九条第三項に規定する身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者
- 2 条例別表第二第二号ロの規則で定める者は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄又は社員に関する事項の欄に記載されている者とする。
- 3 条例別表第二第二号ハの規則で定める者は、次に掲げる者（第一号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあつてはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄又は社員に関する事項の欄に記載されている者、これらの規定に掲げる者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつては当該代表者又は管理人）とする。
 - 一 過誤納金又は還付金に係る還付を受けるべき者
 - 二 前号に掲げる者の相続人又は包括受遺者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、過誤納金又は還付金に係る還付の受取について正

当な権限を有する者

4 条例別表第二第三号の規則で定める者は、第一項（第八号を除く。）に規定する者とする。この場合において、同項中「県税の賦課徴収」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の四第一項の嘱託を受けた徴収金の徴収」とし、同項第二号イ中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「地方税法」とする。

5 条例別表第二第四号の規則で定める者は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄又は社員に関する事項の欄に記載されている者とする。

6 条例別表第二第六号の規則で定める者は、次に掲げる者（第一号に掲げる者が法人である場合にあつてはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄又は社員に関する事項の欄に記載されている者、同号に掲げる者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあつては当該代表者又は管理人）とする。

一 条例別表第二第六号の過料の処分の要件に該当すると認めるに足りる相当の理由がある者又は当該過料の処分を受けた者

二 前号に掲げる者の相続人又は包括受遺者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（埼玉県卸売市場条例施行規則の一部改正）

2 埼玉県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号八中「写し」の下に「（当該役員が県外に住所を有する場合には限る。）」を加え、同条第二号イ中「写し」の下に「（当該申請者又はその法定代理人で県外に住所を有するものに係るものに限る。）」を加える。

第十一条第二号中「写し」の下に「（せり人が県外に住所を有する場合には限る。）」を加える。

（埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正）

3 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年埼玉県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号及び第四条第二項第一号中「個人」を「県外に住所を有する個人」に改める。

（知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

4 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「住民票の写し」の下に「（その者が県外に住所を有する場合に限る。）」「を」、「写し（）」の下に「これらの写しのうち」を加える。

規 則

埼玉県国土利用計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十号

埼玉県国土利用計画審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県国土利用計画審議会規則（平成十四年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「総合政策部土地水政策課」を「企画財政部土地水政策課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県表彰規則の一部を改正する規則

埼玉県表彰規則（平成二十年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「病院事業管理者」の下に「、下水道事業管理者」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「主席工事検査員」の下に「、副主席工事検査員」を加え、本則に次の二号を加える。

五 埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号。以下「下水道局組織規程」という。）第三条に定める職のうち局長、契約局長、総合技術センター所長、技術評価幹、課長、副参事、総合技術幹、主席工事検査員、副室長、副主席工事検査員、主任工事検査員、主幹及び副課長の職

六 下水道局組織規程第七条に定める職のうち所長、副所長及び担当部長の職

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十三号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成十七年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

下水道事業管理者	下水道事業管理者が任命する職員
----------	-----------------

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部の施行に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部の施行に関する規則を廃止する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
の一部の施行に関する規則（昭和六十三年埼玉県規則第七十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（下水道局）

第三条 下水道事業管理者が職員を任免する場合において、地方公営企業法第十五条第一項ただし書の規定に基づき、あらかじめ、知事の同意を要する職員は、下水道局における組織上の地位が主査（これに相当する職を含む。）以上の職にある職員とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十六号

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

埼玉県職員住宅管理規則（昭和五十年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「病院局」の下に「、下水道局」を加え、同条第四号中「病院長」の下に「、下水道局本庁の課及び地域機関の長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十七号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各室責任者」を「各室管理責任者」に改める。

第五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「はいる」を「立ち入る」に改め、同条第二項及び第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「あわせて」を「併せて」に、「第二百二十八条の四第四項」を「第二百二十八条の四第七項」に改める。

第六条第一項及び第十条中「一」を「ごまかた」に改める。

北足立福祉保健総合センター及び鴻巣保健所の庁舎	北足立福祉保健総合センター所長
人間東福祉保健総合センター及び所沢保健所の庁舎	人間東福祉保健総合センター所長
人間西福祉保健総合センター及び坂戸保健所の庁舎	人間西福祉保健総合センター所長
比企福祉保健総合センター及び東松山保健所の庁舎	比企福祉保健総合センター所長
秩父福祉保健総合センター及び秩父保健所の庁舎	秩父福祉保健総合センター所長
児玉福祉保健総合センター及び本庄保健所の庁舎	児玉福祉保健総合センター所長
北埼玉福祉保健総合センター及び加須保健所の庁舎	北埼玉福祉保健総合センター所長
埼玉北福祉保健総合センター及び幸手保健所の庁舎	埼玉北福祉保健総合センター所長

所草加支所の庁舎	
坂戸保健所及び西部福祉事務所の庁舎	坂戸保健所長
本庄保健所及び北部福祉事務所の庁舎	本庄保健所長
秩父保健所及び秩父福祉事務所の庁舎	秩父保健所長

に改め、

同表行田県土整備事務所及び荒川左岸北部下水道事務所の庁舎の項を削る。

様式第四号中「□」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年埼玉県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	先物取引の事業・雑所得		

様式第三号中

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・雑所得		

を

--	--	--	--	--	--

この規則は、公布の日から施行する。

附
則

--	--	--	--	--	--	--

に改める。

┌
├
├
├
└

規 則

埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県消費生活協同組合法施行細則（昭和二十三年埼玉県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十三年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第一号」の下に「。

第七条において「省令」という。」を加える。

第七条を次のように改める。

（共済事業を行う組合の健全性の基準）

第七条 法第五十条の五の規定により知事が定める共済金、返戻金その他の給付金の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、知事が所管する同条に規定する共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）第十四条で定める基準を超えるもの（省令第五十五条第二項に規定する共同事業組合及びすべての共済契約を当該組合が会員となつている消費生活協同組合連合会に再共済に付す組合を除く。）及び共済事業を行う消費生活協同組合連合会については、法第五十条の五第一号に掲げる額の、同条第二号に掲げる額に二分の一を乗じて得た額に対する比率が二百パーセント以上であることとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十号

埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「環境部青空再生課」を「環境部大気環境課」に改める。

第五条第三項中「並びに一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日」を「及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十一号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成十六年埼玉県規則第五十

七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「環境部青空再生課」を「環境部大気環境課」に改める。

第五条第三項中「並びに一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日」を「及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十二号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「環境部青空再生課」を「環境部大気環境課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十三号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年埼玉県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第四面）を次のように改める。

営業区域及び当該営業区域を担当する浄化槽管理士

管轄の環境 管理事務所	営業区域	担当浄化槽管理士	管轄の環境 管理事務所	営業区域	担当浄化槽管理士	
中央環境 管理事務所	川口市		秩父環境 管理事務所	秩父市		
	鴻巣市			横瀬町		
	上尾市			皆野町		
	蕨市			長瀬町		
	戸田市			小鹿野町		
	鳩ヶ谷市		北部環境 管理事務所	熊谷市		
	桶川市			本庄市		
	北本市			深谷市		
	伊奈町			美里町		
西部環境 管理事務所	所沢市			神川町		
	飯能市			上里町		
	狭山市			寄居町		
	入間市			越谷環境 管理事務所	草加市	
	朝霞市		越谷市			
	志木市		八潮市			
	和光市		三郷市			
	新座市		吉川市			
	富士見市		松伏町			
	日高市		東部環境 管理事務所		行田市	
	ふじみ野市				加須市	
三芳町		春日部市				
東松山環境 管理事務所	東松山市			羽生市		
	坂戸市			久喜市		
	鶴ヶ島市		蓮田市			
	毛呂山町		幸手市			
	越生町		宮代町			
	滑川町		白岡町			
	嵐山町		杉戸町			
	小川町					
	川島町					
	吉見町					
	鳩山町					
	ときがわ町					
	東秩父村					

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「八都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会」を「九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会」に、「八都県市指定粒子状物質減少装置」を「九都県市指定粒子状物質減少装置」に改める。

別表第十五第一号口中「大字正能、大字戸崎及び大字道地」を「正能、戸崎及び道地」に改める。

別表第十六第一号中「児玉郡神川町」を「児玉郡美里町、神川町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第四項及び別表第十六第一号の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項各号列記以外の部分中「及び」を、「（積替え又は保管を行う者に限る。）及び」に改める。

第十七条第一項中「及び保管」を「又は保管」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の書類のうち県内に一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物の処理施設を有する者が知事に提出するもの（別表に掲げるものを除く。）は、当該施設の所在地を管轄する環境管理事務所の長を経由しなければならない。

別表産業廃棄物収集運搬業許可申請書の項中「ものに限り、」を削り、同表産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書の項中「収集又は運搬に係る許可を受けた者に係るもの」については、積替え又は保管に係る変更の許可申請に係るものに限る。「を削り、同項の次に次のように加える。

産業廃棄物処理業変更（廃止）届 出書	収集又は運搬（積替え又は保管を行うものを除く。）及び処分を業として行う者に係る法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による住所又は省令第十条の十第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。
-----------------------	--

別表特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書の項中「ものに限り、」を削り、同表特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書の項中「収集又は運搬に係る許可を受けた者に係るもの」については、積替え又は保管に係る変更の許可申請に係るものに限る。「を削り、同項の次に次のように加える。

特別管理産業廃棄物処理業変更
(廃止)届出書

収集又は運搬(積替え又は保管を行うものを除く。)及び処分を業として行う者に係る法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による住所又は省令第十条の二十三第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。

別表産業廃棄物処理施設変更許可申請書の項の次に次のように加える。

産業廃棄物処理施設軽微変更等 届出書	収集又は運搬(積替え又は保管を行うものを除く。)を業として行い、及び産業廃棄物処理施設を設置している者に係る法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による法第十五条第二項第一号又は省令第十二条の十第六号に掲げる事項の変更に係るものに限る。
-----------------------	---

「(あて先)
様式第三十一号中

埼玉県 環境管理事務所長」

を 「(あて先)

埼玉県知事」

に改め、「第9条第6項(」の次に「回法」を加え、同様式の備考1②中「第7条第5項第4号」を「同法第7条第5項第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「各号の」を削り、同条第三項中「福祉保健総合センターの長（以下「センター所長」という。）」を「福祉事務所長」に改める。

第二条第一項中「センター所長」を「福祉事務所長」に、「第二十五条及び」を「第二十五条又は」に改め、同条第二項中「センター所長」を「福祉事務所長」に、「入所（授産施設にあつては、利用）中」を「入所中（授産施設にあつては、利用）」に改め、同条第三項中「各号の」を削る。

第三条中「センター所長」を「福祉事務所長」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改める。

第三条の二中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第四条中「センター所長」を「福祉事務所長」に、「・投薬・医学的処置・」を「、投薬、医学的処置、」に改める。

第四条の二及び第五条中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第六条第一項及び第二項中「センター所長」を「福祉事務所長」に改め、同条第四項中「センター所長」を「福祉事務所長」に改め、「被保護者を」を削り、「規定により」の下に「被保護者の」を加え、「保護物品交付明細書」を「保護物品交付明細」に改める。

第七条から第九条までの規定中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第十条第一項中「及び」を「又は」に、「センター所長」を「福祉事務所長」に改め、同条第二項中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第十三条及び第十四条中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第一号から様式第三号の三（二）までの規定中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第三号の四中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に、「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 ㊞「福祉事務所長」印㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「福祉事務所に」印㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 ㊞「福祉事務所に」印㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「埼玉県 福祉事務所に」印 ㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 ㊞「福祉事務所に」印㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「埼玉県 福祉事務所に」印 ㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「(あて先) 福祉事務所に」印 ㊞「埼玉県 福祉保健総合センター」所長 ㊞

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「(あて先) 福祉事務所に」印㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 ㊞「(あて先) 福祉事務所に」印㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「(あて先) 福祉事務所に」印 ㊞「(あて先) 福祉保健総合センター」所長 ㊞

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「(あて先) 福祉事務所に」印㊞㊞㊞。

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「(あて先) 福祉事務所に」印 ㊞「(あて先) 福祉保健総合センター」所長 ㊞

〒163-8631 東京都文京区千石1-1-1「福祉保健総合センター」所長 印 ㊞「(あて先) 福祉事務所に」印㊞㊞㊞。

様式第三十号及び様式第三十一号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長 印」を「埼玉県 福祉事務所所長 印」に改める。

様式第三十四号（一）及び様式第三十四号（二）中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所所長」に、「福祉保健総合センターへ」を「福祉事務所へ」に改める。

様式第三十五号及び様式第四十一号から様式第四十四号までの規定中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所所長」に改める。

「

福祉保 セ ン

様式第五十号中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所所長」に

「

健 合 タ ー

を「福祉事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「各号の」を削り、同条第三項中「福祉保健総合センターの長（第三条において「センター所長」という。）」を「福祉事務所長」に改める。

第三条中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第一号から様式第五号（三）までの規定中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第六号中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」、「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第七号の注一中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第十一号及び様式第十一号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長」を「埼玉県 福祉事務所長」に改める。

様式第十三号中「埼玉県 福祉保健総合センター所長」を「埼玉県 福祉事務所長」に改め、同表の注中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に改める。

様式第十四号中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に

福祉保
七

「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

埼玉県介護保険審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十八号

埼玉県介護保険審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県介護保険審査会規則（平成十七年埼玉県規則第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「福祉部介護保険課」を「福祉部高齢介護課」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「福祉保健総合センターの長（以下「センター所長」という。）」を「福祉事務所長」に改め、同条第二項中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第六条の見出し中「解除」を「解除等」に改め、同条中「センター所長」を「福祉事務所長」に、「実施又は」を「実施を解除し、又は」に改め、「解除し」の下に「、若しくは延長し」を加え、「母子保護実施解除通知書」を「母子保護実施解除（延長）通知書」に、「母子保護実施委託解除通知書」を「母子保護実施委託解除（延長）通知書」に改める。

第二十八条第一項及び第三十三条第二項中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

様式第九号中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式の注意一中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に改める。

様式第十号中「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式の注意一中「福祉保健総合センター」を「福祉事務所」に改める。

様式第十一号から様式第十八号までの規定中「埼玉県 福祉保健総合センター所長」を「埼玉県 福祉事務所長」に改める。

様式第十九号中「母子保護実施解除通知書」を「母子保護実施解除（延長）通知書」に、「埼玉県 福祉保健総合センター所長」を「埼玉県 福祉事務所長」に、「解除し」を「解除（延長）し」に、「解除年月日」を「解除年月日（延長期間）」に、「解除の」を「解除（延長）の」に改める。

様式第二十号中「母子保護実施委託解除通知書」を「母子保護実施委託解除（延長）通知書」に、「埼玉県 福祉保健総合センター所長」を「埼玉県 福

祉事務所長」に、「解除し」を「解除（延長）し」に、「

解 除 年 月 日

を

「解除年月日
(延長期間)」
「解除の理由」や「解除(延長)の理由」

に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十号

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則
母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「福祉保健総合センターの長（以下「センター所長」という。）」を「埼玉県福祉事務所設置条例（平成二十一年埼玉県条例第十号）第一条の規定により設置された福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）」に改める。

第四条中「知事又はセンター所長」を「福祉事務所長又は知事」に、「を受理した」を「の提出があつた」に改める。

第五条第一項中「センター所長」を「福祉事務所長」に改め、同条第二項中「センター所長」を「福祉事務所長」に、「を受理した」を「の提出があつた」に改める。

第六条第一項中「知事又はセンター所長」を「福祉事務所長又は知事」に改め、同条第二項中「令第九条第一項の保証人（以下「保証人」という。）」を「保証人（令第八条第四項又は第九条第一項の保証人をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条から第九条までの規定及び第十一条中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第十二条第一項中「母子福祉団体にあつては知事に、その他の者にあつてはセンター所長」を「母子福祉団体以外の者にあつては福祉事務所長に、母子福祉団体にあつては知事」に改め、同条第二項中「知事又はセンター所長」を「福祉事務所長又は知事」に、「を受理した」を「の提出があつた」に改める。

第十三条中「母子福祉団体にあつては知事に、その他の者にあつてはセンター所長」を「母子福祉団体以外の者にあつては福祉事務所長に、母子福祉団体にあつては知事」に改める。

第十五条第一項中「母子福祉団体にあつては知事に、その他の者にあつてはセンター所長」を「母子福祉団体以外の者にあつては福祉事務所長に、母子福祉団体にあつては知事」に改め、同条第二項中「知事又はセンター所長」を「福祉事務所長

又は知事」に、「を受理した」を「の提出があつた」に改める。

第十六条第二項中「を受理した」を「の提出があつた」に改める。

第十七条第一項中「母子福祉団体にあつては知事に、その他の者にあつてはセンター所長」を「母子福祉団体以外の者にあつては福祉事務所に、母子福祉団体にあつては知事」に改め、同条第二項中「知事又はセンター所長」を「福祉事務所に又は知事」に、「を受理した」を「の提出があつた」に改める。

第十八条中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第十九条第一項中「センター所長」を「福祉事務所長」に改め、同条第二項中「センター所長」を「福祉事務所長」に、「を受理した」を「の提出があつた」に改める。

第二十条第一項中「母子福祉団体にあつては知事に、その他の者にあつてはセンター所長」を「母子福祉団体以外の者にあつては福祉事務所長に、母子福祉団体にあつては知事」に改め、同条第二項中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第二十一条中「センター所長」を「福祉事務所長」に改める。

第二十二条の表第六条第二項の項中

「 令第九条第一項	「 令第三十八条に 用する令第九条
--------------	-------------------------

「 令第八条第四項	「 令第三十七条第二項にお いて準用する令第八条第 四項
「 第九条第一項	「 令第三十八条において準 用する令第九条第一項

「
おいて準
第一項
」を

に改める。

様式第一号（一）中 様式第1号（1）」を 様式第1号（1）」（第2条、第2

2条関係）」に、「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に、「福
祉保健総合

センター審査結果」に改める。

様式第一号（二）中 様式第1号（2）」を 様式第1号（2）」（第2条、第2

2条関係）」に、「福祉保健総合センター所長」を「福祉事務所長」に、「福
祉保健総合

センター審査結果」に改める。

第百三十七号中「第13条・第23条関係）」と「第13条、第22条関係）」及び「福祉保健総合センター一所长」と「福祉事務所長」となる。

第百三十八号中「第14条・第23条関係）」と「第14条、第22条関係）」となる。

第百三十六号中「第15条・第23条関係）」と「第15条、第22条関係）」及び「福祉保健総合センター一所长」と「福祉事務所長」となる。

第百三十九号及び第百四十一号中「第15条・第23条関係）」と「第15条、第22条関係）」及び「埼玉県 福祉保健総合センター一所长」と「埼玉県 福祉事務所長」となる。

第百四十一号中「第16条・第23条関係）」と「第16条、第22条関係）」及び「福祉保健総合センター一所长意見」と「福祉事務所長意見」となる。

第百四十二号及び第百四十四号中「第16条・第23条関係）」と「第16条、第22条関係）」となる。

第百四十五号中「第17条・第23条関係）」と「第17条、第22条関係）」及び「福祉保健総合センター一所长」と「福祉事務所長」となる。

第百四十六号及び第百四十七号中「第17条・第23条関係）」と「第17条、第22条関係）」及び「埼玉県 福祉保健総合センター一所长」と「埼玉県 福祉事務所長」となる。

第百四十八号中「第19条・第23条関係）」と「第19条、第22条関係）」及び「福祉保健総合センター一所长」と「福祉事務所長」となる。

第百四十九号及び第百五十号中「第19条・第23条関係）」と「第19条、第22条関係）」及び「埼玉県 福祉保健総合センター一所长」と「埼玉県 福祉事務所長」となる。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十一号

公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 業務運営の基本方針
 - 二 業務委託の基準
 - 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
 - 四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項
- (中期計画の認可の申請)

第三条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に定める業務運営に関する事項)

第四条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
 - 二 法第四十條第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に關する計画
 - 三 その他法人の業務運営に関し必要な事項
- (年度計画の記載事項等)

第五条 法第二十七条第一項の年度計画（次項及び次条において「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第二十七条第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
（各事業年度に係る業務の実績の報告）

第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について埼玉県地方独立行政法人評価委員会（以下この条及び第八条において「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第七条 法第二十九条第一項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標に係る業務の実績の報告）

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（償却資産の指定等）

第九条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認めるときは、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、当該償却資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件（平成十六年総務省告示第二百二十一号）第一章第七節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第九節に規定する行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第十一条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、六年とする。

（剰余金の使途に係る承認の申請）

第十二条 法人は、法第四十条第三項の規定により翌事業年度に係る認可中期計画に定める剰余金の使途に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する剰余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の申請)

第十三条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下この条から第十五条までにおいて「期間最後の事業年度」という。)に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手續)

第十四条 法人は、法第四十条第六項に規定する剰余があるときは、同項の規定により納付する剰余の額(以下この条及び次条において「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第十五条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れ

の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の譲渡等の認可の申請)

第十七条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「譲渡等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 譲渡等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡等を行うとする場合にあつては、適正な見積価格)
- 二 譲渡等の条件
- 三 譲渡等の方法
- 四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- (法人の成立後最初の中期計画の認可の申請)
- 2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第三条第一項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。
- (法人が承継した償却資産の指定)
- 3 法第六十六条第一項の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、この規則の施行の日に、第九条第一項の規定による指定があつたものとみなす。

規 則

埼玉県立大学管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

埼玉県立大学管理規則を廃止する規則

埼玉県立大学管理規則（平成十年埼玉県規則第九十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十二号

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則

衛生試験検査に関する規則（昭和二十六年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（四）中「カドミウム及びその化合物」

mg/0	0.01mg/0以下
------	------------

」

を「

カドミウム及びその化合物	mg/0	0.003mg/0以下
--------------	------	-------------

」及び「ふつ素」を

「フッ素」及び「ほう素」を「ホウ素」及び「

1, 1-ジクロロエチレン	mg/0
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/0

」

0.02mg/0以下	臭	気
0.04mg/0以下	色	度

を「

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	
--------------------------------------	--

」

mg/0	0.04mg/0以下	臭	気
		色	度

を「

5 mg/0以下

」を

「

3 mg/0以下

」を改める。
 様式第二号（五）中「カドミウム及びその化合物」

mg/0	0.01mg/0以下
------	------------

」

を「

カドミウム及びその化合物	mg/0	0.003mg/0以下
--------------	------	-------------

」及び「ふつ素」を

「フッ素」及び「ほう素」を「ホウ素」及び「

1, 1-ジクロロエチレン	mg/0
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/0

」

0.02mg/0以下	ジエオスミン	「 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン</td><td></td></tr></table> 」	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン				
0.04mg/0以下	2-メチルイソボルネオール			

mg/0	0.04mg/0以下	ジエオスミン	「 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>5 mg/0以下</td></tr></table> 」	5 mg/0以下
5 mg/0以下				
		2-メチルイソボルネオール		

を「

3 mg/0以下

」を改める。

様式第二号（八）中「5 mg/0」を「3 mg/0」及び「51 項目」を「50 項目」を改める。

様式第二号(九)中

「トランス-1, 2-ジクロロエチレン		
1, 1, 2-トリクロロエタン		
ト	ル	ユ
		ン

mg/0	0.04mg/0以下	
mg/0	0.006mg/0以下	「ト
mg/0	0.2mg/0以下	ル

ユ	ン	mg/0	0.2mg/0以下
---	---	------	-----------

「0.04mg/0以下※」「0.01mg/0以下※」「0.03mg/0」を「0.02mg/0」に

「メチルターゲチルエーテル」を mg/0

0.02mg/0以下		「メチルターゲチルエーテル	
		1, 1-ジクロロエチレン	

mg/0	0.02mg/0以下	に改める。
mg/0	0.1mg/0以下	

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十四号

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則

(小児科を示す名称)

第一条 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例(平成二十二年埼玉県条例第十六号。以下「条例」という。)第二条第四項の規則で定める名称は、新生児及び児童とする。

(申請手続)

第二条 条例の規定により研修資金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合

イ 様式第一号の臨床研修医研修資金貸与申請書(新規)

ロ 様式第二号の臨床研修受講証明書

二 前年度と同一の臨床研修病院において引き続き臨床研修を受講し、貸与を受けようとする場合

イ 様式第三号の臨床研修医研修資金貸与申請書(継続)

ロ 様式第二号の臨床研修受講証明書

2 前項第一号に該当する場合は、連帯保証人二人を立てなければならない。

(貸与の決定)

第三条 知事は、前条第一項の書類の提出があつたときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、貸与すると決定したときは貸与する研修資金の額及び貸与期間を、貸与しないと決定したときはその旨を本人に通知するものとする。

(交付の方法)

第四条 研修資金は、毎月当月分を交付する。ただし、特別の理由があるときは、あらかじめ二月分又は三月分を交付することができる。

(辞退等の届出)

第五条 研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が、臨床研修の受講を辞退し、若しくは中断し、又は研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。臨床研修病院から、臨床

研修の受講の承認を取り消され、又は中断を命ぜられたときも、同様とする。

(交付の停止)

第六条 知事は、研修資金の貸与の決定又は交付を受けている者が臨床研修の受講を中断し、又は中断することを命ぜられたときは、中断し、又は中断することを命ぜられた日の属する月の翌月分から臨床研修の受講を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を行わないものとする。

(返還の方法)

第七条 貸与を受けた研修資金は、当該研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一時に返還しなければならない。

一 条例第七条の規定により研修資金の貸与の決定を取り消されたとき。

二 研修資金の貸与に係る臨床研修を修了した後、引き続き県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しなかったとき（条例第九条第三号又は第四号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けた者を除く。）。

三 条例第九条第三号又は第四号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けた者が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しなかったとき。

四 条例第十条第一項又は第二項の規定による研修資金の返還の債務の免除を受ける前に、県内の病院において産科、小児科又は救命救急センターの医師として勤務しなくなったとき（条例第九条第三号又は第四号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けた者を除く。）。

(規則で定める奨学金)

第八条 条例第十条第四項の規則で定める奨学金は、埼玉県地域医療再生基金条例（平成二十一年埼玉県条例第六十八号）第一条の地域医療再生計画に基づく地域枠医学生奨学金とする。

(返還の債務の裁量免除額等)

第九条 条例第十一条の規定により免除することができる研修資金の返還の債務の額は、条例第九条第一号に規定する勤務の期間を研修資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値（この数値に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を研修資金の返還の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

2 前項に規定する勤務の期間の計算については、月を単位とするものとし、一月に満たない期間は、これを切り捨てる。

(返還の債務の履行猶予又は免除の申請)

第十条 条例第九条、第十条第一項若しくは第二項又は条例第十一条の規定により、研修資金の返還の債務の履行の猶予又は免除を受けようとする者は、様式第四号の臨床研修医研修資金返還猶予(免除)申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、これを審査の上、可否を決定し、本人に通知するものとする。

(修了報告)

第十一条 研修資金の貸与を受けた者が当該研修資金の貸与に係る臨床研修を修了したときは、速やかに様式第五号の臨床研修修了報告書を知事に提出しなければならない。

(勤務届)

第十二条 研修資金の貸与を受けた者が当該研修資金の貸与に係る臨床研修を修了した後、条例第九条第一号に規定する勤務をしたときは、速やかに様式第六号の勤務届を知事に提出しなければならない。

(異動届)

第十三条 研修資金の交付を受けている者又は貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 住所又は氏名に変更があつたとき。

二 連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたとき。

三 前条の規定により届け出た事項に変更があつたとき。

四 条例第九条第二号又は第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けている場合であつて、受講している臨床研修又は後期研修について、その受講を辞退し、若しくは中断しようとするとき、又は当該臨床研修又は後期研修を実施する病院から受講の承認を取り消され、若しくは中断を命ぜられたとき。

五 条例第九条第四号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けている場合であつて、当該履行猶予を受けることとなつた理由が消滅したとき。

(報告の要求)

第十四条 知事は、研修資金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、研修資金の交付を受けている者又は貸与を受けた者に報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

埼玉県臨床研修医研修資金貸与申請書（新規）

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例の規定により研修資金の貸与を受けたいので、
埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則第2条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 貸与申請金額 月 円
2 貸与申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

なお、研修資金の貸与を受けた上は、臨床研修の受講に専念し、臨床研修修了後は、直ちに県内の病院において（産科・小児科・救命救急センター）の医師として勤務することを誓約します。

年 月 日

申請者 住所
氏名 ㊟

上記の者が埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例の規定により臨床研修受講期間中に貸与を受ける研修資金の返還の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所
氏名 ㊟
申請者との関係

連帯保証人 住所
氏名 ㊟
申請者との関係

（あて先）

埼玉県知事

注 裏面も記入すること。

(裏面)

		貸与番号	
氏名、性別 生年月日	(ふりがな)		男・女
	年 月 日生		
住所		郵便番号 電話 () —	
研修 病院	名称		
	所在地		
研修期間	年 月 日研修開始	年 月 日研修修了予定	
医籍登録事項	登録年月日 年 月 日	登録番号 第 号	
貸与額 総額 円	年 月から 月額 円 年 月まで	年 月から 月額 円 年 月まで	
	年 月から 月額 円 年 月まで	年 月から 月額 円 年 月まで	
返還猶予	年 月 日決定 期間		年 月 日から 年 月 日まで
	返還猶予の理由		
	年 月 日決定 期間		年 月 日から 年 月 日まで
	返還猶予の理由		
返還免除	年 月 日 決定	免除額	円
返還	年 月 日 決定	返還額	円
備考			

様式第2号（第2条関係）

臨床研修受講証明書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

病院名

病院長

印

下記の者は、当院において臨床研修を受講していることを証明します。

記

1 住 所

2 氏 名

3 臨床研修の期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第2条関係）

埼玉県臨床研修医研修資金貸与申請書（継続）

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名 ㊟

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例の規定により研修資金の貸与を受けたいので、
埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則第2条第1項第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 貸与申請金額 月 円
- 2 貸与申請期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 研修病院の名称
- 4 既に貸与を受けた研修資金について
 - (1) 貸与番号
 - (2) 貸与を受けた額 円
 - (3) 貸与を受けた期間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第4号（第10条関係）

埼玉県臨床研修医研修資金返還猶予（免除）申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

㊟

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例の規定により貸与を受けた研修資金の返還の債務の履行猶予（免除）を下記のとおり受けたいので、埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

記

1 貸与番号

2 貸与を受けた研修資金の額 円

3 猶予を受けようとする期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 免除を受けようとする額 円

5 理由（当該理由を証明する書類を添付すること。）

様式第5号（第11条関係）

臨床研修修了報告書後期研修修了報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

貸与番号

住 所

氏 名

㊟

年 月 日に臨床研修を修了したので、埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則第11条の規定により報告します。

上記の者は、当院における臨床研修を修了したことを証明します。

年 月 日

病院名

病院長

㊟

様式第6号（第12条関係）

勤 務 届

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

貸与番号

住 所

氏 名

㊟

県内の病院において（産科・小児科・救命救急センター）の医師として下記のとおり勤務しているので、埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例施行規則第12条の規定により届け出ます。

記

- 1 病院名及び診療科名
- 2 病院の所在地
- 3 就職年月日 年 月 日

上記のとおり勤務していることを証明します。

年 月 日

病院名

病院長

㊟

規則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十五号

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県後期研修医研修資金貸与条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第七条中「一日から起算して一月以内」を「末日まで」に改め、同条第二号中「後期研修」を「研修資金の貸与に係る後期研修」に改め、「とき」の下に「（条例第九条第二号又は第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けた者を除く。）」を加え、同条第三号中「第九条第二号」の下に「又は第三号」を、「規定による」の下に「研修資金の返還の債務の」を加え、同条第四号中「規定による」の下に「研修資金の」を、「とき」の下に「（条例第九条第二号又は第三号の規定による研修資金の返還の債務の履行猶予を受けた者を除く。）」を加える。

第十三条中「貸与を」を「交付を」に改め、「又は」の下に「貸与を」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条中「貸与」を「交付」に改め、「者又は」の下に「貸与を」を加え、同条第四号中「規定による」の下に「研修資金の返還の債務の」を加え、「研修に」を「後期研修に」に、「又は」を、「又は」に、「研修を」を「後期研修を」に改め、「研修の」を削り、「命ぜられたとき」の下に「（第五条の規定に該当する場合を除く。）」を加え、同条第五号中「規定による」の下に「研修資金の返還の債務の」を加え、同条を第十三条とする。

第十一条中「受けている者又は」を削り、「者が」の下に「当該研修資金の貸与に係る」を、「後期研修」の下に「又は条例第九条第二号の後期研修」を加え、「県内の病院において産科又は小児科の医師として勤務した」を「同条第一号に規定する勤務をした」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「受けている」を「受けた」に改め、「者が」の下に「当該研修資金の貸与に係る」を加え、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「を受理した」を「の提出があった」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「できる」の下に「研修資金の」を、「勤務期間」の下に「（後期研修を受講していた期間を除く。次項において同じ。）」を加え、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（規則で定める奨学金又は研修資金）

第八条 条例第十条第四項の規則で定める奨学金又は研修資金は、次のとおりとする。

一 埼玉県地域医療再生基金条例（平成二十一年埼玉県条例第六十八号）第一条の地域医療再生計画に基づく地域枠医学生奨学金

二 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（平成二十二年埼玉県条例第 号）

第一条の研修資金

三 条例第一条の研修資金

様式第一号裏中

研修病院	
名称	所在地

研修病院		
研修の種類	名称	所在地

記入の。

様式第二号中 4 後期研修の期間

年 月 日から 年 月 日まで

「 4 後期研修の種類

で 」 5 後期研修の期間

年 月 日から 年 月 日まで 」

記入の。

様式第三号中「（第9条関係）」や「（第10条関係）」は「第9条第1項」

や「第10条第1項」に記入の。

様式第五号中「（第10条関係）」や「（第11条関係）」は「第10条の」

を「第 1 1 条の」に改める。

様式第六号中「(第 1 1 条関係)」を「(第 1 2 条関係)」に、「第 1 1 条の」を「第 1 2 条の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十六号

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律施行細則

第一条の見出しを「（書類の提出）」に改め、同条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に、「第十一条又は第十四条から第十九条までの規定により、知事に提出する申請書又は届書」を「第十一条第一項、第十四条から第十六条まで又は第十七条の二から第二十条までの規定により提出する申請書等」に、「所管する」を「管轄する」に、「長を經由して」を「長に」に改める。

第二条を削る。

第三条中「様式第二号」を「様式第一号」に改め、同条を第二条とする。

第四条第一号中「第十七条第一項」を「第十七条の二第一項」に、「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同条第二号中「第十七条第二項」を「第十七条の二第二項」に、「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同条第三号中「第十七条第三項」を「第十七条の二第三項」に、「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改め、同条を第三条とする。

四 省令第十七条の二第四項の規定による検体検査用放射性同位元素を備えなく
なつた旨の届出 様式第五号

五 省令第十七条の二第四項の規定による検体検査用放射性同位元素を備えなく
なつた後の措置の届出 様式第六号

第五条中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条を第四条とする。

第六条を削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

衛生検査所登録証明書

氏 名

（法人の場合は、名称）

住 所

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定により下記のとおり登録したことを証明します。

記

衛生検査所の名称

衛生検査所の所在地

検査業務の内容

登 録 番 号

登 録 年 月 日

年 月 日

埼 玉 県 保 健 所 長 印

様式第2号（第3条関係）

検体検査用放射性同位元素備付届

年 月 日

（あて先）

埼玉県 保健所長

衛生検査所 所在地

名称

管理者氏名

㊟

検体検査用放射性同位元素を備えたいので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項の規定により次のとおり届け出ます。

種類	形状	年間使用 予定数量 (Bq)	最大貯蔵 予定数量	1日の最大使用 予定数量	3月間の最大 使用予定数量
使用開始予定時期			年 月 日		
管理者の資格					
管理者の経歴					

使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	構造及び材料	耐火構造・不燃材料・その他（ ）					
		天井	壁	床	出入口の扉	その他の開口部	
	遮へい物の構造、材料及び厚さ（cm）						
	汚染のおそれのある場所の構造	突起物及びくぼみの状況	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		仕上材の目地等の状況	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施行表面仕上材	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐浸透性材料	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性材料	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	出入口の数	通常口 箇所・その他 箇所（用途 ）					
	汚染除去用器材						
	汚染除去用洗浄設備						
	更衣設備						
	洗浄設備の排水設備への連結状況						
	汚染検査に必要な放射線測定器						
	フード又はグローブボックス	有(型式)・無					
フード及びグローブボックスの排気設備への連結状況							
使用室の標識	有 ・ 無						

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室・貯蔵箱・その他（ ）
	貯蔵室、貯蔵箱等の場所		
	最大貯蔵予定数量(Bq)		換算核種（ ）
	貯蔵室、貯蔵箱等の構造		
	貯蔵室、貯蔵箱等の遮へい材料		
	貯蔵施設内の人の立入場所における実効線量(最大値)		mSv/週
	貯入 貯蔵口 室の 構造 の 構造	出入口の数	通常口 箇所・その他 箇所(用途)
		扉	
		閉鎖設備	
	貯蔵箱の閉鎖設備		
	貯蔵 容器 の 構造 設備 及び 汚染 防止 措置	遮へい材料	
		貯蔵時の貯蔵容器から1mの距離における実効線量率(最大値)	μ Sv/時
		空気汚染防止設備	
		液体のこぼれの防止設備	
		耐浸透性材料設備	
受皿			
吸収材			
貯蔵室、貯蔵箱等の標識		有 ・ 無	

	貯蔵容器の標識	有 ・ 無	
	貯蔵容器の貯蔵物の種類及び数量の表示	有 ・ 無	
運搬容器の放射線障害の防止要	運搬容器の構造		
	運搬容器から1mの距離における実効線量(最大値)	$\mu\text{Sv}/\text{時}$	
	空気感染防止設備		
	液体のこぼれの防止設備及び耐浸透性設備		
	内容の種類及び数量の表示	有 ・ 無	
	運搬容器の標識	有 ・ 無	
廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	排水設備	構造及び材料	構造 {6面体・その他 () } 材料 ()
		容量及び基数	貯留槽 $\text{m}^3 \times$ 基・希釈槽 $\text{m}^3 \times$ 基 ・浄化槽 人槽 \times 基
	排水設備	排水監視設備	
		排液採取設備	
		漏水・浸透・腐食防止措置	
		排水設備の標識	有 ・ 無
		排気設備	排気能力及び基数
	排気監視設備		
	漏気・腐食防止措置		
	事故発生時の汚染拡大防止装置(差圧ダンパー等)		
	排気設備の標識		有 ・ 無

廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	保管	外部との区画	
		閉鎖設備	
		構造	
	排気設備	保管排気設備の外側における実効線量(最大値)	mSv/週
		空気汚染防止設備	
	備	漏水・浸透防止措置	
		保管廃棄容器の標識	有 ・ 無
		保管廃棄設備の標識	有 ・ 無
放射線障害の防止に関する予防措置の概要 使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の概要	管	管理区域を設ける場所	
		外部放射線の実効線量(最大値)	mSv/3月
	理	放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が昭和56年厚生省告示第16号の第3の6に規定する密度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
		空気中の放射性同位元素の3月間についての平均濃度が昭和56年厚生省告示第16号の第3の2に規定する濃度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
	域	立入制限措置	有 ・ 無
		標識	有 ・ 無
	敷地の界	敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量(最大値)	μSv/3月
		取扱者の被ばく防止用取扱器具	遮へい用具・遠隔操作器具・その他()
		取扱者の被ばく測定器具	フィルムバッジ・ポケット線量計・TLD・リングバッジ・その他()

注意事項

- 1 隣室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した検体検査用放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。）の平面図及び側面図を添付し、管理区域を設けた場合は、その区域、標識等の位置を記入してください。
- 2 使用室及び貯蔵施設については、それぞれに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上材料を示す縮尺50分の1の図面を添付してください。
- 3 廃棄施設については、排水及び排気の系統を示す図面並びに排水及び排気の設備の能力に係る計算書を添付してください。
- 4 検体検査用放射性同位元素使用施設の壁等について、放射線の防護に関する遮へい計算書を添付してください。
- 5 排水口における排液中及び排気口における排気中の放射性同位元素の濃度計算書を添付してください。
- 6 放射線障害の防止に関する管理体制を記載した書面を添付してください。

様式第4号（第3条関係）

検体検査用放射性同位元素備付届出事項変更届

年 月 日

(あて先)
埼玉県 保健所長

衛生検査所 所在地
名 称
管理者氏名 ㊟

検体検査用放射性同位元素に関する届出事項を変更したいので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項の規定により次のとおり届け出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		年 月 日
備考		

様式第5号（第3条関係）

検体検査用放射性同位元素備付廃止届

年 月 日

（あて先）
埼玉県 保健所長

衛生検査所 所在地
名 称
管理者氏名

㊦

検体検査用放射性同位元素の備付けを廃止したので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項の規定により次のとおり届け出ます。

備付けを廃止した放射性同位元素	種 類	
	型 状	
	数 量 (Bq)	
廃 止 の 理 由		
廃 止 年 月 日		
廃 止 後 の 処 分 方 法		
廃止後の使用室等の用途		
備 考		

様式第6号（第3条関係）

検体検査用放射性同位元素備付廃止後の措置に関する届

年 月 日

（あて先）
埼玉県 保健所長

衛生検査所 所在地
名称
管理者氏名

㊟

放射性同位元素の備付廃止後の措置については、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項の規定により次のとおり届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
検体検査用放射性同位元素による汚染の除去の概要	
検体検査用放射性同位元素によつて汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	
備考	

様式第七号を記す。

微生物学的検査

様式第七号を記す「(第5条関係)」を「(第4条関係)」とし

血液学的検査

寄生虫学的検査

血清学的検査

微生物学的検査 血清学的検査

病理学的検査

病理学的検査

生化学的検査

血液学的検査 寄生虫学的検査 生化学的検査
生理学的検査

電気冷蔵庫	電気冷蔵庫	
顕微鏡	顕微鏡	
上天びん	上天びん	
遠心器	遠心器	
ふ卵器	ふ卵器	
乾熱滅菌器	恒温水槽	
高压滅菌器	ピペット洗滌器	
	水平振盪器	
	ヘマトリツク遠心器	
	光電光度計	
	白血球分類器	
	マイクロトーム	
	マイクロトーム研磨器	
	パラフィン溶解器	
	パラフィン伸展器	
	化学天びん	

自動血球計数機		
白血球分類器		
マイクロトーム		
パラフィン溶解器		
パラフィン伸展器		
化学天びん		

」

式を様式第七号とする。

様式第九号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則（平成十年埼玉県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「者は」の下に「、毎年度」を加え、「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」を削り、同条各号を次のように改める。

- 一 様式第二号の内申書
 - 二 様式第三号の家族状況調書
- 第一条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

第二条を削る。

第三条中「前条」を「前条第二項」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「規定の」を削り、同条を第三条とする。

第五条の見出しを「（退学等の届出）」に改め、同条第一項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項を削り、同条を第四条とする。

第六条の見出しを「（辞退の届出）」に改め、同条中「様式第六号の辞退届を知事に提出し」を「その旨を知事に届け出」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（卒業の届出）

第六条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与に係る看護師等養成施設を卒業したときは、速やかに様式第五号の卒業届を知事に提出しなければならない。

第七条及び第八条を次のように改める。

（就業の届出）

第七条 奨学金の貸与を受けた者で、奨学金の貸与に係る看護師等の免許を取得したものは、当該奨学金の返還の事由が生じた日（条例第九条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けた者にあつては、当該猶予の期限。次条第一項及び第二項において同じ。）の翌日から起算して二箇月以内に県内において看護

師等の業務に従事したときは、速やかに様式第六号の就業届を知事に提出しなければならぬ。

(返還方法)

第八条 前条の規定により就業届を提出した者は、返還の事由が生じた日の属する年の翌年(返還の事由が生じた日が八月一日から十二月三十一日までの間である場合にあつては、翌々年)以降、毎年一月三十一日までに、貸与を受けた奨学金の年額の二分の一に相当する額(返還すべき債務の残額が当該額に満たないときは、当該返還すべき債務の残額)を県に返還しなければならない。

2 奨学金の貸与を受けた者(前条の規定により就業届を提出した者を除く。)は、返還の事由が生じた日の翌日から起算して六箇月以内に、貸与を受けた奨学金の全額を一括して県に返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、前項に規定する返還の方法によることができる。

3 奨学金の貸与を受けた者は、第一項及び前項ただし書の規定にかかわらず、返還すべき債務の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

4 知事は、第一項及び第二項ただし書の規定による返還が困難な特別の事情があると認める者については、返還すべき年額を減額することができる。

第九条を削る。

第十条第一項中、「奨学金」を「奨学金の返還」に、「様式第九号」を「様式第七号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中、「奨学金」を「奨学金の返還」に、「様式第十号」を「様式第八号」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

(異動の届出)

第十一条 被貸与決定者は、本人又は連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更があつたとき、及び条例第九条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けている場合であつて当該履行の猶予を受けることとなつた理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第十二条 被貸与決定者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、様式第九号の死亡届にその死亡を証明する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(報告の要求)

第十三条 知事は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、被貸与決定者に報告を求めることができる。

別表を削る。

「3 貸与申請期間

年

「第1項」の「月額」及び「年額」並びに

4 貸与を希望する理由

「3 貸与を希望する理由

月分から 年 月分まで

貸与申請者が未成年の場合に記入して

上記申請について同意します。

」 親権者（未成年後見人）住所

氏名

親権者

住所

氏名

ください。

住所№。

㊦ 続柄

㊦ 続柄

「第1項」の「内申し」及び「内申し」並びに「(2) 学業成績 順位

「(2) 学業成績（イ及びウは2

ア 順位 人中第 位

人中第 位（上位から パーセント）」及び

入学試験の種類（1年

イ 欠席日数 日 / 出席

ウ 取得単位数 単位

年生以上について記入)

(上位から パーセント)

生について記入) 住所№。

すべき日数 日（欠席割合 パーセント)

/通算標準取得単位数 単位 」

「第3項」の「(第3条関係)」及び「(第2条関係)」並びに「及び規則」及び
「第1項」の「卒業」並びに「卒業し、免許を取得した後は直ちに埼玉県内において

看護師等の業務に従事し、及び」を加え、「際には、」を「ときは」に、「当該」を「当該」に改める。

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

様式第5号(第6条関係)

卒 業 届

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

印

被貸与決定者 生年月日 年 月 日生

貸与番号

電話番号

私は、看護師等の学校・養成所を卒業したので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

なお、貸与を受けた奨学金については、下記のとおり返還します。

記

1 卒業した学校・養成所名等

(1) 学校・養成所名

(2) 課 程 名

2 奨学金の返還の方法及び返還額

3 卒業後の進路

該当する項目に を付けること。

(1) 埼玉県内で看護師等として就業

(2) 埼玉県外で看護師等として就業

(3) 看護師等養成施設に進学

(4) 就業・進学以外

(1)・(2)に該当する場合は、次にも記入してください。

ア 施設の名称

イ 施設の所在地

ウ 就業(予定)年月日 年 月 日

注 卒業に伴い、住所等の変更が生じたときは、別途「異動届」を提出すること。

様式第6号(第7条関係)

就 業 届

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

印

被貸与決定者 生年月日 年 月 日生

貸与番号

電話番号

私は、下記のとおり就業したので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 就業年月日 年 月 日
- 4 看護師等の資格の状況(有する資格名の下欄に免許証の登録番号を記入すること。)

看護師	准看護師	保健師	助産師

上記のとおり就業し、看護師(准看護師・保健師・助産師)の業務に従事していることを証明します。

年 月 日

施設の名称

施設の長

印

様式第七号及び様式第八号を削る。

様式第九号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」とし、「第10条第1項」を「第9条第1項」にし、「、下記」を「下記」にし、回数に様式第十号を添へる。

住
氏

様式第十号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」とし、被貸与者 生年 貸与 電話

所 名	⑩	「申請者	住 所	氏 名	⑪
月 日	年 月 日	生 年 月 日	被 貸 与 者	氏 名	生 年 月 日
番 号		生 年 月 日			
番 号		貸 与 番 号			

し、「第11条第1項」を「第10条第1項」にし、「、下記」を「下記」にし、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第9号(第12条関係)

死 亡 届

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

印

続 柄

電話番号

埼玉県看護師等育英奨学金の被貸与決定者である下記の者が死亡したので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第12条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 死亡した被貸与決定者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 生年月日 年 月 日生

(4) 貸与番号

2 死亡年月日 年 月 日

3 貸与を受けたときの学校・養成所名等

(1) 学校・養成所名

(2) 課 程 名

(3) 卒業年又は学年

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の廃止)

2 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和

三十八年埼玉県規則第二十一号)は、廃止する。

規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十八号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総長」を「センター長」に改め、同条第三項第一号口中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第五号及び同条第七項中「総長」を「センター長」に改める。

第三条から第九条まで及び第十一条から第十四条までの規定中「総長」を「センター長」に改める。

様式第一号（一）から様式第八号までの規定中「埼玉県産業技術総合センター総長」を「埼玉県産業技術総合センター長」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十九号

埼玉県農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

埼玉県農業協同組合等検査規則（平成十年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十六条」を「第六十六条第二項」に、「第五十六条及び」を「第五十六条第二項及び第三項、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第一百七十七条第一項から第五項まで」に改め、「第一百一十一条」の下に「、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三十三号）第三十六条第一項から第五項まで」を加え、「の業務又は会計の状況について」を「に対して知事が」に改める。

第二条第六号中「第九十三条第二項に規定する組合の子会社及び」を「第九十四条第五項の組合の子会社等、信用事業受託者及び共済代理店、」に、「第二項に規定する組合の子会社」を「第二百一十三条第五項の組合の子法人等、信用事業受託者及び共済代理店並びに森林組合法第一百一十一条第五項の組合の子会社等」に改め、同条第七号中「第六十五条に規定する」を「第六十六条第二項の」に、「第五十五条に規定する」を「第五十六条第二項の」に改める。

第八条中「立ち会わせる」の下に「とともに、監事、監査役又はこれらに準ずる者の立会いを求める」を加える。

第十条第二号中「第八条に規定する者」を「理事、清算人その他の責任者のうち一人以上」に改める。

様式第一号中「による検査を」に対し、年 月 日から 年 月 日までの間実施すること」を「に基づき、 の検査」に改める。

様式第二号（表面）中「第66条」を「第66条第2項」に、「第56条及び」を「第56条第2項及び第3項、農水産業協同組合貯金保険法第117条第1項から第5項まで」に改め、「第111条」の次に「、犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条第1項から第5項まで」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

水防に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十号

水防に関する規則の一部を改正する規則

水防に関する規則（昭和二十五年埼玉県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十一条の規定による」を「第十八条の」に、「のとおり」を「に示す標旗及び赤色の警光灯」に改め、同条第二項中「車馬」を「車両」に改める。

第四条中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第五条中「所轄土木工営所を経由して、」を削る。

第六条中「第三十六条第二項」を「第四十九条第二項」に改める。

附図の一を次のように改める。

附図の一	標旗
------	----

45mm
水防管理団体名
210mm
赤地
50°
80°
55mm
60mm
白地
545mm
454mm

備考 寸法は標準となるものであり、用途に応じ、適宜変更しても差し支えない。

別表（表）中「下記」を「次」に、「第36条の他人の」を「第49条第一項の規定により必要な」に改め、同表（裏）中「水防法抜すい」を「水防法

(抜粋) 』 』、 「第36条」 』、 「第49条」 』、 「ある」 』、 「あると認める」 』、 「担任」 』、 「提出」 』、 「又当該職員」 』、 「又は当該職員」 』、 「もの」 』、 「者」 』、 「若しくは消防機関に属する者」 』、 「又は消防機関に属する者」 』、 「呈示し」 』、 「提示し」 』に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十一号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事又は」の下に「朝霞県土整備事務所長、」を加える。

別表第一第一号の表の備考二中「（大宮公園ギャラリーにおいては、午前八時三十分から午後五時まで）」を削る。

別表第二第二号の表を次のように改める。

公園施設の種類	単位		金額	摘要
	数量	期間		
硬式野球場（別表第一第二号の入場料又はこれに類するものを徴収する場合を除く。）	一面	半日	七、三五〇円	一 県外に住所を有する者に係る使用料は、上記の金額に、それぞれ当該金額の百分の五十に相当する額を加えた額とする。 二 小学校就学前の者、小学生、中学生又は高校生が主たる利用者である場合は、上記の金額の半額とする。 三 照明を使用する場合は、別途実費相当額を徴収する。
		一日	一四、七〇〇円	
		夜間（午後五時三十分から午後九時まで）	六、四二〇円	

別表第二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を削り、同表第八号中「、シャワー室及びロッカー」を「及びシャワー室」に改め、同号の表硬式野球場の項摘要の欄中「テニスコートのロッカ

日	日	日	日	日	日	日	日	日
二、四〇〇円	一、二〇〇円	八〇〇円	四〇〇円	四、九三〇円	二、四六〇円	四、九三〇円	二、四六〇円	四、九三〇円

を

電光掲示板		放送施設		水泳
一日	半日	一日	半日	一日
四、	二、	四、	二、	四、

に改め、同号を別表第二第六号とし、同表第九号を同表第七号とす

〇六〇円	一〇〇円	四六〇円	九三〇円	四六〇円	九三〇円	四六〇円	九三〇円
------	------	------	------	------	------	------	------

る。
附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

埼玉県開発審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県開発審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県開発審査会規則（平成十七年埼玉県規則第五百号）の一部を次のように改正する。

第十条中「都市整備部開発指導課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県宅地建物取引業審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十三号

埼玉県宅地建物取引業審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業審議会規則（平成十七年埼玉県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「都市整備部開発指導課」を「都市整備部建築安全課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条、第六条、第十二条、第十六条及び第十七条中「埼玉県都市整備部開発指導課長」を「埼玉県都市整備部建築安全課長」に改める。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号中「埼玉県都市整備部開発指導課長」を「埼玉県都市整備部建築安全課長」に改める。

様式第六号中「埼玉県都市整備部開発指導課長」を「埼玉県都市整備部建築安全課長」に改め、「第22条の2第2項（）」の次に「同法」を挿入する。

様式第九号（一）及び様式第九号（二）中
（あて先）
埼玉県都市整備部開発指導課長」

「（あて先）
」
埼玉県都市整備部建築安全課長」

玉県知事に」
」
埼玉県都市整備部開発指導課長 印」
」
埼玉県都市整備部建築安全課長 印」
」に改める。

様式第十号（一）及び様式第十号（二）中「埼玉県都市整備部開発指導課長」を「埼玉県都市整備部建築安全課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する

規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第六号の二（裏面）中「~~海運振興計画~~」を「~~海運計画~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十六号

建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則の一部を改正する規則
建設業及び不動産鑑定業者の許可証明等に関する規則（昭和三十九年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「都市整備部開発指導課長」を「企画財政部土地水政策課長」に改める。

様式第七号中「埼玉県都市整備部開発指導課長」を「埼玉県企画財政部土地水政策課長」に、「開指証第 号」を「土木政証第 号」に改める。
様式第八号中「埼玉県都市整備部開発指導課長」を「埼玉県企画財政部土地水政策課長」に、「開指証第 号」を「土木政証第 号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成十五年埼玉県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式（欄）中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等若しくは第二種特定建築主」に改め、「若しくは第75条第5項」の次に「若しくは第75条の2第3項」を加え、「第7条第2項、第17条第2項」を「第7条第3項、第19条第2項」に、「又は第75条第1項」を「第75条第1項又は第75条の2第1項」に、「第15条（第18条第1項）」を「第15条第1項（第19条の2第1項）」に、「第56条」を「第56条第1項」に、「含む」を「含む。」に、「第63条第1項」を「第63条第1項」に改め、「第75条第5項」の次に「第75条の2第3項」を加え

る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十八号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「申請取下げ書」を「申請取下書」に、「知事」を「建築安全センター所長」に改める。

第六条中「知事」を「建築安全センター所長」に改める。

様式第一号中「申請取下げ書」を「申請取下書」に、「（あて先）」を「（あて先）」に改める。

埼玉県知事、埼玉県 建築安全センター所長、
様式第二号から様式第四号までの規定中 「（あて先）」を「（あて先）」に改める。
埼玉県知事、埼玉県

建築安全センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県議会議長 小谷野 五雄

埼玉県議会議規則第一号

埼玉県議会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会議規則（昭和五十八年埼玉県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（議案調査等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

議員は、会期中のその出席すべき会議、委員会の会議及び第八十四条の協議又は調整を行うための場が開かれぬ日（県の休日を除く。）においては、議案の審議等のために必要な調査に努めるとともに、常に会議の緊急な開催に備えなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

第十一条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 県立特別支援学校の通学区域の設定又は変更に関すること。

第十一条の二第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 県立学校部副部长（保健体育課、特別支援教育課及び高校改革推進課を所管する副部长に限る。）の庶務に関すること。

第十四条第二十五号中「並びに全国生涯学習フェスティバル推進室長の職務」を削り、「、全国生涯学習フェスティバル推進室長、」を「及び」に改め、「及び全国生涯学習フェスティバル推進室長に所属する職員」を削る。

第十九条の表埼玉県教育局東部教育事務所の項担当区域の欄中「、北埼玉郡」を削る。

第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条第三項を削り、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

埼玉県立高等学校通則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県立高等学校通則等の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校通則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「埼玉県立高等学校授業料等徴収条例」を「埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例」に改める。

様式第三及び様式第四中「シラビ」を削る。

(埼玉県立高等学校通信教育規程の一部改正)

第二条 埼玉県立高等学校通信教育規程(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「埼玉県立高等学校授業料等徴収条例」を「埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例」に改める。

(埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部改正)

第三条 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則(昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県立高等学校授業料等徴収条例」を「埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例」に、「に規定する」を「第八条の規定に基づき」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 教育長は、第一項に規定する者から授業料等の徴収猶予を希望する旨の申出があつたときは、授業料等の徴収を猶予することができる。

附 則

1 この規則は、埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第二十二号)の施行の日から施行する。ただし、第三条中埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則第四条に一項を加える改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

2 第一条による改正前の埼玉県立高等学校通則様式第三及び様式第四による用紙

は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県高等学校等奨学金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県高等学校等奨学金に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県高等学校等奨学金に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第四十

一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「、四月分から九月分まで及び十月分から翌年の三月分までの二期に分けて」を削り、「対して」の下に「、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法で」を加え、同号に次のように加える。

イ 高等学校等に在学する者（ロに掲げる者を除く。） 四月分から翌年の三月分までを一括して貸与

ロ 前条に規定する者 四月分から九月分まで及び十月分から翌年の三月分までの二期に分けて貸与

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第九号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「チ」とし、「トをチ」とし、「ヘをト」とし、「ホをヘ」とし、「ニの次に次のように加える。

ホ 下水道事業職員（埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）

第三条第三号イ中「前号チ」を「前号リ」に改め、同号ロ中「職員（）」を「役員（）」に改め、「特定一般地方独立行政法人等職員」の下に「又は同条例第十一条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」を加える。

第七条第一項第一号中「トまで」を「チまで」に改め、「トをチ」とし、「ヘをト」とし、「ホをヘ」とし、「ニをホ」とし、「ハの次に次のように加える。

ニ 下水道事業職員

第七条第一項第二号イ中「前号ト」を「前号チ」に改め、同号ロ中「職員」を「役員」に改める。

第十二条第二項第六号中「並びに」を「、勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十七ハの表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に改

める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

学校職員の時間外勤務手当に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の時間外勤務手当に関する規則

学校職員の時間外勤務手当に関する規則(平成六年埼玉県教育委員会規則第十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「条例」という。)(に基づき、時間外勤務手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(時間外勤務手当の支給割合)

第二条 条例第十条の四第二項において準用する職員の給与に關する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「県職員条例」という。)(第十四条第一項の埼玉県教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)(で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に應じて、当該各号に定める割合とする。

- 一 条例第十条の四第二項において準用する県職員条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務 百分の百二十五
- 二 条例第十条の四第二項において準用する県職員条例第十四条第一項第二号に掲げる勤務 百分の百三十五

2 条例第十条の四第二項において準用する県職員条例第十四条第三項の教育委員会規則で定める割合は、百分の二十五とする。

(県職員条例第十四条第三項及び第四項の教育委員会規則で定める時間)

第三条 条例第十条の四第二項において準用する県職員条例第十四条第三項及び第四項の教育委員会規則で定める時間は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。)(第四条第二項ただし書又は第五条の規定によりあらかじめ定められた一週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)(が三十八時間四十五分に満たない場合における次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める時間とする。

一 勤務時間条例第六条の規定により週休日の振替等がなされた場合の一週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更後の正規の勤務時間」という。）が三十八時間四十五分以下の場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

二 割振り変更後の正規の勤務時間が三十八時間四十五分を超える場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち三十八時間四十五分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間数に相当する時間（県職員条例第十四条第四項の教育委員会規則で定める勤務）

第四条 条例第十条の四第二項において準用する県職員条例第十四条第四項の教育委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間（勤務時間条例第八条に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける学校職員として勤務した者（埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める学校職員を除く。） 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日
ロ 当該月における週休日の振替（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号。以下「勤務時間規則」という。）

第四条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

二 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第五条第一項の規定の適用を受ける学校職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない学校職員その他教育委員会が定める学校職員を除く。） 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

ロ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第四条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる学校職員以外の学校職員 前二号に掲げる学校職員との権衡を考慮して教育委員会が定める日

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当に関し必要な事項は、教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

2 学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 学校職員が勤務時間条例第九条の二第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは「勤務時間条例第九条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十二号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県立川越特別支援学校の項定員数の欄、埼玉県立三郷特別支援学校の項定員数の欄及び埼玉県立大宮北特別支援学校の項定員数の欄中「一六」を「四八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）」の下に「。以下「学校職員給与条例」という。」を加える。

第四条第二項中「第七条において」を「以下」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第六条の三 条例第九条の二第一項の県教育委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次項において「職員給与条例」という。）第十四条第四項（学校職員給与条例第十条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 教育委員会は、条例第九条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（学校職員の休日（条例第十条第一項に規定する学校職員の休日という。以下同じ。）及び学校職員の休日の代休（条例第十条第一項の規定に基づく代休をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における職員給与条例第十四条第四項（学校職員給与条例第十条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 職員給与条例第十四条第一項第一号（学校職員給与条例第十条の四第二項に

において準用する場合を含む。)に掲げる勤務に係る時間(第三号又は第五号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 職員給与条例第十四条第一項第二号(学校職員給与条例第十条の四第二項において準用する場合を含む。)に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

三 職員給与条例第十四条第二項(学校職員給与条例第十条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

四 職員給与条例第十四条第三項(学校職員給与条例第十条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する一週間の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

五 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下この号において「育児休業条例」という。)第十五条(育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。)又は第二十六条の規定により読み替えられた職員給与条例第十四条第一項ただし書(育児休業条例第十六条(育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。))又は第二十七条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第十条の四第二項において準用する場合を含む。)に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分(年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間)を単位として行うものとする。

4 教育委員会は、条例第九条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、教育委員会が、業務の運営並びに学校職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 教育委員会は、学校職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 教育委員会は、条例第九条の二第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした学校職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該学校職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

第七条第一項中「条例第十一条第一項の規定に基づく代休（以下「学校職員の休日の代休」という。）」を「学校職員の休日の代休」に改め、「（条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。）」を削り、「（学校職員の休日」を「（条例第九条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び学校職員の休日」に改める。

第九条中「（半日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。）」を削る。

第十条第一項中「週休日、学校職員の休日」を「週休日、条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「時間外勤務代休時間全指定日」という。）」、学校職員の休日」に改め、「当該週休日」の下に「、時間外勤務代休時間全指定日」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項第二号中「三十分」を「四十五分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十三条中「週休日、学校職員の休日」を「週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日」に改め、「当該週休日」の下に「、時間外勤務代休時間全指定日」を加える。

第十九条中「週休日」の下に「、時間外勤務代休時間全指定日」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「補償基礎額」又は「実施機関」を「又は「補償基礎額」」に、「条例第二条又は条例第二条の第二項」を「又は条例第二条」に、「補償基礎額又は実施機関」を「又は補償基礎額」に改める。

第三条中「実施機関」を「埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第四条、第五条、第六条第二項、第七条から第十五条まで及び第十七条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

様式第一号中「（実施機関名）」を「埼玉県教育委員会」に改める。

様式第一号中「（実施機関名）」を「埼玉県教育委員会」に、「実施機関」を「埼玉教育委員会」に改める。

様式第四号、様式第五号、様式第七号及び様式第九号中「所轄社会保険事務所」を「所轄社会事務所」に改める。

様式第十四号から様式第十九号までの規定中
「（実施機関名）」
を
「（実施機関名）」
に改める。

「埼玉県教育委員会」に改める。

「（おて先）」

様式第二十号及び様式第二十一号中（実施機関名）
を
「（おて先）」
に改める。

（おて先）

「埼玉県教育委員会」に改める。

様名第1111号中「実施機関」を「埼玉県教育委員会」に改め、「（実施機関名）」を「埼玉県教育委員会」に改め。

「（あて先）」

様名第1113号から様名第1115号までの規程中（実施機関名）

を「あ
埼」

「-----」

て先）

に改め、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に
玉県教育委員会」

改め。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 30 日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第 6 号

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則一―五六

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―五〇）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則一―五七

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―四八）の一部を次のように改正する。

第二条、第四条第二項ただし書及び第五条第二項ただし書中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七 九〇八

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一六）の一部を次のように改正する。

第一条中「、別表第四及び別表第五」を「及び別表第四」に改める。

第二条第四号中「（肥飼料検査担当を除く。）」を削る。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附則中「第四条」を「第三条」に改める。

別表第一中「（第四条関係）」を「（第三条関係）」に改め、同表医師の項中「福祉保健総合センター」を削り、同表歯科医師の項中「福祉保健総合センター」を「保健所」に改める。

別表第二中「（第五条関係）」を「（第四条関係）」に改め、「福祉保健総合センター」を削る。

別表第三中「（第六条関係）」を「（第五条関係）」に改め、「福祉保健総合センター」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 七二四）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第五条第二号」を「第四条第二号」に改める。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七 九〇九

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二

二二）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中八を削り、二を八とし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとする。

第十四条第一項中「大学職給料表及び」を削る。

第十七条第一号中「教授、准教授、」を削る。

第三十六条中「大学職給料表及び」を削る。

別表第一中八を削り、二を八とし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとする。
別表第二中八を削り、二を八とし、ホをニとし、同表への表中

歯科衛生士			
短大卒		高校専攻 科卒	
○		○	
二・五	二・五	四	四
八	五	九	五
十一	三	十二	三
十五	四	十六	四

を

歯科衛生士					
短大三卒		短大二卒		高校専攻 科卒	
○		○		○	
一	一	二・五	二・五	四	四
六	五	八	五	九	五
九	三	十一	三	十二	三
十三	四	十五	四	十六	四

に

改め、同表中へをホとし、トをへとする。

別表第六中八を削り、二を八とし、ホを二とし、同表への表中

歯科衛生士	
高校専攻科卒	短大卒
一級十一号給	一級十五号給

を

歯科衛生士		
高校専攻科卒	短大二卒	短大三卒
一級十一号給	一級十五号給	一級二十一号給

に

改め、同表中へをホとし、トをへとする。

別表第七中八を削り、二を八とし、ホを二とし、同表への表中

34
35
36

37	を	33
37		34
38		34
38		35
39		35
		36
		36
		37
		38
		39

に改め、同表中へをホとし、トをへとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(埼玉県

人事委員会規則七 八六〇)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「大学職給料表及び」を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七 九一〇

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一福祉保健総合センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則七―九一―

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一―）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（支給額）

第二条 管理職手当は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、別表第二の管理職手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）が適用される者（以下この号及び次号において「勤務時間条例適用職員」という。）にあつては勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）が適用される者（以下この号及び次号において「学校職員勤務時間条例適用職員」という。）にあつては学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（次号においてこれらの数を「算出率」という。）を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に、勤務時間条例適用職員にあつては勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務

時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、学校職員勤務時間条例適用職員にあつては学校職員勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号において「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、別表第三の管理職手当額欄に定める額（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に、勤務時間条例適用職員にあつては勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、学校職員勤務時間条例適用職員にあつては学校職員勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織	議 会 事 務 局				職	区 分
	事務局長	副事務局長	参事	課長		
知事部局	事務局長	副課長	課長	図書室長	一種	一種
	副事務局長				二種	
	参事				三種	
	本庁部長 知事室長				四種	
	総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 特別参与					

<p>東京事務所長 総合リハビリテーションセンター長 本庁副部長 参事 報道長 総合調整幹 改革政策局長 地域政策局長 税務局長 契約局長 少子化対策局長 食品安全局長 地域振興センター所長 県税事務所長（浦和、川口、大宮） 自動車税事務所長 パスポートセンター所長 環境管理事務所長（人事委員会が定めるものに限る。） 環境科学国際センター事務局長 環境科学国際センター研究所長 総合リハビリテーションセンター局長 精神保健福祉センター長 中央児童相談所長 保健所長（川口、春日部、狭山） 衛生研究所長 産業技術総合センター副センター長 産業技術総合センター室長（人事委員会が定めるものに限る。） 創業・ベンチャー支援センター所長 農林振興センター所長 農業大学校長 農林総合研究センター所長 県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷）</p>	<p>二種</p>
---	-----------

<p>総合技術センター所長 大宮公園事務所長</p>	
<p>本庁課（所）長 総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） 政策幹 行政監察幹 技術評価幹 危機対策幹 主席協同組合検査員 副参事 東京事務所副所長 地域振興センター副所長 地域振興センター地域防災幹 川越比企地域振興センター東松山事務所長 北部地域振興センター本庄事務所長 県税事務所長 自動車税事務所支所長 県営競技事務所長 平和資料館長 パスポートセンター副所長 パスポートセンター支所長 婦人相談センター所長 男女共同参画推進センター所長 消費生活支援センター所長 消防学校長 防災航空センター所長 環境管理事務所長 環境科学国際センター室長 環境整備センター所長 福祉事務所長 総合リハビリテーションセンター医療局副局長 総合リハビリテーションセンター医療局医療</p>	<p>三種</p>

安全管理幹
精神保健福祉センター副センター長
児童相談所長
埼玉学園長
保健所長
保健所副所長（人事委員会が定めるものに限る。）
衛生研究所副所長
高等看護学院長
動物指導センター所長
食肉衛生検査センター所長
食肉衛生検査センター北部支所長
計量検定所長
産業技術総合センター室長
産業技術総合センター北部研究所長
産業技術総合センター副室長（人事委員会が定めるものに限る。）
創業・ベンチャー支援センター副所長
高等技術専門校長
職業能力開発センター所長
農林振興センター副所長
病虫害防除所長
家畜保健衛生所長
秩父高原牧場長
農林総合研究センター副所長
農林総合研究センター研究所長
農林総合研究センター畜産研究所長
農林総合研究センター森林・緑化研究所長
花と緑の振興センター所長
寄居林業事務所長
農村整備計画センター所長
県土整備事務所長
総合技術センター技術指導幹
総合技術センター総合技術幹

<p>総合技術センター―主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 建築安全センター―所長 営繕工事事務所長</p>	
<p>本庁副課（所）長 知事室長付副室長 副報道長 副総合調整幹 調整幹 主席県民相談員 出納審査幹 地域振興センター―地域調整幹 県税事務所副所長 自動車税事務所副所長 県営競技事務所副所長 平和資料館副館長 パスポートセンター―副支所長 婦人相談センター―副所長 男女共同参画推進センター―副所長 消費生活支援センター―副所長 消費生活支援センター―支所長 消防学校副校長 主席講師 環境管理事務所副所長 環境科学国際センター―副室長 環境整備センター―副所長 福祉事務所副所長 総合リハビリテーションセンター―部長 精神保健福祉センター―社会復帰部長 児童相談所副所長 越谷児童相談所草加支所長 埼玉学園副園長</p>	<p>四種</p>

	<p>保健所副所長</p> <p>衛生研究所地域保健企画室長</p> <p>衛生研究所微生物・ウイルス感染症室長</p> <p>衛生研究所食品媒介感染症室長</p> <p>衛生研究所化学検査室長</p> <p>動物指導センター南支所長</p> <p>食肉衛生検査センター副所長</p> <p>産業技術総合センター副室長</p> <p>産業技術総合センター北部研究所技術支援交流室長</p> <p>高等技術専門校副校長</p> <p>職業能力開発センター副所長</p> <p>農林振興センター部長</p> <p>家畜保健衛生所副所長</p> <p>農業大学校副校長</p> <p>農林総合研究センター室長</p> <p>農林総合研究センター総務部長</p> <p>農林総合研究センター研究所副研究所長</p> <p>花と緑の振興センター副所長</p> <p>寄居林業事務所副所長</p> <p>農村整備計画センター副所長</p> <p>県土整備事務所副所長</p> <p>総合技術センター副主席工事検査員</p> <p>総合治水事務所副所長</p> <p>八潮新都市建設事務所副所長</p> <p>建築安全センター副所長</p> <p>営繕工事事務所副所長</p> <p>総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	五種
教育委員会事務局	<p>副教育長</p> <p>本局部長</p> <p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p>	一種
	本局副部長	二種

<p>参事</p> <p>教育事務所長</p> <p>総合教育センター所長</p> <p>総合教育センター総合企画長</p> <p>スポーツ研修センター所長</p> <p>図書館長</p> <p>歴史と民俗の博物館長</p> <p>近代美術館長</p> <p>本局課長</p> <p>副参事</p> <p>報道幹</p> <p>学校管理幹</p> <p>学校評価幹</p> <p>教育指導幹</p> <p>教育事務所副所長</p> <p>北部教育事務所支所長</p> <p>総合教育センター副所長</p> <p>総合教育センター企画幹</p> <p>総合教育センター支所長</p> <p>図書館副館長</p> <p>歴史と民俗の博物館副館長</p> <p>さきたま史跡の博物館長</p> <p>嵐山史跡の博物館長</p> <p>近代美術館副館長</p> <p>自然の博物館長</p> <p>川の博物館長</p> <p>文書館長</p> <p>げんきプラザ所長</p> <p>武道館長</p> <p>本局副課長</p> <p>総務幹</p> <p>調整幹</p> <p>管理主幹</p> <p>主席指導主事</p>	<p>三種</p>
<p>四種</p>	

	<p>主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 スポーツ研修センター副所長 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長 大宮中央高等学校事務局長 県立学校事務部長 伊奈学園総合高等学校事務局次長 大宮中央高等学校事務局次長 県立学校事務室長 県立学校事務長</p>	
警察本部	<p>財務局長 組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和西、大宮、大宮東、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、春日部、越谷、吉川）</p>	<p>七種 一種 二種</p>
	警察本部の課（室・所・隊）長	三種

<p> 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川） </p>	<p> 主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 </p>
<p>四種</p>	

収用委員会事務局		
	副課長	課長
事務局長		
	三種	四種

別表第二中三を削り、四を三とし、五を四とし、六を五とし、七を六とする。
別表第三中三を削り、四を三とし、五を四とし、六を五とし、七を六とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七 九一二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 五六）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、大学職給料表」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則七 九一三

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二一九）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「ある職員」の下に「（その日に減額改定対象外職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年埼玉県条例第五十四号）附則第四項に規定する減額改定対象外職員をいう。第五条第三項第二号において同じ。）であつた者を除く。）」「を加え、「同項」を「前項」に、「」に受けていた」を「受けていた」に、「に係る」を「係る」に、「以下「平成二十一年」を「以下この項において「平成二十一年」に、「条例及び」を「条例の規定並びに」に、「。以下「平成十八年改正条例」という。）」「を、「（附則第八項、第九項及び第十項」に、「及び当該各号に」を「の月額並びに当該」に改め、同条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に、「（第二項を前項第四号の規定により読み替えて適用する場合には、「給料及び当該各号」）とあるのは、「を」とあるのは」に、「（第二項を前項第四号の規定により読み替えて適用する場合には、「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び当該各号」）」「を」と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは、「に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間）で除して得た数を乗じて得た額並びに」に改め、同項第三号中「とあるのは、」

を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは」を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする「に改め、同項第四号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは」を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）（第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする「に改める。」

第五条第三項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「職員」の下に「（その日に減額改定対象外職員であつた者を除く。）」を加え、「平成二十一年改正条例の」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年埼玉県条例第五十四号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。）の」に、「条例及び」を「条例の規定並びに」に、「平成十八年改正条例」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年埼玉県条例第二号）（附則第八項、第九項及び第十項）」に、「給料及び条例」を「給料の月額並びに条例」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは」を「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日）」に改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号」に、「（第二項を前項第四号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、」給料及び条例）」とあるのは、「を」とあるのは「に、「（第二項を前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給料の月額」を」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例」とあるのは「」に、「額及び条例（）」を「額並びに条例（）」に改め、同項第三号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは」を「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年

埼玉県条例第二号（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改め、同項第四号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則七 九一四

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 六三一）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「時間外勤務手当を支給する時間から除かれる時間」を「条例第十四条第三項及び第四項の委員会規則で定める時間」に改め、同条中「条例第十四条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二条の次に次の二条を加える。

（条例第十四条第四項の委員会規則で定める勤務）

第三条 条例第十四条第四項の委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職員
の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- 一 正規の勤務時間（勤務時間条例第七条第二項又は学校職員勤務時間条例第八条に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第三条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員を除く。） 次に掲げる日
イ 当該月における日曜日

- ロ 当該月における週休日の振替（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八。以下「勤務時間規則」という。）第三条第二項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号。以下「学校職員勤務時間規則」という。）第四条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間条例第三条第一項又は学校職員勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

- 二 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第四条第一項又は学校職員勤務時間条例第五条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（勤務時間条例第四条又は学校職

員勤務時間条例第五条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。）次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

ロ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第三条第二項又は学校職員勤務時間規則第四条第二項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前二号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

（雑則）

第四条 この規則に定めるもののほか、時間外勤務手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

2 給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一一〇）の一部を次のように改正する。

第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員が勤務時間条例第七条の二第一項又は学校職員勤務時間条例第九条の二第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支

給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは「勤務時間条例第七条の二第一項又は学校職員勤務時間条例第九条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

規 則

休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則七 九一五

休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

休日勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 五四一）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「代休日。」を「代休日」又は勤務時間条例第七条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（ ）に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則七 九一六

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 九三）の一部を次のように改正する。

第三条中「規則」を「委員会規則」に改め、同条第二号中子をりとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 下水道事業職員（埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）

第三条第三号イ中「前号子」を「前号リ」に改め、同号口中「職員（）」を「役員（）」に改め、「特定一般地方独立行政法人等職員」の下に「又は同条例第十一条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」を加える。

第四条中「規則」を「委員会規則」に改める。

第五条の三の見出し中「支給割合」を「加算割合」に改め、同条第一項中「定めるもの」を「定める職員」に改め、同条第二項中「前項の職員に係る」を削り、同条第三項を削る。

第五条の四第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「規則」を「委員会規則」に改め、同項第一号中「及び第二号」を削り、「前項第四号及び第五号」を「前項第三号及び第四号」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「前項第四号及び第五号」を「前項第三号及び第四号」に改める。

第七条第一項第一号中「トまで」を「チまで」に改め、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、二をホとし、八の次に次のように加える。

二 下水道事業職員

第七条第一項第二号イ中「前号ト」を「前号チ」に改め、同号口中「職員」を「役員」に改める。

第九条第一項中「規則」を「委員会規則」に改める。

第十二条第二項第六号中「週休日」という。）」の下に「、勤務時間条例第七条の二第一項又は学校職員勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間（次号において「時間外勤務代休時間」という。）」を加え、同項第七号中「週休日」の下に「、時間外勤務代休時間」を加える。

別表第一大学職給料表の項を削り、同表備考第一項中「、大学職給料表」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則二二―一一九

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―一六）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

機関	職
議会議事事務局	事務局長 副事務局長 参事 課（室）長 総務課の主幹及び主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 秘書課の主幹及び主査
知事及び会計管理者 本庁	部長 知事室長 会計管理者 改革政策局長 地域政策局長 税務局長 契約局長 食品安全局長 副部長 参事 特别参与 報道長 総合調整幹 少子化対策局長 課（所）長 調整幹 政策幹 行政監察幹 技術評価幹 危機対策幹 主席協同組合検査員 部の副参事 副報道長 副総合調整幹 副課（所・室）長（労働関係に関する事務又は秘書事務を所掌するものに限る。） 出納審査幹 主幹（労働関係に関する事務又は秘書事務を所掌するものに限る。）

					地域 機関
産業技術 総合セン ター	精神保健 福祉セン ター	総合リハ ビリテー ションセ ンター	環境科学 国際セン ター	県営競技 事務所	地域振興 センター
センター長 副センター長 室長	センター長 副センター長 管理業務部長	センター長 局長 副局長 医療安全管理幹 管理・業務部長 担当課長（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）	総長 事務局長 研究所長 室長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	所長 副所長 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	所長 副所長 地域防災幹 東松山事務所長 本庄事務所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
<p>ものに限る。） 総合調整幹付、秘書課、人事課、文書課及び財政課の主幹 部及び会計管理者の補助組織の主管理課及び秘書課の主査（課の庶務に関する事務を所掌するものに限る。） 秘書課の主査及び主任（秘書事務を所掌するものに限る。） 人事課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 改革推進課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 文書課の主査（法規審査又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 財政課の主査 税務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 管財課の主査（庁中取締りに関する事務を所掌するものに限る。） 企画総務課、広聴広報課、危機管理課、環境政策課、福祉政策課、保健医療政策課、産業労働政策課、農業政策課、県土整備政策課、都市整備政策課及び出納総務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 出納総務課の主査（支出負担行為に関する事前審査に関する事務を所掌するものに限る。） 会計管理課の主査（歳計現金の管理に関する事務を所掌するものに限る。）</p>					

	教育委員会		
農林総合研究センター	<p>北部研究所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p> <p>所長 副所長 研究所長 畜産研究所長 森林・緑化研究所長 総務部長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>	総合技術センター	<p>所長 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>
その他の地域機関	<p>機関の長 支所長 副所長 副園長 副館長 副校長 次長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 課長及び担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）</p>	本局	<p>教育長 副教育長 部長 副部長 参事 課長 報道幹 学校管理幹 学校評価幹 教育指導幹 副参事 副課長（労働関係に関する事務、秘書事務又は教育政策の企画を所掌するものに限る。） 総務幹 調整幹 管理主幹 主幹（労働関係に関する事務、秘書事務又は教育政策の企画を所掌するものに限る。） 主任管理主事 管理主事 総務課の主査（労働関係に関する事務、秘書事務又は法規審査に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 教育政策課の主査 財務課の主査（予算に関する事務を所掌するものに限る。） 教職員課の主査、主任、主事及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 県立学校人事課及び小中学校人事課の主査（労働関係に</p>

収入委員会事務局	選挙管理委員会	労働委員会事務局	人事委員会事務局	監査事務局				
					その他の教育機関（支所を含む。）	学校	教育事務所	
事務局長 副事務局長	書記長 書記長補佐	事務局長 参事 副事務局長 課長 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	事務局長 参事 副事務局長 課長 副課長 主幹 主査 主任	事務局長 副事務局長 課長 主任監査員 主席監査員 主任監査員及び監査員（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	機関の長 副所長、副館長、教育主幹及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	校長 副校長 教頭 事務局長 事務局次長 事務部長 事務室長 事務長	所長 副所長 室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 主席管理主事 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 主任管理主事 管理主事 担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）

備考

1 この表中上欄に掲げる機関に対応する下欄に掲げる職は、法律に定めるものほか、それぞれ次の条例、規則又は規程に定めるものをいう。

- 一 埼玉県議会事務局条例（昭和二十六年埼玉県条例第三十一号）
 - 二 埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）
 - 三 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）
 - 四 埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）
 - 五 埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）
 - 六 埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）
 - 七 埼玉県立総合教育センター管理規則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号）
 - 八 埼玉県立スポーツ研修センター管理規則（昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第十八号）
 - 九 埼玉県立図書館管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第十九号）
 - 十 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号）
 - 十一 埼玉県立史跡の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第九号）
 - 十二 埼玉県立近代美術館管理規則（昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号）
 - 十三 埼玉県立自然と川の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号）
 - 十四 埼玉県立文書館管理規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第十二号）
 - 十五 埼玉県立げんきプラザ管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号）
 - 十六 埼玉県立武道館管理規則（昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号）
 - 十七 埼玉県監査事務局組織規程（昭和四十二年埼玉県監査委員訓令第一号）
 - 十八 埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年埼玉県人事委員会規則一―一三）
 - 十九 埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和五十四年埼玉県規則第二十二号）
 - 二十 埼玉県選挙管理委員会規程（昭和二十三年埼玉県選挙管理委員会告示第二号）
 - 二十一 埼玉県収用委員会事務局の設置に関する規則（昭和五十二年埼玉県規則第十五号）
- 2 この表中「労働関係」とは、人事、給与、服務、職員定数、行政組織又は職員団体に関するものをいう。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則第一三 三八

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第六条第一項において」を「以下」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）

第四条の二 条例第七条の二第一項の委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次項において「給与条例」という。）第十四条第四項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第七条の二第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間という。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（職員の休日（条例第八条第一項に規定する職員の休日という。以下同じ。）及び代休日（条例第九条第一項に規定する代休日という。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十四条第四項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

一 給与条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）又は第三項に規定する一週間の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十五条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）又は二十六条の規定により読

み替えられた給与条例第十四条第一項ただし書又は第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十四条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第七条の二第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第七条の二第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、任命権者が委員会と協議して定める。

第五条第一項中「職員の休日の代休日（以下「代休日」という。）を「代休日」に改め、」（条例第八条第一項に規定する職員の休日をいう。以下同じ。）を削り、「勤務日等（）」の下に「条例第七条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第八条中「（半日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）」を削る。

第九条第一項中「職員の休日又は」を「条例第七条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等（以下「時間外勤務代休時間全指定日」という。）を、職員の休日又は」に改め、「当該週休日」の下に「、時間外勤務代休時間全指定日」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項第二号中「三十分」を「四十五分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十一条第一項第三号中「含む」の下に「」。以下この号において同じ」を加える。

第十二条第二項及び第十八条中「週休日」の下に「、時間外勤務代休時間全指定日」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第23号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県緊急経済対策本部

埼玉県緊急経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県緊急経済対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県緊急経済対策本部設置規程（平成十年埼玉県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「病院事業管理者」の下に「、下水道事業管理者」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第四号

本 庁
地 域 機 関

副知事の担任意務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

副知事の担任意務に関する訓令の一部を改正する訓令

副知事の担任意務に関する訓令（平成二十一年埼玉県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第一項中「企業局」の下に「、下水道局」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第五号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（休日、時間外等勤務命令）」に改め、同条第一項中「休日」の下に「、時間外勤務代休時間」を加え、同条第二項ただし書中「休日・時間外勤務命令簿」を「休日・時間外等勤務命令簿」に改める。

第二十三条第二項中「、第百九十二条及び第百九十六条」を「及び第百九十二条」に改め、「（助教を除く。）」を削る。

様式第十七号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県訓令第6号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中企業立地課の項を削り、就業支援課の項を次のように改める。

就業支援課	若年者の就業相談の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
-------	--------------------	-------	-------	-------	-------

別表消費生活支援センターの項を次のように改める。

消費生活支援センター	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
------------	-------	-------	-------	-------	-------

別表防災航空センターの項中「全職員」を「4週間で平均して1週間について38時間45分」及び「4週間について8日とし、業務の繁忙に応じ所属長が定める。」を「上に同じ。」に改め、同表中県立大学の項を削り、高等看護学院の項を次のように改める。

高等看護学院	全職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
--------	-----	----------------------	-------	-------	-------

		日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分			
--	--	-----------------------------------	--	--	--

別表農林総合研究センターの項を次のように定める。

農林総合研究センター	畜産業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	上に同じ。
------------	-------------	------------------------	-------	------------------------------	-------

附 則

この命令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県訓令第七号

本 庁
地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表農林総合研究センターの項を次のように改める。

農林総合研究センター	畜産業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その時限は、業務の実情に応じ所屬長が定める。
------------	-------------	-------	-------	-------	--

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第八号

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同表第十五号中「自動車公害監察業務」を「自動車公害対策業務」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十六号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四十号中「食品監視業務、特定建築物監視業務」を「特定建築物監視業務、食品監視業務」に改め、同号を同表第三十九号とし、同表中第四十一号から第五十号までを一号ずつ繰り上げ、第五十一号を削り、第五十二号を第五十号とし、第五十三号から第五十六号までを二号ずつ繰り上げ、同表第五十七号中

防 寒

「

衣
一
四

」を「

防	寒
衣	一
衣	一
雨	一
	三

」に改め、同号を同

表第五十五号とし、同表第五十八号から第六十一号までを二号ずつ繰り上げ、同表第六十二号中「

白
衣
一
一

」を「

白

」に改め、同号を同表第六十号とし、同表第六十三号から第七十

二号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第九号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（一）及び様式第四号（二）を次のように改める。

診 断 書

埼玉県職員健康審査会

所 属 所		職 名		
氏 名		性 別	男 ・ 女	
住 所		生年月日	年 月 日 (歳)	
病 名		発病年月	発見方法(注3)	
		年 月		
ICD10カテゴリー：F- (_____) ※精神に係る疾患の場合のみ記入(注2)				
既 往 症		発病年月	治療期間	
		年 月	年 月 ~ 年 月	
発病以来の 症状及び経過		治 療 経 過	医療を受けたこと	有・無
			入院したこと	有・無
			入院して	いる・いない
			主 要 検 査 成 績	
		年月日	項目	成績
現在の症状				
特に問題と なる点				
療養・休養 期間	向後 _____ か月の間			
将来の見込 み(療養・休養 及び勤務に関す る意見も記入)				

上記のとおり診断します。

年 月 日

所 在 地

医療機関名

医師の氏名



注1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注2 病名とICD10カテゴリーとは整合させてください。

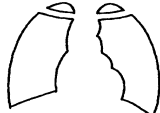
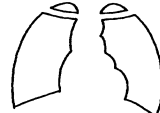
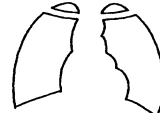
注3 「発見方法」欄は、精神に係る疾患の場合、「受診に至った経路・動機」を記入してください。

注4 復職の場合は、「将来の見込み」欄に「〇年〇月〇日から復職可能」と記入してください。

診 断 書

(結核性疾患用)

埼玉県職員健康審査会

所属所			職名							
氏名			性別	男・女						
住所			生年月日	年 月 日 (歳)						
病名		発病年月		発見方法						
		年 月								
既往症		発病年月		治療期間						
		年 月		年 月 ~ 年 月						
最終ツベルクリン反応	陰性	陽性	強陽性	(年 月 実施)						
クオンティフェロン検査	陰性	擬陽性	陽性	(年 月 実施)						
B C G 接種	なし	有り	(年 月 接種)							
現在までの治療経過	入院治療	年 月 日 ~	年 月 日	結核菌検査 (<small>かくたん</small> 喀痰・その他)						
	通院治療	年 月 日 ~	年 月 日							
	抗結核薬						年月日	方法(注2)	成績	
現在の所見	レントゲン所見	 (年 月 日)		 (年 月 日)		 (年 月 日)				
	その他の所見									
特に問題となる点										
療養・休養期間	向後 _____ か月の間									
将来の見込み(療養・休養及び勤務に関する意見も記入)										

上記のとおり診断します。

年 月 日

所在地
医療機関名
医師の氏名



注1 太枠内は、所属であらかじめ記入してください。

注2 検体 (かくたん 喀痰等) と方法 (しよまつ 塗抹等) について、記入してください。

注3 復職の場合は、「将来の見込み」欄に「〇年〇月〇日から復職可能」と記入してください。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第10号

訓 令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「埼玉県報の発行に関する規則（昭和三十六年埼玉県規則第四十五号）第六条第一項に規定する」を「様式第十号の」に改め、同条第三項中「（埼玉県報に登載するものを除く。）」を削り、「埼玉県報の発行に関する規則第六条第二項に規定する」を「様式第十一号の」に改める。

第三十四条第二項ただし書中「發送する場合において」を「發送しようとするときは」に、「当該發送する」を「發送する文書等に当該」に、「主務課の」を「添えて主務課の」に、「に提示し、文案の余白に様式第十号の主務課發送印の押印」を「の確認」に改め、同条第三項中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改める。

第三十五条中「当該發送する」を「發送する文書等に当該」に改め、「決裁文書を」の下に「添えて」を加え、「に提示し、文案の余白に主務課發送印の押印」を「の確認」に改める。

別表課の文書記号の表中「	青空再生課	青空
を「	大環境課	高
「	高福	高
」を「	高年齢介護課	高
」に改め、同表介護保険課の項を削り、同表中「	福祉施設監査課	高
」を「	福祉監査課	高
」に改め、同表下水道課の項及び開発指導課の項を削る。	福祉監	高

別表所の文書記号の表埼玉県環境整備センターの項の次に次のように加える。

埼玉県東部中央福祉事務所	東中福
埼玉県西部福祉事務所	西福
埼玉県北部福祉事務所	北福
埼玉県秩父福祉事務所	秩福

別表所の文書記号の表中埼玉県北足立福祉保健総合センターの項から埼玉県埼玉葛北福祉保健総合センターの項までを削り、埼玉県鴻巣保健所の項から埼玉県所沢保

健所の項までを次のように改める。

埼玉県春日部保健所	春保
埼玉県草加保健所	草保
埼玉県鴻巣保健所	鴻保

別表所の文書記号の表埼玉県秩父保健所の項から埼玉県幸手保健所の項までを次のように改める。

埼玉県坂戸保健所	坂保
埼玉県狭山保健所	狭保
埼玉県加須保健所	加保
埼玉県幸手保健所	幸保
埼玉県熊谷保健所	熊保
埼玉県本庄保健所	本保
埼玉県秩父保健所	秩保

別表所の文書記号の表埼玉県立大学の項、埼玉県伊奈新都市建設事務所の項及び埼玉県荒川左岸南部下水道事務所の項から埼玉県中川下水道事務所の項までを削る。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号（第28条関係）

埼玉県訓令			公布
件名			
令達先			
主務課			

埼玉県訓令			公布
件名			
令達先			
主務課			

埼玉県訓令			公布
件名			
令達先			
主務課			

埼玉県訓令			公布
件名			
令達先			
主務課			

埼玉県訓令			公布
件名			
令達先			
主務課			

埼玉県訓令			公布
件名			
令達先			
主務課			

一 様式第十二号を削り、様式第十一号を様式第十二号とし、様式第十号の次に次の様式を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第十一号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「者は」の下に「、文書管理システム（埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）（第二条第八号）に規定する文書管理システムをいう。以下この項において同じ。）により管理者又は責任者の承認を受けなければならない。この場合において、文書管理システムを利用できないときは」を加える。

別表埼玉県県税事務所長印の項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改め、同表埼玉県福祉保健総合センター所長印の項中「埼玉県福祉保健総合センター所長印」を「埼玉県福祉保健総合センター所長印」に改める。

「

埼	玉	県
福	社	務
所	長	印

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

「

埼	玉	県	福	祉	保
健	総	合	セ	ン	タ
ー	所	長	印		

」

を

訓令

埼玉県訓令第十二号

環境部

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程の一部を改正する訓令

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程（平成五年埼玉県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令達先中「環境防災部」を「環境部」に改める。

第二条中「七十一人」を「五十五人」に改める。

第三条第一項第三号中二を削り、ホを二とし、同条第二項中「同条」を「同法」に改める。

第八条中「環境防災部青空再生課」を「環境部大気環境課」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県雇用・中小企業対策本部

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県雇用・中小企業対策本部設置規程（平成十三年埼玉県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「病院事業管理者」の下に「、下水道事業管理者」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第14号

農 林 部
農林振興センター

埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

埼玉県農業共済組合検査規程（昭和四十三年埼玉県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

「農林振興センター

令達先中

農 林 事 務 所」

を「農林振興センター」に改める。

第六条の見出しを「（検査の方法）」に改め、同条中「において」の下に「、現金、有価証券、帳簿、書類その他の物件の検査及び当該組合の役員又は職員からの説明の聴取により」を加える。

第九条第二項中「別記様式」を「様式第一号」に改め、「身分証明書」の下に「及び様式第二号の検査命令書」を加える。

第十条中「身分証明書」の下に「及び検査命令書」を加える。

第十四条中「一」を「いずれかに」に改める。

別記様式中「別記様式」を「様式第一号（第9条関係）」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第2号（第9条関係）

昭和	年	月	日
検査命令書			
職	名	氏	名
農業共済組合			
の検査の職務に従事することを命ずる。			
農業災害補償法第142条の規定に基づき、			
埼玉県知事 氏 名 印			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県

埼玉県公営企業

埼玉県病院事業訓令第一号

埼玉県教育委員会

埼玉県警察本部

本庁

地域機関

埼玉県企業局

埼玉県病院局

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県警察本部

埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県病院事業管理者 名和肇

埼玉県教育委員会委員長 松居和

埼玉県警察本部長 松本治男

埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令

埼玉県

埼玉県公営企業

埼玉県危機対策本部設置規程（平成十六年埼玉県病院事業訓令第一号）は、

埼玉県教育委員会

埼玉県警察本部

廃止する。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

埼 玉 県

埼 玉 県 公 営 企 業

埼 玉 県 病 院 事 業

埼 玉 県 流 域 下 水 道 事 業

埼 玉 県 教 育 委 員 会

埼 玉 県 警 察 本 部

訓 令 第 一 号

本 庁

地 域 機 関

埼 玉 県 企 業 局

埼 玉 県 病 院 局

埼 玉 県 下 水 道 局

埼 玉 県 教 育 局

県 立 教 育 機 関

埼 玉 県 警 察 本 部

埼 玉 県 危 機 対 策 本 部 設 置 規 程 を 次 の よう に 定 め る。

平 成 二 十 二 年 三 月 三 十 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県 公 営 企 業 管 理 者 樋 口 和 男

埼 玉 県 病 院 事 業 管 理 者 名 和 肇

埼 玉 県 教 育 委 員 会 委 員 長 松 居 和

埼 玉 県 警 察 本 部 長 松 本 治 男

埼 玉 県 危 機 対 策 本 部 設 置 規 程

(設 置)

第 一 条 県 民 の 生 命 、 身 体 若 し く は 財 産 に 重 大 な 被 害 を 及 ぼ す 事 故 等 (災 害 対 策 基 本 法 (昭 和 三 十 六 年 法 律 第 二 百 二 十 三 号) 第 一 条 第 一 号 に 定 め る 災 害 を 除 く 。) 、 県 民 の 生 活 に 重 大 な 被 害 を 及 ぼ す 事 案 又 は 県 の 産 業 若 し く は 経 済 に 重 大 な 被 害 を 及 ぼ す 事 案 (以 下 「 危 機 」 と い う 。) が 発 生 し た 場 合 又 は 発 生 す る お そ れ が あ る 場 合 に お い て 、 総 合 的 な 対 策 を 実 施 す る た め 、 埼 玉 県 危 機 対 策 本 部 (以 下 「 本 部 」 と い う 。) を 設 置 す る。

(所 掌 事 務)

第 二 条 本 部 は 、 次 に 掲 げ る 事 務 を 所 掌 す る。

- 一 危 機 に 対 処 す る た め の 総 合 的 な 基 本 方 針 に 関 す る 事 務 。
- 二 被 害 者 の 救 助 、 医 療 救 護 、 防 疫 、 公 共 施 設 の 復 旧 等 の 応 急 対 策 に 関 す る 事 務 。

三 その他危機の発生の防御又は被害の拡大の防止に関すること。

(本部長、副本部長及び本部長)

第三条 本部に、危機対策本部長(以下「本部長」という。)、危機対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び危機対策本部長(以下「本部長」という。)を置く。

2 本部長は、知事とする。

3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

4 副本部長は、副知事及び危機管理防災部長の職にある者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副本部長が二人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 本部長は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

7 本部長は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(協力要請)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第二に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

(部)

第五条 本部長は、第二条第二号又は第三号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、本部に別表第三の上欄に掲げる部を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を所掌させることができる。

2 部に、部長及び副本部長を置き、本部長その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副本部長が二人以上あるときは、あらかじめ部長が定めた順序で、その職務を代理する。

(現地危機対策本部)

第六条 本部長は、現地において第二条第二号又は第三号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、現地危機対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

2 現地本部に、現地危機対策本部長(以下「現地本部長」という。)、現地危機対策副本部長及び現地危機対策本部長を置き、副本部長、本部長その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(活動期間等)

第七条 本部長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該危機に係る対策を推進するため特別の必要があると認めるときに本部を開設し、当該危機が解消したと認めるときに閉鎖するものとする。

(庶務担当課)

第八条 本部の庶務は、危機管理防災部危機管理課において処理する。

(その他)

第九条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表第一(第二条関係)

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、報道長

別表第二(第四条関係)

議会議務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長

別表第三(第五条関係)

報道部	1	報道提供資料の作成
	2	報道機関への対応
	3	県民等への広報
渉外部	1	国等への要望
	2	ライフライン関係機関等との連絡調整
応急対策部	応急対策の検討及び実施	

訓令

埼玉県
訓令第一号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程を廃止する訓令

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程（平成二十年
埼玉県教育委員会 訓令第
号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

埼 玉 県

埼玉県流域下水道事業訓令第一号
埼玉県教育委員会

本 庁
地 域 機 関
埼玉県下水道局
埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司
埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程

(設置)

第一条 本県のみどりと川の再生を総合的に推進することにより、住みやすく環境にやさしいゆとりの田園都市埼玉を実現するため、埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)第二条の二の規定に基づき、埼玉県みどりと川の再生推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 みどりと川の再生を総合的に推進するための基本方針の策定に関すること。
- 二 みどりと川の再生を総合的に図るために重点的に実施すべき施策の推進に関すること。

三 その他みどりと川の再生の総合的な推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第三条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、知事とする。

3 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

(協力要請)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第二に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

(部会)

第五条 本部長は、特定の事項を審議させるため、本部に、部会を置くことができる。

2 部会は、本部長が指名する本部員をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、本部長が指名する副本部長をもって充てる。

(会議)

第六条 本部の会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

2 部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の会議の運営に関し必要な事項は、それぞれの会議の主宰者が定める。

(庶務)

第七条 本部の庶務は、環境部みどり再生課において処理する。

(その他)

第八条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

下水道事業管理者、教育長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、環境部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、総合調整幹（本部長が指定するものに限る。）

別表第二（第四条関係）

公営企業管理者、病院事業管理者、警察本部長、危機管理防災部長、福祉部長、保健医療部長、会計管理者

訓令

埼玉県

埼玉県病院事業

埼玉県教育委員会

埼玉県警察本部

訓令第一号

本庁

地域機関

埼玉県病院局

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県警察本部

埼玉県新型コロナウイルス対策推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県病院事業管理者 名和肇

埼玉県教育委員会委員長 松居和

埼玉県警察本部長 松本治男

埼玉県新型コロナウイルス対策推進本部設置規程を廃止する訓令

埼玉県

埼玉県新型コロナウイルス対策推進本部設置規程（平成十七年

埼玉県病院事業

埼玉県教育委員会

埼玉県警察本部

訓令第二号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

埼 玉 県
埼玉県公営企業
埼玉県病院事業
埼玉県流域下水道事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部

訓令第二号

本 庁
地 域 機 関
埼玉県企業局
埼玉県病院局
埼玉県下水道局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県新型インフルエンザ対策推進本部設置規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司
埼玉県公営企業管理者 口 和 男
埼玉県病院事業管理者 名 和 肇
埼玉県教育委員会委員長 松 居 和
埼玉県警察本部長 松 本 治 男

埼玉県新型インフルエンザ対策推進本部設置規程

(設置)

第一条 本県で新型インフルエンザが発生した場合又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）第二条の二の規定に基づき、埼玉県新型インフルエンザ対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 新型インフルエンザの発生に対処するための総合的な基本方針に関すること。
- 二 新型インフルエンザの発生に対処するための総合的な対策として重点的に実施すべき施策の推進に関すること。
- 三 その他新型インフルエンザの発生に対処するための総合的な対策の推進に関

し必要な事項に関すること。

(本部長、副本部長及び本部長)

第三条 本部に、本部長、副本部長及び本部長を置く。

2 本部長は、知事とする。

3 副本部長は、保健医療部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。

4 本部長は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会)

第四条 本部長は、特定の事項を処理させるため、本部に部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び部員を置き、本部長が指名する職員をもって充てる。

(活動期間)

第五条 本部長は、総合的な対策を実施する必要があると認めるときに本部を開設し、その必要がなくなつたと認めるときに本部を閉鎖するものとする。

(庶務)

第六条 本部の庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(その他)

第七条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表 (第三条関係)

副知事 (保健医療部を所管する副知事を除く。)、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、報道長、東京事務所長
--

訓令

埼玉県議会訓令第一号

埼玉県議会事務局

埼玉県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県議会議長 小谷野 五雄

埼玉県議会公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県議会公印規程（昭和三十八年埼玉県議会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「なつ印」を「押印」に改め、同条第一項中「認めたときは」の下に「、当該決裁文書の余白に「公印使用」と押印し、認印した後」を加える。

第八条中「つど」を「都度」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「廃止も」を「廃止を」に、「引継がなければならない」を「引き継がなければならない」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（印影の印刷）

第六条 公印の印影を印刷しようとするときは、事務局長の承認を得なければならない。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第十条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱いについて必要な事項は、埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の例による。

別表中

埼玉県議会 副議長印	回	埼玉県議 会 議長 副議長 印	回	回	回
---------------	---	-----------------------------	---	---	---

を

埼玉県議会 副議長印	方 27	埼玉県議 会 議長 副議長 印	一般 文書 用	回
---------------	---------	-----------------------------	---------------	---

に改め

る。

様式第一号中「なつ印数」を「押印数」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 島村 和男

埼玉県教育局等公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等公印規程（昭和四十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中				
埼玉県教育局 課（室）長印	方 21	埼玉県教育局 課（室）長印	一般文書用	課（室）
埼玉県教育局 課長印	方 21	埼玉県教育局 課長印	一般文書用	課

を
に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「全国生涯学習フェスティバル推進室長及び」を削る。
第九条中「副室長」を削る。

別表第一委任事務の欄中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第七条の二第一項の規定に基づき、時間外勤務代休時間を指定すること。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同表特別支援教育課の項を次のように改める。

特別支援教育課	
一 県立特別支援学校の通学区域に関する事務	埼玉県立特別支援学校管理規則第三条第二項の規定に基づき、県立特別支援学校の通学区域を定めること。
二 県立特別支援学校の教育課程に関する事務	埼玉県立特別支援学校管理規則第四条第二項の規定に基づき、県立特別支援学校の教育課程の編成の報告を受理すること。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令（昭和六十一年埼玉県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

「第二十八条」を「第二十六条」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

歴史的資料の保存及び利用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

歴史的資料の保存及び利用に関する規程の一部を改正する訓令

歴史的資料の保存及び利用に関する規程（平成三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は病院事業管理者」を「、病院事業管理者又は下水道事業管理者」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 島 村 和 男

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 附 則
- 一 規則第四条第三項の規定に基づき、授業料等の徴収を猶予すること。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第六号

県立学校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

県立菖蒲高等学校

菖高

を

県立蓮田松韻高

等学校

松韻高

に改め、県立蓮田高等学校の項を削り、

県立北川

辺高等学校

北川高

を

県立栗橋北彩高等学校

北彩高

に改め、県立栗橋高等学校の項及び県立川本高等学校の項を削り、

県立吹上高

等学校

吹高

を

県立吹上秋桜高等学校

秋桜高

に改め、県立上尾かしの木特別支援学校の項の次に次のように加える。

県立所沢おおぞら特別支援学校

所お特

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「全国生涯学習フェスティバル推進室長及び」を削る。
 第八条第一項中「、副室長」を削る。

別表第一一号を次のように改める。

<p>一 県教育行政の基本方針を決定すること。</p>	<p>1 教育振興基本計画を定めること。</p> <p>2 教育行政重点施策を定めること。</p> <p>3 主要な新規事業の計画を樹立し、その実施方針を定めること。</p>	<p>1 県教育行政の運営に関する基本方針並びに主要な新規事業の計画及びその実施方針に基づき、事務の実施計画を定めること。</p> <p>2 主要なものを除く事業の計画を樹立し、及びその実施方針を定めること。</p>	<p>重要な事務処理の基準、要領等を制定し、改廃すること。</p>
-----------------------------	---	--	-----------------------------------

別表第一第六号を次のように改める。

<p>六 教育委員</p>	<p>教育委員会規</p>	<p>教育委員会規</p>	
---------------	---------------	---------------	--

会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃を行うこと。	則及び教育委員会訓令の制定又は改廃(法令又は条例により当然必要とする改廃その他軽易な事項に係る改廃を除く。)を行うこと。	則及び教育委員会訓令の法令又は条例により当然必要とする改廃その他軽易な事項に係る改廃を行うこと。	
---------------------------	--	--	--

別表第一第十三号教育委員会決裁事項の欄中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第四十七条第二項又は第三項本文の規定に基づき、棄却又は処分の取消し若しくは変更の決定を行うこと。

別表第一第十三号教育長専決事項の欄4中「、第二項又は第三項本文」及び「、棄却又は処分の取消し若しくは変更」を削る。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄中24を25とし、2から23までを3から24までとし、1の次に次のように加える。

2 職員の人事に関する基本方針を決定すること。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄中23を24とし、1から22までを2から23までとし、同欄に1として次のように加える。

1 職員の人事に関する基本方針を決定すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄中22を23とし、1から21までを2から22までとし、同欄に1として次のように加える。

1 負担法第一条に規定する職員の人事に関する基本方針を決定すること。

別表第二市町村支援部の表義務教育指導課の項第二号を次のように改める。

一 教科用図書採択地区の設定等を行うこと。	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第百十八号)	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十二号)第五条第一
-----------------------	---	--------------------------------------

	八十二号)第十二 条第一項の規定 に基づき、教科用 図書採択地区を 設定すること。	
		項の規定に基づ き、文部科学大臣 の指定する時期 に教科書展示会 を開催すること。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（休日、時間外等勤務命令）」に改め、同条第一項中「週休日」の下に「、時間外勤務代休時間」を加え、同条第二項ただし書中「休日・時間外勤務命令簿」を「休日・時間外等勤務命令簿」に改める。

様式第二十四号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程（昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中

白衣
一
一

を

白衣
ゴム長靴又はブツク靴
調理帽

に改め、同表第九号中「ゴム長靴」の下に「又はブツク靴」を加え、

一	一	一
一	一	一

「又は三角布」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県警察本部訓令第10号

埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

埼玉県警察本部長 松 本 治 男

埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年埼玉県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条、第4条第2項及び第5条第2項中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第二号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一 職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄12中「第十条第六項」を「第十条第五項」に改め、同欄中12を13とし、6から11までを7から12までとし、同欄5中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改め、同欄中5を6とし、同欄4中「第六条第四項」を「第五条第四項」に改め、同欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 勤務時間規則第四条の二第七項の規定に基づき、時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項を定める場合の協議に應ずること。

別表第四 課長共通専決事項の欄18中「代休日」を「休日の代休日及び時間外勤務代休時間」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局組織規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局組織規程

(目的)

第一条 この規程は、埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号。以下「設置条例」という。）第五条に規定する下水道局（以下「局」という。）の組織について必要な事項を定め、もって流域下水道事業の能率的な運営を図ることを目的とする。

（課及びその所掌事務）

第二条 局に、下水道管理課を置く。

2 下水道管理課においては、次の事務を所掌する。

- 一 局の事務の企画、調整及び効率化に関すること。
- 二 議会に関すること。
- 三 広聴及び広報に関すること。
- 四 文書及び公印の管理に関すること。
- 五 法規審査に関すること。
- 六 下水道事業管理者（以下「管理者」という。）及び局長の庶務に関すること。
- 七 組織、定数及び職務権限に関すること。
- 八 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限、懲戒、服務、研修、福利厚生及びその他の身分取扱いに関すること。
- 九 職員の人材開発に関すること。
- 十 労働協約その他労働関係に関すること。
- 十一 職員の衛生管理に関すること。
- 十二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に基づく職員の児童手当に関すること。
- 十三 位勲、褒賞及び表彰に関すること。
- 十四 予算及び経理事務の総括に関すること。
- 十五 決算の調製に関すること。
- 十六 業務状況の公表に関すること。

- 十七 資金管理、資金運用及び支払に関すること。
 - 十八 資産に関する事務の統括に関すること。
 - 十九 物品に関する事務の統括に関すること。
 - 二十 契約に関する事務の統括に関すること。
 - 二十一 出納取扱金融機関に関すること。
 - 二十二 監査及び検査に関すること。
 - 二十三 流域下水道の計画、建設及び管理に関すること。
 - 二十四 流域下水道事業負担金に関すること。
 - 二十五 下水道事務所との連絡調整に関すること。
 - 二十六 埼玉県下水道公社に関すること。
 - 二十七 前各号に掲げるものを除くほか、流域下水道の事務に関すること。
- (局長等)

第三条 次の表の上欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

課	局			組織	職務
	課長	技術評価幹	総合技術センター所長	局長	
				契約局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
					上司の命を受け、建設工事に係る総合評価（技術評価幹が所掌するものを除く。）の運営並びに監督及び検査に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
					上司の命を受け、特に指定された建設工事に係る総合評価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
					上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げ

るとおりとする。

組織	職	職務
局	副参事	上司の命を受け、特に指定された事務を処理するとともに当該指定事項について、局長を助け、職員を担当する事務を監督し、事務を整理する。
局及び課	総合技術幹	上司の命を受け、総合評価等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
課	主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総轄の事務に従事する。
課	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
課	副主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
課	主任工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を掌理する。
局及び課	工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事する。
課	局付	上司の命を受け、局の特定事項に従事する。
課	主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
課	主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員の指揮監督をする。
課	副課長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

課付

上司の命を受け、課の特定事項に従事する。

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、契約局長に副参事、技術評価幹、副室長、主幹又は主査を付ける。

4 第二項の規定にかかわらず、必要に応じて、総合技術センター所長に総合技術幹、主席工事検査員、副室長、副主席工事検査員、主幹、主任工事検査員、主査又は工事検査員を付ける。

(主任、主事、技師等)

第四条 第三条に定めるもののほか、必要に応じて、課に、別表第一及び別表第二の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、契約局長及び総合技術センター所長に、別表第一及び別表第二の上欄に掲げる職を付ける。

(職の任命)

第五条 前二条に規定する職は、職員のうちから管理者が命ずる。

(地域機関の名称等)

第六条 課の事務を分掌させるため地域機関として下水道事務所を置き、その名称、位置及び分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置	分掌事務
埼玉県荒川左岸南 部下水道事務所	さいたま市	一 荒川左岸南部流域下水道事業に係る用地取得及び工事に関すること。 二 荒川左岸南部流域下水道の管理に関すること。
埼玉県荒川右岸下 水道事務所	和光市	一 荒川右岸流域下水道事業に係る用地取得及び工事に関すること。 二 荒川右岸流域下水道の管理に関すること。
埼玉県荒川左岸北 部下水道事務所	行田市	一 荒川左岸北部流域下水道事業、古利根川流域下水道事業、荒川上流流域下水道事業、市野川流域下水道事業及び利根川右岸流域下水道事業に係る用地取得及び工事に関すること。 二 荒川左岸北部流域下水道、古利根川流域下水道、荒川上流流域下水道、市野川流域下水道及び利根川右岸流

埼玉県中川下水道事務所	三郷市	域下水道の管理に関すること。 一 中川流域下水道事業に係る用地取得及び工事に関すること。 二 中川流域下水道の管理に関すること。
-------------	-----	--

(所長等)

第七条 下水道事務所に所長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、当該下水道事務所が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて、下水道事務所に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副所長	所長を助け、職員の担任する事務を監督し、当該下水道事務所が所掌する事務を総括整理する。
担当部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
担当課長	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
所付	上司の命を受け、所の特定事務に従事する。

(主任等の規定の準用)

第八条 第四条及び第五条の規定は、地域機関について準用する。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表第一(第四条、第八条関係)

職	職務
主任	上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。

別表第二(第四条、第八条関係)

職	職務

専門員

上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局職員就業規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局職員就業規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他の法令並びに条例及びこれに基づく規則に定めるもののほか、職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において「職員」とは、下水道局の職員のうち地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条に規定する流域下水道事業企業職員をいう。

2 この規程において「所属長」とは、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- 一 下水道局長 下水道事業管理者
- 二 契約局長、総合技術センター所長、下水道管理課長及び地域機関の長 下水道局長
- 三 前二号に掲げる職員以外の職員 契約局長、総合技術センター所長、下水道管理課長及び地域機関の長

(勤務時間)

第三条 職員の勤務時間は、一週間について、三十八時間四十五分とする。

2 前項の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、次条第二項の規定により休憩時間を午後零時から四十五分間とした職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

3 所属長は、前項ただし書きの規定により勤務時間を午前八時三十分から午後五時までとした職員に対し、勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとすることができる。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七

条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

5 地方公営企業法第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する育児休業法第十条第一項の地方公営企業の管理者が定める育児短時間勤務職員等の勤務の形態は、次の各号に掲げるいずれかの勤務形態とする。

一 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間、一日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

6 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり、十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、管理者が定める。

7 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十一時間までの範囲内で、管理者が定める。

8 前三項の勤務時間は、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で、業務の実情に応じ（育児短時間勤務職員等）にあっては、

当該育児短時間勤務等の内容に従い）、所属長が割り振るものとする。

（休憩時間）

第四条 職員の休憩時間は、午後零時から一時間とする。

2 所属長は、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

3 前条第三項の規定により勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとした職員の当該勤務日における休憩時間は、午後零時から一時間とする。

4 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の休憩時間は、前三項の規定にかかわらず、業務の実情に応じ、所属長が定める。

5 前四項の休憩時間は、勤務時間に含まれないものとする。

（休憩時間における勤務命令）

第五条 所属長は、勤務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条の規定により定められた休憩時間の時限においても勤務することを命ずることができる。この場合において、所属長は、当該職員の休憩時間を確保するため、当該勤務日の勤務時間内において同条の規定により定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて、当該職員に休憩時間を与えなければならない。

（週休日）

第六条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、所属長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

（週休日の振替）

第七条 前条に規定する週休日において、特に勤務することを命ずる必要がある場合には、正規の勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要のある日に割り振ること（以下「週休日の振替」という。）ができる。

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が前項の週休日の振替を行う場合における当該職員の勤務時間は、四週間を平均して一週間について第三条第五項から第七項までの規定でそれぞれ定められた時間とする。

3 前二項に定めるほか、週休日の振替については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）に基づき行う週休日の振替の例による。

(休日)

第八条 職員の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

2 職員は、職員の休日には、特に勤務を命ぜられない限り、正規の勤務時間においても、勤務することを要しない。

(時間外勤務代休時間)

第九条 管理者は、埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）第十二条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下この条及び次条第一項において「時間外勤務代休時間」という。）として、第三条又は第七条の規定により勤務時間が割り振られた日（次条第一項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日の代休日)

第十条 管理者は、職員に職員の休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「職員の休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該職員の休日前に、当該職員の休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該職員の休日後の勤務日等（職員の休日及び前条第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日指定された職員は、勤務を命ぜられた職員の休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務を命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(この規程に定めがない事項)

第十一条 時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関しこの規程に定めがない事項については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

(休暇)

第十二条 職員の休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例による休暇の例による。

(部分休業)

第十三条 管理者は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 部分休業の承認は、当該部分休業をしている職員が産前の休業（前条の規定に基づき職員の休暇について例によることとする職員の勤務時間、休暇等に関する条例の出産の場合に受けることができる特別休暇の期間のうち、出産予定日前に受けることができる期間をいう。）を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

3 管理者は、部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子を養育しなくなった場合又は当該部分休業に係る子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合に該当すると認めるときは、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

4 職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。
（給与）

第十四条 職員の給与については、別に定めるところによる。

（旅費）

第十五条 職員の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）に基づき支給される旅費の例による。

（職員の責務）

第十六条 職員は、安全及び衛生に関する法令を守り、かつ、進んで災害の防止及び疾病の予防に努めるものとする。

（健康診断）

第十七条 職員の健康診断については、埼玉県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年埼玉県訓令第十三号）による健康診断の例による。

（安全衛生推進者）

第十八条 下水道事務所（埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）第六条に掲げる機関をいう。以下同じ。）ごとに、職員の安全及び衛生に関する事項を管理するため、それぞれ安全衛生推進者を置く。

（表彰）

第十九条 職員の表彰については、埼玉県職員表彰規則（平成二十年埼玉県規則第

六十四号)による表彰の例による。

(服務)

第二十条 職員の服務については、職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)及び埼玉県職員服務規程(昭和四十二年埼玉県訓令第四号)による服務の例による。

(研修)

第二十一条 職員に対しては、職員の資質及び教養の向上による勤務能力の発揮及び増進を図るため、別に定めるところにより研修を行うものとする。

(被服の貸与)

第二十二条 職員に対しては、別に定めるところにより被服を貸与する。

(公舎の使用)

第二十三条 職員は、別に定めるところにより公舎を使用することができる。

(常時勤務を要する者以外のものの就業に関する事項)

第二十四条 職員のうち常時勤務を要する者以外のもの(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の就業に関する事項は、別に定める。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第二十五条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程
(趣旨)

第一条 この規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される埼玉県流域下水道事業に係る調達契約（特例政令第二条第五号に規定する調達契約をいう。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において「物品等」、「特定役務」、「一連の調達契約」又は「特定調達契約」とは、それぞれ特例政令第二条又は第四条に規定する物品等、特定役務、一連の調達契約又は特定調達契約をいう。

(競争入札の参加者の資格に関する審査等)

第三条 下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の申請をまわつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。

2 管理者は、前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格を審査したときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。

3 特例政令第四条の公示は、埼玉県報によりするものとする。

4 管理者は、前項の公示において、政令第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項の規定により定めた資格のほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

二 第一項に規定する申請の方法

三 政令第百六十七条の五第一項又は第百六十七条の十一第二項に規定する資格

の有効期間及び当該期間の更新手続

5 第一項及び第二項の場合において、政令第六十七条の十一第二項の規定により定めた資格が政令第六十七条の五第一項の規定により定めた資格と同一である等のため、指名競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、一般競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。

(一般競争入札の公告)

第四条 特例政令第六条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前)にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する場合には、その期間を十日までに短縮することができる。

3 第一項の公告は、埼玉県報によりするものとする。

4 埼玉県流域下水道事業財務規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号。以下「財務規程」という。)第一百七十八条の規定は、特定調達契約については、適用しない。

(指名競争入札の公示等)

第五条 特例政令第七条の公示は、前条第一項から第三項までの規定の例によりしなければならない。

2 管理者は、特定調達契約について政令第六十七条の十一第二項の規定により定めた資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めるものとする。

3 第一項の公示をする場合においては、前項の基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件(第七条第三項において「指名されるために必要な要件」という。)についても、公示をするものとする。

4 特定調達契約に係る政令第六十七条の十二第二項の規定による通知は、前条第一項及び第二項の規定の例によりしなければならない。

(競争入札について公告又は公示をする事項)

第六条 管理者は、第四条第一項の公告又は前条第一項の公示において、当該公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語により記載するものとする。

一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二 入札期日

三 公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称
(公告又は公示に係る競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第七条 管理者は、特定調達契約につき、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において公告をし、又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において特例政令第七条の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から第三条第一項の申請があつたときは、速やかに、その者が政令第六十七条の五第一項又は第六十七條の十一第二項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならぬ。

2 管理者は、前項の申請があつた場合において、開札の日時までに、前項の審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

3 管理者は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第一項の審査の結果政令第六十七条の十一第二項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、入札について必要な事項を通知するものとする。

4 管理者は、特定調達契約につき第一項の申請を行った者から入札書が第一項又は第二項の審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時にあって、一般競争入札の場合にあっては政令第六十七条の五第一項に規定する資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便による入札)

第八条 管理者は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。

(入札の無効)

第九条 財務規程第七十六条各号に掲げるもののほか、特定調達契約につき、入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかつたもの(財務規程第七十五条ただし書に規定する場合にあっては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が指定した日時に管理者又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されなかつたもの)は無効とする。

(入札説明書の記載事項)

第十条 特例政令第八条に規定する入札を行うため必要な事項として定める事項は、次のとおりとする。

一 特例政令第六条又は第七条の規定により公告又は公示するものとされている

事項（特例政令第六条第五号に掲げる事項を除く。）

- 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 五 契約の手續において使用する言語
- 六 その他必要な事項

（再度の入札の通知）

第十一条 管理者は、特定調達契約につき、政令第六十七条の八第三項に規定する再度の入札をする場合においては、その旨を当該入札者に通知するものとする。

（落札決定の通知等）

第十二条 管理者は、特定調達契約につき、一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者を決定したときはその旨、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者がなかったときはその旨を、速やかに当該入札者に通知するものとする。

2 管理者は、落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があつたときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

（落札者等の公示）

第十三条 管理者は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して七十二日以内に、埼玉県報により特例政令第十一条の公示をするものとする。

2 前項の公示においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- 四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- 六 契約の相手方を決定した手續
- 七 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第六条の公告又は特例政令第七条の規定による公示を行った日
- 八 随意契約による場合にはその理由

九 その他必要な事項

(競争入札に関する記録)

第十四条 管理者は、特定調達契約につき、一般競争入札又は指名競争入札に付した場合には、次に掲げる事項(落札者がないときは、第三号に掲げる事項を除く。)について、記録を作成し、保管するものとする。

- 一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- 二 入札者の申込みに係る価格
- 三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- 四 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- 五 第七条第二項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
- 六 その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第十五条 管理者は、特定調達契約につき、随意契約によつた場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

(財務規程の読替え)

第十六条 特定調達契約につき財務規程第二百三条第一項の規定により執行何をする場合における同条第三項の規定の適用については、同項第二号イ中「請負人選定案」とあるのは「指名競争入札執行公示案、請負人選定案」とする。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条の規定に基づき、下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務の委任及び決裁について、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- 二 専決 事案について、常時、管理者又は管理者から事務の委任を受けた者に代わって決裁することをいう。
- 三 代決 事案について、管理者、管理者から事務の委任を受けた者又は専決することができる者が不在の場合に、臨時に、これらの者に代わって決裁することをいう。

(事務の委任)

第三条 別表第一受任者の欄に掲げる者に対し、同表委理事務の欄に掲げる事務を委任する。

(委任事務の処理)

第四条 管理者から事務の委任を受けた者は、当該委任された事務を処理する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該事案について速やかに上司に報告し、及びその処理方針について上司の指示を受けなければならない。

- 一 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- 二 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。

2 管理者から事務の委任を受けた者は、前項各号のいずれかに該当する事案及び

委任された事務のうちあらかじめ上司が指定したものを処理したときは、速やかにその内容を上司に報告しなければならない。

（管理者の決裁事項）

第五条 管理者の決裁する事項は、別表第二の管理者決裁事項の欄に掲げるとおりとする。

（下水道局長の専決事項）

第六条 下水道局長（以下「局長」という。）の専決することができる事項は、別表第二の局長の専決事項の欄に掲げる事項のほか、管理者が決裁することができる事項のうち管理者があらかじめ指定した事項とする。

（契約局長及び総合技術センター所長の専決事項）

第七条 契約局長の専決することができる事項は、別表第二の契約局長の専決事項の欄に掲げるもの及び局長が自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

2 総合技術センター所長の専決することができる事項は、別表第二の総合技術センター所長の専決事項の欄に掲げるもの及び局長が自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

（課長の専決事項）

第八条 課長（埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号。以下、本条及び第十五条第一項において「規程」という。）第三条の課長をいい、副参事、技術評価幹、総合技術幹及び主席工事検査員を含む。以下同じ。）の専決することができる事項は、規程第二条第二項で、第五条の規定により管理者の決裁する事項、第六条の規定により局長の専決することができる事項、前条各号の規定により契約局長及び総合技術センター所長の専決することができる事項以外の事項とする。

（主幹等の専決事項）

第九条 主幹（副課長、副室長、副主席工事検査員及び主任工事検査員を含む。以下同じ。）の専決することができる事項は、課長（課に属さない主幹にあつては局長、契約局長付き主幹にあつては契約局長、総合技術センター所長付き主幹にあつては総合技術センター所長）が自己の委任された事務に係る事項及び専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

2 前項の規定により課長が指定することができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 課の内部的な事項

二 軽易又は定例的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、あらかじめ局長の承認を得た事項

3 第一項の規定により局長又は契約局長若しくは総合技術センター所長が指定することができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 内部管理的な事項
- 二 軽易又は定例的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、局長又は契約局長若しくは総合技術センター所長が必要と認めた事項

4 課長は、第一項の規定により指定したときは、速やかにその旨を局長に報告しなければならない。その指定を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(地域機関の長の専決事項)

第十条 地域機関の長の専決することができる事項は、別表第三の専決事項の欄に掲げるとおりとする。

(類推による専決)

第十一条 地域機関の長は、前条の規定において専決することができる事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると認めるものについては、この規程の定めに基づいて専決することができる。

(担当部長の専決事項)

第十二条 地域機関の担当部長(副所長を含む。以下同じ。)の専決することができる事項は、地域機関の長が、自己の委任された事務に係る事項及び専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

2 前項の規定により、地域機関の長が指定することができる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 地域機関の内部管理的な事項
- 二 軽易又は定例的な事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、あらかじめ局長の承認を得た事項

3 地域機関の長は、第一項の規定により指定したときは、速やかにその旨を局長に報告しなければならない。その指定を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(専決の制限)

第十三条 専決することができる者は、専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。この場合において、専決することができる者は、あらかじめ当該事案について速やかに上司に報告しなければならない。

- 一 事案の内容が特に重要であると認められるとき。

二 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
三 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。

四 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるとき。

(専決の報告)

第十四条 専決事項のうちあらかじめ上司が指定したものを専決した者は、速やかにその内容を上司に報告しなければならない。

(代決)

第十五条 管理者の決裁する事項に係る事案について、管理者が不在のときは、規程第三条の規定に基づく局長が当該事務を代決することができる。

2 局長の専決することができる事項に係る事案について、局長が不在のときは、課長が当該事務を代決することができる。

3 課長の委任された事務に係る事項及び専決することができる事項に係る事案について、課長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

一 代決する事案が、副課長の職務として指定された事務の範囲にある場合は当該副課長

二 前号に掲げる者が不在の場合は他の副課長

三 代決する事案が、あらかじめ課長から指定された事務を所管している主幹(副課長を除く。以下この号及び次号において同じ。)の事務の範囲にある場合は当該主幹

四 前三号に掲げる者が不在の場合は他の主幹

4 地域機関の長の委任された事務に係る事項及び専決することができる事項に係る事案について、地域機関の長が不在のときは、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。

一 副所長

二 代決する事案が、あらかじめ地域機関の長から指定された事務を所管している担当部長の事務の範囲にある場合は当該担当部長

三 前二号に掲げる者が不在の場合は他の担当部長

5 契約局長、総合技術センター所長、主幹及び地域機関の担当部長の専決することができるとする事項に係る事案について、これらの者が不在のときは、これらの上司がこれを代決するものとする。

(代決の制限)

第十六条 第十三条第一号から第三号までの一に該当するときは、前条第一項から

第四項までの規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

(代決の報告)

第十七条 代決した者は、当該代決した事案について、管理者、管理者から事務の委任を受けた者又は専決することができる者に、速やかにその旨を報告しなければならぬ。ただし、第十五条第五項の規定により代決した場合及びあらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

(合議の決定)

第十八条 第十五条第二項から第五項まで及び前二条の規定は、合議を受けた場合の決定について準用する。

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

委任事務

受任者	委任事務
下水道管理課長	職員の次に掲げる事項を行うこと。 1 通勤の確認及び通勤手当の月額決定、改定等 2 扶養手当の支給に関し、扶養親族としての要件についての認定 3 住居届に係る事実の確認並びに住居手当の月額の決定及び改定 4 単身赴任手当に係る事実の確認並びに単身赴任手当の月額の決定及び改定
地域機関の長	一 職員の旅行(地域機関の長の県外旅行にあつては、三日未満の旅行に限る。)を命令し、及び復命を受けること。 二 工事請負代金に係る債権の譲渡を承認すること。 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下この項において「法」という。)第十五条(法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、協議により、他の工作物の管理者に公共下水道の施設に関する工事を施工させ、又は当該公共下水道の施設

	<p>を維持させること。</p> <p>四 法第十六条（法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設に関する工事等を行うことを承認すること。</p> <p>五 法第十七条（法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、兼用工作物の管理に要する費用の負担について協議して定めること。</p> <p>六 法第十八条（法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、工事の費用の全部又は一部を負担させること。</p> <p>七 法第二十五条の七第一項の規定に基づき、流域下水道の施設の使用を一時制限すること。</p> <p>八 法第二十五条の八第一項の規定に基づき、流域下水道の施設の機能を妨げるおそれ等がある場合に、その原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めること。</p> <p>九 法第三十二条第一項の規定に基づき、流域下水道若しくは都市下水路に関する調査等のため、又は流域下水道若しくは都市下水路の維持のため、他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用すること。</p> <p>十 地域機関の所管に係る不動産の登記を請求し、又は囑託すること。</p>
--	--

別表第二（第五条、第六条、第七条関係）

決裁事項・専決事項

<p>一 流域</p>	<p>事務の種類</p>	<p>1 流域下水道</p>	<p>1 流域下水道</p>	<p>局長専決事項</p> <p>契約局長専決事項</p> <p>総合技術センター所長専決事項</p>
-------------	--------------	----------------	----------------	---

<p>三 流域 下水道 事業に 関する 規則等 の原案 作成等 に 関す</p>	<p>二 県議 会に 関 する 事 務</p>	<p>下水道 事業の 運営方 針、事 業計画 等に関 する事 務</p>
<p>流域下水道 事業に 関する 規則の 原案作 成並び に管理 規程又 は要綱 等の制 定及び 改廃を するこ と。</p>	<p>条例、 予算、 決算そ の他議 会の議 決、承 認、認 定若し くは同 意又は 報告を 要する 事項の 原案説 明書、 資料を 作成し 、知事 へ送付 するこ と。</p>	<p>道事業 の運営 に 関する 基本方 針に 関する こと。 2 主要 な事業 の計画 の樹立 及びそ の 実施方 針に 関する こと。</p>
<p>重要又は 異例な 告示を するこ と。</p>		<p>事業の 運営に 関する 基本方 針並び に主要 な事業 の計画 及びそ の 実施方 針に基 づき 事務の 実施計 画を定 めるこ と。 2 主要 なもの を除く 事業の 計画を 樹立し 及びそ の 実施方 針を定 めるこ と。</p>

<p>る事務</p>	<p>四 請願、陳情等に関する事務</p>	<p>五 許可等の申請協議等に関する事務</p>	<p>六 補助金等に関する事務</p>	<p>七 管理者が当事者である不服申立て、訴訟等に関する事務</p>
	<p>陳情書、要望書等を提出すること。</p>	<p>1 重要又は異例な事項に関し、許可、認可、承認等を求めること。 2 重要又は異例な事項に関し、協議し、協力を依頼し、又は意見を求め、若しくは意見を述べること。</p>		<p>1 管理者がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴訟の提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関する</p>
			<p>国に対して補助金等の交付を申請すること。</p>	<p>不服申立てに関し、弁明書及び反論書を提出すること。</p>

<p>八 職員 の任免 等に関 する事 務</p>	
<p>1 職員の採用、転任、昇給、派遣、辞職、昇任及び昇格を決定すること。</p> <p>2 国又は他の地方公共団体に対し、職員の割愛を依頼し、又は承認すること。</p> <p>3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項において「地公法」という。）第二十八條第一項の規定に基づき、職員</p>	<p>2 不服申立て、訴訟及び調停に関し代理人を選任し、又は解任すること。</p>
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百三十三号）第三十八條第一項及び第三十九條第一項の規定に基づき、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成し、並びに当該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。</p>	

<p>十 職員 の服 務に 関 する 事 務</p>	<p>九 非常 勤職 員の 任免 等に 関 する 事 務</p>	
<p>1 地方公務 員法（以下 この項にお いて「地公 法」とい う。）第三</p>		<p>をその意に 反して降任 し、又は免 職すること。 4 地公法第 二十八条第 二項の規定 に基づき、 職員をその 意に反して 休職するこ と。 5 地公法第 二十九条第 一項の規定 に基づき、 職員に対し 懲戒処分す ること。</p>
<p>1 地公法第三 十四条第二 項の規定に 基づき、職 員（局長、 契約局長 及び総合技 術</p>	<p>地方公務員法 第三条第三 項第三号に 規定する者 のうち、調 査員、嘱託 員及びこれ らに類する 者を任免し 、並びに勤 務条件を 決定すること。</p>	
<p>1 契約局 長、副参 事及び技 術評価幹 事の次に掲 げる場合</p>		
<p>1 総合技 術センタ ー所長、 総合技術 幹及び主 席工事検</p>		

<p>十四條第二項の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長が職務上の秘密に属する事項を發表することについて許可すること。</p>	<p>2 地公法第三十八條第一項の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の営利企業等への従事を許可すること。</p>	<p>3 局長、契約局長及び総合技術センター所長の職務に専念する義務を免除すること。ただし、次に掲</p>	<p>センター所長を除く。）が職務上の秘密に属する事項を發表することについて許可すること。</p>	<p>2 地公法第三十八條第一項の規定に基づき、職員（局長、契約局長及び総合技術センター所長を除く。）の営利企業等への従事を許可すること。</p>	<p>3 職員（局長、契約局長及び総合技術センター所長を除く。）の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。</p>	<p>（契約局長にあつては、イ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合に、ついで、引き続き三日未満の限り、副参事及び技術評価幹長にあつては、イ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合に、ついで、引き続き三日未満の限り、総</p>	<p>査員の次に掲げる場合（局長にあつては、イ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、</p>	<p>合技術幹及び主席工事検査員にあつては、イ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、</p>
---	---	---	---	---	---	--	--	--

4	職務に専ら	職務に専ら	場合	て官公
受賞に係る場合	受賞に係る場合	委員会が行う審問のた	頭する	等とし
勤続表彰	勤続表彰	及びこれに	署に出	参考人
満の永年	満の永年	申立てをし、	等とし	人、鑑
き三日未	き三日未	反した旨の	参考人	員、証
ち引き続	ち引き続	の規定に違	定人、	ハ 裁判
場合のう	場合のう	号) 第七条	人、鑑	合
を受けた	を受けた	第十四法律	員、証	する場
会の承認	会の承認	第七十四	ハ 裁判	に参加
人事委員	人事委員	法(昭和二	合	の実施
要と認め	要と認め	合	する場	る計画
が特に必	が特に必	ハ 労働組合	に参加	に關す
二 管理者	二 管理者	出頭する場	の実施	ハ 厚生
行使する	行使する	求人として	る計画	る場合
の権利を	の権利を	請求をし、	ハ 厚生	イ 研修
場合	場合	又は審査請	に關す	を受け
ハ 選挙権	ハ 選挙権	くは再審査	る場合	を免除す
その他公	その他公	項の規定に	イ 研修	する義務
施に参加	施に参加	基づき、審	をを受け	務に専念
する場合	する場合	六十条第一	ること。	おける職
計画の実	計画の実	一条又は第	を免除す	除く)に
施に参加	施に参加	号) 第五十	する義務	の場合を
に関する	に関する	第十二法律	おける職	三日未滿
満の厚生	満の厚生	第二百一十	除く)に	引き続き
き三日未	き三日未	法(昭和四	の場合を	については、
ロ 引き続	ロ 引き続	員災害補償	三日未滿	受賞に係
を受ける	を受ける	合	引き続き	勤続表彰
満の研修	満の研修	ロ 地方公務	については、	うち永年
イ 引き続	イ 引き続	ね、その職	受賞に係	の場合の
除く。	除く。	ての職を兼	うち永年	並びにト
ける場合を	ける場合を	勤続表彰	勤続表彰	ニの場合

<p>念する義務の特例に関する規則第二十三条第十三号の規定に基づき、管理者が必要と認め人事委員会の承認を得ること。</p>	<p>め出頭する場合 二 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合 ホ 県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合</p>	<p>二 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合 へ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合</p>	<p>署に出頭する場合 二 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合 へ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な</p>
<p>5 局長、契約局長及び総合技術センター所長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。</p>	<p>4 局長、本庁の課長及び地域機関の長の次に掲げる場合（局長にあつては、イ及びロの場合のうち引き続き三日未満の場合のもの、ニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合について</p>	<p>合</p>	<p>合</p>
<p>6 局長、契約局長及び総合技術センター所長の引き続き三日以上の休暇に関すること。</p>	<p>7 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律</p>	<p>合</p>	<p>合</p>

<p>第百十号。 以下この表 において「育 児休業法」 という。」 第二条第三 項（同法第 三条第三項 において準 用する場合 を含む。） の規定に基 づき、局長、 契約局長及 び総合技術 センター所 長の育児休 業又は育児 休業の期間 の延長の承 認をするこ と。</p>	<p>は、引き続き 三日未満の場 合に限り、本 庁の課長にあ つては、イ及 びロの場合の うち引き続き 三日未満の場 合のもの、ニ の場合並びに トの場合のう ち永年勤続表 彰受賞に係る 場合について は、引き続き 三日未満の場 合を、地域機 関の長にあつ ては、イ、ロ 及びニの場合 並びにトの場 合のうち永年 勤続表彰受賞 に係る場合に ついては、引 き続き三日未 満の場合をそ れぞれ除く。） における職務 に専念する義 務を免除する こと。</p>	<p>イ 研修を受 ける場合</p>	<p>合 ト 管理 者が特 に必要 と認め 人事委 員会の 承認を 受けた 場合 2 契約局 長（県外 の旅行に あつては、 引き続き 三日以上 の旅行を 除く。）、 並びに副 参事及び 技術評価 幹の旅行 を命令し、 及び復命 を受ける こと。</p>	<p>資格試 験を受 ける場 合 ト 管理 者が特 に必要 と認め 人事委 員会の 承認を 受けた 場合 2 総合技 術センタ ー所長（県 外の旅行 にあつて は、引き 続き三日 以上の旅 行を除 く。）、並 びに技術 評価幹及 び主席工 事検査員 の旅行を 命令し、 及び復命 を受ける こと。</p>
<p>8 育児休業 法第五条第 二項の規定 に基づき、 7の承認を 取り消すこ と。</p>	<p>3 契約局 長（引き 続き三日 以上の休 暇を除 く。）、並 びに副参 事及び議 事及び議</p>	<p>3 総合技 術センタ</p>	<p>3 契約局 長（引き 続き三日 以上の休 暇を除 く。）、並 びに副参 事及び議 事及び議</p>	<p>3 総合技 術センタ</p>
<p>9 育児休業 法第十条第 三項（同法 第十一条第 二項におい</p>	<p>3 契約局 長（引き 続き三日 以上の休 暇を除 く。）、並 びに副参 事及び議 事及び議</p>	<p>3 総合技 術センタ</p>	<p>3 契約局 長（引き 続き三日 以上の休 暇を除 く。）、並 びに副参 事及び議 事及び議</p>	<p>3 総合技 術センタ</p>

<p>て準用する場合を含む。の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。</p> <p>10 育児休業 法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。</p> <p>11 育児休業 法第十七条の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等</p>	<p>ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>ハ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合</p> <p>ニ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p> <p>ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合</p> <p>ヘ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合</p> <p>ト 管理者が特に必要と</p>	<p>技術評価 幹の休暇に関すること。</p> <p>4 契約局長の休日及び時間外勤務を命ずること。</p> <p>5 契約局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>6 契約局長の休日の代休日を指定すること。</p>	<p>1 所長(引き続き三日以上の休暇を除く。)、並びに総合技術幹及び主席工事検査員の休暇に関すること。</p> <p>4 総合技術センター1所長の休日及び時間外勤務を命ずること。</p> <p>5 総合技術センター1所長の週休日の振替及び半日勤務時間の割り変更を行うこと。</p> <p>6 総合技術センター1所長の休日の代休日を指</p>
---	--	--	---

定すること。
と。

における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。	認め人事委員会の承認を受けた場合
12 埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号。以下この表並びに別表第三第七項及び第十二項において「就業規程」という。）第十一条第一項の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の部分休業の承認をすること。	5 局長（県外旅行にあっては、引き続き三日以上の旅行を除く。）、並びに課長及び地域機関の長の引き続き三日以上の旅行を命令し及び復命を受けること。 6 局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）、並びに課長及び地域機関の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。 7 局長の休日及び時間外勤務を命ずること。 8 局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
13 就業規程第十一条第三項の規定	

に基づき、
12の承認を
取り消すこ
と。

9 局長の休日
の代休日を指
定すること。

10 育児休業法
第二条又は第
三条の規定に
基づき、課長、
副参事、技術
評価幹、総合
技術幹、主席
工事検査員及
び地域機関の
長の育児休業
又は育児休業
の期間の延長
の承認をする
こと。

11 育児休業法
第五条第二項
の規定に基づ
き、10の承認
を取り消すこ
と。

12 育児休業法
第十条又は第
十一条の規定
に基づき、課
長、副参事、
技術評価幹、
総合技術幹、
主席工事検査
員及び地域機
関の長の育児
短時間勤務又

は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

13 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

14 育児休業法第十七条の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

15 就業規程第十一條第一項の規定に基づき、課長、副参事、技術評

	<p>十一 職員の給与に関する事務</p>
	<p>1 埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号。以下この項において「給与規程」という。）第十四条の規定でその例によることとされる職員の給与に関する条例</p>
<p>16 就業規程第十一條第三項の規定に基づき、15の承認を取り消すこと。</p> <p>価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の部分休業の承認をすること。</p>	

(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第十九条の三第一項(同条例第十九条の四第五項及び第二十一条条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を行うこと。

2 給与規程第十四条の規定でその例によることとされる職員(同条例第十九条の三第三項又は第四項)の給与に関する条

第七項において準用する場合を含む。の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を取り消すこと。

3

埼玉県流

域下水道事

業企業職員

の給与の種

類及び基準

に関する条

例（平成二

十一年埼玉

県条例第七

十一号。以

下この項に

おいて「給

与条例」と

いう。）第

十九条第二

項の規定に

基づき、退

職手当の全

部又は一部

を支給しな

いこととす

る処分を行

うこと。

4 給与規程

第十四条の
規定でその
例によるこ
ととされる
職員の退職
手当に關す
る条例（昭
和三十八年
埼玉県条例
第十八号。
以下この項
において「
退職手当条
例」とい
う。）第十
六条第一項
から第三項
までの規定
に基づき、
退職手当の
支払を差し
止める処分
を行うこと。

5 給与規程

第十四条の
規定でその
例によるこ
ととされる
退職手当条
例第十六条
第五項から
第七項まで
の規定に基

づき、退職
手当の支払
を差し止め
る処分を取
り消すこと。

6 給与条例
第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十七条
第一項又は
第二項の規
定に基づき、
退職手当の
全部又は一
部を支給し
ないことと
する処分を
行うこと。

7 給与条例
第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十八条
第一項の規
定に基づき、
退職手当の
全部又は一
部の返納を
命ずる処分
を行うこと。

8 給与条例

第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第十九条
第一項の規
定に基づき、
退職手当の
全部又は一
部の返納を
命ずる処分
を行うこと。

9 給与条例

第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第二十条
第一項から
第五項まで
の規定に基
づき、退職
手当の全部
又は一部に
相当する額
の納付を命
ずる処分を
行うこと。

10 給与条例

第十九条第
三項の規定
で準用する
退職手当条
例第二十一

<p>十三人 事委員 会に關 する事 務</p>	<p>十二 勞 働組合 に関する 事務</p>	
	<p>地方公営企 業等の労働関 係に関する法 律（昭和二十 七年法律第二 百八十九号） 第六条の規定 に基づき、勞 働組合の役員 として労働組 合の業務にも つばら従事す ることの許可 及び取消しを 行うこと。</p>	<p>条第二項の 規定に基づ き、人事委 員会に諮問 すること。</p>
<p>1 職員の任用 に関する規則 （昭和四十六 年人事委員会 規則六一十一 号）により、 人事委員会へ 申請し、協議 し、請求し、 又は報告し、 及び人事委員 会からの通知 書を受理する こと。</p>	<p>労働組合との 団体交渉に関し、 必要な事項を決 定し、及び書面 による協定を締 結すること。</p>	

<p>事務 に関する 表彰に 勲及び 位、叙 十四 叙</p>	
<p>1 埼玉県表彰 規則（平成二 十年埼玉県規 則第六十四号） 及び埼玉県職 員表彰規程（ 昭和三十一年 埼玉県訓令第 二十二号）に 基づき、候補 者を知事に推 薦すること。</p> <p>2 位階令（大 正十五年勅令 第三百二十五 号）及び勲章 制定の件（明 治八年太政官 布告第五十四 号）に規定す る叙位及び叙 勲候補者を知 事に推薦する こと。</p>	<p>2 初任給、昇 格、昇給等の 基準に関する 規則（昭和四 十六年人事委 員会規則七一 二百二十一号） により、人事 委員会へ承認 申請すること。</p>

<p>十八 地 方公営 企業法 (昭和 二十七 年法律</p>	<p>十七 職 員の福 利厚生 に關す る事務</p>	<p>十六 職 員定数 に關す る事務</p>	<p>十五 職 員の旅 費に關 する事 務</p>
<p>1 法第十七 条の二の規 定に基づく 出資金及び 補助金に關 すること。</p>		<p>埼玉県職員 定数条例(昭 和三十年埼玉 県条例第二号) 第三条の規定 に基づき職員 の定数配分を 定めること。</p>	<p>職員の旅費 に關する条例 (昭和二十七 年埼玉県条例 第二十号)第 三十六条の規 定に基づき、 外国旅行に係 る旅行手当の 支給を受ける 者の範囲、額、 支給条件及び 支給方法につ いて知事に協 議すること。</p>
<p>1 法第三十一 条の規定に基 づき、試算表 等を作成し、 知事に提出す ること。</p>	<p>職員の衛生管 理に關する計画 を決定し、実施 すること。</p>		

第二百九十二号。以下この項において「法」とい う。及び地方公営 企業法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 三三三 号。以 下この 項にお いて「 法」 とい う。)	2 法第十七 条の三の規 定に基づく 補助金に関 すること。	2 施行令第二 十二条の五の 規定に基づき、 出納取扱金融 機関等につい て地方公営企 業の業務に係 る公金の収納 等の事務につ いて検査する こと。
及び地方公営 企業法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 三三三 号。以 下この 項にお いて「 法」 とい う。)	3 法第十八 条の二の規 定に基づく 長期貸付に 関すること。	
及び地方公営 企業法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 三三三 号。以 下この 項にお いて「 法」 とい う。)	4 法第二十 二条の規定 に基づく企 業債に関す ること。	
及び地方公営 企業法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 三三三 号。以 下この 項にお いて「 法」 とい う。)	5 法第二十 七条の規定 に基づき、 指定金融機 関を指定し、 公金の出納 事務の一部 を取り扱わ せること。	
及び地方公営 企業法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 三三三 号。以 下この 項にお いて「 法」 とい う。)	6 法第二十 七条の二の 規定に基づ き、指定金 融機関が取 り扱う公金 の収納又は 支払の事務 について監 査委員に監	

査の要求を
すること。

7 法第二十
九条の規定
に基づき一
時借入金に
関すること。

8 法第三十
四条の規定
で準用する
地方自治法
第二百四十
三条の二第
三項の規定
に基づき、
監査委員に
対して賠償
責任の有無
及び賠償額
を決定する
ことを求め、
その決定に
基づき期限
を定めて賠
償を命ずる
こと。

9 法第三十
四条の規定
で準用する
地方自治法
第二百四十
三条の二第
八項の規定
に基づき、

	<p>十九 競 争入札 に 関 す る 事 務</p>
<p>職員の賠償 責任の全部 又は一部を 免除するこ と。 10 法第四十 条の二の規 定に基づき、 地方公営企 業の業務の 状況を説明 する書類を 知事に提出 すること。</p>	<p>埼玉県流域 下水道事業財 務規程（平成 二十二年埼玉 県流域下水道 事業管理規程 第十七号）第 百六十八条の 規定に基づき、 地方自治法施 行令第百六十 七条の四第二 項各号の一に 該当する者を 一般競争入札 （同規程第百 八十六条にお いて本条を準 用する場合を 含む。）から</p>

<p>二十下 水道法 (昭和 三十三 年法律 第七十 九号。 以下こ の項に おいて 「法」 とい う。) の施行 に關す る事務</p>	<p>法第三十一 条の二第一 項の規定に基 づき、公共下 水道又は流域 水道により利 益を受ける市 町村に対し、 その設置等に 要する費用を 負担させるこ と。</p>	<p>1 法第二十五 条の二第一 項の規定に基 づき、流域下 水道の設置等 を行うこと。 2 法第二十五 条の三第一 項(同条第四 項において準 用する場合を 含む。)の規 定に基づき、 事業計画を定 め、国土交通 大臣の認可を 受けること。 3 法第三十一 条の二第二 項の規定に基 づき、公共下 水道又は流域 水道の設置等 に要する費用 の負担につ いて、市町村 の意見を求め ること。</p>		
<p>二十一 都市計 画法(昭 和四十 三年法</p>		<p>1 法第五十九 条第二項の規 定に基づき、 特別な事情が ある場合にお</p>		

<p>律第百 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。）の 施行に 関する 事務</p>		<p>いて、国土交 通大臣の認可 を受けて都市 計画事業を施 行すること。 2 法第六十三 条第一項の規 定に基づき、 国土交通大臣 に都市計画事 業の事業計画 の変更の認可 を申請するこ と。</p>		
--	--	---	--	--

別表第三（第十条関係）

地域機関の長の専決事項

専 決 事 項	
<p>一 専決事項に係る審査、検査、調査、指導、助言、技術的援助、監督、報告の徴取等を行うこと。</p> <p>二 地域機関の事務の分掌に関すること。</p> <p>三 所属職員（辞令等により、その配置及び事務分掌が定められている職員を除く。）の配置及び事務分掌を定めること。</p> <p>四 臨時職員の任免及び勤務条件の決定を行うこと。</p> <p>五 職員の休暇（地域機関の長にあつては、三日未満の休暇に限る。）に関すること。</p> <p>六 職員の次に掲げる場合（地域機関の長にあつては、1及び2の場合のうち引き続き三日未満のもの、4の場合並びに8の場合のうち永年勤続表彰受賞に係る引き続き三日未満の場合に限る。）における職務に専念する義務を免除すること。</p> <p>1 研修を受ける場合</p> <p>2 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>3 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合</p> <p>4 選挙権その他公民としての権利を行使する場合</p>	

- 5 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- 6 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合
- 7 労働組合の代表者又は委任を受けた者として当局と適法な交渉を行う場合
- 8 管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合（苦情処理共同調整会議の場合を除く。）
- 七 埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号。第十二号において「規程」という。）第十一条の規定に基づき、職員（地域機関の長を除く。）の部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。
- 八 職員の休日及び時間外の勤務を命令すること。
- 九 職員の週休日の振替及び四時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。
- 十 職員の休日の代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。
- 十一 職員の育児又は介護を行う場合の時間外勤務の制限に関する請求に対して通知すること。
- 十二 就業規程第五条の規定に基づき、職員の休憩時間の時限における勤務を命ずること。
- 十三 地域機関の所管に係る動産の登録に関すること。
- 十四 埼玉県流域下水道事業財務規程第六十四条の監督員等の指定に関すること。
- 十五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十二条第一項の規定に基づき自動車の継続検査を申請すること。
- 十六 次の各号に掲げる有資格者を選任又は解任すること。
 - 1 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条の規定に基づく防火管理者
 - 2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条の規定に基づく主任技術者
- 十七 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号。次号から第二十八号までにおいて「条例」という。）第七条の開示の請求及び条例第二十一条第一項の開示の申出を受理すること。
- 十八 条例第八条第二項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 十九 条例第十四条第一項の規定に基づき、公文書の全部又は一部を開示する決定をし、及び通知すること。

二十 条例第十四条第二項の規定に基づき、公文書の全部を開示しない決定をし、及び通知すること。

二十一 条例第十五条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

二十二 条例第十五条第三項の規定に基づき、通知すること。

二十三 条例第十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

二十四 条例第十七条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

二十五 条例第十七条第三項（条例第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

二十六 条例第十八条第一項又は第二項の規定に基づき、公文書を開示すること。

二十七 条例第十八条第三項又は第五項の規定による申出を受理すること。

二十八 条例第二十三条の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

二十九 埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第八号）第八条の規定に基づき、公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずること。

三十 埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号。次号から第六十号までにおいて「条例」という。）第十二条第一項の規定に基づき、措置要求をすること。

三十一 条例第十三条第一項又は第三項の規定に基づき、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をすること。

三十二 条例第十五条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。

三十三 条例第十六条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

三十四 条例第二十一条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。

三十五 条例第二十一条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。

三十六 条例第二十二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

三十七 条例第二十二条第三項の規定に基づき、通知すること。

三十八 条例第二十三条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示

請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

三十九 条例第二十四条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

四十 条例第二十四条第三項の規定に基づき、通知すること。

四十一 条例第二十五条第一項又は第二項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。

四十二 条例第二十五条第三項の規定に基づく申出を受理すること。

四十三 条例第二十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理し、及び同条第三項の規定に基づき、開示すること。

四十四 条例第二十九条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。

四十五 条例第三十条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。

四十六 条例第三十二条第一項の規定に基づき、訂正する旨の決定をし、及び通知すること。

四十七 条例第三十二条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。

四十八 条例第三十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

四十九 条例第三十三条第三項の規定に基づき、通知すること。

五十 条例第三十四条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

五十一 条例第三十五条の規定に基づき、通知すること。

五十二 条例第三十六条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。

五十三 条例第三十七条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

五十四 条例第三十九条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。

五十五 条例第三十九条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。

五十六 条例第四十条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

五十七 条例第四十条第三項の規定に基づき、通知すること。

五十八 条例第四十二条の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

五十九 条例第六十一条の規定に基づき、開示請求等をしようとする者に
対する情報の提供等の措置を講ずること。

六十 条例第六十二条の規定に基づき、苦情処理をすること。

六十一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。次号において「法」と
いう。）第二十五条の六の規定に基づき、流域下水道の供用開始を流域
関連公共下水道の管理者に通知すること。

六十二 法第二十五条の八の規定に基づき、流域関連公共下水道の管理者
に対し、原因を調査し、その結果を報告するように求め、又は必要な措
置をとるべきことを求めること。

六十三 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項又は第
三項、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十四条及び第二十
六条並びに国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第三項
の規定に基づき、許可の申請を行うこと。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局職員給与規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局職員給与規程

(趣旨)

第一条 この規程は、流域下水道事業に従事する企業職員（以下「流域下水道事業企業職員」という。）に対して支給する給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料表)

第二条 流域下水道事業企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）に適用する給料表は、別表第一のとおりとし、給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

2 前項の給料表に定める職務の級に該当する職員の職務は、別表第二のとおりとする。

第三条 前条の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

第四条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号。以下「就業規程」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務

時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、第二条第一項の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、就業規程第三条第五項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規程第三条第六項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第五条 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号。以下「条例」という。）第四条の規定により管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の区分は、別表第三に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する職を占める職員のうち再任用職員以外の職員に支給する管理職手当の額は、別表第三に掲げる職を占める職員の属する職務の級及び当該職に係る同表の区分欄に掲げる区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第四の管理職手当額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に、就業規程第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に、同条第六項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、別表第三に掲げる職を占める職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第五の管理職手当額の欄に定める額とする。

（地域手当）

第六条 条例第七条の規定により下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める地域は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第九条の二第一項の規定に基づき地域手当が支給される地域及び公署とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 埼玉県の区域並びに前項の管理者が定める地域及び公署（次号に掲げる地域及び公署を除く。） 百分の七

二 管理者が定める地域及び公署 百分の十

（特殊勤務手当の種類）

第七条 条例第十一条の規定に基づき職員に支給する特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 土木作業手当

二 下水道施設検査手当

三 用地交渉等手当

四 特殊現場作業手当

（土木作業手当）

第八条 土木作業手当は、職員が交通の頻繁な道路上で行う測量、調査、検査又は監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三百四十円とする。

（下水道施設検査手当）

第九条 下水道施設検査手当は、職員が下水道の管渠及びマンホール（供用開始後のものに限る。）内で行う調査、工事又は検査に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき三百二十円とする。

（用地交渉等手当）

第十条 用地交渉等手当は、職員が用地の取得等のために行う交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償のために行う交渉（用地の取得等のために行う交渉に該当するものを除く。）の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六百五十円とする。

3 第一項の業務に従事する職員のうち正規の勤務時間以外の時間又は休日等（条例第十三条第三項第一号及び第二号に規定する休日等をいう。）において行われた業務に従事したものに支給する用地交渉等手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に百六十円を加算した額とする。

（特殊現場作業手当）

第十一条 特殊現場作業手当は、職員が地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事、測量、調査、検査又は監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三百七十円とする。

（特殊勤務手当の併給禁止）

第十二条 特殊現場作業手当の支給される日については、土木作業手当は支給しない。

(特殊勤務手当の支給日)

第十三条 特殊勤務手当は、当該月分を翌月の給料支給日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をすみやかに支給するものとする。

(臨時又は非常勤職員の給与)

第十四条 流域下水道事業企業職員で職員以外のものの給与については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもって管理者が定める。

(この規程に定めがない事項)

第十五条 職員の給与に関しこの規程に定めがない事項については、職員の給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)、職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)及び技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第四号)に基づき、支給される給与の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

(扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)に下水道局の職に任命された職員について、施行日の前日において扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当に関し職員の給与に関する条例に基づき知事に対してなされていた届出(施行日において届出の内容に異動のないものに限る。)は、施行日において管理者に対してなされたものとみなす。

3 施行日の前日において、前項の規定により管理者に対してなされたものとみなされることになる扶養手当に係る届出に基づき知事が認定していた事実及び手当の月額は、施行日において管理者が認定したものとみなす。

4 施行日の前日において、附則第二項の規定により管理者に対してなされたものとみなされることになる住居手当、通勤手当又は単身赴任手当に係る届出に基づき知事が確認していた事実及び決定していた手当の月額は、施行日において管理

者が確認し、決定したものとみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 職員でその者の受ける給料月額が新たに給料表の適用を受けることとなった日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員を除く。)には、管理者が定めるところにより、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料を支給される職員に関する職員の給与に関する条例第十九条第五項(同条例第十九条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条例第十九条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と埼玉県下水道局職員給与規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号)附則第五項の規定による給料の額との合計額」とする。

7 別表第三の職の欄に掲げる職のうち区分が一種とされている職にある職員の管理職手当の月額は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による管理職手当の額からその百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第一（第二条関係）
下水道企業職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700	
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600	
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500	
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400	
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300	
	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200	
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900		
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700		
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500		
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300		
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900			
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700			
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500			
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100			
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900			
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700			
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500			
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100			
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900			
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700			
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500			
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100			
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900			
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700			
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500			
再任用 職員以	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100			

外の職員	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500					
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200					
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900					
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400					
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000					
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700					
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400					
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900					
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600					
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300					
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000					
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500					
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200					
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900					
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600					
	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100					
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500						
	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200						
	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900						
	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400						
	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100						
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800						
	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500						
	85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000						
	86	239,700	295,900	344,700	386,100							
	87	240,400	296,300	345,200	386,700							
	88	241,100	296,700	345,700	387,300							
	89	241,900	297,000	346,100	388,000							
	90	242,400	297,400	346,600	388,600							
	91	242,900	297,800	347,100	389,200							
	92	243,400	298,200	347,600	389,800							
	93	243,700	298,400	347,900	390,500							
	94		298,800	348,400								
	95		299,200	348,900								
	96		299,600	349,400								
	97		299,800	349,700								
	98		300,200	350,200								
	99		300,600	350,700								
	100		301,000	351,200								
	101		301,200	351,500								
	102		301,600	351,900								
	103		302,000	352,300								
	104		302,400	352,700								
	105		302,600	353,200								
	106		303,000	353,600								
	107		303,400	354,000								
	108		303,800	354,400								
	109		304,000	354,900								
	110		304,400	355,300								
	111		304,800	355,700								
	112		305,200	356,100								
	113		305,400	356,600								
	114		305,800									
	115		306,200									
	116		306,600									
	117		306,800									
	118		307,100									
	119		307,400									
	120		307,700									
	121		308,100									
	122		308,400									
	123		308,700									
	124		309,000									
	125		309,400									
	再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

備考 この表は、第三条及び第十三条に規定する職員を除くすべての職員に適用する。

別表第二（第二条関係）

流域下水道事業企業職給料表級別職務区分表

職務の級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
機関の区分										
各機関共通							主任専門員	主任専門員	技師	技師
本片		局長	局長	課長	副課長	主査	主査	主査		
			契約局長	技術評価幹事	副室長					
			総合技術センター所長	総合技術幹事	副室長					
				主席工事検査員	主任工事検査員	主任工事検査員	主任工事検査員	主任工事検査員		
				副参事						
地域機関		局付	局付	所長	副所長	担当部長	担当部長	担当部長		
					所付部長	所付部長	所付部長	所付部長		

備考 理同一級上位の職に決定されている職については、本表にかかわらず、従前の例による。

別表第三（第五条関係）

職	区分
局長	一種
局長	二種
契約局長	二種
総合技術センター所長	二種
課長	三種
技術評価幹	三種
総合技術幹	三種
主席工事検査員	三種
副参事	三種
所長	三種
副課長	四種
副室長	四種
副主席工事検査員	四種
副所長	四種

別表第四（第五条関係）

職務の級	区分	管理職手当額
10級	一種	136,000円
9級	一種	130,300円
8級	二種	110,300円
7級	三種	91,500円
6級	四種	75,500円

備考 別表第三に掲げるその者の占める職に対応する同表の区分欄に掲げる区分がその者の属する職務の級に係るこの表の職務の級欄に掲げる級に対応する同表の区分欄にない職員については、その者の属する職務の級の二級下位の職務の級欄に対応する区分とする。

別表第五（第五条関係）

職務の級	区分	管理職手当額
10級	一種	133,600円
9級	一種	112,900円
8級	二種	91,800円
7級	三種	72,900円
6級	四種	57,800円

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局公印規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局公印規程

第一条 この規程は、下水道局の公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 下水道局における公印の名称、寸法、ひな形、使用区分等は、別表のとおりとする。

第三条 公印の新調、改刻又は廃止は、下水道管理課長が行うものとする。

第四条 この規程に定めるもののほか、公印の管理その他公印に関し、必要な事項は、埼玉県公印規程（昭和三十五年訓令第二号）の例による。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

印紙 (紙11枚送)

名称	寸法(ミリメートル)	ひな形	使用区分	管理者
埼玉県下水道事業管理者印	方 2 5	埼玉県 下水道事業 管理者印	一般文書用	下水道管理課長 下水道事務所長
埼玉県下水道事業管理者印	方 2 7	埼玉県 下水道事業 管理者印	表彰状用	下水道管理課長
埼玉県下水道事業管理者印	方 1 5	埼玉県 下水道事業 管理者印	埼玉県職員 証用	同
埼玉県下水道事業管理者職務代理者印	方 2 5	埼玉県下水道 事業管理者職 務代理者印	一般文書用	同
埼玉県下水道局長印	方 2 3	埼玉県 下水道 局長印	同	同
埼玉県下水道局下水道管理課長印	方 2 1	埼玉県下水道 局下水道管理 課長印	同	同
埼玉県何下水道事務所長印	同	埼玉県何 下水道事務 所長印	同	下水道事務所長
埼玉県下水道局下水道管理課企業出納員印	方 1 8	埼玉県下水道局 下水道管理課 企業出納員印	企業出納事 務用	下水道局下水道 管理課企業出納 員
埼玉県何下水道事務所企業出納員印	同	埼玉県何下 水道事務所 企業出納員印	同	下水道事務所企 業出納員

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道局文書管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県下水道局文書管理規程

(趣旨)

第一条 この規程は、下水道局（以下「局」という。）の文書の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 課 埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）第二条第一項に掲げる機関をいう。

二 所 埼玉県下水道局組織規程第六条に掲げる機関をいう。

(文書管理責任者)

第三条 文書管理責任者は、課にあつては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもって充てる。

一 総務を担当する副課長若しくは主幹の職にある者又は課長が指定する者

二 総務を担当する副所長若しくは担当部長の職にある者又は所長が指定する者

(文書管理補助者)

第四条 文書管理補助者は、課にあつては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもって充てる。

一 総務を担当する主査の職にある者又は課長が指定する者

二 総務を担当する担当課長の職にある者又は所長が指定する者

(文書の管理)

第五条 この規程に定めるもののほか、局の文書の管理に関しては、埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）並びに埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）及び埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）の例による。

(文書記号)

第六条 局の課及び所の文書記号は、別表のとおりとする。

(保存文書の管理委任等)

第七条 局の第一種文書であつて、当該文書が完結文書となつてから十年を経過したものは、埼玉県立文書館長の職にある流域下水道事業企業職員にその管理を委任するものとする。

(流域下水道事業企業職員の任命)

第八条 埼玉県立文書館長の職にある者は、流域下水道事業企業職員に任命されたものとする。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表(第六条関係)

課 所 名	文 書 記 号
下水道管理課	下管
埼玉県荒川左岸南部下水道事務所	荒南下
埼玉県荒川右岸下水道事務所	荒右下
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所	荒北下
埼玉県中川下水道事務所	中下

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道事業管理者が行う公文書の開示等に関する規程

(委任)

第一条 下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、埼玉県県民生活部県政情報センター所長の職にある流域下水道事業企業職員に対し、埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例七十七号。以下「条例」という。）に基づく実施機関としての事務のうち、条例第三十一条の規定により、公文書の検索資料を一般の利用に供する事務を委任する。

(請求書等の提出先)

第二条 条例第七条の規定による公文書の開示請求は、埼玉県県民生活部県政情報センターを経由して行うことができる。

(開示請求の手續)

第三条 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う条例第八条第一項の開示請求をしようとするものは、同項各号に掲げる事項を公文書開示請求システム（開示請求を受けるための電子情報処理組織をいう。）に入力するとともに、開示請求者本人であることの確認を受けるものとする。

(開示請求に対する決定に関する事項)

第四条 条例第十四条第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求めることができる開示の実施の方法

二 前号の開示の実施の方法のうち、実施する開示の実施の方法

三 県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施する日時及び場所

四 写し、第七条第一号に規定する電磁的記録を印刷物として出力したもの又は

同条第二号に規定する電磁的記録媒体に複写したものの送付の方法による開示を実施する場合には、その準備に要する期間及び写しの交付に要する費用を納付すべき旨

(第三者に通知する事項)

第五条 条例第十七条第一項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

二 開示請求があった日

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第六条 条例第十七条第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

二 開示請求があった日

三 条例第十七条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(電磁的記録の開示方法)

第七条 条例第十八条第一項の実施機関が定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電磁的記録(ビデオテープ、録音テープ及びこれらに類するものを除く。)を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧、聴取若しくは視聴又は複写したものの交付

(開示の実施の請求)

第八条 条例第十八条第三項の実施機関が定める事項は、求める開示の実施の方法及び条例第十四条第一項の規定による通知を受領した日とする。

2 条例第十八条第三項の規定による申出は、求める開示の実施の方法が条例第十四条第一項の書面に記載された第四条第二号に規定する実施する開示の実施の方法と異なるものでないときは、改めて行うことを要しない。

(開示の日時の変更)

第九条 管理者は、開示請求者又は条例第二十一条第一項の規定により開示の申出をしたもの(以下「開示請求者等」という。)が条例第十四条第一項の規定又は第十一条の規定により通知を受けた開示の日時について変更を申し出た場合において、正当な理由があると認めるときは、当該開示の日時を変更することができる。

2 前項の規定による変更後の開示の日時については、管理者が条例第十四条第一項の規定又は第十一条の規定により通知した開示の日から三十日後の日までとする。

3 管理者は、第一項の規定により開示の日時を変更したときは、その旨を開示請求者等に通知するものとする。

(開示の中止等)

第十条 管理者は、条例第十四条第一項の規定による開示の決定を受けたもの又は第十一条の規定による通知を受けたもので公文書の閲覧、聴取又は視聴をするものが、当該閲覧、聴取又は視聴に係る公文書を破損し、汚損し、又は改ざんするおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずることができる。

(公文書の開示の申出に対する通知)

第十一条 管理者は、条例第二十一条第一項の開示の申出に係る公文書の全部若しくは一部を開示することとしたとき又は当該公文書の全部を開示しないこととしたときは、その旨を当該申出を行ったものに通知するものとする。

(出資法人)

第十二条 管理者は、条例第三十三条第一項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(様式等)

第十三条 次の各号に掲げる書面の様式は、知事が行う公文書の開示等に関する規則(平成十三年埼玉県規則第三十八号。以下「規則」という。)に定める例による。

- 一 条例第八条第一項の書面
- 二 条例第十四条第一項に規定する公文書の全部の開示を決定した場合の書面
- 三 条例第十四条第一項に規定する公文書の一部の開示を決定した場合の書面
- 四 条例第十四条第二項の書面
- 五 条例第十五条第二項の書面
- 六 条例第十五条第三項の書面
- 七 条例第十六条第一項の書面
- 八 条例第十七条第二項の書面
- 九 条例第十七条第三項(条例第二十四条において準用する場合を含む。)の書面

面

2 次の各号に掲げる申出等は、規則に定める例による。

- 一 条例第十八条第三項の規定による申出
- 二 条例第九条第三項の規定による通知
- 三 条例第十八条第五項の規定による申出
- 四 条例第二十一条第一項の規定による公文書の開示の申出
- 五 条例第十一条の規定による通知
- 六 条例第二十三条の規定による通知

(流域下水道事業企業職員の任命)

第十四条 埼玉県県民生活部県政情報センター所長の職にある者は、流域下水道事業企業職員に任命されたものとする。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第九号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し、下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二条 条例第十三条第一項前段の規定による通知に係る同項第十号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第十三条第一項第七号に該当するときは、その理由
- 三 条例第二十九条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第十三条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第十三条第二項第九号の規則等で定める数)

第三条 条例第十三条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

(条例第十三条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル)

第四条 条例第十三条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 実施機関の職員以外の公務員であつて、管理者の任命（推薦を含む。）に係るもの

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第十三条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第十三条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第五条 管理者は、個人情報ファイル(条例第十四条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至つたときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、管理者が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイルを修正しなければならない。

4 管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十三条第二項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 管理者は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを管理者が必要と認める箇所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(条例第十四条第一項の規則等で定める事項)

第六条 条例第十四条第一項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

三 条例第二項第三号に掲げる事項

(条例第十四条第二項第三号の規則等で定める個人情報ファイル)

第七条 条例第十四条第二項第三号の規則等で定める個人情報ファイルは、条例第二条第四項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十四条第一項の規定による公表に係る条例第二条第四項第一号に係る個人

情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書の記載事項）

第八条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について、求める開示の実施の方法及び開示の実施を希望する日を記載することができる。

2 前項、第十条第一項第一号、同条第二項第一号及び第十六条第一号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第十四条各号に掲げる方法をいう。

（開示請求における本人確認手続等）

第九条 開示請求をする者は、管理者に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するもの）にあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ 運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）別記様式第三十号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十二條の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）が発行した写真のほり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四條に規定する各種学校（次のロ及び第十七条第一項第一号においてこれらを「学校」という。）が発行した写真のほり付けられた身分証明書

ロ 健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に規定する年金手帳（第十七条第一項第一号において

「年金手帳」という。）、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類

2 開示請求書を管理者に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）その他管理者が適当と認める書類を管理者に提出すれば足りる。

3 条例第十五条第二項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として管理者が適当と認めるものを管理者に提示し、又は提出しなければならない。

4 条例第十五条第二項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別

三 開示請求に係る保有個人情報の本人が未成年者であつて十五歳以上のときは、法定代理人が開示請求をすることについての当該本人の同意の有無

5 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を管理者（条例第二十三条第一項の規定による通知があつた場合にあつては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（条例第二十一条第一項の規則等で定める事項）

第十条 条例第二十一条第一項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができない日、時間及び場所並びに条例第二十五条第三項の規定による申出をする際に開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日を選択

すべき旨

三 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

2 開示請求書に第八条第一項に規定する記載することができる事項が記載されている場合における条例第二十一条第一項の規則等で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（開示請求書に開示の実施を希望する日が記載された場合にあつては、その日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
（第三者に対する通知に当たつての注意）

第十一条 管理者は、条例第二十四条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（条例第二十四条第一項の規則等で定める事項）

第十二条 条例第二十四条第一項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
（条例第二十四条第二項の規則等で定める事項）

第十三条 条例第二十四条第二項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第二十四条第二項各号のいずれに該当するかを別及びその理由
三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（電磁的記録による開示の実施の方法）

第十四条 条例第二十五条第一項の規則等で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体（録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フレキシブル

ルディスクカートリッジ等をいう。)に複写したものの交付

三 前二号に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、管理者が
適当と認める方法

(開示の実施の方法等の申出)

第十五条 条例第二十五条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第十条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の条例第二十一条第一項の規定による通知があつた場合において、第八条第一項に規定する記載することができる事項を変更しないときは、条例第二十五条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(条例第二十五条第三項の規則等で定める事項)

第十六条 条例第二十五条第三項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 開示の実施を希望する日

(開示の実施における本人確認手続等)

第十七条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、管理者に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類のいずれか二

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条第一項の規定による通知に係る書面その他の管理者が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として管理者が適当と認めるものを管理者に提示し、又は提出しなければならない。

(費用負担等)

第十八条 条例第二十八条の規則等で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 文書及び図画を複写機により用紙（日本工業規格 A 列三番、A 列四番又は B 列四番のものに限る。以下この条において同じ。）に複写したものの交付用紙一枚につき十円
- 二 電磁的記録を用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円
- 三 電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 六二二 三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付一枚につき四十円

四 前三号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

2 前項第一号又は第二号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙一枚として算定するものとする。

3 第一項第一号、第二号又は第四号の規定により、用紙に複写し、又は出力したものを交付する場合における当該用紙の部数は、一部とする。

4 開示の実施に要する費用は、前納とする。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第十九条 第九条（第四項第三号、第五項及び第六項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第十五条第二項」とあるのは、訂正請求については「第二十九条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

(出資法人)

第二十条 管理者は、条例第五十九条第一項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(流域下水道事業企業職員の任命)

第二十一条 埼玉県県民生活部県政情報センター所長の職にある者は、流域下水道事業企業職員に任命されたものとする。

(委任)

第二十二条 管理者は、埼玉県県民生活部県政情報センター所長の職にある流域下

水道事業企業職員に対し、条例に基づく実施機関としての事務のうち、条例第十四条第一項の規定により、管理者が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（第五条から第七条までの規定に基づく事務を含む。）を委任する。

（開示請求等に係る書面の提出先）

第二十三条 条例第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十七条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県県民生活部県政情報センターを経由して行うことができる。

（様式）

第二十四条 次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）に定める例による。

一 条例第十六条第一項の書面

二 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合

合の書面

三 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合

合の書面

四 条例第二十一条第二項の書面

五 条例第二十二条第二項の書面

六 条例第二十二条第三項の書面

七 条例第二十三条第一項の書面

八 条例第二十四条第二項の書面

九 条例第二十四条第三項（条例第四十三条において準用する場合を含む。）の書面

十 条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面

十一 条例第三十条第一項の書面

十二 条例第三十二条第一項の書面

十三 条例第三十二条第二項の書面

十四 条例第三十三条第二項の書面

十五 条例第三十三条第三項の書面

十六 条例第三十四条第一項の書面

十七 条例第三十五条の書面

十八 条例第三十七条第一項の書面

十九 条例第三十九条第一項の書面

二十 条例第三十九条第二項の書面

二十一 条例第四十条第二項の書面

二十二 条例第四十条第三項の書面

二十三 条例第四十二条の規定による通知に係る書面

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十号

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

第一条 下水道事業管理者の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、「法令」、「条例等」、「県の機関等」、「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」、「縦覧等」、「作成等」又は「手続等」とは、それぞれ埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第二条第一号から第三号まで、第五号又は第七号から第十二号までに規定する法令、条例等、県の機関等、書面等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等又は手続等をいう。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等をする者又は県の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の告示)

第三条 下水道事業管理者は、下水道事業管理者又はこれに置かれる機関（以下「下水道事業管理者等」という。）がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織（条例第三条第一項の電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他下水道事業管理者が必要と認める事項を、下水道事業管理者の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる機能を有するものから入力して行わなければならない。

一 下水道事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二 下水道事業管理者等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2 前項の申請等をする者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを下水道事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、下水道事業管理者の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は県の機関等が申請等をする場合において下水道事業管理者の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

二 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

三 前二号に規定するもののほか、下水道事業管理者が定める電子証明書

3 条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

4 第一項の申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等に記載すべきこととされている事項を、下水道事業管理者の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて第一項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 下水道事業管理者等は、第一項の申請等に際して、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、下水道事業管理者の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 数通の同一の書面等の提出を必要とする申請等について、第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条 下水道事業管理者等は、電子情報処理組織（条例第四条第一項の電子情報処理組織をいう。）を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、下水道事業管理者の定めるところにより、下水道事業管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 下水道事業管理者等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。ただし、県の機関等に対して処分通知等を行う場合において、下水道事業管理者の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条 下水道事業管理者等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等に供する方法、下水道事業管理者に置かれる機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条 下水道事業管理者等は、電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を下水道事業管理者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること又は下水道事業管理者の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十一号

埼玉県下水道局公用車管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局公用車管理規程

(趣旨)

第一条 この規程は、公用車の適正な管理及び運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公用車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車で、埼玉県が所有し運行の用に供するものうち下水道局が管理するものをいう。

二 保有機関 埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）第二条第一項に規定する下水道管理課及び第六条に規定する地域機関のうち公用車を管理するものをいう。

三 所属長 保有機関の長をいう。

(所属長の責務)

第三条 所属長は、その管理する公用車を安全かつ適正に運行するために必要な措置を講じなければならない。

(車両取扱監督者)

第四条 保有機関に、車両取扱監督者を置く。

2 車両取扱監督者は、下水道管理課にあつては総務を担当する副課長、地域機関にあつては総務を担当する担当部長をもって充てる。

3 車両取扱監督者は、公用車の管理及び運行に関し所属長を補佐し、次条及び第六条に規定する車両責任者、安全運転管理者等及び整備管理者を指導監督する。

(車両責任者)

第五条 保有機関に、車両責任者を置く。

2 車両責任者は、所属長がその管理する公用車ごとに指定する者をもって充てる。

3 車両責任者は、指定に係る公用車を常時使用できるように整備しておかなければならない。

(安全運転管理者等及び整備管理者)

第六条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第七十四条の三第一項及び第四項に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者は、所属長が指定する者をもって充てる。

2 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十条第一項に規定する整備管理者は、所属長の指定する者をもって充てる。

(使用承認手続)

第七条 下水道管理課または地域機関で管理する公用車を使用しようとする者は、あらかじめ様式第一号の公用車運行管理簿により、所属長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない事由により使用する場合は、口頭により承認を受けることができる。この場合においては、公用車の使用後速やかに前項に定める手続をとるものとする。

3 前二項の規定により承認を受けた公用車の使用内容を変更しようとするときは、その旨を、速やかに所属長に連絡するものとする。

(運転者)

第八条 公用車の運転者は、専任の自動車運転職員のほか、使用申込の都度所属長から公用車の運転者として承認された者とする。

(運転者の義務)

第九条 運転者は、公用車の運行に当たっては、所属長の命令及び道路交通法その他関係法令を遵守し、安全かつ適正な運行に努めなければならない。

(日常点検)

第十条 所属長は、運転者に様式第二号の日常点検表に所定の事項を記入させ、保存しておくなければならない。

(運転報告等)

第十一条 運転者は、公用車の運転終了後、公用車運行管理簿により所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、様式第三号の公用車運行実績表に所定の事項を記録しておくなければならない。

(交通事故の報告)

第十二条 運転者及び同乗者は、公用車について道路交通法第七十二条第一項に規定する交通事故が発生したときは、同条に規定する必要な措置を講ずるとともに、運転者は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。この場合において、運転者がやむを得ない理由により報告できないときは、同乗者が報告しな

ければならない。

(委任)

第十三条 この規程に定めるもののほか、公用車の管理及び運行に関し、必要な事項は所属長が定める。

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

様式第1号

公用車運行管理簿

月分

												登録番号	
所属長	車両取扱 監督者	担当 主査等	使用 責任者	使用日	開始時間	使用	用 務		走行 km	燃 料		備 考	
				曜 日	終了時間	時 間	用 務 先	運 転 者		延 走 行 km	オ イ ル		
						計			計	計			
										計			

公 用 車 運 行 実 績 表

登録番号		車 種		車 名		年 式		
月 別	使用日数	使 用 延 回 数	使 用 時 間	走 行 距 離 数		給 油 量 経 費		
				前月末走行距離	当月走行	燃 料	修繕料等	備 品 費
				当月末走行距離	距 離 数			
4	日	回	時 間 分	km	km	リットル	円	円
				-----		-----	円	円
5				-----		-----		
6				-----		-----		
7				-----		-----		
8				-----		-----		
9				-----		-----		
10				-----		-----		
11				-----		-----		
12				-----		-----		
1				-----		-----		
2				-----		-----		
3				-----		-----		
計				-----		-----		

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十二号

埼玉県下水道事業管理者の職務を行う職員を指定する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道事業管理者の職務を行う職員を指定する規程

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十三条第一項の規定により下水道事業管理者が指定する上席の職員は、下水道局長の職にある職員とする。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十三号

埼玉県下水道局人事事務取扱規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局人事事務取扱規程

下水道局の人事に関する事務の取扱については、埼玉県人事事務取扱規程（昭和四十二年埼玉県訓令第八号）に定める例による。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十四号

埼玉県下水道局職員倫理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職員が全体の奉仕者として自覚すべき事項、入札談合等
関与行為の防止に関して遵守すべき事項、公費支出事務の処理に当たって留意
すべき事項、関係業者等との接触に関して遵守すべき事項等を定めることによ
り、もって公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「職員」とは、流域下水道事業に従事する企業職員
のうち地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十
九号)第三条第四号に規定する職員をいう。

2 この規程において「公費支出事務」とは、支出予算の執行に関する事務を
いう。

3 この規程において「関係業者等」とは、次に掲げるものをいう。

一 当該職員の職務に利害関係のある業者(営利を目的として事業を行うもの
(業者の集合体であつて法人格を有しないものを含む。)をいう。次号にお
いて同じ。)及び個人(個人の集合体であつて法人格を有しないものを含む。
次号において同じ。)

二 職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼしうる
と考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人

三 設立に行政庁の許可又は認可を要する法人で県の行政運営と関連を有す
るものの役員及び職員

4 この規程において「所属長」とは、次の各号に掲げる者につき、それぞれ
当該各号に定める者をいう。

一 下水道局長 下水道事業管理者

二 契約局長、総合技術センター所長、技術評価幹、下水道管理課長及び地域
機関の長 下水道局長

三 前各号及び次号に掲げる職員以外の職員 契約局長、総合技術センター所
長、下水道管理課長

四 地域機関の職員（地域機関の長を除く。） 所属する地域機関の長（全体の奉仕者としての自覚）

第三条 職員は、県民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを強く自覚し、公共の利益のために勤務しなければならない。

2 職員は、県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（法令等の遵守）

第四条 職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）その他の関係法令等に従い、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

（入札談合等関与行為の禁止）

第五条 職員は、次に掲げる入札談合等関与行為をしてはならない。

一 事業者又は事業者団体の会合に出席し、事業者毎の年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示すること。

二 事業者若しくは事業者団体の働きかけに応じ、又はこれらの者に自ら働きかけ、受注者を指名し、又は受注を希望する業者名を教示し、若しくは示唆すること。

三 事業者又は事業者団体に対し、本来公開していない予定価格を漏洩すること。

四 事業者又は事業者団体以外の第三者の求めに応じて、本来公開していない予定価格を漏洩すること。

五 入札談合等を容易にすることを目的として、指名競争入札において、事業者若しくは事業者団体からの依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、特定の事業者を入札参加者として指名すること。

六 入札談合等を容易にすることを目的として、事業者又は事業者団体からの依頼を受け、これらが作成した割付表を承認すること。

七 入札談合等を容易にすることを目的として、事業者若しくは事業者団体からの依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、分割発注を実施し、発注基準を引き下げる等発注方法を変更すること。

八 前各号に掲げるもののほか、入札談合等に関与する行為であって、入札等の公正を害すべき一切の行為を行うこと。

(公費支出事務処理上の留意事項)

第六条 職員は、公費支出事務の処理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 公金は、料金その他の貴重な財源で賄われていることに留意し、効率的な執行に努めること。
- 二 安易に前例又は慣習を踏襲することなく、常に適正な執行に努めること。
- 三 旅費、雑費等の事務的経費については、特に県民に不信又は誤解を与えることのないよう、厳正な執行に努めること。
- 四 補助金については、手続が形骸化しないよう、常に契約、工事等の実態を十分把握し、適正な事務手続に努めること。
- 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）等に定める公費支出に関する諸規定について、正確な知識の習得に努めること。
- 六 管理又は監督の立場にある職員は、適正な事務処理が行われるよう常に注意を払うこと。

(職務や地位の私的利用の禁止)

第七条 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務又はその地位を私的な利益のために用いてはならない。

(関係業者等との接触に関する禁止事項)

第八条 職員は、関係業者等との接触に関し、次に掲げる行為（家族関係等に基づく私生活面における行為であって職務に関係のないものを除く。）をしてはならない。

- 一 関係業者等から飲食物の提供を受けること。
- 二 関係業者等から遊技（ゴルフ等のスポーツを含む。）又は旅行の供与を受けること。
- 三 関係業者等から転任、海外出張等に伴うせん別等を受けること。
- 四 関係業者等から中元、歳暮、年賀等の贈答品を受けること。
- 五 関係業者等から金銭（祝儀等を含む。）、商品券、物品等の贈与を受けること。
- 六 自らが負担すべき債務を関係業者等に負担させること。
- 七 関係業者等から適正な対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- 八 関係業者等から適正な対価を支払わずに不動産、物品、会員権等の貸与を

受けること。

九 前各号に掲げるもののほか、関係業者等から一切の利益又は便宜の供与を受けること。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 関係業者等が主催する公式行事としての定期総会、賀詞交換会等に職務上の必要性から出席する際に、立食又は通常の弁当程度の食事の提供を受ける場合

二 社会一般の接遇として容認される緑茶、コーヒー、紅茶、茶菓子等の提供を受ける場合

三 広く一般に配布される宣伝広告用の物品であるタオル、カレンダー、手帳、ボールペン等の提供を受ける場合

(官公庁等との接触)

第九条 職員は、官公庁の職員又は特別の法律により設立された法人で国若しくは地方公共団体が出資しているものの役員若しくは職員と接触する場合には、前条の規定の趣旨に配慮の上、県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(所属長の責務)

第十条 所属長は、管理監督者としての責務を自覚し、自らが所属職員の模範となるよう率先垂範に努めなければならない。

2 所属長は、職場において、この規程が遵守されるよう、所属職員に対する指導及び監督に細心の注意を払うとともに、絶えず注意を喚起するよう努めなければならない。

(倫理推進員の指定)

第十一条 所属長は、管理監督の地位にある職員の中から倫理推進員を指定するものとする。

2 倫理推進員は、職場の業務の実情に応じて、公務員倫理の保持及び増進に関する取組を実施するものとする。

(違反した者に対する処分等)

第十二条 下水道事業管理者又はその命を受けた者は、職員にこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、その程度に応じ、当該職員に対し、法第二十九条第一項の懲戒処分又は訓告、注意その他人事管理上必要な措置を厳正に講ずるものとする。

2 この規程に違反する行為があったと認められる職員から辞職の申出があった場合において、その職員を懲戒処分に付すことにつき相当の理由があると認

めるときは、辞職の承認を留保し、前項に規定する措置を講ずるものとする。
(その他)

第十三条 この規程に定めるもののほか、職員の倫理に関し必要な事項は、下水道局長が定める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十五号

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局職員の職務発明等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、流域下水道事業に従事する企業職員(以下「職員」という。)が職務に関してした発明、考案及び意匠の創作の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(権利の承継及び取得)

第二条 埼玉県(以下「県」という。)は、職務発明について、この規程の定めるところにより、特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は専用実施権を取得することができる。

(発明の届出)

第三条 職員は、職務に関して発明をしたときは、すみやかに発明届(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添え、所属長(契約局長、総合技術センター所長、下水道管理課長及び地域機関の長をいう。以下同じ。)を経て下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

一 発明の内容を詳記した書面

二 発明をするに至った経過を詳記した書面

2 所属長は、前項の発明届の提出があったときは、これに当該発明に係る権利の承継又は取得に関する意見書を添え、管理者に送付しなければならない。

(権利の承継及び取得の決定)

第四条 管理者は、前条第一項の発明届を受理したときは、その内容を審査し、当該届出に係る発明が職務発明であるかどうかの認定をし、職務発明であると認定をしたときは、当該発明について県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継するかどうか、又は専用実施権を取得するかどうかの決定をするものとする。

(特許出願の制限)

第五条 職務に関して発明をした職員(以下「発明者」という。)は、その発明について、管理者が前条の規定により職務発明でないと認定をし、又は特許を受ける権利を県が承継しないと決定した後でなければ、特許出願をしてはならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

2 発明者は、前項ただし書の規定により特許出願をしたときは、直ちに特許出願届に当該出願に関する書類の写しを添えて、所属長を経て管理者に提出しなければならぬ。

(第三者への権利譲渡等に対する制限)

第六条 発明者は、その発明について、管理者が第四条の規定により職務発明でないこと認定し、又は県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定し、若しくは専用実施権を取得しないと決定した後でなければ、特許を受ける権利若しくは特許権を第三者に譲渡し、又は第三者のために専用実施権を設定してはならない。

(権利の譲渡等の義務)

第七条 発明者は、管理者が第四条の規定により県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は専用実施権を取得すると決定したときは、特許を受ける権利若しくは特許権を県に譲渡し、又は県のために専用実施権を設定しなければならぬ。

(特許の出願)

第八条 管理者は、県が前条の規定により発明者から特許を受ける権利を承継したときは、直ちに特許出願をするものとする。

(出願補償金)

第九条 県は、第七条の規定により発明者から特許を受ける権利を承継したときは、当該発明者に対し、出願補償金として当該権利一件につき五千円を支払うものとする。

(登録補償金)

第十条 県は、第七条の規定により、発明者から、特許を受ける権利を承継して特許権を取得したときは当該権利一件につき一万円を、特許権を承継し、又は専用実施権を取得したときは当該権利一件につき一万五千円を、それぞれ登録補償金として当該発明者に対し支払うものとする。

(実施補償金)

第十一条 県は、第七条の規定により承継し、又は取得した特許を受ける権利若しくは特許権又は専用実施権について収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年一月一日から十二月三十一日までの間における収入金額の百分の五十以内の金額(当該収入金額が百万円を超える場合には、当該収入金額のうち百万円を超える部分の金額に百分の三十を乗じて得た額に五十万円を加えた額以内の金額)を翌年五月三十一日までに、実施補償金として支払うものとする。

2 管理者は、前項に規定する率を適用することが適当でないと認めるときは、別

に適当な実施補償金の額を定めることができる。

(出願費用等の支払)

第十二条 県は、第七条の規定により特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、又は専用実施権を取得した場合において、発明者が既に出願手数料、特許料その他出願及び権利の設定保全に要する費用を支出したときは、発明者の申出により、当該費用を発明者に支払うものとする。

(共同発明者に対する補償金の支払)

第十三条 第九条から第十一条までに規定する補償金は、当該補償金を受ける発明者が二人以上あるときは、それぞれその持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第十四条 第九条から第十一条までに規定する補償金及び第十二条に規定する費用の支払を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(通知)

第十五条 管理者は、第四条に規定する認定若しくは決定をしたとき、又は第十一条に規定する補償金の額を決定したときは、すみやかにその旨を所属長を経て当該発明者に対し通知しなければならない。

(不服の申立て)

第十六条 発明者は、その発明に係る第四条の規定による認定若しくは決定又は第十一条に規定する補償金の額の決定に不服があるときは、前条の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、管理者に対し、不服申立書(様式第二号)をもって不服の申立てをすることができる。

2 管理者は、前項の申立てを受けたときは、当該申立てに対する決定を行い、不服の申立てを受けた日から六十日以内に、その結果を申立人に対し通知しなければならない。

(考案及び意匠の創作に関する準用)

第十七条 第二条から前条までの規定は、職員が職務に関してした考案及び意匠の創作の取扱いについて準用する。この場合において、第九条中「五千円」とあるのは「三千円」と、第十条中「一万円」とあるのは「五千円」と、「一万五千元」とあるのは「八千元」とそれぞれ読み替えるものとする。

(審査会の設置)

第十八条 管理者の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、職務発明審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 第四条の規定による認定及び決定に関すること。
- 二 第十一条の規定による実施補償金の額の決定に関すること。
- 三 第十六条第二項の規定による不服の申立てに対する決定に関すること。
- 四 その他職務に関する発明、考案及び意匠の創作の取扱いに関する事項。

(審査会の組織)

- 第十九条 審査会は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。
- 2 会長は、下水道局長をもって充て、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 3 副会長は、下水道管理課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 4 委員は、職員の中から管理者が任命する。

(審査会の会議)

- 第二十条 審査会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 3 職務に関して発明、考案又は意匠の創作をした者は、会長の承認を得て、会議に出席し、意見を申し述べることができる。

(審査会の運営事項の委任)

第二十一条 前三条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(審査会の庶務)

第二十二条 審査会の庶務は、下水道管理課において処理する。

(秘密の保持)

第二十三条 職務に関して発明、考案又は意匠の創作をした者、審査会の会長、副会長及び委員その他関係者は、当該発明、考案及び意匠の創作の内容その他職務に関して発明、考案若しくは意匠の創作をした者又は県の利害に係る事項について、相当な期間その秘密を守らなければならない。

(その他)

第二十四条 この規程に定めるもののほか、職員が職務に関してした発明、考案及び意匠の創作の取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行前に、県が職員から承継した特許を受ける権利、実用新案の登録を受ける権利及び意匠の登録を受ける権利はこの規程の規定に基づいて承継し

たものとみなす。

発 明 届

年 月 日

埼玉県下水道事業管理者 様

所属所名
職 名 氏 名 ⑩

職務に関して下記のとおり発明したので届け出ます。

記

1 発明の名称

2 発明の内容

3 添付書類

不 服 申 立 書

年 月 日

埼玉県下水道事業管理者 様

所属所名
職 名 氏 名 印

職務に関する発明について下記のとおり不服があるので、不服の申立てをします。

記

1 認定又は決定があったことを知った年月日

2 不服申立ての趣旨

3 不服申立ての理由

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十六号

埼玉県下水道局職員被服貸与規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県下水道局職員被服貸与規程

(目的)

第一条 この規程は、下水道局に常時勤務する職員その他下水道事業管理者が定める流域下水道事業に従事する企業職員（以下「職員」という。）の労務の安全と業務の能率を図るため、作業被服の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(被服の種類等)

第二条 貸与する被服の被貸与者、種類、員数及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 貸与期間は、月をもって計算し、貸与の日から起算する。

(被服の貸与及び台帳)

第三条 被服の貸与は、所属長が行うものとする。

2 所属長は、様式第一号の職員別被服貸与簿を備え、所事項を整理しておかなければならない。

(着用等の義務)

第四条 被貸与者は、作業中貸与を受けた被服を着用し、常に被服の清潔に留意するとともに、その保全に努めなければならない。

(再貸与の申請及び損害賠償)

第五条 被貸与者は、貸与を受けた被服を滅失したとき、又はその被服がき損により使用に堪えなくなったときは、様式第二号の被服再貸与申請書を所属長に提出しなければならない。

2 被貸与者は、故意又は重大な過失により、被服を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、その損害の程度により、下水道局長が定める。

(返納)

第六条 被貸与者は、職員でなくなったとき、又は休職したときは、すみやかに、貸与を受けた被服に様式第三号の被服返納書を添えて、所属長に返納しなければならない。

(共用品)

- 第七条 所属長は、下水道局長の承認を得て、別表に掲げる被服のうち職務遂行上必要なものを備え付け、職員に共用させることができる。
- 2 所属長は、様式第一号の職員別被服貸与簿により、所要事項を整理しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に職員被服貸与規程(昭和四十二年埼玉県訓令第十四号)の規定により貸与されている被服は、この規程の相当規定により貸与されたものとみなす。

別表(第二条、第七条関係)

地域 機 関		被貸与者			本 庁			種 類			員 数	貸与期間 (年)
		工事の設計、現場監督、検査業務に従事する者			工事の設計、現場監督、検査業務に従事する者							
安全靴	防寒衣	作業服			安全靴	防寒衣	作業服			一	三	
		ズボン	冬用上衣	夏用上衣			ズボン	冬用上衣	夏用上衣			
一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	二	二
三	四	二	二	二	三	四	二	二	二	一	二	二

被服再貸与申請書

年 月 日

様

職 氏 名 ④

下記のとおり滅失（き損）しましたので再貸与されるよう申請します。

記

1 貸与被服名

滅失（き損）年月日

滅失（き損）の理由

被 服 返 納 書

年 月 日

様

職 氏 名 印

下記のとおり返納します。

記

1 貸与品名

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋 口 和 男

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「水道建設課」を「水道整備課」に改める。

第二条第二項第十五号中「浄水場」を「地域整備事務所、浄水場」に、「水道建設事務所」を「水道整備事務所」に、「他の機関において所掌する事務に係るものを除く。」を「第五号から第九号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる事務に係るものに限る。」に改め、第十六号を削除し、第十七号を第十六号とし、同条第五項第七号中「水道建設事務所」を「水道整備事務所」に改め、同条第六項第二号中「前号に掲げる事務に係るものに限る。」を「他の機関において所掌する事務に係るものを除く。」に改め、同条第七項中「水道建設課」を「水道整備課」に改め、第二号を削り、同項に次の二号を加える。

二 水道整備事務所との連絡調整（他の機関において所掌する事務に係るものを除く。）に関すること。

三 浄水場及び水質管理センターとの連絡調整（第一号に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。

第三条第二項の表主席工事検査員の項の次に次のように加える。

副主席工事検査員

上司の命を受け、工事の監督及び検査並びに工事の設計に係る基準に関する事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。

第八条中「浄水場、水質管理センター、水道建設事務所及び地域整備事務所」を「地域整備事務所、浄水場、水質管理センター及び水道整備事務所」に改め、同条の表中「埼玉県第一水道建設事務所」を「埼玉県第一水道整備事務所」に、「埼玉県第二水道建設事務所」を「埼玉県第二水道整備事務所」に改め、埼玉県地域整備事務所の項を削り、同表中

埼玉県大久保 浄水場	さいたま市	総務部 運用管理部 電気施設部 機械施設部 水質部 工務部	一 工業用水の給水及び水道用水の供給に関すること。 二 工業用水道施設及び水道施設の管理に関すること。
---------------	-------	--	--

を

埼玉県地域整備事務所	さいたま市		一 地域整備事業の建設工事の施工に関すること。 二 前号に係る用地の取得並びに用地及び施設の管理及び処分に関すること。
埼玉県大久保 浄水場	さいたま市	総務部 運用管理部 電気施設部 機械施設部 水質部 工務部	一 工業用水の給水及び水道用水の供給に関すること。 二 工業用水道施設及び水道施設の管理に関すること。

に改める。

別表第四中「埼玉県第一水道建設事務所」を「埼玉県第一水道整備事務所」に、「埼玉県第二水道建設事務所」を「埼玉県第二水道整備事務所」に改め、埼玉県第二水道整備事務所の項中「北埼玉郡、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町」を削る。

附 則

- この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第四の所管区域の欄の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際、次の表の上覧に掲げる機関の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関の職を命ぜられたものとする。

企業局水道建設課	企業局水道整備課
埼玉県第一水道建設事務所	埼玉県第一水道整備事務所
埼玉県第二水道建設事務所	埼玉県第二水道整備事務所

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋 口 和 男

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

本則及び別表中「水道建設課長」を「水道整備課長」に、「水道建設事務所長」を「水道整備事務所長」に改める。

第七条第一項中「別表第三及び別表第四の管理担当部長の専決事項の欄及び水道担当部長の専決事項の欄」を「管理担当部長にあつては別表第三及び別表第四の管理担当部長の専決事項の欄に、水道担当部長にあつては別表第三及び別表第四の水道担当部長の欄」に改める。

第八条中「及び第十七条」を削る。

第十七条中「規程第三条の規定に基づく」を削る。

附則に次の一項を加える。

四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、「主席工事検査員」とあるのは、「副主席工事検査員」と読み替えるものとする。

別表第三局長及び参事の専決事項の欄第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

7 局に置く主幹及び主査の時間外勤務代休時間を指定すること。

別表第四中「水道建設課」を「水道整備課」に、「買戻す」を「買い戻す」に改める。

別表第五中「地域機関の課」を「地域機関の担当」に改め、「休日の代休日」の下に「及び時間外勤務代休時間」を加える。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

同表本庁の項六級の欄を次のように改める。

副課長
調整幹
主幹
副室長
副主席工事検査員
主任工事検査員
課付

同表の備考中「五級及び六級の職のうち、」を削る。

別表第五中

副課長
副室長
副場長
副所長

を

副課長
副室長
副主席工事検査員
副場長
副所長

に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「主席工事検査員」を、「主席工事検査員」に、同項第四号中「水道建設課長」を「水道整備課長」に、「水道建設事務所長」を「水道整備事務所長」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「振替え」を「振替」に改める。

第十二条第二項中「。以下「祝日法」という。」及び「年末年始の休日（」を削り、「祝日法」を「同法」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削る。

第十二条の二第一項中「祝日法に規定する休日又は年末年始の」を削り、「第三条、第六条、第七条又は第十一条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「当該休日」を「当該職員の休日」に、「次項において」を「以下」に、「休日を除く」を「休日及び前条第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除く」に改め、同条を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第十二条の二 管理者は、埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）第十条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員のうち、当該時間外勤務手当の支給対象となる勤務の時間（管理者が別に定める時間を除く。）が一箇月について六十時間を超えた者に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、第三条、第六条、第七条又は第十一条の規定により勤務時間が割り振られた日（次条第一項において「勤務日等」という。）（休日及び次条第一項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(この規程に定めがない事項)

第十二条の四 時間外勤務代休時間及び代休日の指定に関しこの規程に定めがない事項については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例による。

第十三条及び第十三条の二中「(平成七年埼玉県条例第二号)」を削る。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋 口 和 男

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号中「主席工事検査員」を、「主席工事検査員」に改め、同項第四号中「水道建設課長」を「水道整備課長」に、「水道建設事務所長」を「水道整備事務所長」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、第二条第四項第三号及び第五号中「主席工事検査員」とあるのは、「副主席工事検査員」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋 口 和 男

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、第三条第一項中「主席工事検査員」とあるのは、「副主席工事検査員」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表中

水道建設課	企局建
-------	-----

 を

水道整備課	企局整
-------	-----

 に、

埼玉県第一水道建設	埼玉県第二水道建設
-----------	-----------

事務所	事務所
-----	-----

 を

埼玉県第一水道整備事務所	埼玉県第二水道整備事務所
--------------	--------------

 に改める。

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公印規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「行なう」を「行う」に改める。

別表中	水道建設事務所長印	方21	埼玉県何水道建設事務所長印	同	水道建設事務所長	を
-----	-----------	-----	---------------	---	----------	---

水道整備事務所長印	方21	埼玉県何水道整備事務所長印	同	水道整備事務所長	に改める。
-----------	-----	---------------	---	----------	-------

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公用車管理規程（昭和五十九年埼玉県公営企業管理規程第九号）の

一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は、「主席工事検査員」とあるのは、「副主席工事検査員」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号イ中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十一号

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「課」を「局及び課」に改める。

第八条の表を次のように改める

名称		組織	
		部科室及びセンター名	担当名
循環器・呼吸器病センター		循環器内科 心臓血管外科 放射線科 呼吸器内科 呼吸器外科 脳神経外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 理学療法部 臨床工学部 看護部	
地域医療連携室			

		がんセンター	
治験管理室	看護部	栄養部 薬剤部 検査技術部 放射線技術部 腫瘍診断・予防科 病理診断科 放射線科 麻酔科 歯科口腔外科 泌尿器科 皮膚科 頭頸部外科 婦人科 形成外科 整形外科 脳神経外科 乳腺内科 胸部外科 呼吸器内科 消化器外科 内視鏡科 消化器内科 精神腫瘍科 緩和ケア科 乳腺腫瘍内科 血液内科	事務局
			業務部 管理部
			総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当

	<p>小児医療センター</p>			
<p>相談支援センター</p>	<p>臨床腫瘍研究所</p>	<p>図書館</p>	<p>事務局長 管理部長 業務部長 総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当</p>	<p>総合診療科 未熟児・新生児科 代謝・内分泌科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科 放射線科 外科 整形外科・リハビリテー ション科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科 麻酔科</p>

				精神医療センター			
事務局	看護部	検査部 薬剤部 栄養部	療養援助部 外来・地域支援課 第六精神科 第五精神科 第三精神科 第二精神科 第一精神科	事務局	看護部	臨床工学部 栄養部 薬剤部 検査技術部 放射線技術部 保健発達部 病理診断科	
管理業務部				業務部	管理業務部		
総務・職員担当 管財担当 医事・経営担当 会計担当 用度担当				総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当			

第九条第二項の表中

図書館	主査
	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

を

図書館	主幹	主査
	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

に改める。

附則

この規程は平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条（見出しを含む。）中「振替え」を「振替」に改める。

第十五条第二項中「。以下「祝日法」という。」及び「年末年始の休日（」を削り、「祝日法」を「同法」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第十五条の二 管理者は、埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）第十三条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員のうち、当該時間外勤務手当の支給対象となる勤務の時間（管理者が別に定める時間を除く。）が一箇月について六十時間を超えた者に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、第三条、第七条又は第十二条から第十四条の規定により勤務時間が割り振られた日（次条第一項において「勤務日等」という。）（休日及び次条第一項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十六条第一項中「祝日法に規定する休日又は年末年始の」を削り、「第三条、第七条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」「を「勤務日等」に、「当該休日」を「当該職員の休日」に、「次項において」を「以下」に、「休日を除く」を「休日及び前条第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等を除く」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（この規程に定めがない事項）

第十六条の二 時間外勤務代休時間及び代休日の指定に関しこの規程に定めがない

事項については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の例による。

第十七条及び第十八条中「（平成七年埼玉県条例第二号）」を削る。

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三専決事項の欄中8（3）を次のように改める。

8（3）裁許員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出席する場合

附 則

この規程は平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年三月二十九日病院事業管理規程第六号）

の一部を次のように改正する。

別表第四備考中「五級及び六級の職のうち、」を削り、「病院研究職給料表の三級、病院医療職給料表（二）の五級及び六級、病院医療職給料表（三）の五級の職」を「他の給料表」に改める。

別表第七がんセンターの部中

医師、歯科医師及び診療放射線技師

を

医師、歯科医師、診療放射線技師及び物理学に関する専門的知識を必要とする医療技術職員

に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八（第四条関係）

調整基本額表

病院企業職給料表（一） 職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,400円
10級	16,000円

ロ 病院医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,500円

ハ 病院医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	11,500円
6級	12,200円
7級	12,200円
8級	13,900円

ニ 病院医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,600円

附則第六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条、第四条第二項ただし書及び第五条第二項ただし書中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局人事事務取扱規程（平成十四年三月二十九日病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「候補者があるとき」の下に「（当該候補者の採用が再任用の場合を除く。）」を加える。

第二十条を次のように改める。

（育児休業承認請求書の提出）

第二十条 所属長は、職員から服務規程第十四条の二第一項の規定による育児休業承認請求書若しくは同条第二項の規定による育児短時間勤務承認請求書（以下「育児休業承認請求書等」という。）の提出があつたとき、又は育児休業若しくは育児短時間勤務（以下「育児休業等」という。）をしている職員から服務規程第十四条の三の規定による育児休業等変更届の提出があつたときは、速やかに当該育児休業承認請求書等又は育児休業等変更届を埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年病院事業管理規程第五号）において決裁又は専決することができるとして定められている者に提出しなければならない。

2 所属長は、職員から育児休業承認請求書等の提出があつた場合において、当該育児休業承認請求書等に係る育児休業の期間中臨時的に任用すべき適当な候補者があるときは、第七条の規定の例によりその旨を課長に申し出るものとする。

3 所属長は、育児休業をした職員が育児休業の期間の満了により職務に復帰した場合又は育児短時間勤務の期間が満了した場合には、速やかにその旨を課長に報告しなければならない。

第二十一条を次のように改める。

（育児休業等通知書の交付）

第二十一条 次の各号に掲げる場合には、別表第二に定めるところにより、第三号様式の育児休業等通知書を交付する。

- 一 育児休業等を承認する場合
- 二 育児休業等を承認しない場合
- 三 育児休業等の期間の延長を承認する場合

- 四 育児休業等の期間の延長を承認しない場合
- 五 育児休業等の承認が失効した場合
- 六 育児休業等の承認を取り消す場合
- 七 育児休業をした職員が職務に復帰した場合（育児休業の期間の満了により職務に復帰した場合を除く。）
- 八 育児短時間勤務が終了した場合（育児短時間勤務の期間が満了した場合を除く。）

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五条、第六条関係）

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
採用	(1) 職員に採用する場合	埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 職（ ） 級に決定する 号給を給する 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則の規定による 給料 円を給する	
	(2) 法第22条第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定により臨時的任用を行う場合 ア 新規の場合	地方公務員法第22条第2項（又は）地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的職員に任命する 「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 職（ ） 級に決定する 号給を給する 臨時的任用を更新する 任期は平成 年 月 日までとする	
	イ 更新の場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	
	イ 更新の場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	

イ 更新の場合	<p>(5) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合</p> <p>(6) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p> <p>イ 更新の場合</p>	<p>任期を更新する 〔週 時間 分勤務とする〕 任期は平成 年 月 日までとする</p> <p>埼玉県「a」に併任する</p> <p>「b」を命ずる 職（ ） 級に決定する 号給を給する 〔ただし給料は支給しない〕</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号（第2号）の規定により埼玉県「a」に任命する</p> <p>「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 円を給する</p> <p>任期を更新する 任期は平成 年 月 日までとする</p>	<p>勤務時間を変更しない場合は、〔 〕の部分は省略する。</p> <p>給料を支給する場合 給料は、〔 〕の部分は省略する。</p>
イ 更新の場合	<p>(7) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p> <p>イ 更新の場合</p>	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項（第2項）の規定により埼玉県「a」に任命する</p> <p>「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 円を給する 〔又は〕 職（ ） 級に決定する 号給を給する 任期を更新する 任期は平成 年 月 日までとする</p>	<p>昇任のみの発令の場合、〔 〕の部分は省略する。 昇格のみの発令の場合は、 「b」を命ずる」の部分は省略する。</p>
昇任及び昇格	<p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年病院事業管理規程第4号）附則により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>「b」を命ずる</p> <p>〔 職（ ） 級に昇格させる 号給を給する〕 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則による給料円を給する</p>	<p>昇任のみの発令の場合、〔 〕の部分は省略する。 昇格のみの発令の場合は、 「b」を命ずる」の部分は省略する。</p>

降任及び降格	(1) 法第28条第1項の処分として行う場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合 (2) (1)以外の場合	地方公務員法第28条第1項第号の規定により「b」を命ずる 職() 級に降格させる 号給を給する) 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する 処分の根拠の記載を除き、(1)に定める記載形式の例による。	降任のみの発令の場合、()の部分には省略する。
転任	<p>任命換え 職員の種類を異にして異動する場合</p> <p>配置換え 勤務課所を異にして異動する場合</p> <p>転入 管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、職員の場合に任命する場合</p> <p>過措置を受けける場合</p> <p>過措置を受けける場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命換えする場合</p> <p>「b」を命ずる 職() 級に決定する 号給を給する)</p> <p>平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する</p> <p>「b」を命ずる 職() 級に決定する 号給を給する)</p> <p>平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する</p>	<p>()の部分は、給料表の適用を異にする異動の場合に用いる。</p>
併任	<p>任命換え 管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、その職を保有したまま職員の場合に任命する場合</p>	採用の場合の(4)に定める記載形式の例による。	
併任の解任		埼玉県「a」併任を命ずる	
兼任	異なる職員の種類の職及び他の課所の職を兼ねる場合	兼ねて埼玉県「a」に任命する 兼ねて「b」を命ずる 埼玉県「a」兼任を免ずる	
兼任の解任	兼任の項の兼任を解く場合	「b」兼任を免ずる	

昇給	<p>(1) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員を昇給させる場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p> <p>(2) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員以外の職員を昇給させる場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p> <p>(3) その他の場合</p>	<p>埼玉県人事委員会規則7-221第 条第 項第 号の規定に準じ、昇給区分に決定した職() 級 号給を給する</p> <p>(埼玉県人事委員会規則7-860附則第2項第1号準用) 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する</p> <p>埼玉県人事委員会規則7-221第 条第 項及び第 項(後段)(又は)第 項の規定に準じ昇給しない</p> <p>平成 年埼玉県病院事業管理規程第 号の施行に伴い、平成18年病院事業管理規程第4号附則の規定による給料として給する額を 円とする</p>	〔 〕の部分は、五号該当昇給区分の場合に用いる。
給料表の改定に伴う給料の額の変更	<p>(1) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定による給料の額が変更された場合((2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定による給料の額が支給されないこととなった場合</p>	<p>平成 年埼玉県病院事業管理規程第 号の施行に伴い、平成18年病院事業管理規程第4号附則の規定による給料は支給されなかった。</p>	
事務取扱	<p>職員に他の同等又は下位の職の事務を取り扱わせる場合</p> <p>ア 外国出張中事務取扱を命ずる場合</p> <p>イ 病気療養中事務取扱を命ずる場合</p> <p>ウ 研修中事務取扱を命ずる場合</p> <p>エ ア、イ及びウ以外の場合</p>	<p>「b」何某海外出張中</p> <p>「b」事務取扱を命ずる</p> <p>「b」何某病気療養中</p> <p>「b」事務取扱を命ずる</p> <p>「b」何某 において研修中</p> <p>「b」事務取扱を命ずる</p> <p>「b」事務取扱を命ずる</p>	

事務取扱免	事務取扱の項工の場合	「b」事務取扱を免ずる	
心得	職員に他の上位の職の事務を取り扱わせる場合	「b」心得を命ずる	
心得免		「b」心得を免ずる	
派遣	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく場合	地方自治法第252条の17の規定に基づき 〆派遣する派遣期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする (派遣期間の延長) 派遣期間を平成 年 月 日まで延長する	地方自治法第292条において準用する場合を含む
	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年埼玉県条例第1号）に基づく場合	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき () 〆派遣する 派遣期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする 派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〆を支給する (又は) 派遣期間中給与を支給しない (派遣期間の延長) 派遣期間を平成 年 月 日まで延長する 延長に係る期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の〆を支給する (又は) 延長に係る期間中給与を支給しない	には派遣先の機関の名称を、にはその所在地を記入する。
派遣の解任・職務復帰	(3) その他の場合 (1) 地方自治法に基づく場合 (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例に基づく場合	(1)の例に準ずる (派遣の解任) 〆の派遣を解く (派遣の解任) 〆の派遣を解く (派遣期間満了による職務復帰) 派遣期間の満了により職務に復帰した	
駐在	(3) その他の場合	(1)の例に準ずる。 駐在を命ずる	
駐在の解任		駐在を解く	
休職	(1) 心身故障により休職する場合	地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる 休職期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする (休職期間の延長) 休職期間を平成 年 月 日まで延長する	

	(2) 刑事事件の起訴により 休職する場合	地方公務員法第28条第2項第 2号の規定により休職を命ず る 休職期間は当該刑事事件が裁 判所に係属する間とする 休職期間中の給与は病院事業 企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例第23条の規定 により給料、扶養手当、地域 手当及び住居手当のそれぞれ 100分の とする (又は) 休職期間中給与は支給しない	
	(3) 分限条例第2条の規定 により休職する場合	職員の分限に関する条例第2 条の規定により休職を命ずる 休職期間は平成 年 月 日 から平成 年 月 日までと する 休職期間中の給与は病院事業 企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例第23条の規定 により給料、扶養手当、地域 手当、住居手当及び期末手当 のそれぞれ100分の とする (休職期間の延長) 休職期間を平成 年 月 日 まで延長する 休職を命ずる	〔 〕の部分は、 休職処分後に公務 災害又は通勤災害 の認定があった場 合に用いる。
復職	(1) 休職中の職員を職務に 復帰させる場合	(平成 年 月 日から平成 年 月 日までの休職期間 中の給与は病院事業企業職員の 給与の種類及び基準に関する 条例第23条の規定により全 額支給することとする (公務災害認定(認定番号)による) (又は) (通勤災害認定(認定番号 ()による))	なお、上記の場合 で既に復職してい る場合には、〔 〕の部分のみ発令 する。
	(2) 休職期間の満了により 職務に復帰した場合	休職期間の満了により復職し た	
分限免職		地方公務員法第28条第1項第 号の規定により免職する	
戒告		地方公務員法第29条第1項第 号の規定により戒告する	
減給		地方公務員法第29条第1項第 号の規定により の月額 の を減給する	
停職		地方公務員法第29条第1項第 号の規定により 間停職する	
懲戒免職		地方公務員法第29条第1項第 号の規定により免職する	
失職		地方公務員法第16条第 号に 該当したので同法第28条第4 項の規定により失職した	

免職	法第29条の2第1項各号に規定する職員を免職する場合	免職する「d」	
退職	(1) 職員が定年退職をする場合 (2) 職員がその意により退職する場合 (3) 採用の項(4)に定める職員が退職する場合	職員の定年等に関する条例第2条の規定により平成 年 月 日限り定年退職を承認する 〔職員の退職手当に関する条例(昭和38年埼玉県条例第18号)第22条第1項の規定により退職手当を支給しない)埼玉県「a」併任を免ずる	
勤務延長	(1) 勤務延長を行う場合 (2) 勤務延長の期限を延長する場合 (3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合 (4) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合 (5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合	平成 年 月 日まで勤務延長する 勤務延長の期限を平成 年 月 日まで延長する 勤務延長の期限を平成 年 月 日に繰り上げる 期限の定めのない職員となった 職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により平成 年 月 日限り退職	地方公務員法第28条の4第1項(第28条の5第1項、第28条の6第1項、第28条の6第2項)の規定により埼玉県「a」に任命する
再任用	(1) 再任用を行う場合 (2) 再任用の任期を更新する場合 (3) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合 (4) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合	「b」(4週につき 時間 分勤務)を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 職() 級に決定する (職員の給与に関する条例第4条第12項準用) (又は) (職員の給与に関する条例第4条の2準用) 再任用の任期を平成 年 月 日まで更新する 任期の定めのない職員となった	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の4第1項、第28条の6第1項の規定による任用の場合、 「(4週につき 時間 分勤務)」の部分は省略する。
任期満了・死亡		通知書の交付はしない。	
一般職に属する臨時又は非常勤の職員の任免等		別に定める。	

注 1 記載形式の欄中「a」等とあるのは、次の区分による。

- 「a」の職員に種類を記入する。
- 「b」組織等及び職の名称を記入する。
- (例) 病院局経営管理課長、埼玉県立循環器・呼吸器病センター看護部技師
- 「c」埼玉県知事部局、埼玉県議会事務局、埼玉県選挙管理委員会、埼玉県監査事務局、埼玉県教育委員会、埼玉県人事委員会事務局、埼玉県労働委員会事務局、埼玉県警察本部、埼玉県企業局又は埼玉県下水道局と記入する。
- 「d」根拠法令又は理由を記入する。
- 2 1人の職員について同時に2以上の人事異動を併せて行う場合、通知書への記載は、次の順による。
- (1) 職員の種類(埼玉県職員又は臨時的職員)
- (2) 職
- (3) 任期
- (4) 給料
- (5) その他

別表第二(第二十一条関係)

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
承認	(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業を承認する場合	育児休業を承認する 期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった育児休業については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	「ア」の記号をもって表示する事項は、「週時間勤務」(時間部分)には、職員の勤務時間を表示する。)とする。
	(3) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務(ア)を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(4) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(5) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務(ア)を取り消し、平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務(イ)を承認する期間は平成 年 月 日までとする	「ア」又は「イ」の記号をもって表示する事項は、取り消された育児短時間勤務又は取消し後に承認される育児短時間勤務に係る「週時間勤務」(時間部分)には、職員の勤務時間を表示する。)とする。
延長	(1) 育児休業法第3条の規定により育児休業の期間の延長を承認する場合	育児休業の期間の延長を承認する期間は平成 年 月 日までとする	

	<p>(2) 育児休業法第3条の規定により育児休業の期間の延長を承認しない場合</p> <p>(3) 育児休業法第11条の規定により育児短時間勤務の延長を承認する場合</p> <p>(4) 育児休業法第11条の規定により育児短時間勤務の延長を承認しない場合</p>	<p>平成 年 月 日付けで請求のあった育児休業の期間の延長については承認しない</p> <p>(理由) 〔必要に応じて記入〕</p> <p>育児短時間勤務の期間を平成 年 月 日まで延長することを承認する</p>	
失効等	<p>(1) 育児休業法第5条第1項の規定により育児休業の承認が失効した場合</p> <p>(2) 育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合</p> <p>(3) 育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務の承認が失効した場合</p> <p>(4) 育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により平成 年 月 日をもって育児休業の承認を取り消す</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第12条の規定により平成 年 月 日をもって育児短時間勤務の承認は失効した</p>	
職務復帰	<p>(1) 育児休業法第5条第1項又は第2項の規定による育児休業の承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合</p> <p>(2) 育児休業法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより育児短時間勤務が終了した場合</p>	<p>(理由) 〔必要に応じて記入〕</p> <p>育児短時間勤務は終了した</p>	

第三号様式中「育児休業」を「育児休業等」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人伊佐沼工房
- 三 代表者の氏名
齊藤 英雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市問屋町一番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、彫刻家及び一般市民並びに観光客等に対して、交流の場を整備・提供し、彫刻体験実習室の運営により、彫刻芸術に対する知識と技能の向上及びその普及を促進すること、芸術文化への理解を深めるとともに、川越市内の街中や郊外等随所への彫刻作品の展示により、観光客の郊外誘導・市内回遊を図るなど、彫刻の街づくり並びに地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第5 - 1グループ） 110台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
9,546,285円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第5 - 2グループ） 94台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2丁目1番8号
- 5 落札金額
7,570,017円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第5 - 3グループ） 81台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2丁目1番8号
- 5 落札金額
7,028,532円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第7 - 1グループ） 126台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2丁目1番8号
- 5 落札金額
11,945,367円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第7 - 2グループ） 106台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
8,247,435円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告示

埼玉県告示第四百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第7 - 3グループ） 116台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
8,032,290円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第7 - 4グループ） 128台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
11,028,045円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第9 - 1グループ） 124台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
9,405,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告示

埼玉県告示第四百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第9 - 2グループ） 121台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
9,367,365円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第9 - 3グループ） 176台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
9,670,290円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第9 - 4グループ） 81台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年2月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
8,574,405円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年1月12日

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 11 - 1 グループ） 98 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 5 落札金額
8,093,925 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 1 月 12 日

告示

埼玉県告示第四百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 11 - 2 グループ） 105 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 5 落札金額
9,448,740 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年 1 月12日

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 11 - 3 グループ） 133 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 5 落札金額
11,433,030 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 1 月 12 日

告示

埼玉県告示第四百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 11 - 4 グループ） 134 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 5 落札金額
10,070,550 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 1 月 12 日

告示

埼玉県告示第四百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 12 - 1 グループ） 85 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 5 落札金額
6,018,600 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 1 月 12 日

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 12 - 2 グループ） 86 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 5 落札金額
5,555,970 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年 1 月12日

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 12 - 3 グループ） 100 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 5 落札金額
7,801,395 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年 1 月12日

告 示

埼玉県告示第四百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 12 - 4 グループ） 99 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- 5 落札金額
5,686,800 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 1 月 12 日

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
テレビ等（第 12 - 5 グループ） 46 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 2 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日勝電機株式会社 埼玉県秩父市熊木町 12 番 21 号
- 5 落札金額
3,307,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 22 年 1 月 12 日

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県危機管理防災センター（仮称）映像設備 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成 23 年 3 月 31 日（木）

(4) 納入場所

埼玉県危機管理防災センター（仮称）

埼玉県さいたま市浦和区仲町 3 丁目 5 番 8 号

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札執行課物品調達担当 小林 電話 048-830-5780 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎総務部地下会議室 平成22年5月11日(火)午後3時30分

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成22年5月10日(月)午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年4月21日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無
無

- (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年4月20日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）)へ提出すること。

- (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

- (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased: A set of An imaging system for the Saitama Crisis Management and Disaster Preparedness Center (Provisional name).

- (2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., May 10, 2010

In person: 3:30 p.m., May 11, 2010

- (3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成 22 年 6 月 11 日（金）

(4) 納入場所

県内各市区町村選挙管理委員会及び埼玉県企画財政部市町村課

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「印刷の請負」の A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 業務を遂行するに当たり、入札説明書・仕様書に示す要求事項に適合することを認められた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 小林 電話 048-830-5778 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎総務部地下会議室 平成22年5月11日(火)午後2時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成22年5月10日(月)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年4月21日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成 22 年 4 月 20 日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Service Required:

Printing of the ballots for the House of Councilors

(2) Deadline for submission

By mail: registered must be received by 5:00 pm, May 10, 2010

In person: 2:00 pm, May 11, 2010

(3) Contact Point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department Saitama Prefectural government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第十一条第一項の規定に基づき、事業者がその事業活動において地球温暖化対策を総合的に実施するために講ずべき措置に関する指針を次のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針

第1 趣旨

この指針は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、事業者がその事業活動において地球温暖化対策を総合的に実施するために必要な事項を定めるものである。

第2 事業者が講ずるよう努めなければならない措置

1 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関すること

事業活動における温室効果ガスの排出抑制に関し、事業者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

別表第1に掲げる対策などによるエネルギー使用状況の把握その他の方法により事業活動における温室効果ガスの排出量を把握すること。

(2) 温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定

(3) 省エネルギー対策の実施

ア 別表第2に掲げる対策などによる設備の運転方法の改善又は設備・機器等の使用方法の工夫によりエネルギー消費を抑制すること。

イ 別表第3に掲げる対策などによる適切な設備の管理を行い、機能を維持させること。

ウ 別表第4に掲げる対策などによる高効率な設備への更新等の設備改善をすること。

エ その他、効果的な省エネルギー対策を選択し、実施すること。

(4) 排出係数（燃料等ごとに、当該燃料等の一単位当たりの使用に伴い排出される二酸化炭素の量で表した係数。以下同じ。）の小さい燃料等を使用した設備への更新

(5) 建物の断熱強化

(6) 対策の計画的な実施と継続的な改善

(7) その他必要な措置

2 事業活動における再生可能エネルギーの利用に関すること

再生可能エネルギーの利用に関し、事業者が講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入や他者からの再生可能エネルギーの取得についての検討

(2) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入

(3) 他者からの再生可能エネルギーの取得

(4) 再生可能エネルギーの導入に関する情報の収集

3 その他事業活動における地球温暖化対策に関すること

(1) 組織体制の整備

事業者は、事業活動における地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するため、次に掲げる措置を講ずるための組織体制を整備し、別表第5に掲げる対策などを着実に実施する。

ア 地球温暖化対策の実施に関する目標、実施方針、計画等の作成

イ 地球温暖化対策の実施及び進行管理

ウ 地球温暖化対策の効果の確認及び検証

エ 地球温暖化対策の見直し

オ 温室効果ガスの排出量及び温室効果ガスの排出量を算定する基となるエネルギー使用量等の記録並びに当該エネルギー使用量等を証する書類の管理

カ 各事業所におけるエネルギー消費設備・機器の稼働状況、エネルギーの使用に関する数値等を定期的に記録する管理台帳の整理

キ オ及びカに掲げるもののほか、各事業所におけるエネルギー消費設備・機器の運転及び保全についての適正な管理

ク 事業所の従業員等に対する地球温暖化対策に関する理解及び認識を深めるための地球温暖化対策に関する普及啓発及び教育活動の実施

ケ 地球温暖化対策の実施のための予算の管理

コ 他の事業者の温室効果ガスの削減量の取得等（以下「排出量取引」という。）を行う場合にあっては、次に掲げる措置

(ア) 対策の実施による温室効果ガス排出量の削減見込を踏まえた、排出量取引の予測その他の管理

(イ) 他の事業者との排出量取引の実施に関する連絡、調整、契約等

(ウ) 排出量取引の実施のための予算の管理

(2) 他の事業者が実施する地球温暖化対策への協力

事業者は、他の事業者が地球温暖化対策を実施する場合には、当該対策の実施に協力するよう努めるものとする。

第3 大規模事業所における取組の促進

温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模事業所については、環境に与える影響が大きいことに鑑み、地球温暖化対策の実施にあたっては、第2に掲げる措置のほか、次の事項を実施するものとする。

1 目標の設定

特定事業者のうち、知事が別に定める量以上のエネルギーを知事が別に定める期間連続して使用する大規模な事業所（以下「大規模事業所」という。）を県内に設置している者（以下「大規模事業者」という。）は、知事が別に定める期間（以下「削減計画期間」という。）における大規模事業所における温室効果ガスの削減量を、知事が別に定める方法により算定する当該大規模事業所の基準となる温室効果ガス排出量（以下「基準排出量」という。）に、削減計画期間において基準排出量に対して温室効果ガスを削減する必要があるものとして知事が定める割合（以下「目標削減率」という。）を乗じて算定される量（以下「削減目標量」という。）以上とすることを目標として定めるものとする。

2 目標の達成

大規模事業者は、削減計画期間において目標を達成するよう努めるものとする。

3 目標達成の手段

大規模事業者においては、大規模事業所における削減計画期間の温室効果ガス排出量を自ら削減するほか、大規模事業所における削減計画期間の温室効果ガスの削減量が削減目標量と比較して不足している場合には、排出量取引で取得した温室効果ガスの削減量を自らの削減量とみなすことができる。この場合、大規模事業者は、排出量取引による温室効果ガスの削減量の取得に優先して、大規模事業所の温室効果ガス排出量の削減に努めるものとする。

4 排出量取引の実施

大規模事業者は、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、排出量取引の方法について検討し、計画的な取得に努めるものとする。

また、削減計画期間の最終年度には、その前年度までの削減量及び最終年度の削減量見込みの合計と最終的な削減目標量とを比較して、削減目標を達成するため、削減計画期間終了の翌年度において必要な排出量取引の量を予測し、当該排出量取引に係る適切な予算措置を講ずるよう努めるものとする。

排出量取引の実施方法等の詳細については、知事が別に定める。

第4 地球温暖化対策計画

条例第12条及び第13条の規定に基づく地球温暖化対策計画は、次により作成するものとする。

1 温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標の設定

事業者は温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を定めるものとする。

2 目標水準

大規模事業者以外の事業者は、県が定める目標削減率等を参考にできるだけ高い水準の目標を定めるよう努めるものとする。

大規模事業者は、技術的及び経済的に実施可能な対策の実施により削減目標量以上の削減が見込まれる場合にあっては、削減目標量より高い目標を定めるものとする。

3 計画策定年度

計画は、次の(1)から(3)に掲げる計画期間ごとに当該(1)から(3)に定める年度を目標年度として設定するものとする。ただし、計画期間内を区分し、より短期的な目標を設定することについて妨げるものではない。

なお、大規模事業所については、当該事業所ごとに同様とする。

- (1) 第1計画期間（平成22年度から平成26年度まで） 平成26年度
- (2) 第2計画期間（平成27年度から平成31年度まで） 平成31年度
- (3) 平成32年度以降の5年ごとの期間 当該期間の最終年度

4 地球温暖化対策計画に記載すべき事項

地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項を、知事が別に定める様式に記載するものとする。

- (1) 過去の温室効果ガス排出量の推移
- (2) 温室効果ガス排出量の削減に係る目標（温室効果ガス排出量の総量の目標又は生産量や床面積など事業者の活動規模を表す指標1単位当たりの温室効果ガス排出量の目標）及び地球温暖化対策の推進に関する基本方針
- (3) 地球温暖化対策の計画期間、内容、当該対策による温室効果ガス排出量削減効果の見込み及び当該対策の実施年度
- (4) 地球温暖化対策のために整備した組織体制の概要及び地球温暖化対策推進者の氏名
- (5) 事業所の用途、事業所で実施される事業の概要、敷地面積、延べ床面積その他温室効果ガス排出量に影響を与える事項
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業所外での温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業所の取組、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等事業者として実施した地球温暖化対策の内容（記載を希望する場合に限る。）
- (7) 温室効果ガス排出量の削減又は地球温暖化対策の実施の状況に関する自己評価（記載を希望する場合に限る。）
- (8) 計画の公表方法

5 地球温暖化対策実施状況報告書に記載すべき事項

条例第14条の規定に基づく地球温暖化対策実施状況報告書は、次に掲げる事項を、知事が別に定める様式に記載するものとする。

- (1) 把握した温室効果ガス排出量
- (2) 生産量や床面積など事業者の活動規模を表す指標1単位当たりの温室効果ガス排出量
- (3) 実施した地球温暖化対策の内容、当該対策による温室効果ガス排出量削減効果の見込み
- (4) 事業所外での温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業所の取組、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等事業者として実施した地球温暖化対策の内容（記載を希望する場合に限る。）

6 計画等の公表

条例第15条の規定に基づく計画等の公表は、次に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの削減目標（大規模事業者にあつては、基準排出量及び削減目標量）
- (2) 計画期間
- (3) 削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- (4) 前年度における温室効果ガス排出量

この指針に定めるもののほか、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書の作成に関しては、知事が別に定める。

別表（事業所等における地球温暖化の対策）

第1 エネルギーの使用状況の把握

対策項目	対策内容
1 エネルギーの使用量の把握	(1) 自ら把握可能な情報に基づき、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(2) 自ら把握可能な情報に他者から得た情報も加え、事業所等の全体のエネルギーの使用量を把握し、集計し、整理すること。
	(3) 管理用の計量器又は取引用の計量器を容易に視認でき、又は設置した場合には、必要に応じて、日又は時間などのより短い周期でエネルギー使用量を記録し、集計し、整理すること。
	(4) 設備ごとに管理用の計量器を設置し、エネルギーの使用量を詳細に記録し、集計し、整理すること。
2 エネルギーの使用状況の把握	(1) エネルギーの使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギーの使用傾向を把握すること。
	(2) エネルギーについて、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。
	(3) 管理用の計量器で把握した設備のエネルギーの使用量により、主要な設備のエネルギーの使用状況を把握すること。
	(4) 事業所等ごとのエネルギーの使用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。

第2 運用対策

1 全事業者

対策項目	対策内容
(1) 執務室、共用部等の照明設備	ア 点灯及び消灯の基準を作成し、空き室、不在時等の不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 執務室の点灯範囲が分割できる場合、点灯範囲の現状を把握し、使用者が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
	ウ 日本工業規格 Z 9110(照度基準)及び Z 9125(屋内作業場の照明基準)並びにこれらに準ずる規格に規定するところにより、視作業の状況及び視環境の快適性を勘案の上、適正な照度レベルに設定すること。
	エ 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
	オ 事務所等の営業形態を考慮し、昼休み消灯(一部又は全部)を実施すること。
(2) 執務室、共用部等の空調設備	ア 冷暖房温度については、着衣の工夫を行うとともに、県が推奨する設定温度を勘案し、設定すること。
	イ 空調の運転範囲が分かれている場合、使用者が認識するよう室内機スイッチに運転範囲を表示すること。

	<p>リ 温度計等を活用して執務室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。</p> <p>エ 空き室、不在時等のこまめな空調停止、終業時刻より早めの空調停止など室内機スイッチ操作の基準を作成すること。</p> <p>オ 空調負荷の低減を図るため、予熱時又は予冷時の外気導入量の停止等を実施すること。</p> <p>カ 空調負荷の低減を図るため、夏季及び冬季時の外気導入量の制御、中間期(春季及び秋季)の全熱交換器の運転停止等を実施すること。</p> <p>キ 中間期(春季及び秋季)には、外気を直接室内に導入して冷房を行うなど、熱源エネルギーの削減を図ること。</p>
(3) 事務用機器	<p>ア 複写機(以下「コピー機」という。)、印刷機(以下「プリンター」という。)、ファクシミリ等に省エネモードの設定がある場合は、当該設定を実施すること。</p> <p>イ コピー機及びプリンターについて、業務終了時に速やかに停止すること。</p> <p>ウ 個人用のパーソナルコンピューター(以下「パソコン」という。)等については、離席時等の不使用时には、待機電力の削減のため電源を切ることを徹底すること。</p>
(4) 共用設備	<p>ア 共用設備では、便所の便座ヒーター、給湯器等の設定温度を把握し、季節に応じた設定温度の変更を実施すること。</p> <p>イ 自動販売機の照明については、夜間営業がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる消灯を実施すること。</p> <p>ウ 飲料用自動販売機については、夜間営業等がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる停止を実施すること。</p> <p>エ 屋外照明(屋外灯・駐車場灯・看板灯)は、明るさによる自動点滅器、タイマー等による季節に応じた点灯時間の管理を実施すること。</p> <p>オ 屋内駐車場の換気時間を把握し、換気の不要時間帯における換気設備の停止を実施すること。</p>

2 運用対策(産業部門)

対象となる設備	対策内容
(1) 産業設備全般	ア 作業効率の維持又は向上のため、4S(整理、整頓、清潔及び清掃)を徹底すること。
	イ 作業効率が最適となるよう、作業動線を考慮した機器配置とすること。
(2) 生産設備	ア 機器の特性の把握、特に負荷に対する効率を把握し、機器リストを作成すること。
	イ 運転方法をルール化し、不用時の停止をこまめに実施すること。
	ウ 生産設備の日常的な運転時の電流、電圧等を記録し、管理すること。

	<p>イ 同種の機器が複数ある場合には、効率の良い機器から優先的な運転を実施すること。</p> <p>オ 同種の機器が複数ある場合には、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。</p>
(3) 受変電設備	<p>ア 最大負荷時、最低負荷時などの機器の運転状況に応じた受電力率を把握し、その記録を管理すること。</p> <p>イ 機器の起動順序、運転時間等の運転方法の変更、機器更新時など機会をとらえ、契約電力の見直しを行うこと。</p>
(4) コンプレッサ設備	<p>ア 通常の運転状態の把握のために、圧縮空気の系統図の作成、圧縮空気の使用設備のリストを作成し、省エネルギー対策の基本データとして整備すること。</p> <p>イ 配管系統からの漏れによる損失の低減のため、エア漏れの確認を行うこと。</p> <p>ウ コンプレッサ出口、エアドライヤ及びタンクの前後並びに使用端の圧力を日常的に記録し、圧力の管理をすること。</p> <p>エ 吐出圧力については、供給される側の機器の最低必要圧力を確認し、配管ロス等を考慮の上、使用圧力に応じた適正な吐出圧力に調整すること。</p> <p>オ コンプレッサが複数台設置されている場合には、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。</p>
(5) ボイラ設備	<p>ア 通常の運転状態の把握のために、燃料使用量、給水量、運転時間の日常的な記録、蒸気の系統図の作成、蒸気の使用設備のリスト作成、ボイラ単体効率の把握をし、省エネルギー対策の基本データとして整備すること。</p> <p>イ 蒸気を用いて加熱等を行う設備については、加熱設備内部及び蒸気管での放熱を防止するため、不要時には蒸気供給バルブの閉止を実施すること。</p> <p>ウ 生産設備が稼働できるようになるまでのボイラの暖機時間を把握し、暖機運転時間の短縮をすること。また、季節に応じた暖機運転時間の設定を行うこと。</p> <p>エ ボイラのブローについては、過剰なブロー量による熱の損失を防止するため、定期的に給水及びボイラ水の水质分析を行い、可能な限りブロー量を低減すること。</p> <p>オ 蒸気圧力については、供給される側の機器の最低必要圧力を確認し、配管ロス等を考慮の上、使用圧力に応じた適正な圧力へ調整すること。</p> <p>カ 熱源が複数ある場合には、使用量に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。</p> <p>キ 空気比を確認し、燃料の消費が少なく、最適な燃焼効率が見られるよう調整を実施すること。</p>
(6) 給排水設備	<p>ア 漏水による無駄を防止するため、終業時及び始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。</p> <p>イ 機器の洗浄時間等の水利用方法に関する基準を作成し、水使用量の抑制を実施すること。</p>
(7) (1)から(6)まで以外の業務用設備	<p>ア (1)から(6)まで以外の業務用設備については、業種特有の機器を中心に、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。</p>

イ (1)から(6)まで以外の業務用設備については、業種特有の機器を中心に、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。

3 運用対策(業務部門)

対策分類		対策内容
対象事業者	対象となる設備	
(1) 飲食系の業種	ア ちゅう房・バックヤードの照明設備	(ア) 荷物等が照明の障害となり、照度低下が発生しないよう、定期的な確認とともに、整理整頓を徹底すること。
		(イ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 客室等の照明設備	(ア) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(イ) 客数の少ない時間帯には、可能な限り客席を集約し、点灯範囲を限定する等の点灯管理を実施すること。
	ウ ちゅう房・バックヤードの空調設備	(ア) 空調の吹出口の直近の荷物等による通風障害が発生しないよう、定期的な確認とともに、整理整頓を徹底すること。
		(イ) ちゅう房の換気量を見直し、過度の空調負荷にならないよう換気量の適正化を図ること。
	エ 客室等の空調設備	(ア) 温度計を使用して室内温度状態を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の空調設備については、作業エリアに限定するなど基準を作成し、不要箇所の運転をこまめに停止すること。
		(ウ) 客数の多寡が生じる時間帯に応じた、空調のこまめな運転管理を実施すること。
	オ ちゅう房設備	(ア) 加熱用機器の使用では、適切な加熱時間を検討し、その目安となる時間を表示して無駄な加熱の抑制を図ること。
		(イ) 加熱用機器については、加熱時の熱損失を低減するため、加熱時はふたをすよう表示し、指導すること。
		(ウ) 水栓器具の近傍に節水を促す表示をし、使用者への意識啓発を図ること。
(エ) 調理用機器、食器用洗浄機等については、効率的な使用方法を検討し、その方法を機器の近傍に表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。		
カ 冷凍冷蔵設備	(ア) 冷凍冷蔵庫については、内容物に適した冷凍温度及び冷蔵温度を把握し、適正な温度設定を行うことで過冷却の防止を図ること。	
	(イ) 冷凍及び冷蔵の適正温度については、庫外に表示するなど、使用者への意識啓発を図ること。	
	(ウ) 冷凍冷蔵庫からの材料出しについては、材料の収納位置を庫外に表示し、冷凍冷蔵庫の開閉時間の短縮を図ること。	

(2) 温水利用系の業種	キ アからカまで以外の業務用設備	(ア) アからカまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからカまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	ア 利用室等の照明設備	(ア) 利用室の点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
		(ウ) 利用室、倉庫等については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 利用室の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	ウ 給湯設備	(ア) 季節に応じた設定温度の見直しを実施すること。
		(イ) 配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること。
		(ウ) 利用客数とガス消費量との関係を把握し、利用客数に対するガス消費量の割合の低減を図ること。
		(エ) 熱源設備が複数ある場合は、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
	エ 給排水設備	(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業・始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
	(イ) 利用客数と水道使用量との関係を把握し、利用客数に対する水道使用量の割合の低減を図ること。	
オ アからエまで以外の業務用設備	(ア) アからエまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。	
	(イ) アからエまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。	

(3) 宿泊型系の業種	ア 共用部の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 中央熱源方式空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	イ ちゅう房設備	(ア) 加熱用機器の使用では、適切な加熱時間を検討し、その目安となる時間を表示して無駄な加熱を抑制すること。
		(イ) 加熱用機器については、加熱時の熱損失を低減するため、加熱時はふたをするよう表示し、指導すること。
		(ウ) 水栓器具の近傍に節水を促す表示をし、使用者への意識啓発を図ること。
		(エ) 調理用機器、食器用洗浄機等については、効率的な使用法を検討し、その方法を機器の近傍に表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	ウ 給湯設備	(ア) 季節に応じた設定温度の見直しを実施すること。
		(イ) 配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること。
		(ウ) 利用客数とガス消費量との関係を把握し、利用客数に対するガス消費量の割合の低減を図ること。
		(エ) 熱源設備が複数ある場合は、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
エ 給排水設備	(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業・始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。	
	(イ) 利用客数と水道使用量との関係を把握し、利用客数に対する水道使用量の割合の低減を図ること。	
オ アからエまで以外の業務用設備	(ア) アからエまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。	
	(イ) アからエまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。	
(4) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種	ア 客室等の照明設備	(ア) 点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(イ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
	イ 客室等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。

(5) 食品小売系の業種		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	ウ (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備等	(ア) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	ア 売場等の照明設備	(ア) 点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(ウ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(エ) 展示品用スポット照明については、過剰な設置台数とならないよう照射位置の調整を実施すること。
イ 売場等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。	
	(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。	
	(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。	
	(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。	
	(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。	
	(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。	
ウ 冷凍冷蔵設備	(ア) 冷凍冷蔵庫については、内容物に適した冷凍温度及び冷蔵温度を把握し、適正な温度設定を行うことで過冷却の防止を図ること。	

		<p>(イ) 冷凍及び冷蔵の適正温度については、庫外に表示するなど、使用者への意識啓発を図ること。</p> <p>(ウ) 冷凍冷蔵庫からの材料出しについては、材料の収納位置を庫外に表示し、冷凍冷蔵庫の開閉時間の短縮を図ること。</p> <p>(エ) 冷凍冷蔵ショーケースにナイトカバーが附属している機種については、営業終了後のナイトカバーの設置を徹底して実施すること。</p> <p>(オ) 冷凍冷蔵ショーケースについては、冷氣噴出し口の周辺を整理し、陳列物が原因となる冷却効率低下の防止を徹底すること。</p>
	エ アからウまで以外の業務用設備	<p>(ア) アからウまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。</p> <p>(イ) アからウまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。</p>
(6) (5)以外の小売系の業種	ア 売場等の照明設備	<p>(ア) 点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。</p>
		<p>(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。</p>
		<p>(ウ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。</p>
		<p>(エ) 展示品用スポット照明については、過剰な設置台数とならないよう調整を実施すること。</p>
	イ 売場等の空調設備	<p>(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。</p>
		<p>(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。</p>
		<p>(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。</p>
		<p>(エ) 温度計等を活用して室内温度を把握し、過冷却等にならないよう、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。</p>
		<p>(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。</p>
		<p>(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。</p>
	ウ (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備等	<p>(ア) (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。</p>
		<p>(イ) (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。</p>
(7) テナントビルの所有者等	ア 共用部の照明設備	<p>(ア) 利用時間に応じて、フロアごとの点灯及び消灯を実施すること。</p>

		(イ) 階段照明については、消灯の可否を検討し、可能な場合には消灯を実施すること。
イ 共用部の空調設備		(ア) 温度計等を活用して共用部の温度を把握し、その温度に応じた風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(イ) 共用部の空調がフロアごとに停止可能な場合は、テナント等の営業時間に合わせるなどフロアごとの運転管理を実施すること。
		(ウ) 中央熱源方式の空調設備の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
ウ ア及びイ以外の業務用設備		(ア) ア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) ア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。

第3 設備保守対策

1 産業部門

対象となる設備		対策内容
(1) 照明設備		適正な照度を維持するため、ランプ及び反射板の清掃、定期的なランプの交換など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(2) 空調・換気設備	ア 中央熱源方式空調設備	熱源設備、空調機器、ポンプ、ファン、配管、ダクト、冷却塔等については、個別機器の効率及び空調設備全体の総合的な効率を良好な状態に維持するため、フィルター、熱交換器、凝縮器、コイルフィンなどの清掃等、定期的に保守及び点検を実施すること。
	イ 個別方式空調設備	圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
	ウ 換気設備	圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(3) 生産設備		(ア) 生産設備については、機器の効率を維持するため、運転状況を確認し、消耗品を交換等するなど定期的な保守及び点検を実施すること。
		(イ) 配管での圧力損失を防ぐため、ポンプのストレーナー及び送風機のフィルターの清掃を定期的実施すること。
(4) コンプレッサ設備		(ア) 配管系統からの漏れによる損失を低減するために、定期的にエア漏れ箇所の点検及び補修を実施すること。
		(イ) コンプレッサの効率を維持するために、定期的な点検を実施すること。
(5) ボイラ設備		(ア) ボイラの燃焼効率を維持するため、定期的な保守及び点検を実施すること。
		(イ) スチームトラップについては、動作不良等による蒸気の漏えい及び閉そくを防止するため、定期的に保守及び点検を実施すること。
		(ウ) 配管系統からの漏れによる損失を低減するために、定期的に蒸気漏れ箇所の点検及び補修を実施すること。

	(エ) ボイラへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈殿を防止し、ボイラの効率を維持するため、日本工業規格 B 8223(ボイラの給水及びボイラ水の水質)の規定により水質管理を実施すること。
(6) 給排水設備	漏水による無駄を防止するため、終業時及び始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
(7) (1)から(6)まで以外の業務用設備	設備の効率を維持するため定期的に保守及び点検を実施すること。

2 業務部門

対象となる設備		対策内容
(1) 照明設備		適正な照度を維持するため、ランプ及び反射板の清掃、定期的なランプの交換など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(2) 空調・換気設備	ア 中央熱源方式空調設備	熱源設備、空調機器、ポンプ、ファン、配管、ダクト、冷却塔等については、個別機器の効率及び空調設備全体の総合的な効率を良好な状態に維持するため、フィルター、熱交換器、凝縮器、コイルフィンなどの清掃等、定期的に保守及び点検を実施すること。
	イ 個別方式空調設備	圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
	ウ 換気設備	圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(3) 給湯設備	中央方式給湯設備	(ア) 給湯設備については、熱源の効率維持のため、ボイラ等の定期的な保守及び点検を実施すること。
		(イ) ボイラ等については、空気比を確認し、燃料の消費が少なく、最適な燃焼効率が得られるよう調整を実施すること。
(4) (1)から(3)まで以外の業務用設備		設備の効率を維持するため定期的に保守及び点検を実施すること。

第4 設備導入対策

1 産業部門

対策分類		対策内容
対象となる設備	対策項目	
(1) 照明設備	ア 屋内ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとりえて順次高効率のランプを導入すること。
	イ 屋内照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器(Hf型)へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新、新設等の機会をとりえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具(Hf型等)を導入すること。
ウ 屋内照明の点灯回路の細分化	(ア) 照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行うこと。	

		(イ) 消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサーなどを導入すること。
	エ 屋外ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプの導入を実施すること。
	オ 屋外照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器(Hf型)へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新・新設等の機会をとらえて、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具(Hf型、メタルハライドなど)を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないよう配慮すること。
(2) 空調設備 (中央熱源方式)	ア 冷温水配管の保温	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A 9501(保温保冷工事施工標準)及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 搬送動力の 負荷に応じた 制御の導入	(ア) 搬送動力(ポンプ及びファン)については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率モータの導入を実施すること。
		(イ) インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御の導入を実施すること。
ウ 冷温熱源機の高効率化	空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。	
(3) 空調設備 (個別方式)	空調機の効率化	更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器の導入を実施すること。
(4) 生産設備	モータの高効率化	(ア) 更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率モータの導入を実施すること。
		(イ) 負荷変動が大きい設備には、使用状況、更新時期等について検討し、インバータによる可変速制御などの導入をし、負荷変動に応じた設備の運転を実施すること。
(5) コンプレッサ設備	ア 機器の高効率化	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率なコンプレッサの導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
	イ 機器の効率的な使用	コンプレッサの吸気は、温度の低い方が効率が良いため、低温かつ清浄な空気の取入れが可能な場所がある場合には、その設置場所へ移設をすること。更新の際にも、給気効率を考慮した場所に設置すること。
(6) ボイラ設備	ア 系統からの放熱防止対策	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A 9501(保温保冷工事施工標準)及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 機器の高効率化	更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間や駆動方式等を踏まえ、順次高効率なボイラの導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

(7) (1)から(6)まで以外の設備	(1)から(6)まで以外の設備の高効率化	更新時及び新設時等には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
---------------------	----------------------	---

2 業務部門

対策分類		対策内容
対象となる設備	対策項目	
(1) 照明設備	ア 屋内ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプを導入すること。
	イ 屋内照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器(Hf型)へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具(Hf型等)を導入すること。
	ウ 屋内照明の点灯回路の細分化	(ア) 照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行うこと。
		(イ) 消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサーなどを導入すること。
	エ 屋外ランプの高効率化	既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプの導入を実施すること。
オ 屋外照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器(Hf型)へ更新すること。 (イ) 照明器具の更新・新設等の機会をとらえて既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具(Hf型、メタルハライドなど)を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないよう配慮すること。	
(2) 空調設備(中央熱源方式)	ア 冷温水配管の保温	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A 9501(保温保冷工事施工標準)及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 搬送動力の負荷に応じた制御の導入	(ア) 搬送動力(ポンプ及びファン)については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率モータを導入すること。
		(イ) インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御を導入すること。
ウ 冷温熱源機の高効率化	空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。	
(3) 空調設備(個別方式)	空調機の効率化	更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器を導入すること。
(4) 冷凍冷蔵設備	ア 冷凍冷蔵ショーケースの照明の効率化	トップフード照明を設置し、ショーケース内照明の低減を図ること。

	イ 冷凍冷蔵ショーケースの断熱化	ナイトカバーの附属状況を確認し、附属していない場合は、外付けのナイトカバーを設置すること。
	ウ 冷凍冷蔵ショーケースの冷凍冷蔵機能の効率化	(ア) インバータによる可変速制御が可能な場合、冷凍機に可変速制御を導入し、負荷変動に応じた設備の運転を実施すること。 (イ) 更新時及び新設時には、より高効率な機器の導入を実施すること。
(5) 給湯設備	ア 給湯器の効率化	(ア) ガス式給湯器については、更新時、新設時等の機会をとらえて、潜熱回収型ガス給湯器など順次高効率な機器の導入を実施すること。 (イ) 電気式給湯器は、更新時、新設時等の機会をとらえて、ヒートポンプ式給湯器など順次高効率な機器の導入を実施すること。
		(ウ) ボイラの更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力の比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
	イ 温水配管の保温の強化	冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A 9501(保温保冷工事施工標準)及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
(6) 事務用機器	事務用機器の効率化	パソコン、プリンター、コピー機、ファクシミリを更新時及び新設時には、より省エネルギー性能の高い機器の導入を実施すること。
(7) (1)から(6)まで以外の設備	(1)から(6)まで以外の設備の効率化	更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

第5 組織体制の整備

対策分類		対策内容
実施主体	対策項目	
1 本社等	(1) 統括する立場にある者のリーダーシップの発揮	ア 地球温暖化の対策を推進するための方針を設定すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
	(2) 推進体制の整備	ア 事業所等において統括する立場にある者が定めた方針の下に、具体的な取組目標及び取組内容を設定すること。
		イ 取組状況を定期的に点検する体制を構築すること。
		ウ アで設定した目標及び取組状況の点検体制については、一定期間、定期的に精査を行い、必要に応じて改善すること。
	エ 事業所等ごとの温室効果ガスの排出状況等を把握するため、必要に応じ、支店等を支援すること。	

		オ 把握した温室効果ガスの排出状況等について、整理及び分析を行い、その結果を各事業所等へ情報提供するなど事業者全体で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。
		カ 地球温暖化の対策を推進する組織横断的な委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
	(3) 外部の専門家との連携	ア 専門的知識を有する人材が不足する場合には、県が実施している「省エネルギー相談」等を積極的に活用するなど、県が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。
		イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
	(4) 従業員の育成・啓発	ア 従業員に、地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
		イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
	(5) 優良事例の共有化	ア 地球温暖化の対策の取組における優良事例の情報収集を実施すること。
		イ 優良事例については、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全体で共有する体制を構築すること。
		ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、支店等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を共有化すること。
2 支店等	(1) 責任者のリーダーシップの発揮	ア 本社等が定めた方針及び目標を踏まえ、支店等におけるより具体的な取組方針及び取組目標を設定すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
	(2) 推進体制の整備	ア 責任者が定めた方針の下に支店等における具体的な取組目標及び取組内容を、推進担当者(部署)が設定すること。
		イ 取組状況を定期的に点検する体制を構築すること。
		ウ アで設定した目標及び取組状況の点検体制については、一定期間、定期的に精査を行い、必要に応じて改善すること。
		エ 支店等ごとに、温室効果ガスの排出状況を把握すること。
		オ 把握した温室効果ガスの排出状況等については、整理及び分析を行い、支店等内の従業員へ情報提供することなどにより事業所等内で共有するとともに、本社等への情報提供も積極的に行い、事業者全体で共有すること。
		カ 組織横断的に地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
	(3) 外部の専門家との連携	ア 専門的知識を有する人材が不足する場合には、県が実施している「省エネルギー相談」等を積極的に活用するなど、県が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。

		イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
	(4) 従業員の育成・啓発	ア 事業所等の従業員向けに地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
		イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
	(5) 優良事例の共有化	ア 地球温暖化の対策の取組における優良事例の情報収集を実施すること。
		イ 優良事例について、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全体で共有すること。
		ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、事業所等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を共有化すること。
3 連鎖化事業者の本部	(1) 推進体制の整備	ア 事業所等（加盟店を含む。）ごとに、温室効果ガスの排出状況等を把握し、分析等を行った情報について、各事業所等との間で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。
		イ 店舗に対する巡回指導等の機会を活用し、各事業所等間の情報の共有化、対策の推進状況の確認・指導等の体制を構築すること。
		ウ 店舗への地球温暖化の対策の指導レベルを上げるため、店舗に対して巡回指導等を行う者の地球温暖化の対策に関する知識及びスキルの向上を図る体制を構築すること。
	(2) 加盟者との協力体制の整備	ア 連絡票、電子メール等の加盟者との連絡手段を整備し、地球温暖化の対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。
		イ 事業所等における優良事例等については、事業所等間で情報を共有できる体制を構築すること。
		ウ 優れた取組を実施する店舗には、優良店舗としての認定を行うなど取組を評価する仕組みを構築すること。
		エ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど事業所等との間で推進体制を整備すること。
4 テナントビルの所有者等	(1) テナントビル等への情報提供体制の整備	ア テナント等に対し、当該テナント等が使用する事業所等のエネルギー等の使用量の情報を提供できる体制を構築すること。
		イ テナント等が自ら使用したエネルギー等の使用量を推計するための基となる情報、例えば、事業所の全体で使用するエネルギー等の使用量などを提供する体制を構築すること。
		ウ 中央熱源方式の空調設備の場合、テナント等が当該設備を使用した割合に応じたエネルギー等の使用量を推計し、当該テナント等に情報を提供する体制を構築すること。

	(2) テナント等との協力体制の整備	ア 掲示板、連絡票などのコミュニケーションツールを活用し、地球温暖化対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなどテナント等との具体的な協力体制を構築すること。
		ウ テナント等が実施する取組が評価できるエネルギー使用の料金体系、その還元方式等を検討し、採用する体制を構築すること。
5 テナント等	所有者等との協力体制の整備	ア テナントビルの所有者等が実施する地球温暖化の対策に協力する体制を構築すること。
		イ テナントビルの所有者等が設置する地球温暖化の対策を推進する委員会などの設置・運営に協力する体制を構築すること。
		ウ テナントビルの所有者等へ地球温暖化の対策を推進する提案を実施する体制を構築すること。

告 示

埼玉県告示第四百八十五号

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第二十五条第二項の規定に基づき、自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車を次のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車とは、次に定める自動車をいう。

- 一 電気自動車
- 二 燃料電池自動車
- 三 車両総重量が三・五トンを超える自動車のうち、平成二十七年燃費基準達成車（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく平成二十七年燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）
- 四 車両総重量が三・五トン以下の自動車のうち、次に掲げる自動車
イ ガソリンの乗用車、軽量車及び中量車で、平成二十七年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成二十二年燃費基準を二十五パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車
ロ ディーゼルの乗用車、軽量車及び中量車で、平成二十七年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成二十七年燃費基準を二十五パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車
- ハ LPガスの乗用車で、燃費基準実施要領に基づく平成二十二年燃費基準を二十五パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車（車両総重量が二・五トン以下のLPガスの乗用車にあっては、燃費基準実施要領に基づく平成二十二年燃費基準を十パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車）
- 五 燃費基準実施要領に基づく燃費基準の定めがない自動車

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第二十八条の規定に基づき、低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車の台数の割合を次のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 低燃費車を導入すべき期限は、平成二十七年三月三十一日とする。
- 二 低燃費車の台数の割合は、五パーセントとする。

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一口中「大字正能、大字戸崎及び大字道地」を「正能、戸崎及び道地」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人 池田レディースクリニック	医療法人 池田レディースクリニック	本庄市小島南 3-1-12	平成 18 年 11 月 1 日
川口ファミリークリニック	出 光 豊 明	川口市戸塚6-20-13 KF第2オフィス1階	平成 22 年 2 月 8 日
医療法人信和会 所沢神経クリニック	医 療 法 人 信 和 会	所沢市日吉町2-4 リエート所沢4階	平成 21 年 11 月 30 日
上村内科小児科	上 村 隆 志	富士見市東みずほ台1-5-1 みずほ台ハイム2F	平成 22 年 2 月 1 日
秋山歯科医院	秋 山 悠 介	鶴ヶ島市脚折 1 8 6 1-9	平成 22 年 2 月 5 日
羽生中央歯科医院	志 村 彰	羽生市中央 3-4-7	平成 22 年 2 月 1 日
星川歯科医院	渡 邊 典 雄	熊谷市星川 2-5-5	平成 22 年 3 月 1 日
こまがわ駅前歯科	福 田 英 治	日高市原宿 3 3 6-2 3	平成 22 年 2 月 19 日
スマイル歯科クリニック	鳥 海 龍 徳	深谷市上柴町4-2-14 サングリーンイト-ヨコガド-2F	平成 21 年 12 月 10 日
澤口歯科医院	澤 口 政 治	北葛飾郡栗橋町東 2-7-1	平成 22 年 1 月 30 日
ライフ歯科ペリオデンタルクリニック清瀬	本 平 一 志	新座市新堀 2-13-12	平成 22 年 3 月 10 日
とみた歯科医院	富 田 康 夫	秩父市蒔田 2 2 7 3-1	平成 22 年 2 月 18 日
アロン薬局東川口店	有限会社アロン薬局	川口市戸塚東 3-2-21	平成 22 年 3 月 1 日
クリーン薬局	中 島 守 雄	鴻巣市新宿 1-153	平成 22 年 2 月 1 日
よつば薬局	有 限 会 社 会 営	富士見市鶴馬 2 6 0 5-10 えり美ビル1階	平成 22 年 3 月 3 日
あおい調剤薬局 新狭山店	あおい調剤薬局株式会社	狭山市新狭山 2-9-21	平成 22 年 1 月 1 日
日本調剤 和光薬局	日 本 調 剤 株 式 会 社	和光市諏訪 4-10	平成 22 年 2 月 1 日
オレンジ薬局 川島曲師店	井 上 辰 憲	比企郡川島町曲師 1 2 1-1	平成 22 年 3 月 2 日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
山下 周一		中央接骨院	春日部市中央 1-59-2	平成 22 年 1 月 28 日
古平 鎮之		いずみ接骨院	上尾市小泉 2 9-1	平成 21 年 12 月 18 日
新井 史義		阿部整骨院	鴻巣市箕田 1 8 8 2-1	平成 21 年 12 月 21 日
三井 一洋		さつき接骨院	三郷市駒形 1 0 5-3	平成 22 年 3 月 1 日
小野 和美		中央整骨院	入間郡三芳町藤久保 3 0 9-3	平成 22 年 2 月 18 日

柳田 光		柳田 整骨院	久喜市東3-33-3	平成22年2月12日
三浦 利昭		ひよこ整骨院	東村山市秋津町5-23-6 秋津トーマビル 1F	平成22年1月18日
猪鼻 啓之		落合南長崎整骨院	新宿区西落合3-1-24-102	平成22年2月10日
石坂 雅春		レイス治療院	深谷市東方町3-2-14	平成22年1月21日
川崎 啓一	訓練1-2-1 ガーバニキ訓練501			平成22年2月9日
新井 努		治療院センドラン・ミサト	児玉郡美里町木部下谷80-1	平成22年1月25日
横山 昌治		だるま堂治療院	ふじみ野市亀久保1254-37	平成22年2月19日
天池 雄哉		ワイズ整骨院	練馬区豊玉北1-4-12	平成21年11月10日
安城 志乃	戸田市新曽1057-103			平成22年3月4日
宮内由美子	戸田本町5-2-20 1302			平成21年5月25日
丸山 武		らいふマッサージ治療院 大宮店	さいたま市大宮区桜木町4-192 5F	平成22年2月18日

告示

埼玉県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人永寿会 三須医院	名称	医療法人永寿会 ミス医院	医療法人永寿会 三須医院

告 示

埼玉県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
戸田駅前眼科医院	戸田市新曽4-2-2-1	平成22年2月28日
あおい調剤薬局新狭山店	狭山市新狭山2-9-2-1	平成21年12月31日
西上尾産婦人科	上尾市小敷谷永川後9-8-2	平成21年12月31日
沢口歯科医院	北葛飾郡栗橋町栗橋2-5-1-8	平成22年1月30日
池田産婦人科医院	本庄市小島南3-1-1-2	平成15年7月1日
医療法人上村内科	富士見市東みずほ台1-5-1 みずほ台ハイム2階	平成22年1月31日
秋山歯科医院	鶴ヶ島市脚折1-8-6-1-9	平成22年1月4日
羽生中央歯科医院	羽生市中央3-6-1-9すぎやま呉服店2F	平成22年1月31日
医療法人信和会 所沢神経クリニック	所沢市東住吉8-6	平成21年11月29日
クリーン薬局	鴻巣市新宿1-1-5-3	平成22年1月31日

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団清呼会 有賀内科クリニック	春日部市中央1-4-6 オガワ第3ビル2階	平成22年1月30日

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
熊谷・あおいホームケアサービス	熊谷市善ヶ島1324-1	医療法人社団 葵会	居宅介護支援	平成22年3月2日
介護老人保健施設 葵の園・熊谷	熊谷市善ヶ島1324-1	医療法人社団 葵会	通所リハビリテーション	平成22年3月1日
			短期入所療養介護	
			介護老人保健施設	
			介護予防通所リハビリテーション	
			介護予防短期入所療養介護	
訪問看護ステーション くつろぎの家	戸田市美女木1-29-45	株式会社シルバー自立支援センター	訪問看護	平成22年3月1日
			介護予防訪問看護	
デイサービス本舗川口	川口市安行領根岸1110	株式会社ハートフルサポート	通所介護	平成22年2月5日
			介護予防通所介護	
デイサービスセンター 遊・志木上宗岡	志木市上宗岡3-6-36	株式会社ウイズネット	通所介護	平成22年1月19日
			介護予防通所介護	
デイサービスセンターわかさ	所沢市若狭1-2931	株式会社千雅	通所介護	平成22年2月19日
			介護予防通所介護	
居宅介護支援 みちくさ	飯能市中居110-3	恵株式会社	居宅介護支援	平成22年2月19日
サカイ・ヘルスケア-入間店	入間市下藤沢737-1	株式会社サカイ・ヘルスケア-	福祉用具貸与	平成22年2月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
桃園居宅介護支援事業所	熊谷市下奈良1507-1	特定非営利活動法人 桃園	居宅介護支援	平成22年2月15日
はなぶさ苑東部居宅介護支援事業所	熊谷市戸出190-3	社会福祉法人 熊谷福祉会	居宅介護支援	平成22年1月1日
医療法人社団富家会 訪問介護ステーション	ひび野市電久保2196 通合高齢者専用賃貸住宅内	医療法人社団 富家会	訪問介護	平成22年2月18日
			介護予防訪問介護	
医療法人社団富家会 福祉用具事業所	ひび野市電久保2196 通合高齢者専用賃貸住宅内	医療法人社団 富家会	福祉用具貸与	平成22年2月18日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	

デイサービスセンター ポラリス	比企郡鳩山町石坂1515-273	本州建設株式会社	通所介護	平成22年3月2日
			介護予防通所介護	
さとのいえ	本庄市児玉町小平141	小畠株式会社	通所介護	平成22年3月2日
			介護予防通所介護	
デイサービスセンター ビッグベン	深谷市武蔵野2405-1	株式会社 ウィンザー	通所介護	平成22年2月16日
			介護予防通所介護	
ケアプランステップ	深谷市武蔵野2405-1	株式会社 ウィンザー	居宅介護支援	平成22年2月16日
医療法人社団清泉会 春日部きせん居宅介護支援事業所	春日部市中央1-53-17 春日部清泉病院別館1階	医療法人社団清泉会	居宅介護支援	平成22年3月5日

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
はぐさ桃園	名称	デイサービスセンター桃園	はぐさ桃園	通所介護
	所在地	熊谷市平戸1599-4	熊谷市下奈良1507-1	
有限会社 寿介護エス・オー・エス	所在地	狭山市水野606-94 西武777ビル54-6	狭山市水野1265-10	介護予防訪問介護
				訪問介護
介護サービス しらゆり	所在地	川口市芝2-13-20 伸和ビル2F	蕨市塚越5-4-17 協和ビル2F	介護予防訪問介護
				訪問介護
訪問看護ステーションたんぼぼ	所在地	飯能市東町3-10 酒井ビル1階	飯能市落合275-1	介護予防訪問看護
				訪問看護
居宅介護支援事業所 オアシスふじ	所在地	川口市東本郷1108-3	川口市江戸3-6-1	居宅介護支援
飯能市地域包括支援センターあずま町	所在地	飯能市東町3-10 酒井ビル1階	飯能市東町3-10 酒井ビル202	介護予防支援
在宅支援センターあねとず訪問介護	所在地	深谷市柏合70-5	深谷市人見1975	介護予防訪問介護
				訪問介護
				居宅介護支援

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ニチイケアセンター野火止	新座市野火止4-1-23込戸ビル1階	訪問介護	平成22年3月31日
		居宅介護支援	
		介護予防訪問介護	
在宅ケアセンターきらめいと川口レンタルサービス	川口市弥平2-22-10	福祉用具貸与	平成22年1月31日
		特定福祉用具販売	
		特定介護予防福祉用具販売	
		介護予防福祉用具貸与	

告示

埼玉県告示第四百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ北越谷店

越谷市東大沢二丁目五番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後九時十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後十一時十五分（二階屋上駐車場）

午前八時四十五分から午後十時（隔地平面駐車場ほか）

ハ 変更年月日

平成二十二年四月一日

二 届出年月日

平成二十二年三月十八日

ニ 縦覧期間

平成二十二年三月三十日から平成二十二年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年三月三十日から平成二十二年七月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十一年九月二十五日解散認可した羽生市手子林第二土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
羽生市大字下手子林一六五一番地	石橋利夫	同
同	岡戸儀芳	同
同	小林孝一	同
同	小林榮	同
同	越沼松雄	同
同	関根繁雄	同
同	関根貞次	同
同	杉山明	同
同	田中弘	同
同	圖齋忠一郎	同
同	中野由季恵	同
同	原田光二	同
同	平賀利雄	同
同	増田勝雄	同
同	増田羨明	同
同	増田博俊	同
同	増田正夫	同
同	増田良作	同
同	儘田義光	同
同	根岸光雄	同
同	根岸正雄	同

同 中手子林一六〇四番地

告 示

埼玉県告示第四百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第七百八十号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第五百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第千八百九十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年十月一日から平成二十七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十一年埼玉県告示第千二百二十四号で告示した川越都市計画道路事業（川越市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十一年九月十四日から平成二十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十三年埼玉県告示第二百九十一号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十三年三月六日から平成二十七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成七年埼玉県告示第七百五十五号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成七年十二月二十二日から平成二十四年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第六百三十六号で告示した草加都市計画道路事業（草加市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成二十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成九年埼玉県告示第二百九号で告示した朝霞都市計画道路事業（朝霞市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成九年二月十八日から平成二十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第千六百二十四号で告示した桶川都市計画道路事業（桶川市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年九月十五日から平成二十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第百十九号で告示した三郷都市計画道路事業（三郷市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年一月二十一日から平成二十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第五百八号

告 示

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高本	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
藤井	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
天名海	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岩殿―1	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
白坂団地	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
本町一丁目―2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
高本―2	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
太平乙（下部斜面）	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

円良田	せきり沢	八幡沢右1	八幡沢	中ノ反り沢右1	中ノ反り沢	中里	上組12	前原	猪狩野	太平乙(上部斜面)
平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

保入沢支溪北	置いて縦覧に供する。	土石流
水境川支溪	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
万場川支溪	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
湯本川支溪東	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
湯本川支溪西―1	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
湯本川支溪西―2	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
湯本川	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
白石沢	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
円良田川支溪1号	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
新地沢北	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流
円良田川支溪2号	平面図等を埼玉県本庄 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流

広木沢	天神川支溪2号	天神川支溪1号	田良田川支溪4号	鬼の田沢支溪南	田良田川支溪3号
平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

藤井	高本	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

	せきり沢	八幡沢右1	八幡沢	中ノ反り沢右1	中里	上組12	前原	
	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	役所に備え置いて縦覧に供する。
	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び滑川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び東松山市役所に備え置いて縦覧に供する。	役所に備え置いて縦覧に供する。

	<p>に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>白石―3―2</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>白石―4</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>粉木―2</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>湯本―2</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>下児玉6区</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>籾</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>3 関2区―ランク</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

	<p>に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>保入沢支溪南</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>保入沢支溪北</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>水境川支溪</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>万場川支溪</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>湯本川支溪東</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>1 湯本川支溪西</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>2 湯本川支溪西</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

湯本川	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>号 円良田川支溪2</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>号 円良田川支溪3</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>鬼の田沢支溪南</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>号 円良田川支溪4</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>広木沢</p>	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	土石流	<p>平面図等を埼玉県本庄県土整備事務所及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

告示

埼玉県告示第五百九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定した。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

水系名	河川名	実施区間
利根川水系	綾瀬川	左岸 さいたま市緑区大字大門字野原四九一〇番の二地先礮橋下流端から越谷市大字蒲生字山王三七九四番地先国土交通大臣管理区間境まで 右岸 川口市東川口五丁目三十一番一四号地先礮橋下流端から草加市金明町一三六一番地三地先国土交通大臣管理区間境まで
荒川水系	芝川	左岸 さいたま市緑区大字大間木字八町二三三八番地の一地先八丁橋下流から川口市大字上青木二丁目地内新芝川分派点まで及び川口市大字領家五丁目地内新芝川合流点から川口市大字領家五丁目地内荒川合流点まで 右岸 さいたま市緑区大字大間木字八町一八八四番地の一地先八丁橋下流から鳩ヶ谷市大字辻地内新芝川分派点まで及び川口市大字領家五丁目地内新芝川合流点から川口市大字領家五丁目地内荒川合流点まで
	新芝川	左岸 川口市大字上青木二丁目地内芝川分派点から川口市大字東領家五丁目東京都境まで（東京都知事管理区間を除く。） 右岸 鳩ヶ谷市大字辻地内芝川分派点から川口市大字領家四丁目地内東京都境まで（東京都知事管理区間を除く。）

告 示

埼玉県告示第五百十号

平成十七年埼玉県告示第千二百六号(水防警報をしなければならない河川について)の一部を次のように改正した。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

表利根川の部綾瀬川の項中「大字蒲生字山王三七九四番地先」の下に「国土交通大臣管理区間境」を加え、「東川口五丁目一四」を「東川口五丁目三一番一四号」に改め、「金明町一三六一番の三地先」の下に「国土交通大臣管理区間境」を加え、同表荒川の部芝川の項中「大間木字八町二三三八番の一地先」を「大字大間木字八町二三三八番地の一地先八丁橋下流」に、「鳩ヶ谷市大字辻新芝川合流点」を「川口市大字上青木二丁目地内新芝川分派点まで及び川口市大字領家五丁目地内新芝川合流点から川口市大字領家五丁目地内荒川合流点」に、「大間木字八町一八八四番の一地先」を「大字大間木字八町一八八四番地の一地先八丁橋下流」に、「川口市青木二丁目新芝川合流点」を「鳩ヶ谷市大字辻地内新芝川分派点まで及び川口市大字領家五丁目地内新芝川合流点から川口市大字領家五丁目地内荒川合流点」に改め、同部新芝川の項中「鳩ヶ谷市辻芝川合流点」を「川口市大字上青木二丁目地内芝川分派点」に、「東領家五丁目まで」を「大字東領家五丁目東京都境まで(東京都知事管理区間を除く。)」に、「緑町二丁目芝川合流点」を「大字辻地内芝川分派点」に、「領家四丁目まで」を「大字領家四丁目地内東京都境まで(東京都知事管理区間を除く。)」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百十一号

川口市から川口市計画川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、
鴻巣都市計画鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可し
たので、次のとおり公告する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十二年度

三 施行地区

鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所の所在地

鴻巣市本町三丁目七番七号

五 施行認可の年月日

平成十五年四月十五日

六 変更の内容

事業施行期間、資金計画、

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十二年三月三十日

告示

埼玉県告示第五百十三号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

まつぶし緑の丘公園

二 位置

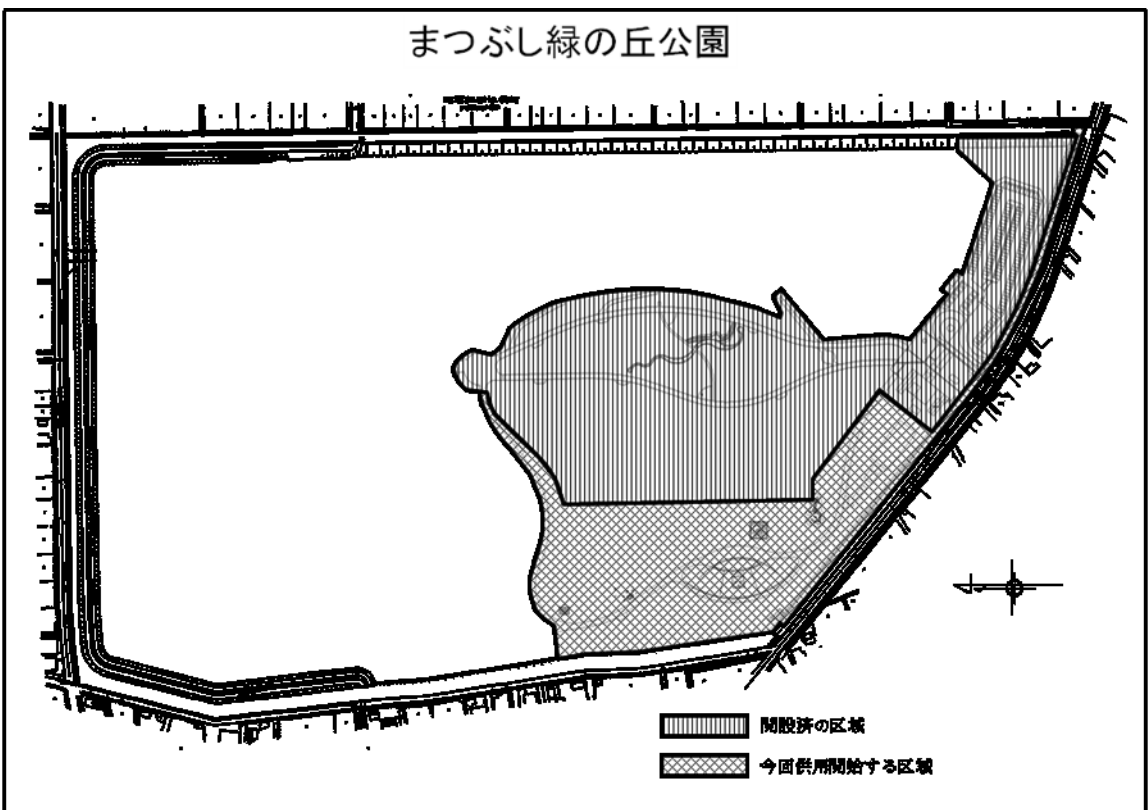
松伏町北葛飾郡松伏町大字大川戸地内

三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十二年四月一日



告示

埼玉県告示第五百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第二百四号で告示した新座都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

新座市

二 都市計画事業の種類及び名称

新座都市計画下水道事業新座公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年二月十二日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第二百四号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百五十九号、昭和六十二年埼玉県告示第六百七十号、平成元年埼玉県告示第十号、平成九年埼玉県告示第四百十九号、平成十二年埼玉県告示第六百二号、平成十四年埼玉県告示第四百十七号、平成十五年埼玉県告示第四百九十七号及び平成二十年埼玉県告示第四百六十七号の事業地に、新座市西堀三丁目、本多一丁目を加え、新座市池田二丁目、片山三丁目、野寺三丁目、堀ノ内一丁目、野火止一丁目、二丁目、三丁目、及び四丁目、馬場一丁目並びに新塚の事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第二百四号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百五十九号、昭和六十二年埼玉県告示第六百七十号、平成元年埼玉県告示第十号、平成九年埼玉県告示第四百十九号、平成十二年埼玉県告示第六百二号、平成十四年埼玉県告示第四百十七号、平成十五年埼玉県告示第四百九十七号及び平成二十年埼玉県告示第四百六十七号の事業地に、新座市野火止二丁目を加え、新座市片山三丁目、野寺三丁目、野火止一丁

目及び三丁目、畑中一丁目並びに馬場一丁目を変更する。

告 示

埼玉県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号で告示した熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道事業深谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月十八日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第三百九十一号、平成二年埼玉県告示第千五百八十二号、平成六年埼玉県告示第三百八十四号、平成六年埼玉県告示第千八十八号、平成九年埼玉県告示第四百八十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十四号、平成十七年埼玉県告示第二百六十七号及び平成二十一年埼玉県告示第四百四十六号の事業地に深谷市菅沼字半佐林、字下菅沼及び字諷坂並びに長在家字並木及び字南猿楽並びに川本明戸字田向及び字久保並びに瀬山字中里及び字中里後を加え、深谷市菅沼字前方及び前久保地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二
年埼玉県告示第百三十六号で告示した寄居都市計画下水道事業の事業計画の変更を
認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画下水道事業深谷公共下水道

三 事業施行期間

平成二年一月三十日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十
六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八
十三号、平成十二年埼玉県告示第百七十三号、平成十六年埼玉県告示
第四百四十九号及び平成十九年埼玉県告示第九十六号の事業地に深谷市
小前田字中原、字台、字大久保及び字清水を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成二年埼玉県告示第百三十六号、平成三年埼玉県告示第千六百七十
六号、平成五年埼玉県告示第千五百五号、平成九年埼玉県告示第四百八
十三号、平成十二年埼玉県告示第百七十三号、平成十六年埼玉県告示
第四百四十九号及び平成十九年埼玉県告示第九十六号の事業地に深谷市
小前田字大久保及び字清水を加え、深谷市小前田字北町地内において事
業地を変更する。

告示

埼玉県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十七号で告示した蕨都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

蕨市

二 都市計画事業の種類及び名称

蕨都市計画下水道事業蕨公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告示

埼玉県告示第五百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成七年埼玉県告示第千六百五号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

上里町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業上里公共下水道

三 事業施行期間

平成七年十一月二十八日から

平成二十七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成七年埼玉県告示第千六百五号、平成二十年埼玉県告示第千八十五号の事業地に、上里町大字金久保字丘ヶ山、字大塚、字狐塚、字中道、字周川、字蓮山、字一本木、字一本木南、字中宿南、字下宿南、字前原北、字前原西、字前原東、字薬師、字道祖神及び大字神保原町字柿木、字窪原、字東原並びに大字七本木字窪東、字三軒後を加え、大字神保原町字新聞、字和尚、字中浦、字長塚、字西台地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第五百十九号

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年埼玉県告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「都市整備部開発指導課」を「都市整備部建築安全課」に改める。

第三条中「午後四時三十分」を「午後四時四十五分」に改める。

第四条中「並びに一月二日から三日まで及び十二月二十九日から三十一日まで」を「及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）」に改める。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百二十号

埼玉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（昭和三十九年埼玉県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「都市整備部開発指導課」を「企画財政部土地水政策課」に改める。

第三条中「午後四時三十分」を「午後四時四十五分」に改める。

第四条中「並びに一月二日及び三日並びに十二月二十九日から三十一日まで」を「及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）」に改める。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程（平成七年埼玉県告示第四百八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「都市整備部開発指導課」を「都市整備部建築安全課」に改める。

第三条中「午後四時三十分」を「午後四時四十五分」に改める。

第四条中「第三条」を削り、「並びに一月二日から三日まで及び十二月二十九日から三十一日まで」を「及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムソフトウェアの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 26 年 10 月 31 日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局
県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 安立・瀬田 電話
048-830-6755（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札共同システム総合窓口」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年5月11日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年5月10日（月）午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成22年5月11日（火）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年4月20日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送（書留郵便に限る。）し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年4月20日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Lease of software regarding integrated personnel management and information system for prefectural schools.

(2) Time-limit for the tender:

By the electronic tender system; by 10:00 a.m., May 11, 2010

By registered mail; must be received by 5:00 p.m., May 10, 2010

In person; by 5:00 p.m., May 10, 2010

(3) Contact Information: Prefectural School Management and Personnel Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.

Address: Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-930

1

Telephone: 048-830-6755

告 示

埼玉県告示第五百二十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムに係るデータ入力及び審査確認業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 23 年 9 月 30 日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」又は「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置

を受けていない者であること。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (6) 国又は他の地方公共団体での類似業務の受注実績があること。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県教育局
県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 安立・瀬田 電話
048-830-6755（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札共同システム総合窓口」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 5 月 11 日（火）午前 10 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 5 月 10 日（月）午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 平成 22 年 5 月 11 日（火）午前 11 時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年4月20日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送（書留郵便に限る。）し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年4月20日（火）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資

格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Comparing and verifying data processed by the Computerized Administrative System with relevant documents.

(2) Time-limit for the tender:

By the electronic tender system; by 10:00 a.m., May 11, 2010

By registered mail; must be received by 5:00 p.m., May 10, 2010

In person; by 5:00 p.m., May 10, 2010

(3) Contact Information: Prefectural School Management and Personnel Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government.

Address: Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-930

1

Telephone: 048-830-6755

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 新 井 勲

路 線 名	根岸本町線
供用開始の区間	川口市上青木四丁目二番十三地先から同市上青木三丁目四番二十二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十二年 三月三十日
備 考	平成十三年十二月二十五日付け埼玉県告示千九百八十八号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長二百二十二・三メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

<p>さいたまふじみ野所沢線</p>	<p>路線名</p>
<p>地先 ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四七番一</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 三七・九 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

川越新座線	路線名
地先 川越市大字並木字中田二五二番一	供用開始の区間
平成二十二年三月三十日	供用開始の期日
延長 四〇・五 メートル	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

南古谷停車場線	路線名
川越市大字並木字中田二三九番六 地先から同市大字並木字中田二四一 番一〇地先まで	供用開始の区間
平成二十二年三月三十日	供用開始の期日
延長 三九・〇 メートル	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越北環状線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	川越市大字福田字川間一三番一 地先から同市大字福田字吉町田五二 番一地先まで	区 間
二五・〇〇 四五・〇二	二五・〇〇 四一・三二	敷地の幅員 (メートル)
	一一三・一一	延長 (メートル)
路整備工)	地方特定道路(改築)整 備工事(H二一 周辺道	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

<p>川越北環状線</p>	<p>路線名</p>
<p>川越市大字福田字川間一一三番一 地先から同市大字福田字吉町田五二 番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>・延長一一三 一メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>大野東松山線</p>	<p>路線名</p>
<p>大字田中字藤坂三〇番地先まで 川一三二番二地先から同郡同町 比企郡ときがわ町大字田中字市</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>ル 三二五・〇〇メートル 延長</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 ときがわ熊谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
田黒字前田二三四番一地先まで	比企郡ときがわ町大字田黒字菩提 一五三番一地先から同郡同町大字	区 間
一〇・五〇 二〇・〇〇	一〇・五〇 一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	四七・二五	延長 (メートル)
	ときがわ町道玉一 五号線改良工事に 伴う取付工事	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>ときがわ熊谷線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡ときがわ町大字田黒字菩 提一五三番一地先から同郡同町 大字田黒字前田二三四番一地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年三月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長 四七・二五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 利根川自転車道線

三 道路の区域

区 間	熊谷市間々田字天神六五二番一地从先から深 谷市中瀬字向島一四九五番地先まで
敷地の幅員 (メートル)	四・五〇 六・〇〇
延 長 (メートル)	六、二九七・〇〇
備 考	自転車歩行者道整備事 業による。

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

利根川 自転車道線	路線名
熊谷市間々田字天神六五二番一地从先から 深谷市中瀬字向島一四九五番地先まで	指定する道路の部分
平成二十二年三月三十日	指定の期日
図面に表示する部分に限る。	備考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長

小川 倫 正

利根川自転車道線	路線名
熊谷市間々田字天神六五二番一地先から深谷市中瀬字向島一四九五番地先まで	供用開始の区間
平成二十二年三月三十日	供用開始の期日
延長六、二九七・〇〇メートル。	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

路線名	県道幸手停車場線
供用開始の区間	幸手市中一丁目四四七二番一地先 から同市中一丁目四四七二番一地 先まで
供用開始の期日	平成二十二年三月三十日
備考	平成二十年一月二十九日埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十 号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長四・八五メートル

告示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県議会議長 小谷野 五雄

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年埼玉県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

「分離課税	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
先物取引の事業・雑所得	

様式第三号中

「を	
土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得	
長期譲渡所得	
株式等の事業・譲渡・雑所得	
市場株式等の配当所得	
先物取引の事業・雑所得	

に改める。

--	--	--	--	--	--

附則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県選挙管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十二年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

(ア) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
公明党参議院埼玉選挙区第2総支部	西田 実仁	関谷 富士男	さいたま市浦和区高砂3-7-4 2F	参議院議員	平成22年2月8日

(2) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
うりた清後援会	瓜田 清	瓜田 淑子	比企郡ときがわ町番匠171-2	平成22年2月17日
粳田平一郎後援会	粳田 平一郎	粳田 利枝	本庄市児玉町下浅見651	平成22年2月26日
春日部を埼玉一のたすけ合いのまちにする会	西川 克己	小笠原 大全	春日部市小淵493-1	平成22年2月23日
小島浩後援会	新井 則夫	長谷川 辰男	比企郡ときがわ町五明659	平成22年2月4日
昭友会	小森谷 昭	持木 勇	幸手市南3-24-1	平成22年2月25日
高野宏後援会	寺内 秀夫	小池 万蔵	秩父市道生町21-15	平成22年2月16日
高橋哲夫後援会	高橋 哲夫	高橋 昭子	秩父市熊木町2-3	平成22年2月8日
龍の会	金沢 豊	種 路生	熊谷市上之2882-1	平成22年2月5日
タナゴ再生の会	水沼 日出夫	水沼 日出夫	春日部市南中曽根357-3	平成22年2月3日
中村ひろひこ埼玉後援会	高橋 安雄	坂本 真一	熊谷市広瀬440-7	平成22年2月2日
西田まことを励ます会	宮地 正介	和田 清志	さいたま市浦和区高砂3-7-4 2F	平成22年2月18日
原口孝(孝友会)後援会	神谷 敏正	斉藤 和博	大里郡寄居町鉢形845-1	平成22年2月2日
平成維新の会	鈴木 健一	鈴木 一郎	東松山市桜山台6-22	平成22年2月9日
よしだ昇後援会	吉田 昇	小林 健治	比企郡滑川町福田2736	平成22年2月10日
寄居町の明日を創る会	小此木 道郎	大川 和男	大里郡寄居町桜沢1526-4	平成22年2月23日

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
日本の未来を考える会	大野 元裕	吉野 喜平	さいたま市浦和区高砂3-6-19	参議院議員	平成22年 2月23日

(ウ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
税理士による大島あつし後援会	榎本 幸雄	関根 智	上尾市南8-8-12 関東信越税理士会 上尾支部内	大島 敦	衆議院議員	平成22年 2月22日
日本の未来を考える会	大野 元裕	吉野 喜平	さいたま市浦和区高砂3-6-19	大野 元裕	参議院議員	平成22年 2月23日

告 示

埼玉県選挙管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十二年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
社会民主党川越支部	代表者	高橋 剛	高橋 正平	平成22年 2月15日
自由民主党入間支部	代表者	田中 龍夫	横田 芳夫	平成22年 2月24日
	会計責任者	横田 淳一	近藤 常雄	同 上
	主たる事務所の所在地	入間市小谷田4 1 7-1	入間市下藤沢8 8 8-1	同 上
自由民主党埼玉県南第九区第一支部	会計責任者	村田 源治	下川 清文	平成22年 2月25日
自由民主党埼玉県連三芳支部	会計責任者	林 伊佐雄	古寺 貞之	平成22年 2月23日
日本共産党埼玉東部南地区委員会	代表者	丹保 純一	廣瀬 伸一	平成22年 2月25日
民主党埼玉県第7区総支部	主たる事務所の所在地	川越市新富町1-1 8-6 戸田ビル2 F	川越市新富町2-3 3-9	平成22年 2月 5日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
青木一郎後援会平青会	代表者	濱田 恒夫	伊藤 哲夫	平成22年 2月 3日
青木信男後援会	代表者	青木 道雄	荻野 健治	平成22年 2月15日
あおば会	会計責任者	松澤 典子	佐藤 身智雄	平成22年 2月10日
荒川岩雄後援会	会計責任者	村田 源治	下川 清文	平成22年 2月25日
いなうら巖後援会	代表者	今西 邦大	千田 憲保	平成22年 2月18日
井上きょう子後援会	会計責任者	井上 昌友	石井 敏夫	平成22年 2月 8日
大里郡市農協政治連盟	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和高砂3-1 2-9	熊谷市末広1-6 2	平成22年 2月17日
大谷和子と新しい鷺宮を考える会	主たる事務所の所在地	北葛飾郡鷺宮町桜田1-4-1-3 2 0	北葛飾郡鷺宮町桜田3-3-5-5 0 4	平成22年 2月 4日
大宮医師連盟	主たる事務所の所在地	さいたま市北区東大成町2-1 0 7	さいたま市北区宮原町2-1 2 5-3	平成22年 2月19日
笠原きへい後援会	代表者	小久保 文雄	阪上 泰雄	平成22年 2月19日
神尾たかよし後援会	代表者	神尾 高善	山崎 貞夫	平成22年 2月26日

河田晃明後援会	代表者	木村 伸二	熊倉 博	平成22年 2月12日
元氣・寄居をつくる会	代表者	高橋 睦	小此木 道郎	平成22年 2月23日
	主たる事務所の所在地	大里郡寄居町桜沢1526-4	大里郡寄居町寄居931	同 上
小島信昭後援会	代表者	倉持 操	井藤 仁	平成22年 2月 9日
埼玉県隊友会政治連盟	代表者	鈴木 一嘉	内藤 幸雄	平成22年 2月 9日
	会計責任者	森口 健二郎	石井 修一	同 上
	主たる事務所の所在地	さいたま市西区三橋5-1470	さいたま市北区日進町1-168-1・ A-306	同 上
さいとう広子後援会	名称	さいとう広子後援会	斉藤広子後援会	平成22年 2月24日
佐野春雄後援会	会計責任者	石井 康雄	西尾 弘	平成22年 2月 5日
菅野博子後援会	主たる事務所の所在地	入間郡毛呂山町平山1-35-31	入間郡毛呂山町岩井1578-12	平成22年 2月 8日
全国社会保険推進連盟埼玉支部	代表者	長谷川 武勇	青木 隆	平成22年 2月 5日
	主たる事務所の所在地	熊谷市大原2-5-19	熊谷市大原1-16-16	同 上
全日本不動産政治連盟埼玉県本部	代表者	菊田 邦彦	林 太一郎	平成22年 2月25日
高橋勅幸後援会	会計責任者	高橋 久子	山田 秋蔵	平成22年 2月16日
大日本剣山塾	会計責任者	生島 利代	大谷 慶植	平成22年 2月22日
入西会	代表者	小林 司	村田 美勝	平成22年 2月17日
ネットワーク三芳	会計責任者	熊谷 くるみ	高木 たみ子	平成22年 2月 5日
野呂たみこ後援会	代表者	斎藤 常之	金子 多一	平成22年 2月23日
花岡のりお連絡事務所	会計責任者	北川 妙子	羽鳥 妙子	平成22年 2月24日
松本佳和後援会	代表者	関 長左衛門	竹元 林蔵	平成22年 2月15日
未来政策研究会	主たる事務所の所在地	川越市新富町1-18-6戸田ビル2F	川越市新富町2-33-9	平成22年 2月 5日
森下純三後援会	会計責任者	森下 恵子	池田 俊男	平成22年 2月26日
八木昭次後援会	主たる事務所の所在地	川越市新富町1-18-6戸田ビル2F	川越市新富町2-33-9	平成22年 2月 5日

告 示

埼玉県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成22年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党名栗支部	平成21年12月31日	平成22年2月16日
自由民主党蓮田支部	平成21年12月31日	平成22年2月15日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
いせだ幸正を応援する会	平成22年1月31日	平成22年2月1日
今井宏と時事研究会	平成21年12月31日	平成22年2月26日
岩田みつお後援会	平成22年2月25日	平成22年2月25日
彩北悦友会	平成21年12月22日	平成22年2月18日
佐々木賢也後援会	平成21年12月31日	平成22年2月8日
市民ネットワーク・かわぐち	平成22年2月22日	平成22年2月22日
税理士による今井宏後援会	平成21年12月30日	平成22年2月24日
高橋康一後援会	平成22年1月20日	平成22年2月2日
忠孝会	平成22年2月26日	平成22年2月26日
日本栄養士連盟埼玉県支部	平成22年2月16日	平成22年2月16日
本澤安治後援会	平成21年12月31日	平成22年2月15日
本多健治後援会	平成22年2月13日	平成22年2月17日
松崎哲久川島後援会	平成22年2月10日	平成22年2月10日
松本安弘を育てる会	平成21年12月31日	平成22年2月1日
松本安弘後援会	平成21年12月31日	平成22年2月1日
山野井美代となかまたち	平成22年2月22日	平成22年2月22日
吉田しんげ児玉地域後援会	平成22年2月10日	平成22年2月10日

別記2（平成22年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称

吉田昇後援会

解散年月日

平成22年 2月10日

届出年月日

平成22年 2月10日

別記 3

政治団体の名称 自由民主党名栗支部

報告年月日 平成22年2月16日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	240,524円
ア 前年繰越額	214,066円
イ 本年収入額	26,458円
(2) 支出総額	109,640円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 自由民主党埼玉県支部連合会	26,400円
イ その他の収入	
10万円未満の収入	58円
合計	26,458円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	17,000円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	92,640円
合計	109,640円

政治団体の名称 自由民主党蓮田支部

報告年月日 平成22年2月15日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	52,074円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	52,074円
(2) 支出総額	52,074円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	

ア 個人の負担する党費又は会費 51,600円
(22人)

イ その他の収入
10万円未満の収入 474円

合計 52,074円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費
(ア) その他の経費 52,074円

合計 52,074円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	38,411円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	38,411円
(2) 支出総額	38,411円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	38,400円 (16人)
イ その他の収入	
10万円未満の収入	11円
合計	38,411円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費
(ア) その他の経費 38,411円

合計 38,411円

政治団体の名称 いせだ幸正を応援する会

報告年月日 平成22年2月1日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **今井宏と時事研究会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 今井 宏

資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員

国会議員関係政治団体の区分 1号団体かつ2号団体

公職の候補者の氏名 今井 宏

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 平成22年2月26日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	18,243,587円
ア 前年繰越額	3,898,599円
イ 本年収入額	14,344,988円
(2) 支出総額	8,237,995円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄附	10,019,370円
b 政治団体からの寄附	4,000,000円
イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(ア) 総会・懇親会開催事業	322,000円
ウ その他の収入	
10万円未満の収入	3,618円
合 計	14,344,988円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
青柳 優	110,000円	草加市
網野 厚	80,000円	草加市
天草 大陸	180,000円	越谷市
新井 重男	60,000円	東京都足立区
加藤 長昭	1,000,000円	草加市
木村 はる江	120,000円	草加市
小澤 博	100,000円	草加市
新井 健一	200,000円	草加市
岩佐 成也	140,000円	さいたま市
久野 一郎	90,000円	草加市
清水 重夫	120,000円	越谷市
中澤 等	100,000円	越谷市
深作 榮一	100,000円	草加市
松沢 邦翁	100,000円	越谷市
三角 幹夫	100,000円	さいたま市
若林 昭	1,000,000円	東京都荒川区
大久保 文男	100,000円	越谷市
伊東 淳	450,000円	草加市
指田 幸次	180,000円	草加市
梅田 隆志	130,000円	草加市
大川 久夫	110,000円	草加市
大久保 雄司	90,000円	草加市
押田 勝次	180,000円	草加市
小澤 良子	120,000円	草加市
大胡田 昇	80,000円	越谷市
太田 靖彦	70,000円	越谷市
加藤 順一	190,000円	草加市
金子 幸二	80,000円	草加市
川井 大輔	180,000円	草加市
加越 祐吉	80,000円	草加市
加藤 茂	80,000円	草加市
数山 篤子	180,000円	東京都足立区

海津 弘	70,000 円	草加市
国延 次郎	80,000 円	草加市
児玉 喜年	90,000 円	草加市
小林 悦也	150,000 円	越谷市
近藤 裕計	120,000 円	草加市
澤田 良夫	130,000 円	草加市
渋谷 慎策	70,000 円	草加市
下川 孝	90,000 円	草加市
鈴木 三利	130,000 円	草加市
関根 昭雄	60,000 円	越谷市
正務 秀彦	80,000 円	草加市
高橋 通泰	70,000 円	草加市
高橋 義夫	90,000 円	東京都北区
高木 元一	80,000 円	草加市
高橋 正夫	70,000 円	草加市
田川 勇	90,000 円	草加市
瀧田 禮子	180,000 円	越谷市
為我井 道隆	90,000 円	越谷市
角井 幸一	80,000 円	草加市
中村 定治	90,000 円	草加市
並木 ふみ子	70,000 円	草加市
野崎 友義	70,000 円	草加市
森田 寛太郎	80,000 円	越谷市
森野 幹雄	70,000 円	越谷市
盛田 鋭夫	70,000 円	草加市
森谷 良智	70,000 円	草加市
山崎 清	80,000 円	草加市
吉川 雅紀	100,000 円	越谷市
谷古宇 孝	400,000 円	草加市
花田 宏	90,000 円	草加市
原 美昭	80,000 円	さいたま市
花岡 和義	140,000 円	草加市
深井 孝行	70,000 円	草加市
藤ノ木 カホル	80,000 円	草加市

祝 勝	80,000 円	草加市
森田 悦康	170,000 円	草加市
中村 昭義	120,000 円	草加市
その他の寄附	369,370 円	

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
宏池政策研究会	4,000,000 円	東京都港区

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費	18,800 円
(イ) 事務所費	344,993 円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	1,854,202 円
(イ) 選挙関係費	20,000 円
(ウ) 寄附・交付金	6,000,000 円

合 計 8,237,995 円

政治団体の名称 岩田みつお後援会

報告年月日 平成22年2月25日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称 彩北悦友会

国会議員関係政治団体の区分 2号団体

公職の候補者の氏名 新井 悦二
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員
 報告年月日 平成22年2月18日
 (平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	431,160円
ア 前年繰越額	429,513円
イ 本年收入額	1,647円
(2) 支出総額	431,160円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	
10万円未満の収入	1,647円
合計	1,647円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	350,000円
(イ) 事務所費	360円
イ 政治活動費	
(ア) その他の経費	80,800円
合計	431,160円

政治団体の名称 佐々木賢也後援会
 報告年月日 平成22年2月8日
 (平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 市民ネットワーク・かわぐち
 報告年月日 平成22年2月22日
 (平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	145,834円
ア 前年繰越額	85,237円
イ 本年收入額	60,597円
(2) 支出総額	53,326円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	20,000円
	(10人)
イ 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	9,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(ア) 展示会内ケーキ売上	31,597円
合計	60,597円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
その他の寄附	9,000円		

(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	53,326円
合計	53,326円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	92,508円
ア 前年繰越額	92,508円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 税理士による今井宏後援会

国会議員関係政治団体の区分 2号団体

公職の候補者の氏名 今井 宏

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 平成22年2月24日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,297,985円
ア 前年繰越額	812,757円
イ 本年収入額	485,228円
(2) 支出総額	1,297,985円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附	396,000円
b 政治団体からの寄附	88,757円

イ その他の収入

10万円未満の収入	471円
-----------	------

合計	485,228円
----	----------

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

その他の寄附 396,000円

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

埼玉県税理士政治連盟 78,757円 さいたま市

その他の寄附 10,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費 28,186円

(イ) 事務所費 148,321円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費 587,500円

(イ) 寄附・交付金 533,978円

合計	1,297,985円
----	------------

政治団体の名称 高橋康一後援会

報告年月日 平成22年2月2日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	300,591円
ア 前年繰越額	7,071円
イ 本年収入額	293,520円
(2) 支出総額	269,460円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	293,500円	(145人)
-----------------	----------	--------

イ その他の収入

10万円未満の収入	20円
-----------	-----

合計	293,520円
----	----------

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 事務所費	1,022円
----------	--------

イ 政治活動費

(ア) その他の経費	268,438円
------------	----------

合計	269,460円
----	----------

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	31,131円
ア 前年繰越額	31,131円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 忠孝会

報告年月日 平成22年2月26日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **日本栄養士連盟埼玉県支部**

報告年月日 平成22年2月16日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	921,131円
ア 前年繰越額	141,308円
イ 本年収入額	779,823円
(2) 支出総額	758,267円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	779,400円
	(1,732人)
イ その他の収入	
10万円未満の収入	423円
合計	779,823円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 事務所費	120,000円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	363,168円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	275,099円
合計	758,267円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	162,864円
ア 前年繰越額	162,864円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	161,830円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 事務所費	20,000円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	141,830円
合計	161,830円

政治団体の名称 **本澤安治後援会**

報告年月日 平成22年2月15日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成21年分)	

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **本多健治後援会**

報告年月日 平成22年1月26日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	70,000円
ア 前年繰越額	20,000円
イ 本年収入額	50,000円

(2) 支出総額	60,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	50,000円
合計	50,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

その他の寄附 50,000円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金 60,000円

合計 60,000円

報告年月日 平成22年2月17日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	10,000円
ア 前年繰越額	10,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	10,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	10,000円
合計	10,000円

政治団体の名称 **松崎哲久川島後援会**

報告年月日 平成22年2月10日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **松本安弘を育てる会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 松本 安弘

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成22年2月1日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	7,438,190円
ア 前年繰越額	7,438,190円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	7,438,190円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 寄附・交付金	7,438,190円
合計	7,438,190円

政治団体の名称 **松本安弘後援会**

報告年月日 平成22年2月1日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **山野井美代となかまたち**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 **山野井 美代**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **川口市議会議員**
 報告年月日 **平成22年2月22日**

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **吉田しんげ児玉地域後援会**
 報告年月日 **平成22年2月10日**

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 600,000円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 600,000円
 (2) 支出総額 559,036円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附
 (ア) 寄附
 a 個人からの寄附 600,000円
 合計 600,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附
 (寄附者の氏名) (金額) (住所)

吉田 しんげ 600,000円 本庄市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費
 (ア) 組織活動費 559,036円
 合計 559,036円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 40,964円
 ア 前年繰越額 40,964円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **吉田昇後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **吉田 昇**
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **滑川町長**

報告年月日 **平成22年2月10日**

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

告 示

埼玉県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

平成二十二年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
粳田 平一郎	本庄市議会議員	粳田平一郎後援会	本庄市児玉町下浅見651	平成22年2月26日
大野 元裕	参議院選挙区選出議員	日本の未来を考える会	さいたま市浦和高砂3-6-19	平成22年2月23日
神尾 高善	埼玉県議会議員	神尾たかよし後援会	深谷市針ヶ谷399-1	平成22年2月26日
小森谷 昭	埼玉県議会議員	昭友会	幸手市南3-24-1	平成22年2月25日
鈴木 健一	東松山市議会議員	平成維新の会	東松山市桜山台6-22	平成22年2月9日
高橋 睦	寄居町長	元気・寄居をつくる会	大里郡寄居町桜沢1526-4	平成22年2月23日
吉田 昇	滑川町長	よしだ昇後援会	比企郡滑川町福田2736	平成22年2月10日

告 示

埼玉県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十二年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
小宮山 泰子	衆議院小選挙区選出議員	未来政策研究会	主たる事務所の所在地	川越市新富町1-18-6戸田ビル2F	川越市新富町2-33-9	平成22年2月5日
斉藤 広子	久喜市議会議員	さいとう広子後援会	名称	さいとう広子後援会	斉藤広子後援会	平成22年2月24日
菅野 博子	毛呂山町議会議員	菅野博子後援会	主たる事務所の所在地	入間郡毛呂山町平山1-35-31	入間郡毛呂山町岩井1578-12	平成22年2月8日
八木 昭次	埼玉県議会議員	八木昭次後援会	主たる事務所の所在地	川越市新富町1-18-6戸田ビル2F	川越市新富町2-33-9	平成22年2月5日

告 示

埼玉県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十二年三月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
今井 宏	衆議院小選挙区選出議員	今井宏と時事研究会	平成21年12月31日	平成22年 2月26日
松本 安弘	埼玉県議会議員	松本安弘を育てる会	平成21年12月31日	平成22年 2月 1日
山野井 美代	川口市議会議員	山野井美代となかまたち	平成22年 2月22日	平成22年 2月22日
吉田 昇	滑川町長	吉田昇後援会	平成22年 2月10日	平成22年 2月10日

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十二年三月三十日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十年埼玉県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十二年三月三十日から施行する。

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに告示する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 吉澤祥匡

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の利用に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の利用に関する規程（平成十六年三月三十一日埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条、第四条第二項及び第五条第二項中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

雑 報

埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の料金（障害者割引）について、次のとおり変更するので、同法第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十二年三月三十日

埼玉県道路公社理事長 田 島 俊 秀

一 有料道路名

ア 狭山環状有料道路

イ 新見沼大橋有料道路

ウ 皆野寄居有料道路

二 路線名

ア その一 県道堀兼根岸線

その二 県道所沢堀兼狭山線

イ 一般国道四六三号

ウ 一般国道一四〇号

四 有料道路の区間

ア その一 狭山市大字上奥富から狭山市大字柏原まで

その二 狭山市大字入間川から狭山市大字上奥富まで

イ さいたま市緑区芝原3丁目からさいたま市緑区大字大崎まで

ウ 大里郡寄居町大字風布から秩父郡皆野町大字皆野まで

五 料金（割引率）

別紙のとおり

六 実施年月日

平成二十二年四月一日

別紙

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ．身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名及び名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用しているこ

とが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

- . 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15 歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該 15 歳未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を 2 以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 725 号厚生省児童家庭局長通知)」の第 3 の 1 (1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者 1 人につき 1 台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合であっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者 1 人につき 1 台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 2 級及び 3 級
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2
	下 肢 不 自 由	1 級、 2 級及び 3 級の 1
	体 幹 不 自 由	1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害 1 級及び 2 級(一上肢のみに運動機能障 害がある場合を除く。)
	下肢機能障害	1 級から 3 級までの各級(一下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。)
内 部 障 害	心臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
	じん臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
	呼吸器機能障害	1 級から 4 級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級から 3 級までの各級
	小腸機能障害	1 級から 4 級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級
	肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、さいたま市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十二年三月三十日

埼玉県住宅供給公社理事長 水 島 茂

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成十三年さいたま市規則第二百二十五号）別表第一及び別表第二に掲げる市営住宅等（氷川住宅を除く。）

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

雑報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、熊谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十二年三月三十日

埼玉県住宅供給公社理事長 水島 茂

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

熊谷市営住宅条例施行規則（平成十七年熊谷市規則第九十号）別表第一から別表第三に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、越谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十二年三月三十日

埼玉県住宅供給公社理事長 水 島 茂

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年越谷市規則第三十九号）別表に掲げる市営住宅等（第二弥十郎中層住宅を除く。）

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで